

昭和56年 3 月 3 日開会

昭和56年 3 月 19 日閉会

和泉市議会第 1 回定例会会議録

第 1 号

和 泉 市 議 会

1945

1945

1945

和泉市議会第1回定例会会議録目次

昭和56年3月3日(火曜日)第1日目

○ 出席議員、欠席議員	1頁
○ 議事説明員その他	2頁
○ 開会宣告(午前10時4分)	3頁
○ 議事日程	3頁
○ 市長開会あいさつ	4頁
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について(原重樹、直村静二、天堀博)	4頁
○ " 第2 会期の決定について(3月3日~3月20日 18日間)	5頁
○ " 第3 青年学級の開設について	
○ " 第4 和泉市自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定について	
○ " 第5 和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について	5頁
○ " 第6 和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	一 括 }
○ " 第7 和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	上
○ " 第8 和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について	程47頁
○ " 第9 昭和56年度和泉市一般会計予算	
○ " 第10 昭和56年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	
○ " 第11 昭和56年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	
○ " 第12 昭和56年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	
○ " 第13 昭和56年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算	
○ " 第14 昭和56年度和泉市水道事業会計予算	
○ " 第15 昭和56年度和泉市病院事業会計予算	
○ 昭和56年度和泉市長市政運営方針演説	47頁
○ 日程第8から日程第15まで提案理由説明	55頁
○ 日程第16 予算審査特別委員会設置について	72頁
○ 日程第17 予算審査特別委員会委員の選任について	73頁
○ 散会宣告(午前11時43分)	74頁

昭和56年3月4日(水曜日)第2日目

○ 出席議員、欠席議員	75頁
○ 議事説明員その他	75頁
○ 議事日程	77頁
○ 開会宣告(午前10時5分)	78頁
○ 日程第1 一般質問について	78頁
1番に 2番 竹内修一君	78頁
2番に13番 並河道雄君	83頁
3番に15番 穴瀬克己君	91頁
4番に19番 大谷昌幸君	96頁
5番に16番 赤阪和見君	104頁
6番に10番 天堀博君	118頁
7番に 8番 原重樹君	133頁
○ 散会宣告(午後4時40分)	141頁

昭和56年3月5日(木曜日)第3日目

○ 出席議員、欠席議員	143頁
○ 議事説明員その他	143頁
○ 議事日程	144頁
○ 開会宣告(午前10時4分)	146頁
○ 日程第1 一般質問について	146頁
1番に9番 直村静二君	146頁
2番に1番 若浜記久男君	158頁
○ 日程第2 昭和54年度和泉市歳入歳出決算認定について(決算審査特別委員長報告)	170頁
○ 日程第3 例月出納検査結果報告(収入取扱昭和55年9月分)	
○ " 第4 " (収入取扱昭和55年10月分)	
○ " 第5 " (水道部企業出納員扱昭和55年10月分)	一 177
○ " 第6 " (水道部企業出納員扱昭和55年11月分)	括 頁
○ " 第7 " (市立病院企業出納員扱昭和55年10月分)	上 7
○ " 第8 " (市立病院企業出納員扱昭和55年11月分)	程

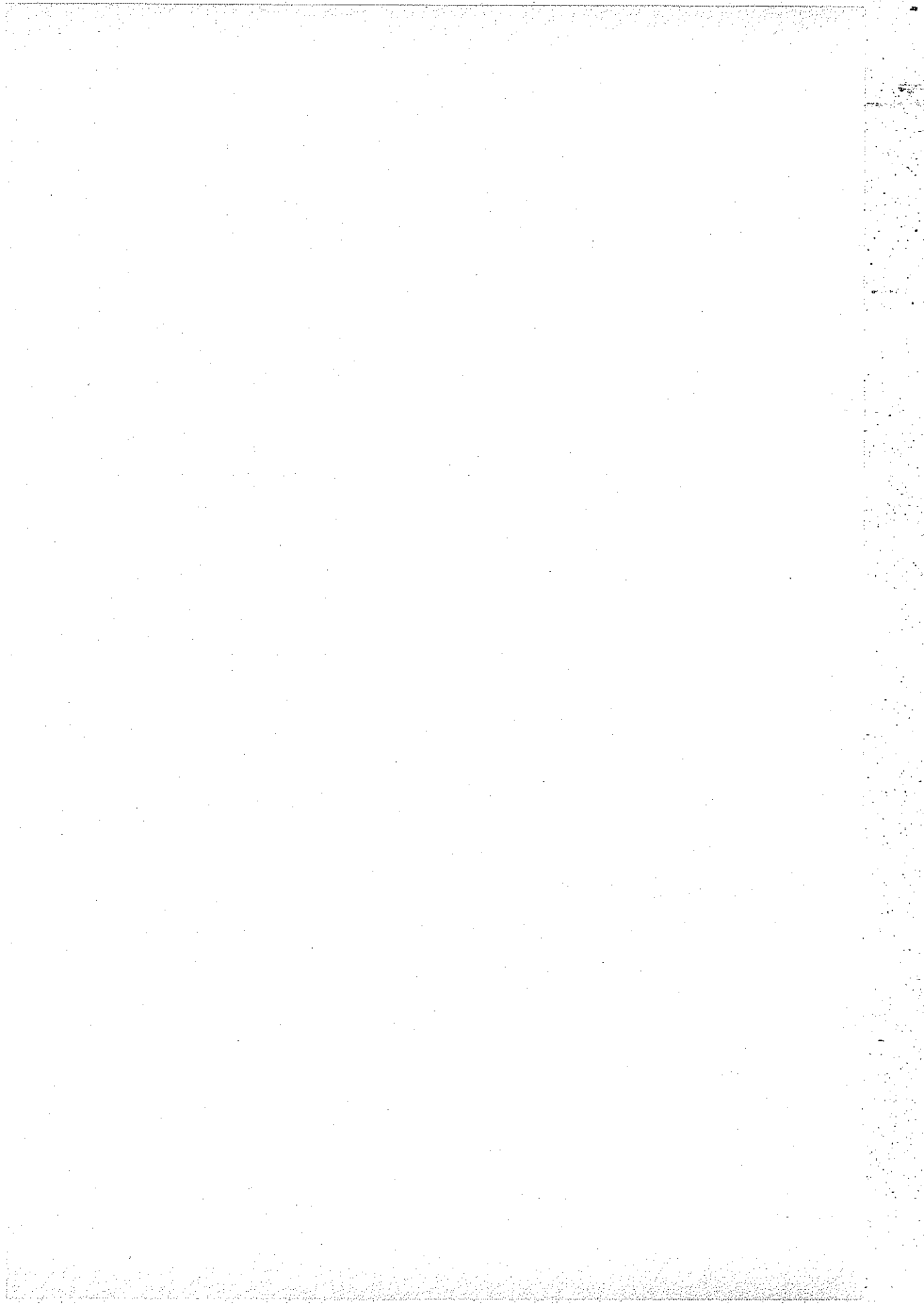
○ 日程第 9	例月出納検査結果報告（収入役扱昭和55年11月分）	
○ " 第10	" (水道部企業出納員扱昭和55年12月分)	182
○ " 第11	" (市立病院企業出納員扱昭和55年12月分)	頁
○ " 第12	専決処分の承認を求めることについて（交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について）	182頁
○ " 第13	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	184頁
○ " 第14	財産取得について（市立光明台中学校校舎）	187頁
○ " 第15	財産取得について（市立光明台南小学校校舎）	187頁
○ " 第16	市道の路線認定について（今福団地1号線）	189頁
○ " 第17	市道の路線の廃止及び認定について（北池田40号線他3線）	191頁
○ " 第18	市道の路線変更について（上代伏屋線）	194頁
○ " 第19	昭和55年度和泉市一般会計補正予算（第5号）	195頁
○ " 第20	昭和55年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）	208頁
○ " 第21	昭和55年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）	212頁
○ " 第22	工事請負契約締結について（旭第一団地3期建設工事）	215頁
○	散会宣告（午後3時45分）	

昭和56年3月19日（木曜日）最終日

○ 出席議員、欠席議員		223頁
○ 議事説明員その他		223頁
○ 議事日程		225頁
○ 開会宣告（午前10時00分）		226頁
○ 日程第1より日程第13まで予算審査特別委員会委員長藤原要馬君報告		226頁
○ 日程第 1	青年学級の開設について	
○ " 第 2	和泉市自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定について	
○ " 第 3	和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について	—
○ " 第 4	和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	226
○ " 第 5	和泉市消防団員等公務員災害補償条例の一部を改正する条例制定について	括 頁
○ " 第 6	和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について	上 頁
○ " 第 7	昭和56年度和泉市一般会計予算	程

○ 日程第 8	昭和56年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	
○ “ 第 9	昭和56年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	
○ “ 第10	昭和56年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	247
○ “ 第11	昭和56年度和泉市中央丘陵整備事業特別会計予算	頁
○ “ 第12	昭和56年度和泉市水道事業会計予算	
○ “ 第13	昭和56年度和泉市病院事業会計予算	
○ 日程第14	和泉市土地開発公社昭和56事業年度事業計画書類の提出について	247頁
○ “ 第15	国民健康保険に係る療養給付費の国庫負担率の引き上げと傷病手当、出 産手当等の給付制度の確立に関する意見書	253頁
○ 閉会宣告(午後 2 時10分)		256頁
○ 市長閉会のあいさつ		256頁
○ 議長閉会のあいさつ		257頁

第 1 日



昭和56年3月3日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番 若 浜 記久男 君	16番 赤 阪 和 見 君
2番 竹 内 修 一 君	17番 橋 本 佳 行 君
3番 辻 村 靖 英 君	18番 松 尾 孝 明 君
5番 田 中 包 治 君	19番 大 谷 昌 幸 君
6番 三 井 正 光 君	20番 出 原 平 男 君
7番 勝 部 津喜枝 君	21番 池 辺 秀 夫 君
8番 原 重 樹 君	22番 飯 坂 楠 次 君
9番 直 村 静 二 君	23番 田 中 昭 一 君
10番 天 堀 博 君	25番 奥 村 圭一郎 君
11番 成 田 秀 益 君	26番 仁 井 明 君
12番 横 田 憲治郎 君	27番 柳 瀬 美 樹 君
13番 並 河 道 雄 君	28番 貝 淵 博 治 君
15番 穴 瀬 克 己 君	29番 藤 原 要 馬 君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池 田 忠 雄	同和对策部理事兼解放総 合センター所長事務取扱	生 田 稔
助 役	坂 口 禮之助	市 民 部 長	富 田 宏 之
収 入 役	中 塚 白	市民部次長兼福祉事務所 長・保育課長事務取扱	中 川 鉄 也
参与兼市長公室長 事務取扱	西 川 喜 久	産 業 衛 生 部 長	広 岡 史 郎
参与兼都市整備部長 事務取扱	林 徳 次	産 業 衛 生 部 次 長	角 谷 泰 夫
秘 書 広 報 課 長	石 本 博 信	建 設 部 長	逢 野 一 郎
財 務 部 長	麻 生 和 義	建 設 部 次 長 兼 土木課長事務取扱	吉 田 日出男
財 務 部 次 長	北 野 敦 雄	都 市 整 備 部 理 事	中 山 重 光
財 務 課 長	大 塚 孝 之	都 市 整 備 部 理 事	門 川 禄 朗
同 和 对 策 部 長	橋 本 昭 夫	都 市 整 備 部 次 長 兼 用地第四課長事務取扱	萩 本 啓 介

都市整備部次長	青木孝之	教 育 長	葛城宗一
改良事業部長	西川武雄	教 育 次 長	杉本弘文
改良事業部次長兼 改良総務課長事務取扱	前田守正	管 理 部 次 長	逢野博之
病 院 長	竹林淳	指 導 部 長	高橋貞良
病院事務局長	内田繁	指 導 部 次 長	竹田明郎
病院事務局長次長兼 管理課長事務取扱	藤原光夫	指 導 部 次 長	明坂貞士
水 道 部 長	田中稔	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
会 計 課 長	赤田信信	選挙管理委員会事務局長	岸田秀仁
消 防 長	松村吉堯	監 査 委 員	久光喜多男
消防本部次長兼消防署長	湯川行夫	監査事務局次長兼 公平委員会事務局長	向井洋
用地担当理事 ・土地開発公社事務局長	平野誠蔵	農 業 委 員 会 会 長	坂上國治
用地担当参事・土地 開発公社事務局長	岩井益一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信田種行
教 育 委 員 長	堀内由延		

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次 長	吉田種義
議事係長	西井正
議事係	佐土谷茂一
議事係	川崎政勝

○
本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和56年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月3日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3	議案第8号	青年学級の開設について	
4	議案第9号	和泉市自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定について	
5	議案第10号	和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
6	議案第11号	和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
7	議案第12号	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	
8	議案第13号	和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について	
9	議案第1号	昭和56年度和泉市一般会計予算	
10	議案第2号	昭和56年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	
11	議案第3号	昭和56年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	
12	議案第4号	昭和56年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	
13	議案第5号	昭和56年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算	
14	議案第6号	昭和56年度和泉市水道事業会計予算	
15	議案第7号	昭和56年度和泉市病院事業会計予算	
16	議会議案第1号	予算審査特別委員会設置について	
17	議会議案第2号	予算審査特別委員会委員の選任について	

(午前10時4分開議)

- 議長(貝淵博治君) おはようございます。議員の皆さんには年度末何かと御繁多のところ多数御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局局長報告)

- 市会事務局長（吉岡昭男君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席されておる議員さんは21名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思われま。現在、21名でございます。

- 議長（貝淵博治君） ただいまの報告どおり、出席議員数21名をもちまして議会は成立しておりますので、これより昭和56年和泉市議会第1回定例会を開催いたします。

- 議長（貝淵博治君） 本日の会議に出席を求めた者の氏名及び議事日程は、お手元に印刷配付してあるとおりでありますので、よろしく御了解を願います。

- 議長（貝淵博治君） この際、市長のあいさつを願います。

（市長あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 昭和56年第1回定例会の開会に当たりまして一言、ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず御出席をいただき、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして御提案申し上げます議案は、昭和56年度一般会計予算、特別会計予算を初め水道事業会計予算、病院事業会計予算と、これに関連をいたします条例制定等多数御提案申し上げ、御審議をお願い申し上げる次第でございます。議案の内容につきましては別途ご説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして、御議決、御承認をくださいますようお願い申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうかよろしく御願いを申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 市長のあいさつが終わりました。

日程審議に入る前に、秘書広報課長より広報いずみの製作に当たり議場風景の撮影と、盲人用広報製作のため市政運営方針演説の録音許可の願い出がありますので、これを許可します。

- 議長（貝淵博治君） それでは、これより日程審議に入ります。日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。

本件については、会議規則第103条の規定に基づき、8番、原重樹君、9番、直村静二君、

10番、天堀博君、以上3名を指名いたします。

○ 議長（貝淵博治君） 日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より3月20日までの18日間と決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって本定例会の会期は、本日より3月20日までの18日間と決定いたします。

○ 議長（貝淵博治君） 次に、日程第3「青年学級の開設について」より日程第15「昭和56年度和泉市病院事業会計予算」までは、いずれも昭和56年度予算に関連する議案でございますので、これを一括議題といたします。

各議案については表題のみ朗読し、逐一の朗読を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようでございますので、表題のみ局長をして朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第8号

青年学級の開設について

青年学級振興法（昭和28年法律第211号）第5条第2項の規定に基づき、青年学級を次のとおり開設する。

昭和56年3月3日提出

和泉市長 池田 忠 雄

青年学級

- | | |
|--------|--------------------------------------------------------|
| 1 名 称 | 和泉市立和泉青年学級
和泉市立北池田青年学級
和泉市立南池田青年学級
和泉市立横山青年学級 |
| 2 開設者 | 和泉市 |
| 3 開設期日 | 昭和56年4月1日 |

- 4 開設期間 自 昭和56年4月1日
至 昭和57年3月31日
- 5 開設場所 和泉市立市民会館
和泉市立北池田小学校
和泉市立南池田公民館
和泉市立槇尾中学校
- 6 学習内容 一般教養（一般社会・書道）
家 事（茶道・華道）
- 7 学習時間 各青年学級ともに年間を通じ、1人100時間以上

議案第 8 号 参考資料

青年学級振興法（昭和28年法律第211号）抜粋
（開設及び実施機関）

第5条 青年学級は、市町村が開設する。

- 2 市町村の教育委員会は、青年学級の開設を決定するには、あらかじめ、議会の議決を経なければならぬ。
- 3 青年学級の実施機関（以下「実施機関」という。）は、原則として、市町村の設置する公民館又は学校（大学及び高等専門学校を除く。）とする。

議案第 9 号

和泉市自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定について

和泉市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和56年3月3日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市自転車駐車場条例の一部を改正する条例（案）

和泉市自転車駐車場条例（昭和54年和泉市条例第19号）の一部を次のように改正する。

- 第2条中
- 〔(1) 名称 和泉府中駅前自転車駐車場
(2) 位置 和泉市府中町一丁目1251の2〕^を

名 称	位 置
和泉府中駅前自転車駐車場 信太山駅前自転車駐車場	和泉市府中町一丁目1251の2 和泉市池上町一丁目583の1

に改める。

別表中「別表 和泉府中駅前自転車駐車場料金表」を「別表 自転車駐車場料金表（第5条関係）」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

理 由

信太山駅周辺の自転車の利用状況を勘案し、同駅周辺の道路交通の安全と円滑化を図るため、自転車駐車場を新設する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 9 号参考資料

和泉市自転車駐車場条例の一部改正（案）新旧対照表

新			旧																				
（名称及び位置） 第2条 自転車駐車場（以下「駐車場」という。） の名称及び位置は、次のとおりとする。			（名称及び位置） 第2条 自転車駐車場（以下「駐車場」という。） の名称及び位置は、次のとおりとする。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和泉府中駅前 自転車駐車場</td> <td>和泉市府中町一丁目1251の2</td> </tr> <tr> <td>信太山駅前 自転車駐車場</td> <td>和泉市池上町一丁目583の1</td> </tr> </tbody> </table>			名 称	位 置	和泉府中駅前 自転車駐車場	和泉市府中町一丁目1251の2	信太山駅前 自転車駐車場	和泉市池上町一丁目583の1	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>(1) 名称</td> <td colspan="2">和泉府中駅前自転車駐車場</td> </tr> <tr> <td>(2) 位置</td> <td colspan="2">和泉市府中町一丁目1251の2</td> </tr> </tbody> </table>			(1) 名称	和泉府中駅前自転車駐車場		(2) 位置	和泉市府中町一丁目1251の2							
名 称	位 置																						
和泉府中駅前 自転車駐車場	和泉市府中町一丁目1251の2																						
信太山駅前 自転車駐車場	和泉市池上町一丁目583の1																						
(1) 名称	和泉府中駅前自転車駐車場																						
(2) 位置	和泉市府中町一丁目1251の2																						
別表 自転車駐車場料金表（第5条関係）			別表 和泉府中駅前自転車駐車場料金表																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>車 種</th> <th>使用料金</th> <th>定期料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動2 輪 車</td> <td>1日1回150円</td> <td>1箇月 3,000円</td> </tr> <tr> <td>自転車</td> <td>1日1回100円</td> <td>1箇月 2,000円</td> </tr> </tbody> </table>			車 種	使用料金	定期料金	自動2 輪 車	1日1回150円	1箇月 3,000円	自転車	1日1回100円	1箇月 2,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>車 種</th> <th>使用料金</th> <th>定期料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動2 輪 車</td> <td>1日1回150円</td> <td>1箇月 3,000円</td> </tr> <tr> <td>自転車</td> <td>1日1回100円</td> <td>1箇月 2,000円</td> </tr> </tbody> </table>			車 種	使用料金	定期料金	自動2 輪 車	1日1回150円	1箇月 3,000円	自転車	1日1回100円	1箇月 2,000円
車 種	使用料金	定期料金																					
自動2 輪 車	1日1回150円	1箇月 3,000円																					
自転車	1日1回100円	1箇月 2,000円																					
車 種	使用料金	定期料金																					
自動2 輪 車	1日1回150円	1箇月 3,000円																					
自転車	1日1回100円	1箇月 2,000円																					
注 自動2輪車とは排気量0.09リットル以下のもの及び原動機付自転車をいい、側車付のものを除く。			注 自動2輪車とは排気量0.09リットル以下のもの及び原動機付自転車をいい、側車付のものを除く。																				

議案第10号

和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について
和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和56年3月3日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市立病院の料金等に関する条例(昭和47年和泉市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表(2条関係)中

2人室	1床につき日額 2,000円	1床につき日額 2,600円
3人室	1床につき日額 1,000円	1床につき日額 1,300円
4人室	1床につき日額 500円	1床につき日額 700円
6人室	1床につき日額 300円	1床につき日額 400円

「

2人室	1床につき日額 2,000円	1床につき日額 2,600円
-----	-------------------	-------------------

」

「

2人室	1床につき日額 1,500円	1床につき日額 2,000円
6人室	1床につき日額 0円	1床につき日額 300円

」

「

2人室	1床につき日額 1,500円	1床につき日額 2,000円
-----	-------------------	-------------------

」

附 則

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 改正後の和泉市立病院の料金等に関する条例の規定は、昭和56年4月1日以後の入院加療に係る入院加算料金について適用し、同日前の入院加療に係る入院加算料金については、なお従前の例による。

理 由

最近の社会情勢にかんがみ、地域保険医療機関又公的病院という立場から入院加算料金の改定をする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 10 号 参考資料

和泉市立病院の料金等に関する条例の一部改正(案)新旧対照表

新		旧	
区	分	料 金	
		本 市 住 民	本 市 住 民 で な い 者
分べん料	時 間 内	1 回につき 25,000円	1 回につき 30,000円
	時 間 外	1 回につき 35,000円	1 回につき 42,000円
入院加算料	休日及び深夜	1 回につき 45,000円	1 回につき 54,000円
	特別室	1 床につき日額 10,000円	1 床につき日額 13,000円
	個室 A	1 床につき日額 6,000円	1 床につき日額 7,800円
	個室 B	1 床につき日額 5,000円	1 床につき日額 6,500円
	2 人室	1 床につき日額 2,000円	1 床につき日額 2,600円
	個室	1 床につき日額 4,000円	1 床につき日額 5,200円
備考 略	2 人室	1 床につき日額 1,500円	1 床につき日額 2,000円
	個室	1 床につき日額 1,500円	1 床につき日額 300円
入院加算料	時 間 内	1 回につき 25,000円	1 回につき 30,000円
	時 間 外	1 回につき 35,000円	1 回につき 42,000円
入院加算料	休日及び深夜	1 回につき 45,000円	1 回につき 54,000円
	特別室	1 床につき日額 10,000円	1 床につき日額 13,000円
	個室 A	1 床につき日額 6,000円	1 床につき日額 7,800円
	個室 B	1 床につき日額 5,000円	1 床につき日額 6,500円
	2 人室	1 床につき日額 2,000円	1 床につき日額 2,600円
	個室	1 床につき日額 4,000円	1 床につき日額 5,200円
備考 略	2 人室	1 床につき日額 1,500円	1 床につき日額 2,000円
	個室	1 床につき日額 1,500円	1 床につき日額 300円

別表(第2条関係)

別表(第2条関係)

議案第11号

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和56年3月3日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年和泉市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項を次のように改める。

3 遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数(遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう。)の区分に応じ、1年につき当該各号に定める額とする。

- (1) 1人 補償基礎額に153を乗じて得た額(55歳以上の妻又は第1項第4号で定める廃疾の状態にある妻である場合には175を乗じて得た額)
- (2) 2人 補償基礎額に193を乗じて得た額
- (3) 3人 補償基礎額に212を乗じて得た額
- (4) 4人 補償基礎額に230を乗じて得た額
- (5) 5人以上 補償基礎額に245を乗じて得た額

附則第2条の次に次の2条を加える。

(障害補償年金差額一時金)

第2条の2 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計が、次の表の左欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額に満たないときは、実施機関は、その者の遺族に対し、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障害の等級	額
第1級	補償基礎額に1340を乗じて得た額
第2級	補償基礎額に1190を乗じて得た額
第3級	補償基礎額に1050を乗じて得た額
第4級	補償基礎額に920を乗じて得た額
第5級	補償基礎額に790を乗じて得た額
第6級	補償基礎額に670を乗じて得た額
第7級	補償基礎額に560を乗じて得た額

2 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とし、当該各号に掲げる者のうちあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

- (1) 障害補償年金を受ける権利を有する者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (2) 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 前2項に定めるもののほか、障害補償年金差額一時金に関し必要な事項については、地方公務員災害補償法附則第5条の2の規定の例による。

(障害補償年金前払一時金)

第2条の3 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が規則で定めるところにより申し出たときは、実施機関は、補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。

2 障害補償年金前払一時金の額は、前条第1項の表の左欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度として規則で定める額とする。

3 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は各月に支給されるべき額の合計額が規則で定める算定方法に従い当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

4 前3項に定めるもののほか、障害補償年金前払一時金に関し必要な事項については、地方公務員災害補償法附則第5条の3の規定の例による。

附則第3条の前の見出しを「(遺族補償年金前払一時金)」に改め、同条第1項を次のように改める。

当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が規則で定めるところにより申し出たときは、

実施機関は、補償として遺族補償年金前払一時金を支給する。

附則第3条第3項を削り、同条第2項中「前項の一時金」を「遺族補償年金前払一時金」に、「当該職員」を「当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる職員」に「当該職員」を「当該遺族補償年金前払一時金」に改め、同項を、同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額の1.000倍に相当する額を限度として規則で定める額とする。

附則第3条に次の2項を加える。

4 遺族補償年金前払一時金が支給される場合における第14条の規定の適用については、第14条中「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額」とする。

5 前4項に定めるもののほか、遺族補償年金前払一時金に関し必要な事項については、地方公務員災害補償法附則第6条の規定の例による。

附則第4条の見出しとして「(遺族補償一時金の額の特例)」を付する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第2条の次に2条を加える改正規定は、昭和56年11月1日から施行する。

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「新条例」という。)第12条第3項の規定は、昭和55年11月1日以後の期間に係る遺族補償年金について適用する。

(経過措置)

3 新条例第2条の2の規定は、障害補償年金を受ける権利を有する者が昭和56年11月1日以後に死亡した場合について、新条例附則第2条の3の規定は同日以後に障害補償年金を支給すべき事由が生じた場合について適用する。

4 改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第3条第1項の規定により支給された一時金は、遺族補償年金前払一時金とみなして、新条例の規定を適用する。

理 由

地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、本市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する規定の整備を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第11号参考資料

和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
<p>(遺族補償年金)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数(遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けうる者)の区分に応じ、1年につき当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1人 補償基礎額に158を乗じて得た額(55歳以上の妻又は第1項第4号で定める廃疾の状態にある妻である場合には175を乗じて得た額)</p> <p>(2) 2人 補償基礎額に193を乗じて得た額</p> <p>(3) 3人 補償基礎額に212を乗じて得た額</p> <p>(4) 4人 補償基礎額に230を乗じて得た額</p> <p>(5) 5人以上 補償基礎額に245を乗じて得た額</p>	<p>(遺族補償年金)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 遺族補償年金の額は、補償基礎額に365を乗じて得た額に、次の各号に掲げる遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けうる者との区分に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 1人 100分の85(55歳以上の妻又は第1項第4号に規定する廃疾の状態にある妻である場合には100分の45、これら以外の妻で50歳以上55歳未満のものである場合には100分の40)</p> <p>(2) 2人 100分の50</p> <p>(3) 3人 100分の56</p> <p>(4) 4人 100分の62</p> <p>(5) 5人以上 100分の67</p>

附 則

附 則

新

(障害補償年金差額一時金)

第2条の2 当分の間、障害補償年金を受け権利を有する者が死亡した場合には、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計が、次の表の左欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額に満たない時は、実施機関は、その者の遺族に対し、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障害の等級	額
第1級	補償基礎額に1,840を乗じて得た額
第2級	補償基礎額に1,190を乗じて得た額
第3級	補償基礎額に1,050を乗じて得た額
第4級	補償基礎額に920を乗じて得た額
第5級	補償基礎額に790を乗じて得た額
第6級	補償基礎額に670を乗じて得た額
第7級	補償基礎額に560を乗じて得た額

2. 障害補償年金差額一時金を受けとることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けらるべき遺族の順位は、次の各号の順序とし、当該各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

旧

新

- (1) 障害補償年金を受けける権利を有する者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (2) 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 8 前2項に定めるもののほか、障害補償年金差額一時金に關し必要な事項については、地方公務員災害補償法附則第5条の2の規定の例による。

(障害補償年金前払一時金)

第2条の8 当分の間、障害補償年金を受けける権利を有する者が規則で定めるところにより申し出たときは、実施機関は、補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。

2 障害補償年金前払一時金の額は、前条第1項の表の左欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害の等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度として規則で定める額とする。

8 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は各月に支給されるべき額の合計額が規則で定める算定方法に従い当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

4 前8項に定めるものは、障害補償年金前払一時金に關し必要な事項については、地方公務員災害補償法附則第5条の8の規定の例による。

旧

(遺族補償年金前払一時金)

第3条 当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が規則で定めるところにより申し出たときは、実施機関は、補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

2 遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額の1,000倍に相当する額を限度として規則で定める額とする。

3 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる職員の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が規則で定める算定方法に従い、当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

4 遺族補償年金前払一時金が支給される場合における第14条の規定の適用については、第14条中「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額」とする。

5 前4項に定めるもののほか、遺族補償年金前払一時金に關し必要な事項については、地方公務員災害補償法附則第6条の規定の例による。

(遺族補償一時金の特例)

第4条 略

(遺族補償の支給に關する暫定措置)

第3条 適用日から20年以内に、職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合において、当該死亡に關し、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が規則で定めるところにより申し出た時は、補償基礎額の1,000倍に相当する額を超えない範囲内で規則で定める額を一時金として支給する。

2 前項の一時金が支給される場合には、当該職員の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が規則で定める算定方法に従い、当該一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

第4条 略

議案第12号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

和泉市消防団員等公務員災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和56年3月3日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)

和泉市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年和泉市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「差し押える」を「差し押さえる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、非常勤消防団員に係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

第12条第1項を次のように改める。

遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数(遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう。)の区分に応じ、一年につき当該各号に定める額とする。

- (1) 1人 補償基礎額に153を乗じて得た額(55歳以上の妻又は廃疾の状態にある妻である場合には、補償基礎額に175を乗じて得た額)
- (2) 2人 補償基礎額に193を乗じて得た額
- (3) 3人 補償基礎額に212を乗じて得た額
- (4) 4人 補償基礎額に230を乗じて得た額
- (5) 5人以上 補償基礎額に245を乗じて得た額

第12条第4項第1号中「50歳又は」を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項にただし書を加える改正規定は、昭和56年11月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)第12条第1項及び第4項の規定は、遺族補償年金のうち、昭和55年11月1日(以下「適用日」と

いう。)以後の期間に係る分について適用し、適用日前の期間に係る分については、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改世前の和泉市消防団員等公務災害補償条例の規定に基づく遺族補償年金(適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。)として支払れた金額は、新条例の規定に基づく遺族補償年金の内払とみなす。

理 由

公務上の災害等を受けた非常勤消防団員等の遺族の保護の充実を図るため、遺族補償年金の額の引上げを行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第12号参考資料

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正(案)新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し又は差し押さえることはできない。<u>ただし、非常勤消防団員に係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p> <p>第12条 <u>遺族補償年金の額は、次の各号に掲げる人数(遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数をいう。)の区分に応じ、一年につき当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1)1人 <u>補償基礎額に153を乗じて得た額(55歳以上の妻又は廃疾の状態にある妻である場合には、補償基礎額に175を乗じて得た額)</u></p> <p>(2)2人 <u>補償基礎額に193を乗じて得た額</u></p> <p>(3)3人 <u>補償基礎額に212を乗じて得た額</u></p>	<p>第3条 略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p> <p>第12条 <u>遺族補償年金の額は、1年につき、補償基礎額に365を乗じて得た額に、次の各号に掲げる遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)1人 <u>100分の35(55歳以上の妻又は廃疾の状態にある妻である場合には100分の45、これらの妻以外の妻で50歳以上55歳未満のものである場合には100分の40)</u></p> <p>(2)2人 <u>100分の50</u></p> <p>(3)3人 <u>100分の56</u></p>

(4) 4人 補償基礎額に230を乗じて得た額	(4) 4人 100分の62
(5) 5人以上 補償基礎額に245を乗じて得た額	(5) 5人以上 100分の67
2 略	2 略
3 略	3 略
4 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が次の各号の一に該当するに至ったときは、その該当するに至った月の翌月から遺族補償年金の額を改定する。	4 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が次の各号の一に該当するに至ったときは、その該当するに至った月の翌月から遺族補償年金の額を改定する。
(1) 55歳に達したとき (療疾の状態にあるときを除く)	(1) 50歳又は55歳に達したとき (療疾の状態にあるときを除く。)
(2) 略	(2) 略

議案第13号

和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和56年3月3日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例(案)

和泉市職員旅費条例(昭和31年和泉市条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「2,000」を「3,000」に、「8,000」を「11,000」に、「7,000」を「10,000」に改め、同表日当の項中「1,500」を「2,000」に改め、同表備考2(イ)中「新幹線こだま号特別急行料金」を「新幹線特別急行料金」に改め、同表備考2(ロ)中「新幹線ひかり号又はこだま号特別急行料金」を「新幹線特別急行料金」に改める。

附 則

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 改正後の和泉市職員旅費条例の規定は、施行日以後に出発する旅行及び、施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち旅行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

理 由

現行の旅費支給額は、昭和52年に改定され、その後3年を経過し、経済情勢の変化、諸物価の高騰につれて実態にあわない状況にあります。これにより旅費支給額を改定するとともに規定の整備を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 13 号 参考資料

和泉市職員旅費条例の一部改正（案）新旧対照表

新						旧								
別表第 1						別表第 1								
給料表の種類	職務の等級	日 当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	給料表の種類	職務の等級	日 当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	給料表の種類	職務の等級	日 当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
第 1	医療職 (一)	3,000	11,000	1,500	医療職 (一)	特 1 等級	2,000			医療職 (一)	特 1 等級	2,000	8,000	1,500
	行政職					1 等級								
第 2	医療職 (一)	2,000	10,000	1,800	医療職 (一)	特 1 等級	2,000			医療職 (一)	特 1 等級	1,500	7,000	1,300
	医療職 (二)					2 等級								
	医療職 (三)					1 等級								
第 3	行政職	2,000	10,000	1,300	行政職	2 等級	2,000			行政職	2 等級	1,500	7,000	1,300
	医療職 (一)					1 等級								
	医療職 (二)					1 等級								
第 4	行政職	2,000	10,000	1,200	行政職	3 等級	2,000			行政職	3 等級	1,500	7,000	1,200
	医療職 (一)					2 等級								
	医療職 (二)					2 等級								
	医療職 (三)				医療職 (三)	4 等級				医療職 (三)	4 等級			
	行政職					5 等級								

新

第5	医療職(→)	4等級	2,000	10,000	1,200
	医療職(□)	3等級			
	医療職(⇐)	4等級			

備考

- 1 略
- 2 急行料金を徴する路線による旅行の場合には、前項に規定する料金のほか、次に掲げる急行料金（特別急行料金を含む。）を併給する。
 (イ) 特別急行列車を運行する路線による片道800キロメートル以上の旅行新幹線特別急行料金（指定席）又はその他の線の特別急行料金（指定席）

(ロ) 略

(ハ) 新幹線を利用できる順路の日帰り旅行又は近隣都市との共同旅行等において、あらかじめ命権者が承認した場合は、旅行距離にかかわらず、新幹線特別急行料金（指定席）を支給することができる。

3

ハ 略

5

旧

第5	医療職(→)	4等級	1,500	7,000	1,200
	医療職(□)	3等級			
	医療職(⇐)	4等級			

備考

- 1 略
- 2 急行料金を徴する路線による旅行の場合には、前項に規定する料金のほか、次に掲げる急行料金（特別急行料金を含む。）を併給する。
 (イ) 特別急行列車を運行する路線による片道300キロメートル以上の旅行新幹線こたまま号特別急行料金（指定席）又はその他の線の特別急行料金（指定席）

(ロ) 略

(ハ) 新幹線を利用できる順路の日帰り旅行又は近隣都市との共同旅行等において、あらかじめ命権者が承認した場合は、旅行距離にかかわらず、新幹線ひかり号又はこたまま号特別急行料金（指定席）を支給することができる。

8

ハ 略

5

議案第14号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和56年3月3日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項を次のように改める。

給料は毎月21日に支給する。ただしその日が休日、土曜日又は日曜日(以下これらの日を「休日等」という。)であるときは同日前で、かつ、同日に最も近い休日等でない日とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

給与支給事務の実態にかんがみ、給与支給日の一部変更をする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第14号参考資料

和泉市職員の給与に関する条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
(給料の支給期日) 第9条 給料は毎月21日に支給する。ただしその日が休日、土曜日又は日曜日(以下これらの日を「休日等」という。)であるときは、同日前で、かつ、同日に最も近い休日等でない日とする。	(給料の支給期日) 第9条 給料は毎月21日(その日が休日であるときは順次前日に繰上げる。)に支給する。
2 略	2 略

議案 第 1 号

昭和56年度 和泉市一般会計予算

昭和56年度和泉市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,143,000千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

昭和56年3月3日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳

入

款	項	金額
1. 市	税	6,740,920円
	1. 市民税	3,180,549
	2. 固定資産税	2,221,412
	3. 軽自動車税	50,952
	4. 市たばこ消費税	384,818
	5. 電気税	294,240
	6. ガス税	9,660
	7. 特別土地保有税	74,171
	8. 都市計画税	525,618
2. 地方譲与税		145,519
	1. 自動車重量譲与税	86,500
	2. 地方道路譲与税	59,019
3. 自動車取得税交付金		162,400
4. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		128,322
	1. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	128,322

款		項	金	額
5.	地方交付税			
		1. 地方交付税	4,881,100	4,881,100
6.	交通安全対策特別交付金			
		1. 交通安全対策特別交付金	18,800	18,800
7.	分担金及び負担金			
		1. 分担金	470,440	470,440
		2. 負担金	23,892	23,892
8.	使用料及び手数料			
		1. 使用料	446,548	446,548
		2. 手数料	293,174	293,174
9.	国庫支出金			
		1. 国庫負担金	250,245	250,245
		2. 国庫補助金	42,929	42,929
		3. 国庫委託金	4,849,542	4,849,542
		1. 国庫負担金	2,283,856	2,283,856
		2. 国庫補助金	2,076,876	2,076,876
		3. 国庫委託金	89,810	89,810
10.	府支出金			
		1. 府負担金	1,417,186	1,417,186
		2. 府補助金	154,769	154,769
		3. 府委託金	1,160,736	1,160,736
		4. 府交付金	100,632	100,632
			1020	1020

11. 財產收入			6,357.44
1. 財產運用收入			6,307
2. 財產売却收入			50
12. 寄附金			830,000
1. 寄附金			830,000
13. 繰入金			255,000
1. 繰入金			255,000
14. 諸収入			2,217,990
1. 延滞金及び加算金			6,500
2. 市預金利息			19,220
3. 貸付金元利収入			592,040
4. 受託事業収入			20,000
5. 雑			1,580,230
15. 市債			1,286,748
1. 市債			1,286,748
歳入合計			22,143,000

歳出

款	項	金額
1. 議会費		216,876.44
1. 議会費		216,876

款	項	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	2,046,513円
	2. 徴税費	1,127,322
	3. 戸籍住民基本台帳費	438,956
	4. 選挙費	151,342
	5. 統計調査費	27,422
	6. 監査委員費	11,773
	7. 同和対策費	17,185
3. 民生費		272,514
	1. 社会福祉社費	6,436,560
	2. 児童福祉社費	2,634,148
	3. 生活保護費	2,025,951
4. 衛生費	4. 災害救助費	1,773,011
		3,450
		2,045,743
	1. 予防衛生費	1,015,417
5. 労働費	2. 環境衛生費	959,738
	3. 墓地管理費	46,363
	4. 上水道費	24,220
	1. 失業対策費	31,040
		31,040

6. 農 林 水 産 業 費		254,260千円
1. 農 業 費		248,834
2. 林 業 費		5,426
7. 商 工 費		170,440
1. 商 工 費		170,440
8. 土 木 費		3,543,543
1. 土 木 管 理 費		248,005
2. 道 路 橋 梁 費		345,751
3. 河 川 水 路 費		143,909
4. 都 市 計 画 費		920,511
5. 住 宅 費		1,885,367
9. 消 防 費		560,820
1. 消 防 費		560,820
10. 教 育 費		2,892,867
1. 教 育 総 務 費		279,852
2. 小 学 校 費		1,409,259
3. 中 学 校 費		548,601
4. 幼 稚 園 費		304,667
5. 社 会 教 育 費		279,840
6. 保 健 体 育 費		70,648

款		項	金	額								
11. 公	債			3,274,109 円								
	費											
		1. 公	債	費	3,274,109							
12. 諸	支			570,229								
	出											
	金	1. 開	發	公	社	貸	付	金	90,000			
		2. 災	害	援	護	資	金	貸	付	金	1,300	
		3. 諸	支									
			出							178,929		
		4. 基								金	費	300,000
13. 予	備											50,000
	費											
		1. 予								備	費	50,000
		合		計							22,143,000	

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
(仮称) 第二石尾 中学校新設事業	昭和56年度 / 昭和59年度	686465	千円
光明台 中学校体育館建設事業	昭和56年度 / 昭和81年度	137,250	
改良 住宅建設事業	昭和56年度 / 昭和57年度	579,380	
既設 公営住宅改善事業	昭和56年度 / 昭和57年度	24,000	
農林漁業金融公庫に対する債務の損失補償 (烏池排水路改修工事)	昭和56年度 / 昭和74年度	50,000 及びその利子	元金
都市計画事業等用地取得事業	昭和56年度 / 昭和58年度	55,000	

事 項	期 間	限 度	額
保 育 所 用 地 取 得 事 業	昭 和 5 6 年 度 昭 和 6 0 年 度	1 0 0 0, 0 0 0	千 円
教 育 施 設 用 地 取 得 事 業	昭 和 5 6 年 度 昭 和 6 0 年 度	1, 8 2 0, 0 0 0	
環 境 改 善 整 備 事 業 用 地 取 得 事 業	昭 和 5 6 年 度 昭 和 5 8 年 度	2, 1 1 8, 3 1 9	
和 泉 市 土 地 開 発 公 社 取 得 事 業 用 地 取 得 事 業 及 び 泉 取 得 金 及 び 利 子 金 取 得 事 業 用 地 取 得 事 業 に 関 連 した 借 入 金 取 得 事 業 用 地 取 得 事 業 に 関 連 した 借 入 金 取 得 事 業 用 地 取 得 事 業	昭 和 5 6 年 度 昭 和 6 0 年 度	元 金 4, 0 9 3, 3 1 9 及 び そ の 利 子	
和 泉 市 土 地 開 発 公 社 取 得 事 業 用 地 取 得 事 業 に 関 連 した 借 入 金 取 得 事 業 用 地 取 得 事 業 に 関 連 した 借 入 金 取 得 事 業 用 地 取 得 事 業	昭 和 5 6 年 度 昭 和 5 8 年 度	元 金 1 0 0 0, 0 0 0 及 び そ の 利 子	
合 計	計	5, 6 7 0, 4 1 4	

第8表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
庁舎整備事業	千円 32,900	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以内	府行 政銀 その他	25年以内(内据置3年以内)ただし、市政 の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、 もしくは繰上償還又は低利に借換えすることが できる。
国民年金保険事業	748	同上	同上	大阪府	6年以内(内据置3年以内)ただし、 同上
共同浴場整備事業	1,300	同上	同上	府行 政銀 その他	25年以内(内据置5年以内)ただし、 同上
災害援護資金貸付事業	1,300	同上	同上	同上	20年以内(内据置3年以内)ただし、 同上
診療所整備事業	4,400	同上	同上	同上	25年以内(内据置5年以内)ただし、 同上
道路橋梁整備事業	7,500	同上	同上	同上	同上
環境改善道路整備事業	22,400	同上	同上	同上	同上
河川整備事業	9,000	同上	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
都市計画事業	126,200	同上	同上	同上	同上
改良住宅建設事業	613,000	同上	同上	同上	同上
消防施設整備事業	23,000	同上	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業	264,700	同上	同上	同上	同上
借換債	180,300	同上	同上	同上	同上
計	1,286,748				

昭和 5 6 年度 和泉市国民健康保険事業特別会計予算

昭和 5 6 年度和泉市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,280,900 千円と定める。

2. 事業勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 8 5 条の 8 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

昭和 5 6 年 3 月 8 日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算（事業勘定）

歳

入

款	項	金額
1. 国民健康保険料		1,479,165円
2. 一部負担金	1. 国民健康保険料	1,479,165
		10
3. 使用料及び手数料	1. 一部負担金	10
		500
	1. 手数料	500
4. 国庫支出金		2,561,480
	1. 国庫負担金	2,115,981
	2. 国庫補助金	445,549
5. 府支出金		73,580
	1. 府補助金	73,580
6. 繰入金		70,000
	1. 一般会計繰入金	70,000
7. 諸収入		96,165
	1. 延滞金及び過料	865
	2. 預金利息	9,000
	3. 雑収入	86,800
歳入	合計	4,280,900

歳

出

款		項	金	額
1. 総務	費		130,392円	
		1. 総務管理費	37,169	
		2. 徴収費	91,947	
		3. 運営協議会費	976	
		4. 趣旨普及費	300	
2. 保険給付	費		4,110,508	
		1. 療養諸費	4,079,808	
		2. 助産費	24,900	
		3. 葬祭費	5,800	
3. 保健施設	費		1,500	
		1. 保健施設費	1,500	
4. 公債	費		5,000	
		1. 一般公債費	5,000	
5. 諸支出金			3,500	
		1. 償還金及び還付加算金	3,500	
6. 予備費			30,000	
		1. 予備費	30,000	
歳出合計			4,280,900	

議案第 3 号

昭和56年度 和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算

昭和56年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,830千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

昭和56年3月 3日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 繰入金	金	24,830円
	1. 繰入金	24,830
歳入合計		24,830

歳出

款	項	金額
1. 公債費	債費	24,830円
	1. 公債費	24,830
歳出合計		24,830

昭和56年度和泉市公共下水道事業特別会計予算

昭和56年度和泉市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ550,264千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合に
おける同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

昭和56年8月 3日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳

入

款	項	金額
1. 分担金及び負担金		1,324,800
	1. 負担金	1,324,800
2. 使用料及び手数料		14,032
	1. 使用料	14,032
3. 国庫支出金		60,000
	1. 国庫補助金	60,000
4. 繰入金		224,684
	1. 一般会計繰入金	224,684
5. 市債		238,300
	1. 市債	238,300
歳入	合計	550,264

歲 出

款	項	金額
1. 下水道事業費		478,560円
	1. 下水道總務費	374,220
	2. 下水道整備費	104,340
2. 公債費		71,204
	1. 公債費	71,204
3. 予備費		500
	1. 予備費	500
歲出合計		550,264

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共下水道整備事業	千円 238300	普通借入 又 証券発行	年9.0% 以内	府行他 政銀そ の	30年以内(内据置5年以内)、ただし、市政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

議案第5号

昭和56年度和泉市中央丘陵整備事業特別会計予算

昭和56年度和泉市の和泉中央丘陵整備事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ399,800千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

昭和56年3月3日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

入

款	項	金額
1. 諸 収 入		399,800円
	1. 受 託 事 業 収 入	399,800
歳 入 合 計		399,800

出

歳

款	項	金額
1. 和泉中央丘陵用地取得等事務費		374,800円
	1. 和泉中央丘陵用地取得等事務費	374,800
2. 予 備 費		25,000
	1. 予 備 費	25,000
歳 出 合 計		399,800

議案第 6 号

昭和 5 6 年度和泉市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 昭和 5 6 年度和泉市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	3 7,4 5 0 戸
(2) 年間 総 給 水 量	1 0,3 6 8,0 0 0 m ³
(3) 一日平均給水量	2 8,4 0 5 m ³
(4) 主要な建設改良事業	(イ) 配水管整備事業 8,4 0 0 千円
	(ロ) 配水管更生事業 2 9,7 0 0 千円
	(ハ) 水道施設等整備事業 1 0 9,0 0 0 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第 1 款	水道事業収益		1,4 5 7,2 0 1 千円
第 1 項	営 業 収 益		1,2 8 7,3 1 1 千円
第 2 項	営 業 外 収 益		1 6 9,7 9 0 千円
第 3 項	特 別 利 益		1 0 0 千円
		支	出
第 1 款	水道事業費用	1,5 2 5,4 6 6 千円	
第 1 項	営 業 費 用	1,2 3 4,4 6 7 千円	
第 2 項	営 業 外 費 用	2 8 9,4 9 9 千円	
第 3 項	特 別 損 失	5 0 0 千円	
第 4 項	予 備 費	1,0 0 0 千円	

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第 1 款	資 本 的 収 入	4 2 9,9 1 0 千円	
第 1 項	企 業 債	1 4 1,0 0 0 千円	
第 2 項	工 事 負 担 金	2 8 1,4 0 0 千円	

第3項	負 担 金	7 5 0 0 千円
第4項	固定資産売却代金	1 0 千円
	支 出	
第1款	資 本 的 支 出	4 7 2.5 5 0 千円
第1項	建 設 改 良 費	3 8 5.0 7 5 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	8 7.4 7 5 千円

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	資金区分	償 還 の 方 法
配水管整備事業	8,000千円	証 書 借 入 又 は 登 録 公 債	9.0 %以内	政 府 公 庫 銀 行	借入れた日から据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等償還する。ただし財政の状況により償還年限を短縮し繰上償還をし又は低利債に借換えることができる。
配水管更生事業	29,000千円				
水道施設等整備事業	104,000千円				

(一 時 借 入 金)

第6条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予 定 支 出 の 各 項 の 経 費 の 金 額 の 流 用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

項 目	金 額
1. 営 業 費 用	原水及び浄水費 5 1 0,4 2 5 千円
2. 営 業 外 費 用	支払利息及び企業債取扱諸費 2 8 9,4 4 9 千円

(議 会 の 議 決 を 経 な け れ ば 流 用 す る こ の と の で き な い 経 費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職 員 給 与 費	4 5 1.6 8 8 千円
2. 交 際 費	4 5 0 千円

(他 会 計 か ら の 補 助 金)

第9条 営業補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、10,000千円である。

(た な 卸 資 産 購 入 限 度 額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、177,563千円と定める。

昭和56年3月3日提出

和泉市長 池田 忠雄

議案第7号

昭和56年度和泉市病院事業会計予算

(総則)

第1条 昭和56年度和泉市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	303床
(2) 年 間 患 者 数	入 院 95,265人 外 来 166,320人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	入 院 261人 外 来 560人
(4) 主要な建設改良事業	器械備品購入費 25,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、事業運転資金にあてるため一般会計から91,662千円を借り入れる。

収 入

第1款	病院事業収益	3,125,514千円
第1項	医 業 収 益	2,929,457千円
第2項	医 業 外 収 益	155,577千円
第3項	特 別 利 益	40,480千円

支 出

第1款	病院事業費用	3,352,392千円
第1項	医 業 費 用	2,981,574千円
第2項	医 業 外 費 用	370,518千円
第3項	予 備 費	300千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	4,939,333千円
第1項	出 資 金	1,095,995千円
第2項	他会計長期借入金	3,843,338千円

	支	出
第1款	資本的支出	534,413千円
第1項	建設改良費	26,233千円
第2項	企業債償還金	198,180千円
第3項	他会計長期借入金返還金	310,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は2,300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の流用)

第6条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用

(2) 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,548,980千円

(2) 交際費 850千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計から、この会計へ補助する金額は、173,795千円と定める。

(たな卸資産の購入限度額は989,469千円と定める。)

昭和56年3月3日提出

和泉市長 池田忠雄

○ 議長(貝淵博治君) それでは、ここで市長より昭和56年度市政運営方針について披瀝願いたいと思います。

(市政運営方針演説)

○ 市長(池田忠雄君) 本日、ここに昭和56年第1回定例市議会の開会に当たり、昭和56年度の各会計予算案を初め関連諸議案の御審議を煩わずに際し、市政運営の所信の一端と予算案の概要を申し述べ、市議会議員各位並びに市民の皆様方の深い御理解と御協力を賜りたいと存じます。

昭和56年度のわが国経済をめぐる内外環境をながめてみますと、国内的には第2次石油危機の影響が次第に吸収されつつあり、国際経済においても年度後半から景気の立ち直りが予想され

るなど、総じて明るさが増していくものと期待されております。しかし他方、流動的な国際石油情勢の変化や、世界的な天候不順に伴う農産物価格の変動など、懸念すべき材料も少なくない状況であり、さらにわが国財政は異例の不均衡状態に置かれ、財政の対応力が著しく低下している状況下にあります。

こうした認識のもとに政府は、国内民間需要を中心とした景気の着実な拡大と物価の安定を図ることを主眼とし、歳出面では、行政の減量化と経費の節減、合理化を図り、歳入面では、徹底した見直しにより国債発行額の2兆円減額など財政再建を焦眉の急とし、「緊縮型予算」を編成いたしております。その結果予算規模の伸びは、昭和34年度以来の低率9.9%という極力圧縮されたものでございます。

このような国家財政を背景とする地方財政計画では、おおむね国と同一の「抑制的な基調」のもと、節度ある財政運営を基本とし、その伸び率を7%と低くとどめておりますが、依然として巨額の財源不足を生じることとなっています。もとよりその不足額は昨年同様、交付税特別会計の借り入れと地方債の増発により補てん措置がとられていますが、本年度は財源対策債が縮小されたことに伴い、一般公共事業の地方債充当率が15%程度引き下げられ、直接地方財政運営に影響を及ぼすものだけに特に留意しなければならない点と考えています。

さて、自主再建途上にある本市におきましては、幸いにして、昭和54年度におきまして、私の所期の目的とする単年度収支の均衡を図ることができ得ました。引き続き、昭和55年度におきましても昨年同様、単年度収支の均衡は達成できるものと見込んでおります。これは国の財源措置によるところと、市税収入の伸びに加えて自主再建計画に基づく地道な健全化努力によるものであり、この間、議員各位の深い御理解と市民の皆様方の御協力のたまものと存じ、ここに謹んで謝意を表する次第であります。

しかし、なお昭和54年度の実質収支において約13億円の累積赤字を抱えており、脆弱な財政構造自体は改善されていない事実があります。今後とも不断の財政健全化の努力を通じ、計画的な財政運営に徹し、行政に急激な変化を来すことなく単年度収支均衡を堅持しつつ、その結果として累積赤字を地道に解消してまいりたい、かように考えているものでございます。なお一層の議員各位の御協力をお願いする次第であります。

さて、昭和56年度予算案の編成に当たりましては、現下の流動的な社会経済情勢と、国及び地方財政計画の厳しい基調並びに本市の財政体質を踏まえながら、変化に対応し得る慎重な財政運営が必要であり、総じて「安定した予算」ということを編成の基本といたしたものでございます。

したがって、当面の重要課題である「財政の健全化」に意を配りながら、昨年同様、市政

各般にわたり「抑制基調」を保ちつつ、物件費を中心とする一般行政経費については極力節減、節約を図りながらも、投資的経費については公債費比率の状況を深く認識し、財源不足を安易に地方債に求めることのないように留意し、かつその事業効果をよく見きわめつつ、教育、土木、都市計画など重点的に実施してまいりよう配意いたした次第であります。

さらに、国鉄運賃を初めとする各種の公共料金の引き上げの動きが見られる中で、市民への家計の負担を少しでも緩和するべく、全体として非常に窮屈な財源の中ではありますが、市民生活に直結するごみ、し尿等の企業者からの料金引き上げ要望については、市民負担を求めることなく市で吸収し、サービスと受益の間に特定性の見られる保育料あるいは各種の使用料等につきましても、その引き上げを見送らせていただいた次第でございます。

また、歳入面でも各種の超過負担の解消を初め、地方交付税の増額、国有提供施設等所在市町村助成交付金の増額あるいは同和对策経費の特別な助成措置などを要望してまいり、極力歳入の確保を図りながら収支均衡を保持することに努力いたすものでございます。しかしながら基本的には、今日の都市の多様化する行政需要に対応する都市財源の抜本的な拡充が必要であり、引き続き国、府に対し本市の実態を訴えてまいりたいと存じております。

それでは、昭和56年度の基本目標とその内容について御説明申し上げます。

本年度は前年に引き続き、

- ①教育環境の充実と社会教育の振興
- ②市民の健康の増進ときめ細かな社会福祉
- ③よりよい生活環境の整備
- ④都市施設の整備と産業の振興

を基本的指標として予算案を編成いたしました結果、それぞれの予算規模は、一般会計221億4,300万円、特別会計(4会計)52億5,579万4,000円、企業会計(2会計)58億8,482万1,000円、計332億8,361万5,000円と相なつた次第であります。これを前年度と比較いたしますと、一般会計16億7,000万円(8.2%)、特別会計3億7,514万4,000円(7.7%)、企業会計5億4,948万円(10.3%)、計25億9,462万4,000円(8.5%)の増加となるものでございます。

次に、基本指標に従い順次その概要を御説明いたします。

第一の指標「教育環境の充実と社会教育の振興」でございます。本市におきましては、依然として児童生徒の増加が続く中で、教育の機会均等の確保と教育水準の維持向上を図るため、まず鉄筋化率100%を目指し教育施設環境の整備に努めてまいります。

本年は、芦部小学校の増改築事業を初め南松屋小学校の増築事業、北池田小学校の給食室新設

事業など、周辺の地域開発事業による児童生徒の社会増対策を中心とし、学校教育の場を通じて児童の体位向上を図るため、光明台中学校の体育館の新設、池上小学校のプール新設事業などに着手してまいりたいと存じます。また、石尾中学校のマンモス化解消のため、(仮称)第二石尾中学校の用地取得費にあわせ、校舎の建設事業費を含めて債務負担行為に計上いたした次第であります。

さらに、将来の都市計画のため、早晚移転計画を樹立しなければならない北松尾幼稚園、伯太幼稚園、北松尾保育所あるいは狭隘な北松尾小学校用地の拡張及び昨年より移転計画を策定しております横山幼稚園などの用地取得費につきましては、債務負担行為に計上いたし、所要の取り組みを始めてまいりたいと存じております。

一方、学校教育の場におきましては教育水準の維持向上を基本とし、本年度から新しく実施されます中学校新教育課程の円滑な運営を期すため教材等に所要の措置をいたすとともに、今日、最も重要課題となっております校内暴力や非行の問題については、生徒指導の強化と教員研修の一層の推進を行い、その防止に努めてまいります。

なお、障害を持つ児童生徒の就学についても、通学タクシーのほか、各小中学校に在学する重度障害児の安全と発育を介助するため補助教員を確保し、養護教育の一層の充実を図ってまいりたいと存じております。

なお、社会教育ではいま「物より心の豊かさ」が求められる折、生涯にわたる教育が望まれています。このため本年度において、成人大学講座、家庭教育講座を初め各種講座を開設して市民学習意欲の高揚を図るとともに、市立図書館の蔵書の充実に意を配したものであります。

また、青少年の健全育成は、人間形成を確立する上でゆるがせにできない問題であり、本運動推進については、各小学校区ごとに結成していただきました校区青少年問題協議会に結集する各種団体が手を取り合って、社会環境の浄化を初め各種行事を地域社会全体の課題として推進いたしたく存じます。

次に、体育の振興でございますが、「健全な精神は健全な身体に宿る」の言葉のとおり、市民の健康を守るためにもスポーツの振興が重要であります。本年度も市立体育館では各種スポーツ教室を開設するとともに、12団体が加盟する体育連合の積極的な活動を中心にして、地域のスポーツ振興には、体育指導員によるきめの細かな体育活動に取り組んでいただき、市民スポーツの高揚を図ってまいりたく存じております。

第二の指標「市民の健康の増進ときめ細かな社会福祉」でございます。

近年、わが国において人口の高齢化、栄養の不適正な摂取や、運動不足などによる肥満、貧血など各種成人病が大きな問題となっております。

市民の日常生活の基盤は、まず健康の保持であります。昨年より行っております国民健康づくり地方推進事業を市医師会との密接な連携のもとにより一層充実したものとして実施してまいるとともに、疾病の早期発見と予防を図るため、各種の予防接種はもとより、婦人の子宮ガン検診、胃ガン検診、循環器などの集団検診を引き続き行っていくことにより、市民の健康づくりに取り組んでまいり所存であります。

なお、本年より年末年始における歯科の診療については、市歯科医師会の御協力をいただき、実施できるよういたしたいと存じます。

一方、市立病院におきましてはここ数年来、財政硬直状態が続いておりますが、昨年より事業着手いたしました24ベッドの増設の早期完成とあわせて泌尿器科の新設を行い、充実した総合病院として市民の皆様方の健康保持に貢献してまいりたいと存じております。

次に、社会福祉面でございますが、老人、身体障害者（児）など社会経済情勢の変動の影響を最も受けやすい人々に対してはきめの細かい配慮を行い、心の触れ合いを基本として各種の施策を行ってまいりたいと存じます。

まず、高齢者に対しては、老人医療費の公費負担事業の円滑な実施を初め、在宅者の福祉サービスや生きがいの充実などをきめ細かく進める観点から、引き続き在宅老人に対する家庭奉仕員や医療ヘルパー等の派遣事業、老人クラブ員による友愛訪問あるいは「寝たきり老人短期保護事業」など多面的な事業を行ってまいりますとともに、将来の高齢化社会の到来に備えて生きがいの充実、老人の社会参加など総合的対策を講じる必要性から、本年はその予備的調査に入るべく所要の措置をいたしたものであります。

なお、母子福祉の施策といたしまして昨年10月よりおこしました母子家庭医療費公費負担事業につき、その制度の充実に努めてまいりたいと存じます。特に本年は「国際障害者年」に当たり、障害者の「完全参加と平等」のもとに地域社会の連帯意識に支えられ、自立と生きがいのある生活の場を広げ、障害者福祉の一層の拡充を図るべく各種の対策を講じてまいり所存でございます。

まず、地域社会での障害者への理解と協力を得るための各種の啓発活動、記念事業、雇用面での対策などを中心として、来庁時の利便性を図るため障害者用手洗所の整備、エレベーターの設置、市立図書館における障害者用備品の購入あるいは簡易心障害者通所授産所に対する運営助成の増額と施設の拡充など一連の措置を講じたものでございます。

なお、従来から行っております身体障害者（児）の障害を補うための補装具及び日常生活用具の給付、重度障害者（児）への家庭奉仕員の派遣、医療費の公費負担などを通じ、障害者の自立更生と日常生活の向上の推進に努めてまいり所存でございます。

さらに、地域に根ざした社会福祉の充実を図るため、社会福祉協議会に対する活動助成を拡充いたしますとともに、本年より外国人家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため、外国人に対する児童手当の制度を新設いたしましたものであります。

第三の指標「よりよい生活環境の整備」でございます。

本市は、大都市近郊にありながら緑豊かな自然と多くの文化遺産に恵まれ、自然の恩恵をふんだんに享受できる環境にあり、この環境を大切に、「住んでよかった和泉市、住みたくなる和泉市」をモットーに魅力ある町づくりを進めてまいらなければなりません。

そのためにまず、地域における憩いの場あるいは健康づくりの場としての公園、緑地の整備については、肥子池公園の植樹事業を初め光明池緑地の整備、忠岡池グラウンド整備事業に所要の措置を講じ、府中今福歩行者専用道（緑道）の整備も本年で完了いたす見込みであります。

次に、市民の安全性を守るための施策として、消防行政では、防火水槽の増設、消火栓の充実、消防ポンプ自動車の購入など一連の措置を講じ、初期消火活動の効果を高めてまいりたいと存じます。

さらに、河川、水路の改修及び浸水対策につきましては、各所の河川改修事業を初め北池田幹線及び伏屋幹線排水路、山の谷東排水路の整備事業など幹線排水路の水路整備につき所要の措置を講じたものでございます。

なお、将来に向けての基本的対策として、南大阪湾岸北部流域下水道の促進、公共下水道小田第二幹線の整備を行いますとともに、府中町周辺の浸水対策として、従来から実施しております都市下水路府中北幹線の整備事業は本年で完成いたす見込みであります。

一方、上水の安定給水の確保は、健康で文化的な生活を維持する上において必要不可欠のものでございます。本市の水道事業も議員各位の御協力を得まして、ようやく不良債務を解消することができました。今後は、より安全な給水を確保するため水質試験設備の拡充を図るとともに、配水管及び施設の維持改善など水道施設整備事業を進めてまいりたいと存じます。

また、市民の交通安全対策につきましては、本年度は施設整備に重点を置き、府中阪本線外2線の継続事業と府中我孫子線への歩道の新設など所要の措置を講じましたほか、御要望の多い各種交通安全施設につき、さらに充実させてまいる所存でございます。

公害対策につきましては、公害監視機能の拡充を図るため大気汚染測定機の導入と、河川、水路の水質汚濁防止につき水質検査の一層の強化に努めてまいるものでございます。

国民健康保険事業は、市民の健康と医療の確保に大いなる貢献をいたしておるものでございます。医療費は、近年の医療技術の進歩と老人医療費の公費負担制度あるいは、高額療養費支給制度等により恒常的に増加し続けており、とりわけ本年は医療費の引き上げが予想される中で、国

保財政の環境は、制度の改正がない限り今後とも楽観を許さない状態でございます。

同和対策事業は、引き続き改良事業を中心として、住宅、道路、公園、下水道などの整備事業を年次計画に基づき行ってまいりますとともに、本年は、地域住民の保健医療対策を一層充実させるため、和泉診療所に歯科の開設を予定いたしておるものでございます。

なお、国に対しては、去る55年第4回定例市議会において決議を賜りました「同和対策事業特別措置法期限延長に伴う附帯決議の早期実現に関する要望決議」の趣旨に沿い、大阪府市長会、大阪府など関係行政機関と協力の上、これの実現に向けて全力を尽くす所存でございます。また、このことが、市民の合意と理解を深めていただくための不可決の条件であると認識いたしておるものでございます。

第4の指標「都市基盤の整備と産業の振興」でございます。

本市の人口の伸び率は、昨年の国勢調査によりますとやや鈍化している傾向にあります。公的な地域開発あるいは民間の根強い需要に支えられた住宅開発などにより、のどかな田園的都市形態から一段と都市的色彩を深めつつある状況でございます。こうした中で、都市基盤の整備と市民生活の利便性の確保が重要な課題であろうと考えております。

まず、将来の豊かな都市づくりへの鍵であり、都市基盤の充実と鉄軌道の延伸など交通体系の整備を主軸とした総合的な町づくりへ向けて、和泉中央丘陵整備事業の促進につき全力を傾注いたしたいと存じております。昨年は、議員各位の御指導と御協力を賜り評点、単価等の条件提示も行い、本年は、用地集約の最大の山場として、権利者各位の合意を得るべく最善の努力を行いますとともに、農業対策などきめの細かい整備計画を立て、関係者と十分な協議を行ってまいりたいと存じます。さらに、周辺地域との調和のとれた土地利用計画の策定あるいは都市計画手続に向けての一連の諸準備を図ってまいりたいと存じております。何とぞ議員各位のより一層の御支援、御協力をお願い申し上げる次第であります。

次に、地域幹線街路であります泉大津阪本線、府中北通線、上代伏尾線の整備などのほか、本年より伯太山荘線の整備事業に着手するとともに、日常生活に直結した市内一円の生活道路の整備に配慮してまいりたいと存じます。

さらに、都市機能の効率化を目指す広域的な幹線街路の整備の観点から、大阪岸和田南海線、外環状線、池上下宮線、泉州山手線、近畿自動車道などの整備促進を関係行政機関に要請してまいり、第二阪和国道の早期の供用開始に向けて努力してまいりたいと存じます。

農業振興対策につきましては、大都市近郊農業としての特性を生かした健全な発展を図るため、横山東地区における第二次農業構造改善事業のほか、地域における園芸団地整備事業、水路、農道、ため池などの土地基盤整備事業を積極的に実施し、生産性の向上と農業の近代化に努め、自

主経営農家の育成に努力し、また、過剰基調にある米及び温州みかんについては需給の均衡を図るため、長期的視点に立った生産調整を進め、農家の経営の安定に資してまいりたいと存じております。

なお、本年度は、本市の農業を広く市民に理解と認識を深めていただき、あわせて消費の拡大を図るため、「農業まつり」を行いたく所要の措置をいたしましたものでございます。

次に、商工行政でございますが、本市の産業実態は、いずれも経営基盤の脆弱な小規模経営が中心であり、加えて現下の流動的な社会経済情勢と構造的な難問題を抱え、きわめて至難な情勢下にあります。

このため市商工会と相互緊密な協力のもとに経営改善指導を初め、小規模事業対策等の補助金の増額あるいは融資対策などのほか、誠意と創意工夫による行政指導に努めてまいるものでございます。また、大型量販店の進出計画に対応できるよう、適切な行政指導を推進してまいりたいと存じます。

なお、本年も地場産業の振興と異業種間の連携を図り、市民の地元産業に対する愛着心の高揚と産業の重要性を高めるため、「地場産業まつり」を実施すべく所要の措置を講じたものでございます。

さらに、本市の総合基本構想は、昭和48年に市議会の議決を賜り、本市の望ましい指標として位置づけられておるものでございますが、現在の中央丘陵整備事業の推進あるいは石油ショックによる社会経済情勢の大きな変動……、高度成長から安定成長への移行……、関西新国際空港の問題など諸要因が、目前の課題として迫ってまいっております。

こうしたところから本市の総合基本構想の見直しを行い、さらに、長期的展望に立った行政執行の指標とすべく、本年度よりその作業に着手してまいりたいと存じております。

以上が今回御提案申し上げた予算案の概要と今後の市政運営の基本的方針でございます。

本予算案は冒頭申し上げましたとおり、内外を問わずきわめて厳しい情勢下において、変化に対応できる「安定した予算」を基調に、限られた財源の中ではございますが、その効率的な配分に創意と工夫をこらし、市民福祉の向上を目指し精いっぱい努力をいたしました。

なお、今後の行財政運営の前途には幾多の困難な課題が山積することと思っておりますが、この試練を克服してこそ「住みたくなる和泉市」を築き得ることと信じ、引き続き新たな決意と勇断をもって全職員と一体となり、12万市民の信託にこたえるため渾身の努力を傾注してまいる所存でございます。何とぞ議員各位の格段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 昭和56年度市政運営方針要旨の説明が終わりました。

先ほど一括上程いたしました諸議案の説明を順を追って願います。

まず、教育委員会所管の議案より説明願います。

- 教育次長(杉本弘文君) お許しをいただきまして、ただいま御上程いただきました議案第8号「青年学級の開設について」の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。議案書1ページでございます。

本件は、昭和56年度において開設しようとする青年学級を決定するについて、青年学級振興法第5条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。

開設の内容といたしましては、勤労青少年を対象といたします青年学級は、昭和56年度においては、和泉青年学級、北池田青年学級、南池田青年学級、横山青年学級を予定し、4月1日から翌年3月31日にかけての開設期間といたします。

開設場所は、市民会館、北池田小学校、南池田公民館、槇尾中学校とし、学習内容は、一般教養及び学事を予定いたしております。

学習時間は、各学級とも年間を通じ1人百時間以上を計画いたしております。

何とぞよろしく慎重御審議賜りまして、御可決賜りますようお願い申し上げます。提案の御説明といたします。よろしく願います。

- 議長(貝淵博治君) 次に、産業衛生部所管の議案の説明を願います。

- 産業衛生部長(広岡史郎君) お許しをいただきまして、ただいま御上程いただきました議案第9号「和泉市自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定について」提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。議案書第3ページでございます。

かねてから国鉄3駅周辺の道路交通の安全と円滑化を図るため、その措置が要望されてまいりました自転車駐車場につきまして、昨年度は和泉府中駅前新設いたしましたのに引き続き、本年度、信太山、北信太の両駅前新設することを御承認いただき諸準備を進めてまいりましたが、このほどその建設に着手いたし、56年度早々に開設の見通しが立ちました。つきましては、市が実施主体で運営いたします信太山駅前自転車駐車場について、御提案申し上げますように自転車駐車場条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、4ページにお示しいたしておりますように、第1点目は、条例第2条の名称及び位置の項に、名称といたしまして「信太山自転車駐車場」、位置として「和泉市池上町1丁目583の1」を挿入いたすものでございます。

改正の2点目は、和泉府中駅前自転車駐車場と信太山駅前自転車駐車場の駐車料金が同一でありますところから、別表の表題を「和泉府中駅前自転車駐車場料金表」とあるのを「自転車駐車場料金表」(第5条関係)に改めるものでございます。

以上の二点の改正につきましてよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、北信太駅前自転車駐車場につきましては、設置工事費の4分の1を市が負担し、財団法人自転車駐車場整備センターが鉄骨二階建てで建設し、事業の性格上、駐車場の運営は整備センターが実施主体となりますので、周辺の現状を十分勘案した上、市側の対策案が十分反映でき得る事業となり得ますよう、整備センターと今後協議を重ねてまいりたいと考えています。議案第9号に深いかかわり合いを持つ北信太駅前自転車駐車場設置について、あわせて内容等の御説明を申し上げました。よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

- 議長（貝渕博治君） 続いて、市立病院所管の議案の説明を願います。
- 病院事務局長（内田繁君） お許しを得まして、ただいま御上程いただきました議案第10号「和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案の理由並びに内容を御説明申し上げます。6ページでございます。

昨今、医療保険制度における入院料、特に室料の差額徴収の改善が社会問題化してまいりまして、国においても一定の指導基準を設け、全国の保険医療機関の病院に対して改善方を図っておるところでございます。

本病院も自治体病院としての地域住民に対する医療確保の役割並びに公的病院事業の使命からできるだけ負担を軽減せねばならないという認識もあって、この際、国の指導基準の適合に沿って、入院加算料金すなわち室料差額を改めようとするものでございます。

なお、これによってかなりの減収が見込まれます。また、本病院においては、新館と本館との格差が生じてまいりますのでこのバランスをも考え、病院の財政事情も考慮いたしまして、規則事項で施設利用料を設けることにいたしました。

以上の理由により、御提案申し上げたものでございます。

内容につきましては、条例第2条第2項中の別表に規定されている入院加算料金について、新館及び本館の8入室以上の病室で、本市住民である患者並びに本市住民でない患者ともに料金が有料となっていたものを無料に改めようとするものでございます。

なお、附則として、この改正条例は、昭和56年4月1日から適用いたしたく存するものでございます。

以上、簡単ですが、提案理由並びに内容の御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願いいたします。

- 議長（貝渕博治君） 次に、市長公室所管関係の諸議案を説明願います。

- 参与（西川喜久君） お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました議案第11号「和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」外2件につきまして、一括して提案の理由並びにその内容の御説明を申し上げます。議案書10ページでございます。

まず、議案第11号「和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」でございます。去る12月8日、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律が公布されました。これに伴いまして、市の条例で定めてある議員その他非常勤の職員の公務災害等の補償制度につきましても、先ほど申し上げました法律で定める補償制度との均衡を失しないよう、同様の措置を講ずる必要があるものでございます。

次に、その内容の御説明を申し上げます。改正点の主なものといたしましては、遺族補償年金の引き上げをしたこと、障害補償年金差額一時金及び障害補償年金前払一時金の制度を創設したこととの3点でございます。

まず、第12条第3項の遺族補償年金引き上げの関係でございますが、遺族1人の場合は補償基礎額を1.53倍した額とし、その場合、55歳以上の妻又は同条例第12条第1項第4号で定める廃疾の状態にある妻にあっては1.75倍した額、2人の遺族の場合は1.93倍、3人の遺族の場合は2.12倍、4人の遺族の場合は2.30倍、5人以上の遺族の場合は2.45倍した額を支給するものでございます。この改正によりますと、たとえば遺族1人の場合は、現行の上に平均給与額の年額の約7%を増額することになります。

次に、附則第2条の2の障害補償年金差額一時金制度の創設の関係でございます。この内容は、当分の間、障害補償年金の受給権者が死亡した場合には、すでに支払われた障害補償年金及び後に御説明申し上げます障害補償年金前払一時金の額の合計が、障害の等級第1級にあっては補償基礎額を千三百四十倍した額、以下2級の場合は千二百九十倍、3級の場合は千五百倍、4級の場合は九百二十倍、5級の場合七百九十倍、6級の場合は六百七十倍、7級の場合は五百六十倍した額に満たないときは、その遺族に差額に相当する額を障害補償年金差額一時金として支給するものでございます。

同条第2項は、この一時金を支給することができる遺族と、その順位を定めたものでございます。

次は、附則第2条の3の障害補償年金前払一時金制度の創設の関係でございます。この内容は、当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が申し出たときは、先ほど障害補償年金差額一時金のところで御説明申し上げましたそれぞれの等級の額を限度に、受給権者に障害補償年金前払一時金を支給しようとするものでございます。

次に、附則でございますが、以上申し上げた改正は、公布の日から施行し、ただし、附則第2

条の2並びに第2条の3については、昭和56年11月1日から施行しようとするものでございます。

また、第12条第3項の規定は、昭和55年11月1日以降の期間に係る遺族補償年金について適用するものでございます。

経過措置につきましては、附則第2条の3の規定は、障害補償年金の受給の権利を有する者が昭和56年11月1日以降に死亡した場合について適用し、また、附則第2条の3の規定は、同日以降の障害補償年金を支給すべき事由が生じた場合について適用するものとしております。

次に、議案第12号「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」でございます。議案書20ページでございます。

昨年12月8日、消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律が公布されました。これに伴いまして、市の条例で定める消防団員の公務災害等の補償制度との均衡を失しないよう、同様の措置を講ずる必要があるものでございます。

次に、その内容でございますが、第3条第2項の規定は、損害補償の受給権利を担保等に供することができなかったものを、傷病補償年金又は障害補償、遺族補償を受ける権利を国民金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫に担保に供する場合はこの限りでないとするものでございます。

次に、第12条第1項の規定は、遺族補償年金の額の規定でございます。遺族1人の場合は補償基礎額の153倍の額とし、その場合、55歳以上の妻又は廃疾の状態にある妻である場合は175倍、遺族が2人の場合は193倍、遺族が3人の場合は212倍、4人の場合は230倍、5人以上の場合は245倍を支給するもので、この改正によりまして、たとえば遺族1人の場合は、現行の上に平均給与額の年額の約7%を増額するものとなっております。

同条第4項の改正は、遺族補償年金を受ける権利を有する者が妻のみである場合は、その妻が50歳又は55歳に達したとき、遺族補償年金の額の改定をするものでありましたが、これを55歳に達したときのみ改定しようとするものでございます。

次に、附則でございますが、以上申し上げました条例の改正は、公布の日から施行し、第3条第2項のただし書の規定は、11月1日から施行するものでございます。

第12条第1項及び第4項の規定は、遺族補償年金のうち、昭和55年11月1日以後の期間に係る分について適用するものでございます。

次に、議案第13号「和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について」でございます。議案書25ページでございます。現行の旅費支給額については、昭和52年に改定され、その後3年経過し、経済情勢の変化、諸物価の高騰につれて実態に合わなくなっております。これによりまして旅費額の改定を図る必要があるものでございます。

次に、その内容でございますが、同条例別表第1の日当及び宿泊料をそれぞれ引き上げようとするもので、特別職の日当を現行2,000円を3,000円に、宿泊料を現行8,000円を1万1,000円に、また、その他一般職員につきましては、日当現行1,500円から2,000円に、宿泊料現行7,000円から1万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

また、同表備考(a)は、規定の整備を図るものでございます。

次に、附則でございますが、以上の改正は、昭和56年4月1日から施行し、施行日以後に出発する旅行及び、施行日前に出発する旅行については、施行日以後の期間についてのみ条例を適用するものでございます。

以上で議案第11号外2件の提案の理由及び内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜り、原案どおり御可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 引き続き予算説明に入ります。まず、一般会計予算から特別会計予算の説明を続いで願います。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました諸議案のうち議案第1号一般会計予算から議案第5号、和泉中央丘陵整備事業特別会計予算までの5つの予算について、概要の御説明を申し上げたいと存じます。

まず、予算編成に当たりましては、先刻、市長が表明いたしました市政方針に基づき、諸般の社会経済情勢を踏まえ、本市の財政運営の厳しい実態を再認識し、自主財源の確保に努めながら、将来に向けての明るい展望を切り開いていくことを至上命題として予算を編成いたしましたものでございます。すでに御報告申し上げておりますように、昭和54年度の決算見込みにおいて単年度の収支は黒字とは申しまして、その財政構造は、依然として予断を許さない厳しいものでございます。今後とも健全財政回復のため渾身の努力をいたす所存でございますので、議員各位の格別のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

昭和56年度の一般会計は、歳入歳出予算総額221億4,300万円と相なるわけでございまして、前年度当初と比較いたしますと、16億7,000万円、8.2%の増加となっております。予算書に基づきまして、その概要を御説明申し上げたいと存じます。予算書の1ページから始めさせていただきます。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算は、221億4,300万円と定めるもので、この予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。それぞれの内容につきましては、後ほど事項別明細書により御説明申し上げたいと存じます。

第2条につきましては、債務負担行為でございまして、債務を負担することができる限度額等を定めるもので、学校及び改良住宅建設事業費並びに用地取得事業費など合計56億7,041万4,000円の計上でございまして、期間、限度額は、第2表のとおりでございます。

第3条は、地方債でございまして、事業目的、借入限度額を定めるもので、その内訳明細書は、第3表のとおり総額12億8,674万8,000円を計上いたしました次第でございます。

第4条は、財政調整資金としての一時借入金の最高限度額を定めるもので、50億円計上いたしました。

第5条につきましては、歳出予算の各項の経費を流用できるように定めるもので、職員の給与費を対象としております。

以上が一般会計の予算でございます。

引き続きまして、一般会計の歳入歳出予算の事項別明細書により、その内容について御説明申し上げます。予算書の37ページでございます。

まず、議会費でございますが、議員各位の報酬を初め、議会運営費並びに事務局費合わせて2億1,687万6,000円を計上いたしました。

次に、総務費でございますが、20億4,651万3,000円計上いたしました。まず、総務管理費でございますが、特別職、一般職員の給料を初め、庁舎の管理経費等おおむね経常的な管理経費でございます。今年度、総合基本計画の見直しに着手する経費等を計上いたしました。また、国際障害者年に関連し、庁舎のエレベーター設置工事費等、市民の利便を図るべく予算措置を講じております。一方、年々多発する交通事故より市民を守るべく、歩道、防護柵の設置等、交通安全対策経費を計上いたしました。

次に、徴税費でございますが、市民税、固定資産税及びその他諸税の徴収事務に要する費用といたしまして、4億3,895万6,000円計上いたしております。

次に、戸籍住民基本台帳費でございますが、戸籍及び諸証明の事務管理経費、住居表示整備経費を合わせまして1億5,134万2,000円を計上いたしております。

選挙費につきましては、選挙管理委員会費と農業委員の選挙経費2,742万2,000円計上いたしました。

統計調査費につきましては、事業所統計調査費等各種統計調査の経費として、1,177万2,000円計上いたしました。

監査委員費につきましては、1,718万5,000円の計上でございます。

次に、同和対策費でございますが、同和対策総務費並びに解放総合センター、王子、幸両隣保館運営費、同和対策事業特別措置法の強化改正推進のための経費等、2億7,251万4,000円を計上いたしました。

以上が総務費でございます。

次に、76ページ民生費でございます。まず、社会福祉費でございますが、社会福祉総務費で1億6,753万7,000円、身体障害者解放会館の運営費を含みます心身障害者福祉費で1億8,186万円、また、各種老人対策に要する老人福祉費1億5,407万4,000円、各種医療助成として、老人医療費6億8,344万9,000円、身体障害者医療費5,398万2,000円、母子家庭医療費1,042万1,000円をそれぞれ計上いたしました。国民年金費につきましても、12億8,976万4,000円計上いたしました。また、本年は「社会への完全参加と平等」のテーマのもとでの国際障害者年に伴い、障害者に対する各種の対策を講ずべき予算措置をいたしているものでございます。

次に、児童福祉費でございますが、児童手当扶助費、保育所運営管理経費、母子寮及び児童遊園管理経費と児童遊園新設2カ所、合わせまして20億2,595万1,000円を計上したもので

ございます。

次に、生活保護費でございますが、生活保護家庭の見舞金等扶助費17億7,301万1,000円の計上と相なっております。

災害救助費につきましては、845万円の計上と相なっておりますが、有事の際には、適切な措置を講ずる所存でございます。

以上が民生費でございます。

続きまして、108ページ衛生費でございます。予防衛生費につきましては、病院事業に対する補助金、貸付金を初め、結核、成人病、インフルエンザ等の各種予防接種経費、また、診療所及び休日急病診療所の運営経費と歯科の増収工事費等、市民の健康をを保持すべく、10億1,541万7,000円計上いたしましたものでございます。

次に、環境衛生費でございますが、伝染病予防対策費を初め、し尿及びごみの収集委託料、処理を行う泉北環境整備施設組合分担金等、9億5,973万8,000円を計上いたしました。墓地管理費につきましては、市営葬儀等の運営費4,636万8,000円を計上いたしました。上水道費につきましては、泉北水道企業団及び本市水道事業補助金として、2,422万円を計上いたしました。

以上が衛生費でございます。

続きまして、115ページ労働費でございますが、失業対策関連経費として、8,104万円を計上いたしました。

次に、農林水産業費でございます。農業費につきましては、農業委員会の運営経費、園芸団地、農業構造改善事業の補助金、また、ため池、農道等農業基盤の整備に関する経費、2億4,883万4,000円を計上いたしました。

林業費につきましては、林道の整備費等、5,42万6,000円計上いたしました。

以上が農林水産業費でございます。

続きまして、商工費でございますが、地元中小企業の振興対策を初め、事業資金の融資、勤労青少年ホームの運営費等、1億7,044万円を計上いたしました。特に本年度は、大型店進出に対し商工会と協力し、それに対応すべき経費を計上いたしましたものでございます。

以上が商工費でございます。

続きまして、134ページ土木費でございます。まず、土木管理費として2億4,800万5,000円の計上でございまして、今年度より道路台帳の整備に着手すべく4,400万円計上いたしました。また、防衛施設周辺整備事業費として、5,000万円を計上してございます。道路橋梁費につきましては、市内一円の市道の整備を初め、北池田5号線の整備4,200万円、環境改善

施設整備事業費1億1,200万円、防衛施設周辺整備事業費5,586万8,000円で、3億4,575万1,000円の計上でございます。河川水路費につきましても、東松尾川河川を初め、市内一円の水路改修費、鳥池排水路改修事業費等、1億4,390万9,000円計上いたしました。

次に、都市計画費でございます。公園、街路、下水道事業の経費でございます。公園につきましては、既設公園の管理費及び肥子池、忠岡池、光明池緑地の整備事業費でございます。10億4,41万2,000円を計上いたしました。また、街路事業費につきましても、和泉府中北通線、泉大津阪本線、府中今福歩行者用街路事業費として、2億9,406万計上いたしました。また、公共下水道事業特別会計への繰出金2億2,468万4,000円、北池田、清水、伏屋幹線排水路整備事業費として、6,864万円、山の谷東排水路整備事業費1,531万8,000円、また、今年度で完成予定の都市下水、府中北幹線整備事業費1億3,679万5,000円計上いたしましたものでございます。

次に、住宅費でございますが、住宅管理費4,755万9,000円、改良住宅建設事業費18億3,780万8,000円計上いたしております。

以上が土木費でございます。

次に、163ページ消防費でございますが、消防署と消防団の経費でございます。消防ポンプ自動車の購入を初め、消火栓の新設等の経費、合わせまして5億6,082万計上いたしました。

続きまして、169ページ教育費でございます。教育総務費につきましては、教育委員会の運営経費を初め、指導主事関係経費、同和教育推進関係経費等、2億7,985万2,000円計上いたしました。

次に、小学校費でございますが、学校の管理運営費、校舎の維持管理費を初め、児童の健康管理と学校給食の運営経費を計上いたしております。また、学校建設費につきましては、光明台南、鶴山台南、鶴山台北、芦部、南松尾、北池田、幸小学校の校舎及び給食室の整備及び池上小学校のプール新設を計上いたしましたものでございます。

次に、中学校費でございますが、5億4,860万1,000円計上いたしました。小学校費と同様の経費を計上したものでございまして、学校建設費につきましては、光明台中学校の整備事業費を計上いたしました。

次に、幼稚園費でございますが、小中学校同様幼稚園の管理運営経費等、3億4,66万7,000円計上いたしました。

続きまして、社会教育費でございますが、青少年及び留守家庭児童等に対する経費を初め、市民会館、図書館等各種社会教育施設の運営経費及び文化財の調査経費等2億7,984万円を計上いたしました。

次に、保健体育費でございますが、各種体育大会の経費並びに体育館等各種体育施設の運営管理経費として、7,064万8,000円を計上いたしました。

以上が教育費でございます。

次に、211ページ公債費でございますが、前年度以前に借り入れました市債の元利償還金並びに一時借入金の利子等、32億7,410万9,000円計上いたしました。

諸支出金につきましては、開発公社への貸付金、災害援護資金貸付金、一部事務組合に係る地方交付税の配分金及び公共施設整備基金積立金として、5億7,022万9,000円を計上いたしました。

最後に、緊急または不測の経費に充当いたすべく、予備費として5,000万円を計上いたしてございます。

以上が歳出予算の事項でございます。総額221億4,300万円と相なる次第でございます。

引き続きまして、これら歳出に充当いたすべく歳入予算について御説明申し上げます。事項別明細書の3ページでございます。

まず、初めに市税でございますが、前年度見込み額等を勘案いたしまして、67億4,092万円を計上いたしました。

次に、地方譲与税1億4,551万9,000円、自動車取得税交付金1億6,240万円、国有提供施設等所在市町村助成交付金1億2,332万2,000円、地市交付税43億3,110万円、交通安全対策特別交付金1,330万円につきましては、それぞれ前年度実績及びそれぞれの法令を勘案いたしまして計上いたしましたものでございます。

次の分担金及び負担金につきましては、4億7,044万円計上いたしてございますが、農林施設整備事業の分担金。また、負担金につきましては、老人、精簿、保育所の収容措置負担金を初め、都市計画事業に伴う負担金を計上いたしましたものでございます。

次に、使用料及び手数料でございますが、使用料につきましては各種行政財産の使用料に係るもので2億5,024万5,000円。手数料につきましては、戸籍基本台帳等の手数料といたしまして、4,292万9,000円を計上いたしました。

次に、国庫支出金43億4,954万2,000円、府支出金14億1,718万8,000円を計上いたしてございますが、これらはいずれも歳出予算の経費と関連いたすものでございまして、現行基準に従いまして、前年度実績等を勘案し、それぞれ計上いたしましたものでございます。

次に、財産収入につきましては、635万7,000円を計上いたしました。

寄附金につきましては、一般寄附金3,000万円及び開発指導要綱に伴う寄附金3億円を計上いたしました。

繰入金につきましては、公共施設整備基金からの繰入金等、2億5,500万円計上いたしてございます。

次に、諸収入でございますが、22億1,799万円計上いたしました。主なものは、病院等の貸付金の元金収入5億9,204万円、国民年金印紙売捌金11億9,791万8,000円でございます。

最後に、市債でございますが、12億8,674万8,000円計上いたしてございます。これは歳出予算の事業と関連いたしまして、適債事業に対し充当率等を勘案いたしましてそれぞれ計上いたしましたものでございます。

以上が歳入予算の事項でございますが、総額221億4,300万円と相なる次第でございます。

以上が昭和56年度和泉市一般会計予算の内容でございます。

引き続きまして、議案第2号、国民健康保険事業特別会計について御説明申し上げます。

国民健康保険は制度創設以来今日まで、市民の健康と医療の確保にはかりがたい貢献を果たしてきてまいっておりますが、その運営は非常に厳しいものでございます。昭和56年度におきましても、老人医療費や高額療養費の増高に加え、医療費の改定が予定されるなど、その運営は非常に苦しいものと思われまますが、本制度の基本理念並びに昨今の社会経済情勢等十分勘案いたし、予算を編成いたしましたものでございます。

以下、その内容につきまして御説明申し上げます。予算書の13ページでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を42億8,090万円と定めるものでございます。

なお、この歳入歳出予算の款、項の区分及び金額は、第一表のとおりでございます。

第2条は、一時借入金の最高限度額を8億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の同一款内での各項の経費の流用を規定するものでございまして、給与費並びに保険給付費につきまして、予算額に過不足が生じましたときに流用できる旨規定いたしましたものでございます。

続きまして、事項別明細書によりまして歳出予算から内容をご説明申し上げます。予算書242ページでございます。

まず、総務費でございます。総務管理費につきましては、保険給付を行ってまいりますうえの職員給与費及び事務的経費でございまして3,597万4,000円。徴収費につきましては、保険料賦課徴収関係の職員給与費及び事務経費といたしまして、9,194万7,000円を計上いたしましたものでございます。

次の運営協議会費でございますが、これは国民健康保険運営協議会の経費でございまして、97万6,000円計上いたしました。

次の趣旨普及費につきましては、啓蒙活動経費として30万円計上いたしましたものでございます。

次は、保険給付費でございます。本市における過去の実績、また、国、府の予算編成方針等を参考に本年度の医療費を推計いたし、所要の措置を講じたものでございまして、療養給付金といたしまして35億8,895万4,000円、療養費といたしまして2,746万円、高額療養費といたしまして4億5,407万円、審査支払手数料として932万4,000円、助産費といたしまして2,490万円、葬祭費といたしまして580万円それぞれ計上いたしましたものでございます。

次に、保健施設費でございます。優良家庭及び老人の表彰を行います経費といたしまして、150万円を計上いたしました。

次に、公債費でございますが、これは一時借入金の利子として、500万円を計上いたしましたものでございます。

次の諸支出金は、保険料の過誤納還付金等ございまして、350万円を計上いたしましたものでございます。

次に、予備費でございますが、医療費の予測しがたい支出増に備えるため、3,000万を計上いたしましたものでございます。

以上、歳出予算合計いたしまして、42億8,090万円と相なるものでございます。

次に、これら歳出予算に充当する歳入予算につきまして御説明申し上げます。239ページでございます。

まず、国民健康保険料でございます。昭和56年度における歳出総額から国庫補助金、府補助金、一般会計からの繰入金等を差し引きいたしました額が、昭和56年度の必要保険料でございまして、14億7,916万5,000円計上いたすものでございます。

なお、この必要保険料確保のための保険料率を算定いたしますと、昭和55年度より若干アップが必要となってまいります。昨今の諸情勢を勘案いたしまして、保険料率を前年度並みに据え置き、保険料の徴収率向上等内部努力をもって対処いたすこととしたものでございます。

次の一部負担金につきましては1万円、使用料及び手数料につきましては50万円それぞれ計上いたしましたものでございます。

次に、国庫支出金でございますが、事務費負担金として5,774万3,000円、療養給付費負担金として20億5,818万8,000円、助産費補助金として830万円、財政調整交付金として4億3,724万9,000円を国の予算編成方針並びに本市の実績等を勘案いたしまして、それぞれ計上いたしましたものでございます。

次に、府支出金でございます。国保事業に係る府の助成補助金等として2,126万円、老人医療波及分補助金として3,575万2,000円、障害者医療波及分補助金として1,620万8,000

円をそれぞれ計上いたしましたものでございます。

次に、繰入金でございます。被保険者の負担の軽減等のため一般会計にて負担いたすものでございまして、7,000万円を計上いたしましたものでございます。

最後に、諸収入でございます。第三者納付金、医療費返納金等といたしまして、9,616万5,000円計上いたしましたものでございます。

以上、歳入合計いたしまして42億8,090万円と相なるものでございます。

以上が国民健康保険事業特別会計予算でございます。

引き続きまして、議案第3号、公共用地先行取得事業特別会計について御説明申し上げます。予算書の16ページでございます。

まず、第1条でございますように、歳入歳出予算の総額を2,488万円と定めるものでございまして、予算の款・項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

内容につきましては、前年度以前に借入れを行いました公共用地先行取得事業の起債の元利償還金でございます。後年度において補助対象経費となるよう措置するものでございます。

これに充当いたすべき歳入につきましては、全額一般会計より繰り入れいたすべく措置いたしましたものでございます。

以上、簡単でございますが、公共用地先行取得事業特別会計予算についての内容説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第4号、公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。予算書の18ページでございます。

まず、第1条でございますように、歳入歳出予算の総額を5億5,026万4,000円と定めるもので、予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条につきましては、地方債の目的、限度額等を定めるものでございまして、その内容明細は、第2表のとおりでございます。

第8条は、歳出予算の各項の経費を流用できるように定めたものでございまして、職員の給与費を対象といたしてございます。

続きまして、事項別明細書により歳出予算からその内容について御説明申し上げたいと存じます。268ページでございます。

まず、下水道総務費でございますが、職員の給与費を初め、南大阪湾岸北部流域下水道事業負担金、泉北環境整備施設組合分担金及び下水処理業務費等の経費として、3億7,422万円計上いたしました。また、下水道整備費につきましては、小田第二幹線整備事業費1億434万円を計上いたしました次第でございます。

次に、公債費につきましては、前年度以前に借りました市債の元利償還金として、7,120万4,000円を計上いたしましたものでございます。

また、予備費につきましては、50万円を計上いたしました。

以上が、歳出予算の事項でございます。総額5億5,026万4,000円と相なる次第でございます。

続きまして、これら歳出に充当いたします歳入について御説明申し上げます。261ページでございます。

まず、分担金及び負担金につきましては、下水道処理経費の負担金として1,324万8,000円、使用料及び手数料につきましては、下水道使用料として1,403万2,000円を計上いたしました。

国庫支出金につきましては、6,000万円を計上いたしました。

繰入金につきましては、一般会計より2億2,468万4,000円の繰り入れいたすべく計上いたしましたものでございます。

最後に、市債でございますが、2億3,830万円を計上したものでございます。

以上が、歳入歳出予算の内容でございます。総額5億5,026万4,000円と相なる次第でございます。

以上、簡単でございますが、公共下水道事業特別会計の内容説明を終わります。

最後に、議案第5号、和泉中央丘陵整備事業特別会計予算につきまして御説明申し上げたいと存じます。

和泉中央丘陵整備事業につきましては、昭和48年に定めました総合基本構想に基づき、中部丘陵地帯に本市の望ましい都市形成と都市基盤の充実を図り、新しい町づくりを実現していくのであります。すでに地元住民には回を重ねた説明会を持ち、計画の全貌とその趣旨を御説明申し上げ、地域において対策委員会などを設置していただき、地元の理解と合意を得るべく進めてまいりましたものでございます。本年は、さらに用地集約に向けてより具体的な条件も含め、対策委員会を通じ地元交渉に入りたいと存じております。あわせて農業対策のきめ細かな調査、周辺地域との調和のとれた土地利用計画の策定、都市計画手続に向けての調査など、一連の諸準備を図ってまいりたいと存じます。

以下、予算の内容について御説明申し上げます。予算書の22ページでございます。

第1条は、歳入歳出予算総額を3億9,980万円と定めるものでございます。この歳入歳出予算の款・項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書によりまして、まず、歳出予算から御説明申し上げます。274ページ

ージでございます。

和泉中央丘陵用地取得等事務費でございますが、関係職員の給与費及び用地取得等事務費といたしまして3億7,480万円及び緊急または不測の経費に充当いたすべく、予備費といたしまして2,500万円、合わせて総額3億9,980万円を計上いたしました次第でございます。

以上が、歳出予算でございますが、これに充当いたします歳入予算につきましては、宅地開発公団の受託事業収入といたしまして、歳出予算の相当額3億9,980万円を計上いたしてございます。

以上が、昭和56年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算の内容でございます。

以上をもちまして、一般会計及び特別会計の5つの会計予算の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。御静聴ありがとうございます。

○議長（貝淵博治君） 引き続き水道事業会計予算の説明を願います。

○水道部長（田中稔君） それでは、議案第6号「昭和56年度和泉市水道事業会計予算」について御説明申し上げます。

本年度業務の予定量につきましては、第2条において、給水戸数3万7,450戸、年間総給水量を有収率87.6%と見込み1,036万8,000立米、また、1日平均給水量については、2万8,405立米と定めておるものでございます。

なお、給水量につきましては、省エネ等のPR効果に加え、節水型機器の普及により水量の伸びがなく、逆に落ち込む結果となっております。総給水量及び1日平均給水量も、前年度当初に対し約1%減量の予定といたしたものでございます。

次に、主要な建設改良事業といたしましては、環境改善整備事業に関連する配水管整備事業に840万円、出水不良及び赤水対策のための配水管更生事業に2,970万円、また、54年度より施行いたしております水道施設等整備事業において、1億900万円をもって和田浄水場水質試験室増改築工事と、第二阪和国道に関連する配水管布設工事延長1,586メートルをそれぞれ施行予定いたしておるものでございます。

次に、第3条の収益的収入及び支出でございますが、収入面より申し上げますと、第1款水道事業収益14億5,720万1,000円と予定し、第1項営業収益において、前年度当初予定より8%減の12億8,781万1,000円を計上。また、第2項の営業外収益では、公社公団及び民間開発による住宅団地等の加入金を昨年度より26%増の1億6,979万円予定いたしました。第3項の特別利益では、主に過年度の水道料金の追加調定分として、昨年同様10万円計上いたしました。

次に、支出でございますが、第1款水道事業費用については、15億2,546万6,000円と予定。第1項営業費用において、増加する職員給与費、減価償却費等を除き、動力費、修繕料、請負工事費等が減少したため、前年度に比べ1%の12億3,446万7,000円と予定いたしました。次に、第2項営業外費用でございますが、これは主に支払利息でございますが、企業債利息の増加を見込んでおりますが、一時借入金利息の減少により、前年度に比べ0.7%減の2億8,949万9,000円計上いたしました。第3項特別損失では、主に過年度水道料金の調定減として、実績により50万円を予定いたしました。第4項の予備費は、昨年同様100万円計上いたしました。

以上差し引きいたしますと、当年度純損失は、6.826万5,000円と見込まれる予定でございます。

次に、第4条でございますが、これは主として建設改良事業に必要な資金収支でございますが、収入面より申しますと、資本的収入総額を4億2,991万円とし、第1項企業債において1億4,100万円予定、その内訳としまして、配水管整備事業債800万円、配水管更生事業債2,900万円、水道施設等整備事業債1億400万円といたしております。次に、第2項工事負担金でございますが、光明台水道施設建設及びその他開発行為による計画外配水管布設等原因者負担として2億8,140万円。第3項は、消火栓新設に伴う一般会計負担金750万円でございます。第4項固定資産売却代金は、単車等買いかえに伴う下取り価格でありまして、1万円と予定いたしております。

一方、支出につきましては、第1項建設改良費3億8,507万5,000円を予定し、先ほど申し上げました配水管整備事業費に840万円、配水管更生事業費に2,970万円、水道施設等整備事業費に1億900万円及び開発行為等に伴う原因者負担による改良工事費に2億600万円、光明台水道施設建設費に1,840万円、営業設備費に1,357万5,000円をそれぞれ予定しておるものでございます。

第2項企業債償還金については、8,747万5,000円ですが、すでに政府等より借入れた企業債の償還元金であります。

以上合計いたしますと、資本的支出の予定額は4億7,255万円となり、収支差し引きいたしますと4,264万円の資金不足が生じるものでございますが、これは内部留保資金主に減価償却で補てんを予定いたしております。

以上の結果、給水量の落ち込みにより累積欠損金は5億7,000万円余りになりますが、3条予算の減価償却費は資金が外部に流出しないため、今年度末は、資金的には少し余裕が出る見込みであります。

次に、第5条でございますが、これは前述いたしました企業債の本年度借入れ予定について、目的、限度額、方法、利率及び償還方法について定めておるものでございます。

次に、第6条は、一時借入金 の 最高借入限度額を6億円と定めております。

第7条は、経費の金額を流用できる場合を定めるものでございます。

第8条は、流用禁止項目を定めております。

次に、第9条は、営業補助のために一般会計から水道事業会計に補助を受ける金額を1,000万円と定めておるものでございます。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を1億7,756万3,000円と定めるものであります。

以上が上程させていただきました昭和56年度水道事業会計予算案の概要でございますが、これら前年度対比等詳細につきましては、29ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議くださいますて、原案御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（貝淵博治君） 最後に、病院事業会計予算の説明を願います。

○病院事務局長（内田繁君） お許しをいただきまして、ただいま御上程いただきました議案第7号「昭和56年度和泉市病院事業会計予算」について御説明申し上げます。

昭和56年度におきましては、市民の健康を守るため医療の確保とその水準向上に努めるとともに、昨今の医療業務の複雑化と医療高度化情勢に対処いたしまして、コンピューター導入あわせてX線コンピューター断層装置など、高度医療器械設備を増設することにいたしました。さらに、近く泌尿器科を開設する運びとなり、総合的診療機能を整えることにいたしました。

他方、病院事業経営につきましては漸次、好転いたしてまいりましたが、経営環境は依然として厳しい状況でございます。本年度は、基盤となります医業収支の均衡を図ることを第一の目的とし、単年度不良債務を生じないよう鋭意努力いたす所存でございます。しかし、本年度では、いまだ顕著な改善を予算としてお示しするに至っておりません。今後とも議員皆様方の御支援、御指導のもと、病院経営の安定向上に邁進いたす所存でございます。

続いて、予算各条の御説明を申し上げます。

第2条の業務の予定量でございますが、まず、病床数につきましては、昨年12月の第4回定例議会において、増床を含めた病院改築事業を認めていただき、現在、これに向けて工事中であるため、本年度当初の病床数は、昨年度と同数の303床といたします。

診療患者数は、入院1日平均261人、年間延べ9万5,265人、外来では1日平均560人、年間延べ16万6,320人、昨年度当初と比較いたしますと、入院1日27人、年間延べで9,855人、外来では1日平均50人、年間延べ1万5,360人のそれぞれ増加でございます。

主要な建設改良事業としては、医療用器械備品購入費2,500万円でございます。

次に、第3条は、経常収支に相当いたします収益的収入及び支出予算でございます。収入では、医業収益29億2,945万7,000円、医業外収益1億5,557万7,000円、特別利益4,048万円で、事業収益合計31億2,551万4,000円、55年度当初予定額に比べ5億891万7,000円、19.4%の増加でございます。うち医業収益4億5,355万7,000円、18.3%、医業外収益5,536万円、55.2%の増加となっております。

支出につきましては、医業費用29億8,157万4,000円、医業外費用3億7,051万8,000円、予備費30万円、合計事業費用33億5,239万2,000円、同55年度当初予定額に比べ4億1,041万3,000円、13.9%の増加でございます。増加の内容は、医業費用で4億902万4,000円、医業外費用で138万9,000円でありまして、収支差し引きは、医業収支マイナス5,211万7,000円、医業外収支マイナス2億1,494万1,000円といずれも欠損見込みで、合わせました医業損失は2億6,705万8,000円となりますが、単年度不良債務は生じない見込みであります。

なお、本年度において多額の不良債務を抱えていることから、一般会計との間に経費の負担区分に従って調整し、事業向け資金に充てるため、一般会計から9,166万2,000円を借り入れることにいたしております。

以上のように単年度経常収支は、昨年度に引き続き改善の方向に進みつつあります。しかしながら、企業債と一時借入金の支払利息の減少が見られず、これに対する財源が確保しがたく、現時点では改善策は成り立たない実情であり、悪循環が継続され、依然として厳し財政状況にあります。このような背景であります。経営健全化と医療の水準向上のため、積極的意欲をもって地域住民の信頼にこたえるべく努めてまいり所存でございます。

続きまして、第4条の資本的収入支出予定でございますが、収入では4億9,393万3,000円、支出は5億3,441万3,000円、差し引き4,048万円の不足を生じます。これを収益的収入の中の特別利益をもって補てんいたすものであります。

これらの内訳につきましては、まず、支出は建設改良費2,623万3,000円、企業債償還金1億9,818万円、一般会計からの長期借入金返還金3億1,000万円でありまして、これらの財源に充てる収入では、一般会計からの出資金1億9,599万5,000円及び一般会計からの長期借入金3億8,433万8,000円からなっております。

以上の収益的収支、資本的収支の要点につきましては、本日お手元に配付させていただきました参考資料の1ページに取りまとめ、グラフを添付いたしておりますので、御参照賜りたく存じます。

次に、第5条は、一時借入金の限度額を定めるものでございまして、本年度は23億円を限度

といたしたく、第6条は、医業費用、医業外費用の各項の流用規定を、第7条は、職員給与費及び交際費については、議会の議決を経なければ流用できない旨を定めたものでございます。

第8条は、一般会計からの補助金額。

第9条は、たな卸資産の購入限度額をそれぞれ定めるものでございます。

以上、簡単でございますが、昭和56年度病院事業会計予算の内容の御説明を終わらせていただきます。5ページ以下に実施計画ほか参考資料を添付いたしておりますので御参照賜り、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（貝淵博治君） 以上で諸議案の提案理由の説明が終わりました。

○議長（貝淵博治君） 次に、日程第16「予算審査特別委員会設置について」を議題に供します。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第 1 号

予算審査特別委員会設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のとおり特別委員会を設置する。

昭和56年3月3日

提出者

和泉市議会議員

池 辺 秀 夫	赤 阪 和 見
柳 瀬 美 樹	橋 本 佳 行
竹 内 修 一	大 谷 昌 幸
直 村 静 二	出 原 平 男
天 堀 博	田 中 昭 一
穴 瀬 克 己	仁 井 明

記

1. 委員会の名称

予算審査特別委員会

2. 付託事項

昭和56年度各会計予算並びに関連する諸議案

3. 委員会の構成

本委員会は委員13名をもって構成する

4. 付託期限

昭和56年和泉市議会第1回定例会会期中

○議長（貝渕博治君） 提案理由の説明をお願いします。池辺君。

○21番（池辺秀夫君） それでは、ただいま上程いただきました議会議案第1号「予算審査特別委員会設置について」、はなはだ借越でございますが、提出者を代表いたしまして提案の理由を御説明申し上げます。

本議案は、昭和56年度和泉市一般会計及び特別会計、水道、病院の企業会計並びに予算関連議案を慎重に審議するために本特別委員会を設置するものでございます。よろしく御審議の上、満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（貝渕博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議会議案第1号を原案どおり可決いたします。

○

○議長（貝渕博治君） 次に、日程第17「予算審査特別委員会委員の選任について」を議題に供します。

議案を朗読させます。

（市会事務局朗読）

議会議案第2号

予算審査特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により次のとおり選任するものとする。

昭和56年3月3日

和泉市議会議長

貝 渕 博 治

記

予算審査特別委員会委員（13名）

○議長（貝淵博治君） 本予算審査特別委員会の委員選任につきましては、はなはだ僭越でございますが、私より選任させていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、私より選任させていただきます。

委員の氏名を局長をして朗読させます。

（市会事務局長朗読）

ご報告申し上げます。予算特別委員会委員に藤原要馬議員、大谷昌幸議員、成田秀益議員、竹内修一議員、辻村靖英議員、直村静二議員、勝部津喜枝議員、横田憲治郎議員、穴瀬克己議員、橋本佳行議員、若浜記久男議員、奥村圭一郎議員、田中昭一議員、以上13名でございます。

○議長（貝淵博治君） ただいまの朗読どおり選任するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議会議案第2号、委員の選任は、朗読どおり選任することに決定いたしました。委員の皆さんにはまことに御苦労でございますが、付託されます諸議案をよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○

○議長（貝淵博治君） お諮りいたします。本日の議事日程は全部終了いたしましたので、これにて散会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

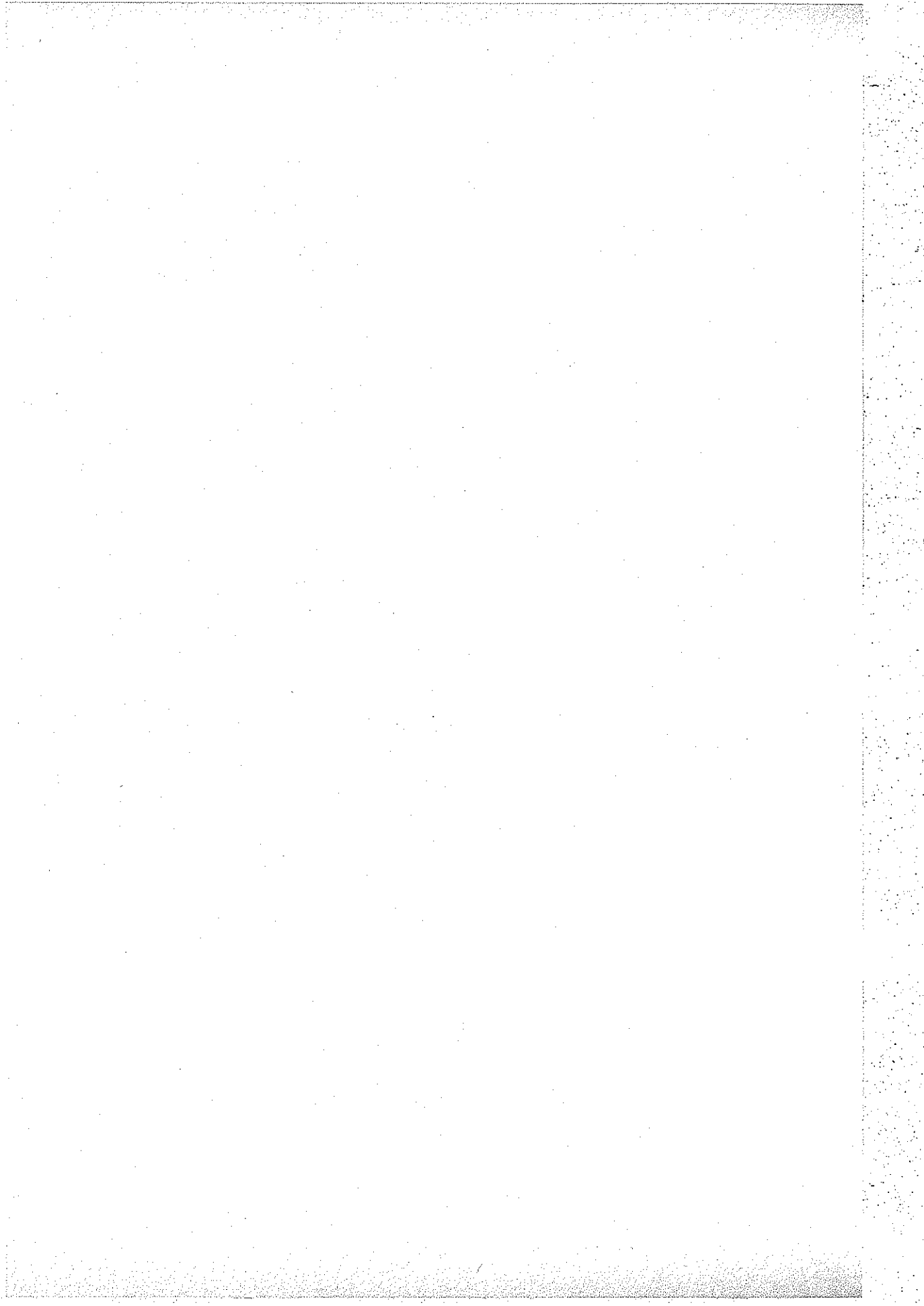
御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

なお、明四日からは一般質問並びに総括質問を行いますので、定刻御参集願います。長時間まことにありがとうございました。

（午前11時43分散会）

○

第 2 日



昭和56年3月4日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	若 浜 記久男 君	16番	赤 阪 和 見 君
2番	竹 内 修 一 君	17番	橋 本 佳 行 君
3番	辻 村 靖 英 君	18番	松 尾 孝 明 君
5番	田 中 包 治 君	19番	大 谷 昌 幸 君
6番	三 井 正 光 君	20番	出 原 平 男 君
7番	勝 部 津喜枝 君	21番	池 辺 秀 夫 君
8番	原 重 樹 君	22番	飯 坂 楠 次 君
9番	直 村 静 二 君	25番	奥 村 圭一郎 君
10番	天 堀 博 君	26番	仁 井 明 君
11番	成 田 秀 益 君	27番	柳 瀬 美 樹 君
12番	横 田 憲治郎 君	28番	貝 淵 博 治 君
13番	並 河 道 雄 君	29番	藤 原 要 馬 君
15番	穴 瀬 克 己 君		

欠席議員(1名)

23番 田 中 昭 一 君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市 長	池 田 忠 雄	財 政 課 長	大 塚 孝 之
助 役	坂 口 禮之助	同 和 対 策 部 長	橋 本 昭 夫
収 入 役	中 塚 白	同和对策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生 田 稔
参 与 兼 取 扱 市長公室長事務取扱	西 川 喜 久	市 民 部 長	富 田 宏 之
参 与 兼 取 扱 都市整備部長事務取扱	林 徳 次	市民部次長兼福祉事務所長・保育課長事務取扱	中 川 鉄 也
秘 書 広 報 課 長	石 本 博 信	産 業 衛 生 部 長	広 岡 史 郎
財 務 部 長	麻 生 和 義	産 業 衛 生 部 次 長	角 谷 泰 夫
財 務 部 次 長	北 野 敦 雄	建 設 部 長	逢 野 一 郎

建設部次長兼 土木課長事務取扱	吉田日出男	用地担当参事・土地 開発公社事務局長	岩井益一
都市整備部理事	中山重光	教育委員長	堀内由延
都市整備部理事	門川祿朗	教 育 長	葛城宗一
都市整備部次長兼 用地第四課長事務取扱	萩本啓介	教 育 次 長	杉本弘文
都市整備部次長	青木孝之	管 理 部 次 長	逢野博之
改良事業部長	西川武雄	指 導 部 長	高橋貞良
改良事業部次長兼 改良総務課長事務取扱	前田守正	指 導 部 次 長	竹田明郎
病 院 長	竹林淳	指 導 部 次 長	明坂貞士
病院事務局長	内田繁	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
病院事務局次長兼 管理課長事務取扱	藤原光夫	選挙管理委員会事務局長	岸田秀仁
水道部長	田中稔	監 査 委 員	久光喜多男
会 件 課 長	赤田儔信	監 査 事 務 局 長 兼 公平委員会事務局長	向井洋
消 防 長	松村吉堯	農 業 委 員 会 会 長	坂上国治
消防本部次長兼 消防署長	湯川行夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信田種行
用地担当理事 土地開発公社事務局長	平野誠蔵		

※課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。



本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男



本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次 長	吉田種義
議事係長	西井正
議事係	佐土谷茂一
議事係	川崎政勝



本日の議事日程は次のとおりである。

(3月4日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		一般質問について	

一般質問発言者及発言の主旨 (56.3)

発言順・議席番号

① 2番 竹内 修 一 議員

1. 和泉市、泉大津市行政境界適正化について。
2. 和泉丘陵開発と日本住宅公団開発団地の見直しについて。

② 13番 並河道 雄 議員

1. 老人福祉行政について。
2. 身体障害児(者)対策について。
3. 市の広報について。

③ 15番 穴瀬 克己 議員

家庭の日設定の具体的取り組みについて。

④ 19番 大谷 昌幸 議員

社会教育の振興策について。

⑤ 16番 赤阪 和見 議員

1. 出張所設置について。
2. 国際障害年への具体的取組みについて。
3. 学校施設の充実について。
4. ゴミ公害について。

⑥ 10番 天堀 博 議員

市長の施政方針と予算案について。

⑦ 8番 原 重 樹 議員

1. スーパー問題について。
2. 国際障害者年の問題について。

⑧ 9番 直 村 静 二 議員

1. 同和行政について。
 - イ) 地区協の運営について
 - ロ) 施設利用について
2. ガーデン・ハウス和泉みたて山について。

⑨ 1番 若 浜 記久男 議員

1. 施政方針について。
2. 交通安全対策について。

(午前10時5分開議)

- 議長(貝淵博治君) おはようございます。議員の皆さんには公私何かとお忙しいところ、連日におわたりましてまことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは22名でございます。欠席の議員さんは田中昭一議員さん、遅刻の届け出の議員さんは直村議員さんでございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思われます。現在、22名でございます。

- 議長(貝淵博治君) ただいまの報告どおり、出席議員数22名をもちまして議会は成立しておりますので、本日の会議を開きます。

-
- 議長(貝淵博治君) 日程第一「一般質問について」を行います。2番・竹内修一君。

- 2番(竹内修一君) 通告に基づきまして2番・竹内が質問いたします。

第一問、松原泉大津線、第二阪和国道開通に伴い、今後ますます宅地化の進展が推測されるとき、和泉市泉大津行政境界の適正化が要望されて久しいですが、その間、いろいろ努力されたことは理解できるのでありますが、実効が上がっていないので、この際、発想の転換も含めて市民

要望にこたえてもらいたいと思いますがどうですか、お尋ねいたします。

第二問、和泉市にとって本年は和泉中央丘陵整備事業の促進の最大山場に当たる年であり、折衝を重ねている宅建公団と、いままで大規模住宅開発を実施してきました日本住宅公団が来る10月1日、都市整備公団として発足するようでありますので、この際、結節をつける意味と丘陵整備事業を推進するため特に留意されるようにあえて問題点を申し述べる次第であります。

その一、用地買収について。権利者1,200名の合意を得るべく最善の努力を行います、と昨日、市長さんは述べられましたが、そのためには種々の条件整備が必要であります、果たしてやれるのかという率直な疑問を持つわけであります。と申しますのは、市長さんみずからも天鉄局に赴き努力していただきました北信太駅ホームの改修事業に関して約五件の買収業務が数年かかって実を結んでおらないという現実、これは天鉄局契約用地課の仕事だと言えばそれまでですが、和泉市の協力において問題はなかったのか、今後どうするのか、お尋ねいたします。

その二、昨年も議会で光明台の野谷池跡地のグラウンド整備について、また、光明台、緑ヶ丘団地バス運行市民要望の実現の前提条件である道路の整備等について、いずれも努力されて明るい見通しにあるやに聞いておりますが、どうですか。

その三、私の住んでいる鶴山台では入居以来約十年、一段落した段階であります、最近、下水管がパンクして目下工事が実施されております。工事の実施、行政指導に抜かりはなかったのか。居住者ははなはだ迷惑だと苦情を言ってきております。このような開発を今後しないように留意をお願いいたします。

その四、一丁目にあります雨水調整池及び太之坊池の跡地利用基本計画についてはどうなっているか。これも入居者が落ち着いた段階での再開発では工事等もやりにくいし、住民とのトラブルも考えられるので、公団が合併前に明確にしておいてもらいたいと思います。

その五、信太中学校前の鶴山台西公園グラウンドについて、新任区域であります、使用権、管理責任等が今日まで明確でない、かねて要望はしておりますが、この際、看板等を立てて明確にしていきたいが、どうですか。

その六、近く分譲地が十年の買い戻し期限が切れるということと、鶴山台三丁目等隣接地約千坪を和泉市が競争入札する運びになっておりますが、乱開発の心配はないのか、歯どめはどうするのか、お尋ねいたします。

以上で終わりますが、再質問の権利を留保いたします。

○ 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。

○ 企画課長（神藤恒治君） まず、和泉市泉大津の行政境界の適正化についてお答えいたします。

泉大津市との行政境界適正化問題につきましては、過去にも種々御指摘、御教示を賜っており

ますが、御承知のとおり昭和47年行政境界適正化協議会を発足いたしまして、その後も両市間で協議、調整を図ってまいりましたけれども成果を得るまでに及ばず、今日に至っておりますことをまことに遺憾に存じております。特に両市の境界周辺に居住する住民の方々に生活上の不便等を考えるとき、行政境界適正化の一日も早い解決を図ることは行政として不可欠である。これは両市の一致した見解でございます。

こういった意味合いからも、本件に対する取り組みをより一層強めるため、本年度におきましては、事務レベルでの協議を頻繁に行うことはもちろんでございますが、必要に応じて実態調査等も行い予定でございます。また、適正化協議会につきましても長らく中断いたしておりますが、事務レベルでの一定の案づくりができた時点で協議会を開催いたしまして、御意見等を拝聴する予定でございます。そういった意味から、本年度は協議会経費としても若干の予算計上をしておりますので、この点よろしく御了解賜りたいと思います。

- 2番(竹内修一君) たいだいまの答弁、まことに結構であります。なお諸施策を強力に推進していただくことを期待します。昨日市長さんは、いみじくも「住みたくなる和泉市をモットーに」と言われましたが、これは大事なことだと思います。あわせて市の広報活動も実施していただき、一日も早く両市民の要望が達成されることを期待しておきます。

○ 議長(貝淵博治君) 次。

- 建設部長(逢野一郎君) 第二点目の北信太駅の件につきましてお答え申し上げます。

北信太駅ホーム拡張につきましては、昭和54年8月8日付で天鉄局より用地買収に伴う物件補償が狭小であるにもかかわらず、実質的には権利の喪失が大きいことから交渉が難航していることの報告があり、用地契約を予定しておる五名を除き、ホーム拡張が可能な部分のみの工事を行ったわけでございます。しかしながら、住民の期待に沿うべく早急な完了が必要でありますので、天鉄局と十分協議を重ね、側面から協力していきたいと存じます。

第二点の野谷池の件でございますが、これは御承知のように一応、8月25日で和解の成立を見ますので、その後は所期の目的どおり、早急に池の埋め立てに取りかかりたいと思っております。

また、進入路の件でございますが、議員さん各位の御協力を得て相手方と話しをしているわけでございますが、現時点では解決に至っておりませんが、相手方もかなりの譲歩をしていただいておりますので、三月には解決するよう努力しておりますので、いましばらくの御猶予をお願いしたい、かように思っております。

三点目の下水の破裂でございますが、この件につきましては実態を十分調査し、今後このようなことのないよう努力いたしたい、かように思っております。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 企画課長（神藤恒治君） お答えいたします。何点かの中で企画課に関係いたします内容の中で、調整池、太之坊池の基本計画と申しますか、土地利用につきましては、現在のところ、公団からも具体的な協議が参っておりませんが、一応、鶴山台につきましては新住事業が終結いたしましたので、残る事業についての具体案が示されると思っておりますので、その時点で本市の意向も十分申しながら協議をしてみたい、かように考えております。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 計画課長（山崎琢磨君） 新住法で開発されて十年が経過いたしますので分譲が自由になりますが、この件につきましては、建築基準法によりまして第一種住居専用地域を指定、その部分につきましては建蔽率0.4（40%）、容積率は0.8（80%）、それに壁面後退と申しまして敷地境界から1.5mとなっております、相当本市では最大のきつい規制でございますので、こういうものを含め指導していきたいと考えております。

○ 2番（竹内修一君） それぞれ関連があるわけでございますが、天鉄局はもう数年かかっているので、あきらめておるのではなからうかということですが、いま建設部長が答弁してくれたように、天鉄局としては、本省の方からも、会計検査院の方からも注意を受けてる実態でございます。和泉市としてもいろんなことがあります、やはり和泉市内の買収事業でございますので、強力にバックアップして一日も早く完成をしてもらいたい。できることからやってくれ、という要望がやってくれたんでございますが、ホームというのは、一部狭いところがあればそこで事故が起こる危険がある、起きないとは言えんかと思えます。いろいろ建設部、その他も忙しいようでございますので、市長さんにお伺いしますが、特命事項をもってなるべく早くできるようにしてもらいたいと思いが、どうですか。

○ 市長（池田忠雄君） 竹内議員さんの北信太駅上りホームの拡幅についての再度の御質問にお答えさせていただきたいと存じます。

先ほど来、建設部長から御答弁申し上げましたように、議員さんには常々、駅ホームの拡幅について何かと御協力をいただき、厚く御礼を申し上げる次第でございます。一定の拡幅ができ、乗降客の安全がやや保たれたものの御指摘のとおり、まだ一部ネックになっている件があるやに報告を聞いております。御指摘ごもっともでございます。事は天鉄局の買収事業でございますが、地元でございますので、本市としてもこのホーム拡幅ができますよう、買収について側面から強力に協力させていただきたい、このように存じておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○ 2番（竹内修一君） 市長は了解していただいたようでございますので、お願いをしておくわ

けでございますけれども、御存知のように、天鉄局は建築課、工事課、契約用地課の三課が携わっておるわけでございますので、和泉市としても強力なチームをつくってなるべく早くできるようお願いしておきたい。この件は終わります。

それから、私が具体的に質問した中で回答がなかった件がありますので、私が再質問をしておる間に詰めておいてもらいたいと思います。西グラウンドの使用権、管理責任、こういうものをしっかりと市の中で調整されまして、どこがされるのか、そのされるところが責任をもって明確に明示してもらいたいと言ったはずでございます。

二番目の件については、多くの市民が望んでおることでございますので、前提条件の道路の整備、これも全力を挙げて実施されることを望んでおきます。

その三も了解いたしました。

それから、その四の神藤課長さんの回答でございますが、そのとおりでございますして、たださえなかなか要望の通り行くところの日本住宅公団、さらに宅建公団と合併すれば、理を詰めていくにしても難航する点が出てくると思いますので、10月1日前に詰めておいてもらいたいと思います。

なお、この件に関しましては、せんだって副支社長とよく市が打ち合わせたりえて要望をお願いしてくるということを伺っております。

それから、一番最後に申しました歯どめの問題でございますけれども、計画課長からなるほど一種住専ということで回答をいただいたんですが、このチェックをどこで確実にしてくれるのか、してくれると思いますが、府で認可されたんだからやむを得ない、ということが他の案件に関してもたまたま起きておりますので、そういうことのないように、十分組織を活用されてチェックをしていただきたいと思います。

それでは、その五の回答をお願いいたします。

- 計画課長(山崎琢磨君) まことに申しわけございません。信太中学校前のグラウンドの件につきましては、教育委員会の方で管理というよりも使用させているという実態でございますして、実態の管理権につきましては、教育委員会の方でやっております。十分ではないかと思いますが、看板は建築しております、その他まだ足らん部分につきましては、いろいろ検討を加えていきたいと考えますので、御了解願いたいと思います。

なお、建築基準法でございますが、これは建設部の方で担当しております。指導要綱についても十分やっていますと考えております。

- 2番(竹内修一君) グラウンドの問題でございますけれども、なぜこういうことを言うかと言いますと、新しく入った人たちは、公団と古い町会との間でどうい取り交しがあったか知ら

んわけです。ところが、昨今のブームでソフトボールが盛んですが、グラウンドがなく、各チームとも苦勞しておるわけです。市民グラウンド一つです。もう一つつくりなさい。という要望は、議会で昨年もたびたび出ておりますが、それはそれといたしまして、各チームとも会費等を集めておるわけです。そこで、西グラウンドの使用に関しては料金を払ってるんだということで、野球をしない子供らが日曜日、親子で遊ぼうとグラウンドへ来ても追っ払われるという事例がたくさんございます。そこで、私ははっきりさせる必要があると思います。

その準備をさせていただけることは結構ですけれども、公団が開発して設計広場は規定に基づいたものですから、そのような現状については、これも一考を要する問題かと思えます。

なお、二つの池の問題にしても、いろいろと空間利用の問題が起きてます。池の底地は公団の所有地だが、水利権が付いてます。そのような開発をされると、新しく入ってきた人々が困るのです。そういうことを留意されて、和泉市としては馬力をかけて開発をやってもらいたいと思うわけでございます。終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 次に、13番・並河道雄君。

○ 13番（並河道雄君） 通告順に従って質問の要旨のみ述べさせていただきます。

最初に老人福祉行政について。高齢化社会ということがいま盛んに言われておりますけれども、市長の運営方針の中で、在宅者の福祉サービスや生きがいの充実などきめ細かく進める観点から老人対策を述べられておりますが、スローガンだけでなく、その中身を二、三点お伺いしたいと思えます。

一点目に在宅老人についてお伺いしたいと思えます。老人家庭奉仕員、いわゆるホームヘルパーについてお尋ねいたします。現在、ホームヘルパーは老人たちの非常な大きな支えとなり、話し手を求めているひとり暮らしの老人の中には楽しみに待っているというのが現状であります。ヘルパーの資格要件、採用の際の条件等があればお聞かせ願いたいと思えます。

二点目に福祉電話の設置台数が、他の市に比較して余りにも低過ぎるよう思われますが、その理由。

三点目にシルバー人材センター事業についてお尋ねいたします。この問題については以前、わが党の議員から質問した経過がありますが、明確な答えが得られなかったため再度質問いたします。現在、7市で実施され、12市で準備中ですが、本市では今後、この問題にどう取り組むのか、お答え願いたい。現時点では、準備の段階にも入っていないと思われます。

次に、身体障害者について。ことしは国際障害者年、障害を持つ人たちの社会への完全参加と平等を進める年と言われております。ある人はお祭り騒ぎに終わってほしくないと言い、また、

政府がこんなに福祉切り捨てをすれば、お祭り騒ぎにもならないという声もあります。国際障害者年を契りあるものにするための取り組みが全国各地で展開されているが、身障者の症状や種類が多岐にわたっているため、やはり生の声を最も吸い上げやすい自治体が主役になりますが、このことは半面、市の取り組み方いかんによって身障者対策が大きく左右されることを意味しております。

そこで、身障者について二、三お伺いいたします。

一点目に、本市における身障者の手帳所持者数、その中で実際に重度の身障者の数。

二番目は、市政方針の中の啓発活動、記念行事とは、具体的にどういふことを計画しているのか、お示し願いたい。

次に、市の広報について。繁忙な市民生活の中で、複雑な行政に関する諸情報を住民が知る方法は広報であるが、最近の広報は、わかりやすく理解しやすいものになってきているが、それでもかなりいいことづくめの広報、結果の報告お知らせ広報といった段階にとどまっているように思います。このままでは、市民が将来の自分たちの町づくりを考えようという意識を持つまでにはならないと思う。

今後は、このような観点から市民一人一人がもっと考え判断する材料を選択できるものを主に、そこには事業のメリットだけではなくデメリットも公表する。さらに結果の広報だけではなく、経過の広報も入れる。

次に、広報に関して二、三点お伺いいたします。

最初に、情報公開の基準というものを設けているのかどうか。

二番目に、編集のシステムはどのようになっているか。

三番目は、全盲の人にはテープ広報がどれぐらい普及しているのか、お聞かせ願いたいと思います。

答弁のいかんによりましては再質問いたします。

- 議長(貝淵博治君) 理事者答弁。
- 市民部次長(中川鉄也君) お答えいたします。

老人問題あるいは身体障害者問題等は、今後の福祉行政の中では最重要かつ緊急の問題でございます。ただいまの御質問に順番にお答えしたいと思いますが、まず、ホームヘルパーについては現在、当市では4名採用しております。特に採用時点での資格というものはございません。

第二点目の福祉電話の設置でございますが、55年度で5台設置しておりますが、現在、3台の要望が出されておりますので、これについては、56年度中に設置していきたいと考えております。

三点目のシルバー人材センターについては、昨年の本議会におきましてもいろいろ御意見を賜りましたが、56年度の予算の中で非常にわずかでございますが、シルバー人材センター設置に向けての調査費を老人福祉費の項目の中で計上させていただいておりますので、新年度に入りましたら老人クラブ、民生委員さん等の意見を聞きながら一定の調査を行い、早い時期に当市としてもシルバー人材センターを設置できるより取り組んでいきたいと考えております。

それから、障害者に対する御質問でございますが、まず、手帳の所有者でございますが、現在全体で2,493人でございます。このうち一、二級の一応重度として見ておりますが、911名という数字になっております。

引き続きまして、国際障害者年に伴う啓発、記念行事等の取り組みでございますが、これについては現在、本市の国際障害者年推進本部会議並びに関係主管課長で構成する幹事会で計画、検討を行っております。その骨子を申し上げますと、啓発活動については、第一点として懸垂幕、ポスター、立て看板の設置。二点目は市政だよりの活用。三点目は福祉手引の発行。四点は市職員に対する研修会。五点は市民を対象とする講演会、映画会。第七点は企業、各種団体に対する啓発活動。それから、障害者と市長との懇談会等を計画しております。

それから、記念行事といたしましては、その骨子を申し上げますと、チャリティ・コンサートの開催。二点目は夏休みにおける各種の取り組み。三点としてはスポーツ大会の開催。第四点は文化展の開催。第五点はチャリティ・バザー。六点は人権週間における講演と映画等を骨子として、それぞれ幹事会の中で内容を深めるための検討を行っているのが現状でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 秘書広報課長（石本博信君） お答え申し上げます。

すでに御承知のとおり、広報いずみの発行につきましては、市の広報発行規定に基づいて発行しておるものですが、広報担当者としたしましては、よりよい広報誌づくりに日ごろより努力を重ねているところでございます。ただいま御指摘をいただきました点につきましては、御意見を十分体しまして、今後の編集に当たっていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

三点ほど御質問のありました点につきましてお答えいたします。

情報公開の基準につきましては、ただいまのところ基準は設置しておりませんが、市の広報発行規定の中に登載すべき事項として、一応の登載事項の基準があるのみでございます。

続いて、編集システムにつきましては、現課の方から市民に知らせる記事を毎月十日に締め切りまして、それを基準にして広報課の方で紙面を編集しておるものございまして、トップ面に

については企画物、最重要原稿を載せ、二、三面については、議会の動き、市民啓発、市民参加、主婦・消費者向けコミュニティ育成、郷土愛を育てるための取材。それから最終面につきましてはお知らせ、というふうに企画しております。

- 13番(並河道雄君) ホームヘルパーについて再質問させていただきます。

いま、採用の条件というか、そういうものはないというお答えでしたが、いろんな問題点が出てきているように思います。と言いますのは、不景気で内職の仕事がなくなったとか、昨日までゴルフのキャディをやっていた主婦が、パートかアルバイトみたいな感じでヘルパーになる例が最近少なくないわけでございます。それでも施設内のヘルパーでしたら、またいろんな助言も受けられるんですが、家庭訪問で出入りするヘルパーの場合、いろんな不安というか問題点があるということも聞いております。日本の浜松では、そういうヘルパーのための学園も設置され、また外国、先進国においては養成、訓練を積極的に行って資格を与えている国もあるわけです。いままでそういうホームヘルパーのトラブルというようなものがなかったかどうか、ちょっとお聞きしたい。

- 市民部長(富田宏之君) ホームヘルパー制度を実施して数年経過しておりますが、具体的なトラブルにつきましては直接出ておりませんが、数年前、ホームヘルパーの派遣先で御老人の印鑑が紛失したというトラブルが一件あったのは事実でございます。

- 13番(並河道雄君) 現在、4名のホームヘルパーがおられるということですが、医療ヘルパーは別で、奉仕員だけが4名ということですか。他市と比較してちょっと少ないように思っています。池田市が65歳以上の人口が6,617名、和泉市が6,625名、松原市が6,766名ということで、大体同じ人口分布のところを抜き出しても、池田市が9名、松原市は6名です。前回の一般質問では40世帯で2名ぐらいというお答えをいただき、増員の計画は、と質問したところが、2名で十分足りるから増員の計画はない、ということでした。私も2名ぐらいと予測しておったんですが、現在の4名で十分足りるわけですか。他の市と比較したら低いように思うんですが、需要供給の関係があるので、一概には人口と関係ないかもわかりませんが、その点どうでしょうか。

- 市民部長(富田宏之君) 申しわけございません。ホームヘルパーとして4名採用しておりますが、その中には、老人のホームヘルパー、身障者のホームヘルパーも含めて4名でございます。現実には、4名で仕事に応じて派遣しておりますが、身障者、老人という分類はしておりません。一応、ホームヘルパーとして4名採用しております。

それから、ホームヘルパーの人数の問題でございますが、せんだって前回の一般質問でも御答弁申し上げましたが、和泉市の立地的な条件等も事実関連はあると思っておりますが、他市に比べて少

ないのも事実でございます。この点につきましては、大阪府におきましても、本年度よりパートのホームヘルパー制度を発足することになっておりますので、和泉市においても検討を加えてまいりたいと考えておるわけでございます。

この問題につきましては、パート保母と申しましても、ホームヘルパーの業務の内容は、単純に二つに分けることができると思うんです。一つは、家事を中心とする介護のヘルパー、もう一つは、身辺を中心とする介護のヘルパーという二種類に分けることができると思うんです。その点につきましては、家事を中心とするヘルパーにつきましては、健丈な御老人でも十分その目的を果たせることもありますので、老人の生きがい対策も含めて、パートのヘルパーの採用について検討を加えてまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

- 13番(並河道雄君) それからもう一点、現在、ヘルパーは無料ですね。所得税の非課税の世帯が対象になってるわけですか。
- 市民部長(富田宏之君) 現在、和泉市が派遣しております対象世帯につきましては、生活保護世帯を中心とする家庭でして、民生委員さんの御意見もいただきながら、私の方で最終的な決裁をやっているということでございます。
- 13番(並河道雄君) 生活保護、生活水準の低い方々が対象ということですが、最近、自分で家政婦を頼むだけの財力のない方で希望される方々がふえつつありますので、今後、市として対象範囲を広げることにはできないかどうか、もう少し対象範囲を広げていただけたらと思うんですが、その点のお考えはどうですか。
- 市民部長(富田宏之君) ただいまも御答弁申し上げましたように、パートヘルパーの採用等に關連してボランティア活動の育成もしていかなければいけないのですが、その点も含めまして、派遣対象世帯の拡大もあわせ考えていきたいと存じます。
- 13番(並河道雄君) もう一点、ヘルパーの採用基準がないということですが、先ほどの御答弁で余り当市では問題が起こってないようですが、やはり取り組みの姿勢として、全く無差別に採用するのも問題があるかと思っておりますので、徐々にそういう資格というか、そういうものがやかましくなってくるとは思いますが、今後の問題としてその辺も考慮していただきたい、これは要望としてお願いしておきます。

それから、在宅老人の件でちょっとお聞きしたいんですが、前回は巡回浴槽車とかいろんな福祉面について要望、質問をさせていただきましたが、最近、新聞で見て八尾市に行ってきた。調べてきましたが、寝たきり老人あるいは虚弱な老人を対象に「デー・サービス」という委託業務ですが、2月27日に実施しております。特別養護老人ホームの寿光園というところの隣接し、鉄筋で324平米のセンターを建設して事業を実施しております。その建設費は5,500万円、

国・府の補助を取りつけて16分の1が市の負担という一つのモデルケースができています。車で在宅老人を送り込んでいろんなサービスをやってるということを聞きました。

利用料は1回700円ぐらい、65歳以上の寝たきりあるいは虚弱な老人を対象に実施したわけですが、昭和54年度に全国で20の市町村をモデルに実施されたのが始まりです。そういう施策にうまく八尾市が乗って経費はほとんどかかってない。いま乗っかれば他市でも実現可能という事です。お金のかかる問題ならなかなか理事者もうんと言わんのですが、これでいくと車の経費と人件費、寮母さん、看護婦さん二人と運転手、こういう事業の場合車は貸してもらるので、年間の諸経費は1,600万円ぐらいかかるそうですが、それも全部府負担です。だから、市の正味の負担額は、5,500万円の16分の1でやってるということです。一番の成果は、当人も非常に喜ぶますが、介護人の負担が非常に軽減されたことです。介護人のアンケートでは、六割までが入浴と排せつの問題が非常に困難だというデータが出ておりますが、そういう面も踏まえて、巡回浴槽車の一歩進んだ施策でございます。

先日、新聞にも載りましたが、岸知事も今回、そういう福祉政策に対して、積極的に予算を地方自治体に注ぎ込むことも約束しておりますので、障害者年でもあり、また、市長の言われる老人福祉対策に光をあてるわけですので一考を要していただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

- 市民部次長(中川鉄也君) ただいま御指摘の八尾の「デー・サービス」については、われわれも非常に不勉強ながら、ごく最近知ったという現状でございます。大阪府下でも初めての取り組みということですので、今後、直接八尾市を訪問させていただき、研究、検討させていただきたいと存じます。
- 13番(並河道雄君) それから、先ほどお答えいただきました福祉電話の件ですが、現在、5台設置され、あと3台予定している、8台になるわけですね。そうすると、先ほど言ったように、池田市が6,617名で65台、和泉市が6,625名で8台、松原市が6,766名で80台と、全部三市とも6千名余の65歳以上の人口のところですよ。和泉市が8台となると非常に少ないので、どうい理由なのかちょっとお教え願いたいと思います。
- 市民部次長(中川鉄也君) お答えいたします。
現在のところ、要望の範囲内で実施してきてるといってございまして、今後とも、要望があれば検討していきたいと考えております。
- 13番(並河道雄君) 現在、要望が余りないということで、需要には十分おこたえしてるといっていいことですか。
- 市民部次長(中川鉄也君) そういことです。

- 13番(並河道雄君) もう一点、難病の医療費の無料化についてお聞きしたいんですが、国が指定している難病は24種類ありますが、本市においてはどのような指定をされてるか、ちょっとお聞きしたい。
- 産業衛生部長(広岡史郎君) ただいま御指摘いただいております20余種の難病対策は現状、本市では対応いたしておりません。過去、いろいろと御相談は受けておりますが、特にスモン等について活動されてる組織の中で、産衛部の方で一応、その活動ということでの助成を取り上げたことはございますが、難病そのものに対する助成の制度はございません。
- 13番(並河道雄君) 細かいことは委員会等で述べたいと思いますが、今後の理事者の取り組みとしては、国が24種類の難病を指定して医療費を無料化しておりますので、当然地方自治体でも施策として受け入れないかんわけです。それでなおかつ9種類以上の難病を上乗せして実施しているところもあるわけですので、いろいろと私も立場上相談を受けるわけです。今後、そういう難病の医療費無料化ということも問題になってくると思いますので、どうかひとつ前向きでよろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほどの重度の身障者一、二級が911名おるということですが、三級以下について、これは国・府の施策になるわけですが、医療費の無料化について今後どのように取り組んでいかれるのか、お答え願ひしたいと思います。

- 市民部長(富田宏之君) ただいま厚生省で示されておりますおおむねの分類は、一、二級が重度、三、四級が中度、それ以後が軽度という障害の分類になっております。現在の段階では、われわれといたしましては、まだまだ重度障害者施策の拡充も図っていくのが本来の姿勢であると考えておりますが、その点対象の拡大のところまでには至ってません。今後の課題として十分検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。
- 13番(並河道雄君) 細かく質問しておつては切りがありませんので、あとの要望としては、身障者への郵送による図書貸し出しとか、雇用問題もいま大変ですのでそういう手引書というか、各企業に配布し、こうすれば身障者を雇用できるんだという前向きな対策をできるだけ推進していただきたい。

これは生の声なんですけど、先日も委員会でちょっと申し上げましたが、せっかく身障者が一生懸命勉強して簿記の二級の試験を通過して資格を取って会社へ入ったんですけど、ハンデが非常に大きいので、三カ月の試用期間が世間の常識なんですけど、それが過ぎると解雇されたというケースもあります。まだまだ身障者に対する偏見というか差別は生きてるわけですので、今年は国際障害者年に当たるので、その点をよく踏まえていただきたい。

後の細かいことは委員会で具申したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

この際、市長の国際障害者年に向けての抱負を一言お聞きして、この件を終わりたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 並河議員さんのいろいろな御指摘をちょうだいいたしております。先ほどから担当部課からお答えさせていただきましたとおり、国際障害者年に向けての中で、本市としても乏しい予算の中ではありますが、何とかして障害者の方々に少しでもおこたえる対策をとらせていただきたいと思います。

先ほどお答えしましたように、地域社会の障害者への理解と協力、二点目に種々の障害者の方々の記念事業、三点目は障害者の自立と社会参加を推進する施策、いわゆる雇用問題も含めていろいろと立案させていただき、取り組みをさせていただきたいと考えてございます。今後も可能な限り対策を講じていきたい。このように存じておりますので、御理解、御支援のほどをお願い申し上げます。

- 13番（並河道雄君） 広報について一点だけ。

いま、町会から配ってるわけですか、新聞の折り込みとかいろいろ方法がありますが、いまの方法が一番ベターだと検討された結果やっておられるわけですか。先日、一部4円の手数料で、町会に入ってないところは郵送されるとか聞きましたが、どうですか。

- 秘書広報課長（石本博信君） 配布方法については、現在の方法が一番ベターであるという考え方は持ってございませんが、すでに過去、町会、自治会にお願いしておる経過もございまして、いろいろ当課が抱える悩み、たとえば自治会なり町会に加入していない家庭への配布方法等いろんな問題点もございまして、自治会長さんなり町会長の皆さん方にお話をいたしまして、いろいろ積み重ねるところでございまして、結果としては、新聞の折り込み等にするか、従来の方法を続けていくかの結論的なものは出してございません。

- 13番（並河道雄君） 広報は、案外よく市民が読んでもらうわけですね。その半面質問も多いし、また、いろんな時期に応じた、いまなら確定申告とか保育園の入園とかの質問もございまして、今後、そういう面で知らない人もおられるわけですので、商業新聞のスペースの一部をとって補てんとか情報公開の施策等もあるかと思っております。

先ほども言いましたように、たとえば市の公共の建物ができる場合、結果だけを市民に知らせることが多いのですが、その経過も報じてあげれば、地元の人の誤解なども解ける場合もあると思います。そういう面から質問させていただきましたので、配布方法はそちらでよく検討していただき、今後の検討課題としていただきたい。

以上で終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 次に、15番・穴瀬克己君。

○ 15番（穴瀬克己君） 通告順に従って質問を行います。

昨日池田市長は、市政方針の中で、「今日最も重要課題となっている校内暴力や家庭内暴力、非行の問題については、生徒指導の強化と教育研修の一層の推進を行い、その防止に努めてまいります」と述べておられますが、特に学校側では、父兄を集めると、しつけは家庭の責任であり、学校に任せられては困ります、と強調するような風潮も増加しているように思われます。また、小学校でのしつけや授業がしっかりしていないからということで、また、小学校では素直にやっていた子供があんなにくれたのは、中学校の雰囲気荒れているからである、というぐあいがあります。また、親側の立場としては、学校の先生は一体何をしているのか、といきまぐ状態があります。

そういった中で、私はそれぞれの立場の言い分には確かに一理はあっても、他に責任を転嫁しているようにも思われてなりません。校内暴力、家庭内暴力、非行等が増大する一方の中で、その防止に最も力を入れなければならないと思うのでありますが、教育関係者、先生の質の向上だけでは解決でき得ないように思われます。家庭においても親子の対話、家族のコミュニティを深めていくことが最も重要であると思われます。

昨日、中学生のアンケートを見ますと、女子生徒の中には、暴力はいけないと思うけど、やはり私も振いたくなる時がしばしばある。先生でも両親でもっとよく子供のことを知ってほしい、理解してほしい。もっと大切なのは子供の相談だ、このように言っております。また男子の子は、父に口ごたえはしていたが、父が毎日のように将棋や競馬などに行き、母の言うことを聞かず、意味もなく殴ったり蹴ったりするからだ。僕自身は暴力を振ったことはない。家庭内暴力は親の方にも責任がある。と中学生のアンケート調査からこのような声も出ております。

また、女生徒の中からは、子供に暴力を振われて黙ってる親も頼りなさ過ぎると思う。もっとしっかり親が子供を見詰めるべきだ。暴力を振りのも、一つには気持の通じないところがあるからだ。また、男子生徒の中では、親の放任主義からこのようなことになっていると思う。校内暴力や家庭内暴力を起こす者は、ほとんど無責任な親の子供ばかりだ。そもそもおかしいと思う。親であれば、最低限常識的なしつけは教えるべきである。このように手厳しい生徒たちからのアンケートが出ております。ともかく多くの生徒は暴力を否定し、親子だから話し合えば必ず心は通ずると理解を示しているアンケートでございます。

また、社会教育面から見ても、施設の拡充は当然積極的に推進すべきですが、今日、都市化、生活の合理化、人間砂漠とも言われていますが、人と人との心の触れ合う人間関係の大切さが求められております。その原点である、また出発点とも言いましょうか、それは家庭であ

ります。そういった観点から、行政の指導的立場から家庭の日を設定し、豊かな家庭環境づくりのため、親子でのキャンプまたはハイキング、スポーツ等のいろんなレクリエーション活動や各種行事を推進してはどうか。

そういった意味からも、これも広域行政の計画策定のための住民アンケート調査によりますと、わが市においては、最もコミュニティ施設の不足についての不満がはっきりと出ております。最も不満が多かったのが、運動ができるスポーツ施設が挙げられて、これは50%を超えます。この一点にしばると88%ほどのアンケートが出ております。次いで不満が多いのは、子供が集まれる施設、広場や公園が出ております。次に、老人が集まれる施設、広場や公園が40%前後不満を示しております。そういった中で、家庭の日を設定し、パンフレット等の配布を行い、問題提起をしながら家族のコミュニティ、地域ぐるみのコミュニティを推進すべきであると思っております。

市長の言われる「住んでよかった和泉市・住みたくなる和泉市」のモットーは行政の側からだけででき上がるものではなく、地域住民と一体となつてこそ、健全な町づくりが可能となると確信するものであります。総理府の家庭の日の提唱も各都道府県で実施され、それなりの成果が出てるように聞いておりますが、当市においても設定すべきであると思っておりますが、市長の御見解を求めて私の一般質問を終わります。答弁のいかんによっては再質問いたします。

○ 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。

○ 参与（西川喜久君） ただいまの御質問に対しまして、私からお答え申し上げたいと思っております。

昨今、青少年特に若年層の暴力あるいは犯罪等がきわめて多くなっております。これらの原因は、すべて社会環境あるいは家庭環境に大きく左右されていることが専門家の見解として明らかになってございます。御質問の家庭の日への取り組みについてでございますが、私も昨年6月ごろでしたか、国においてクローズアップされた記憶はございますが、具体化に至らなかったことは御存知のとおりでございます。

ただいま御指摘の家庭の日の設置につきましては、残念ながら、本市独自の取り組みはいたしておりませんが、御指摘、御意見のありましたように、他府県においては、これらによく似た施策を講ずる市町のあることは私も承知いたしております。いまや、青少年の非行化は大きな社会問題になりつつあるとき、本市としても青少年の健全育成のために、単に青少年問題協議会といった限定された組織以外の幅の広い、全市民的な明るい家庭環境を育て、青少年非行化撲滅を目指しながら所要の施策を実施することは、大いに意義のある課題と認識いたしております。ただいまの議員さんの御提案の趣旨、内容を十分踏まえ、本件問題の取り組みについては、庁内の関係部課を含めて十分検討してまいりたく考えておりますので、ひとつこの点御理解を願いたいと思っております。

以上でございます。

- 15番(穴瀬克己君) 今後の取り組みとして、家庭の教育というらえ方の中で検討していただきたい。

もう一点、これまでに入る問題で校内暴力等が現実多発している中で、教育委員会としてどのような対応をなされてきたのか、その点について御答弁願いたいと思います。

- 議長(貝淵博治君) 教育委員会。
- 指導部長(高橋貞良君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘いただきましたのは、本市における校内暴力の防止ということであろうかと存じます。この点につきましては、今日、近隣の市町村におきまして、非常に新聞紙上ににぎわすような大きな事件が起こっておりますので、本市におきましてもそのようなことのないように、学校長を通じて篤と指導しているところでございます。各学校におきまして、その指導を担当する生徒指導主事の研修に力を入れますとともに、この問題に大きく御協力をいただいております教員の方、また、青少年指導員、青問協の先生方の御協力を得て一応、安定的な状態を保っております。しかしながら、なおささいな暴力の芽というものをはらんでいる実態に立ちまして、今後、鋭意生徒指導に力を入れていきたいと存じますので、他市の例を他山の石といたしまして、本市の中学生の健全な育成のために尽力してまいりたい、このように考えている次第でございます。

- 15番(穴瀬克己君) わが市においては、マスコミ関係で大きく取り上げられるような実態にはいっていないように思われますが、全然校内暴力や非行問題がないとは思われない。そういった中で、どれほど問題が起こっているのか、その点掌握されておりますか。
- 指導部長(高橋貞良君) お答え申し上げます。

本市におきまして55年1月から12月までの調査でございますが、34件、延べ110人のいわゆる校内暴力が起こっております。しかしその大半は、いわゆる生徒間における偶発的なけんかと呼ばれるものでございます。また、学校間の暴力事件も、近隣都市の生徒からこれも偶発的に、一方的におどかし、恐喝にあいかけたといった事例でございます。

なお、特に今日問題になっている教師に対する暴力行為は、本市においては皆無であるというのが実態でございます。

- 15番(穴瀬克己君) もう一度教育委員会にお尋ねいたしますが、こういった全体的に生徒と教師の信頼感が喪失されていくような今日、さらに教員の質の向上、研修等を行っていくようにも聞いております。そういった中で、教育関係者なり青問協の範囲だけで果たしてこの問題の根源的な解決ができると考えておられるか、その点についてお伺いいたします。

○ 指導部長（高橋貞良君） 先ほどからる公室長の方からお答え申し上げておりますように、この問題は学校教育の範囲だけでは解決できないと思っております。しかしながら、学校教育の占める部分もまた大きなものがあるかと存じておるわけでございます。

暴力を振り生徒の実態をいろいろ分析した結果等を見ましても、家庭教育の対応に大きく左右されております。特に家庭教育の中で何が欠けているかにつきましては、先ほど議員さん御指摘の家庭における対話、これが第一点でありますとともに、もう一点は、家庭における子供の役割、分担というもの、いわゆる家庭における子供が、簡単に言えば手伝いですが、その手伝いを越えて、それぞれ家庭の中で年齢相応に家庭の仕事を分担させてやっていく、勉強一本に片寄らず、家庭内の役割を分担して社会性を育てていくという、この二点が欠けていると分析されております。こういった観点から、先ほど御指摘の家庭の日の設定といった取り組みは、非常に有効かと考えている次第でございます。

○ 15番（穴瀬克己君） 続きまして、特にそういった家庭の役割が重要視される中で、昨日の新聞ですが、父親からの相談というか投書があります。その中に、父親は忙しくて飛び回ってるサラリーマンですが、日曜日を一体どう過せばいいのでしょうか、という素朴な質問、悩みの相談を投げかけております。

いま提唱する家庭の日というものを行政の指導的立場からの健全な家庭づくり、当然、これは個々の責任においてなすべき問題であります。そういったところに到達するまでの行政的指導の役割と言いますか、市長の言う「住んでよかった和泉市・住みたくなる和泉市」のモットーを表現していくには、本当に健全な家庭から健全な地域活動、そして市の行政へとつながっていくのは当然であります。そういった中で、市の行政的な立場からの育成の面から家庭の日を設定していただきたく思います。後で市長の答弁をお願いしたいと思います。

そういったことから、地域活動とか親子、家族でのコミュニティの場所、ちびっ子広場、スポーツ広場などあらゆるコミュニティ施設について、非常に当市において50%、約半数の人が不満を持っておるといふ実態が出ております。こういった中で、社会教育の方といたしまして、現在の施設等についての状況、認識を聞いておきたいと思っております。

○ 指導部次長（竹田明郎君） 青少年対策にかかわる施設の件でございますが、議員皆様方の深い御理解を得まして近年、図書館あるいは体育館の建設等を行ってまいりました。いま申されておりますように、家庭ぐるみの指導が教育の原点になろうかと思えますし、親子の断絶をなくすためにも、このような施策とともに施設の拡充に当たってまいりたいと考えております。

○ 15番（穴瀬克己君） 私がいま申しておりますのは、約50%の人が社会施設の不足に不満というアンケートが出ております。当市も入ってるわけです。広域行政の住民アンケートの中に

敢然と出てるわけですので、その対応についてお聞きしているわけでございます。

- 指導部次長（竹田明郎君） 施設の拡充は、行政と相まって行わなければならないことはよくわかってるわけでございます。具体的には、いま申し上げておりますように、コミュニティの場所になるものといたしまして、私たちの方でも校庭の開放あるいは遊休地の利用、これらも積極的に図っているところでございますが、今後、さらにこれらの問題に対処してまいりたい、かように思っております。

- 15番（穴瀬克己君） まだまだ十分でないがために、市民の皆さんの半数以上が不満を示している実態でございます。そういった中で、市政方針の中でも「健全な精神は健全な身体に宿る」の言葉のとおり、市民の健康を守るためのスポーツの振興は重要だと謳っております。

こういった中で当然家庭からの発想、家庭を健全なものにしていき、その人たちが健全なコミュニケーションを図れる場を設けていかなければ崩れていくわけです。その意味からも、根本になる家庭の日というところから発想が始まり、一つの設備に至るまで一貫した潤いのある施設という観点から市長の答弁をお願いいたします。

- 市長（池田忠雄君） 全くの御提案をいただきましてありがとうございます。ごもっともでございます。私は、明日の和泉市を担う青少年につきましては、進学偏重が言われる中で、落ちこぼれの問題が校内暴力の大きな誘因と言われておりますが、御承知のとおり、原点は家庭ではなからうか。「子は親の鏡」と申します。やはり親子がよく対話することが大事かと思えます。とりわけ、父と子の断絶が言われておりますので、話し合うことが最も大切ではなからうかと存じますとともに、お父さんの権威をいかにして高めるか、いわゆるしつけの問題も大事ではなからうかと思っております。その意味では、24時間のうち3分の2は家庭におるわけですから、親や家庭の責任がまず第一ではないかと思えます。

それとともに学校でいかにしてしつけをしていくかの問題が大事であります。同時に、地域ぐるみでなければならないということももっともでございます。家庭なり地域が一体となって青少年の非行化を防止していくことが、私はどれ一つをとってもゆるがせにできない問題ではなからうかと存じます。一つずつの問題ではなく、総合的に皆が力を合わせて悪い子供なくしていくことが一番要求されるものだと思っております。

行政的な責任あるいは学校当局における研さんもやっていかなければならないと思えますが、原点は家庭であります。その中で家庭の日を設定して親子の対話ができるように、親子がもっと話し合っていく中でいい家庭をつくることいい市をつくっていく、あるいは非行化防止につながるというお説、まことにごもっともだと思います。

ただ新しい御提案でございますので、先ほど来公室長あるいは教育委員会からもお答えしてお

りますとおり、全く同感ではございますが、どういうような道程がいか、担当課も含めて十二分にひとつ検討させていただきたい、このように存じます。ありがとうございます。

- 15番(穴瀬克己君) 耳新しいような市長の答弁があったのですが、未設置のところは東京、神奈川、京都、大阪、兵庫、長崎の六つでありまして、あとの各都道府県の市町村では大なり小なりそういう日を設定しながら、家庭という次元から行政として問題提起をし、いろんな成果をおさめてるように聞いております。

これはまた調べていただきたいんですが、特に和歌山県有田市を参考に勉強させていただきましたが、やはりパンフレット等を配布をしながら家庭におけるコミュニケーションの提起、また、親子でたこをつくってたこ揚げ大会をやる、あるいはキャンプファイアをやるとか、その市の行政の中で月に一回、第三日曜なら第三日曜に親子、近隣の対話、コミュニケーションを図っていると聞いております。

こういうことは提起されるまでもなく、皆さん方の家庭においても月に一回ぐらいは食事を一緒にしようとか、そういう日を設定されてやっているということも二、三の職員さんにも聞きました。それができなくて今日、病んだ社会になってきているふうにも思われます。物よりも心、そういうものが中心になる社会になってきているわけですので、積極的に市行政としての役割を果たしていただきたいと思います。このことを提案いたしまして、私の質問を終わります。

○

- 議長(貝淵博治君) 次に、19番・大谷昌幸君。

- 19番(大谷昌幸君) 一般質問の通告に基づき要旨の御説明を申し上げます。

昨日の市長の市政方針の中に社会教育の振興ということが第一目標に取り上げられたことは、非常に私どもといたしまして敬意を表するところであります。また、私どもがかねてから希望しておりました南松尾小学校、芦部小学校の鉄筋化、また、マンモスの石尾中学校の分割等に積極的に取り組み、校舎鉄筋化100%を達成されることに対しては、心より敬意を表するわけでございます。

しかしながら、この社会教育の面を見ますと、当市においては、社会教育を振興していくについての具体策はどのようなものがあるのでしょうか。いろいろ具体策はお持ちとは存じますが、まず、学校教育を行うにつきまして100%鉄筋化されたことは、やはり場が必要であるという観点に立っているのではなからうかと思っております。

社会教育振興の場がこの和泉市においていかにあると言えましょうか。私どもの住んでおりますこの府中かいわいを見ましても私、いままで数度御指摘しておりますが、20年以上もたっております市民会館一つあるきりで、その他に公民館すら一館もない状態であります。幸いに当

市の市民各位は、最近、文化不毛の地と言われる汚名を返上しようではないかという御努力が実って、いろいろな文化団体が続々と名乗りを挙げてくださっております。

この文化意識の高揚をお持ちの市民さん方の期待に沿うべく、行政としてどのような対策、措置をとってくださってるのか。私はまことにいじわるな質問を申し上げるのですが、このことにつきましては日常、常に担当課で聞き、また見ているところであります。この職員の方々が、それに報いていこうという熱意につきましては私ども、頭の下がる思いをするわけではありますが、この熱意に報いるための場所のないことが、わが和泉市の社会教育行政の推進にとって致命傷ではなからうかと思っております。

隣の泉大津を見ますとき、人口は当市の六割しかないのですが、55年度に1,500平米に満たんとする公民館を建設し、また昨今の新聞を見ますと、56年度には総合福祉会館を8億4,500万円の巨費を投じて建設されるというニュースを見ております。しかるに、わが和泉市におきましては、そういうものが一館もないと言って過言ではないと思います。今度の予算案でも、総務企画費の中に総合会館の調査費として20万円計上いただいておりますけれども、果たしてこれが何年度建設に向けてこのような調査費をお組みなんでしょうか。

先ほどの質問にもありましたように、青少年の非行化ということが言われておりますが、やはりこの社会教育の充実によって、解消とはいかなくても少なくするとか、防止できるはずではないかと思えます。教育基本法第七条には、「家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」とあります。私どもは、家庭教育というものは、やはり社会教育につながりがあるということを信じてやまないものであります。

先ほどの質問でも出ておりましたが、泉北広域行政の推進に当たり、四市一町の住民の無作為抽出アンケートの中で、わが和泉市は昭和46年以降この十年間に、当市に住みついた方が実に50%に満たんとしております。これは四市一町の平均でもそのように出ておりますので、何も本市だけの状態ではないわけですが、まだ和泉市民になられて十年未満しかない方が半数近くもおるといふことは、いかにコミュニケーションに欠けているかということを通進する一つの大きな材料であると思えます。

また、この市民の中で、この和泉市に永住したくないと考えている方が30%もいるということは、やはり当市には、何か欠けるべき住民の期待に沿えない何かがあるのではなからうかと思っております。これも先ほど指摘がありましたとおり、やはり社会教育活動をしていく場がないということが非常に大きな原因ではないかと思っております。今後、いろいろ総合会館、コミュニティセンターというものが、教育委員会はもちろんのこと、市長部局も大いに関係のあることと

存じますのでいかがこれを推進されるか、このことを承りたいと存じます。答弁の内容のいかんによりまして、再度御質問申し上げますこととお許しをいただきたいと思います。

- 議長（貝淵博治君） 答弁は午後に戻します。一時まで休憩いたします。

（午前11時50分休憩）

○ （午後1時2分再開）

- 議長（貝淵博治君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

午前中の質問に対し答弁。

- 指導部次長（竹田明郎君） お答え申し上げます。

地域開発、情報化の進展、人口構造の変化あるいは高学歴社会等、社会の諸条件が非常に変わってまいりました。そしていま、社会教育の担い役割と申しますのは、学校教育とともに非常に重要な課題となっております。本市におきましても、議員皆様方の御理解を得まして近年、体育館、図書館等社会教育施設の整備を図ってまいりましたが、それと併行して市内の各文化協会加盟のサークルの活発な活動の支えを得ましてその実を挙げているところでございます。担当しております社会教育行政の中におきましても、事業といたしまして、従来より実施しておりました学級講座、また、一昨年からは成人大学講座等の開設をいたしまして、市民の方々へ積極的な学習意欲を啓発しているところでございます。

いま、地方の時代とか文化の時代とか、地方文化の高揚が求められている中で、生涯教育の振興のためにも、社会教育の担い役割は非常に大きいことを自覚しております。その中で私たち社会教育を担当する者として、学習の機会を支えるための環境の醸成あるいは条件整備を図るのが使命と思っております。人間回復の町づくりをテーマとする本市の総合基本計画の中でも、社会教育のあり方につきましては、諸団体及び市民が自発的に責任ある参加によって教育施設を積極的に充実し、組織化していかうと示されております。

そこでこれらの面を受けまして、ただいま先生から御指摘ございました設備の面でございますが、社会教育活動の中核機関となるのは、申すまでもなく公民館活動であることは私たちもよく認識いたします。しかし、現在の和泉市の状況を見ますとき、三つの公民館がございますが、実態は地域の集会等の貸し館が中心でございまして、そのような経営になっております。その上建物もすでに老朽しておきまして、頼りは一般施設でございまして市民会館の利用でございまして、この市民会館にいたしましても現在、市役所の会議等の開催に約半数が使われているのが現状でございます。

先ほど申し上げましたように、生涯教育の必要性が叫ばれているとき、学習の内容が非常に多

様化してまいっております。また、高度化されております。これらに対応するためには、どうしてもやはり新しい施設整備が急務でございます。幸い昭和56年度予算の御審議を煩わすに際しまして、総合会館調査費も計上されておりますし、御議決をいただきました後、私たち担当課といたしましては、この総合会館構想の中で、ひとつこの公民館をも含めていただくような構想をつくってまいりたいと存じております。簡単でございますが、お答えにかえさせていただきます。

○ 19番(大谷昌幸君) 総合会館の構想をもう少し詳しく言うてもらえませんか。総合会館構想だから教育委員会だけと違うと前段で申し上げます。市長部局でもどんな構想のもとに設置していくかということです。

○ 参与(西川喜久君) それでは、私からお答え申し上げます。

午前中より公的施設の不足につきまして、いろいろ御指摘をいただいておりますが、これにつきましては、かねてより各方面から設置要望が非常に出色されております。設置についての調査を行うため、56年度予算に一定の額を計上しておりますが、具体的には、心身障害者あるいは老人等の福祉施設並びに市民の文化教養を高めるための文化会館的機能を持った多目的総合会館立地についての条件整備なり設置場所の検討を行うとともに、各市の実態も含めまして、会館立地についての基礎的調査を行う目的のために予算計上いたしましたわけですので、今後、この調査の中におきましてまず検討してまいりたい、かように考えております。

○ 19番(大谷昌幸君) 大変結構でございます。ただし、総合会館すなわちコミュニティセンターというのは、あらゆる市民団体というか、そういうところの要望に基づいて設置するとなると、いろんな担当部局が関係してくると思うんです。こういう会館は大変ありがたいんですが、責任の所在あるいはその会館利用の方法については、非常に一貫性を欠くものが起こってくるのではないかと、このことをまず危惧の念を持ちます。

それともう一つは、コミュニティセンターというのは、私が理解する範囲におきますと、大体これは行政側から見た場合受け身的なものである。市民の方から、こういう会なり集会をしたい、と各種団体から要望があり、そして申し込みをして会館を利用していき、すなわち市民会館の利用の仕方のような感じになってくる。私が特に教育委員会の社会教育の充実ということをお願いしたいのは、あくまでも、この社会教育の重要性が叫ばれる今日、市民に対して能動的に行政の側から働きかけをしていただき、そして、市民の教養なり見識を高めていただけるような行動をしていただきたい、そういうふうに考えるわけなんです。したがって、そういう総合会館的な要素のいわゆるコミュニティセンターというものと、本当の法で規定されている公民館活動で言われる公民館というものとは、おのずから設置目的も別なれば、利用の仕方も別なと思うんですが、その点をどのように対処してお考えいただけるか、改めてお伺い申し上げます。

○ 指導部次長(竹田明郎君) 私どもの考え方といたしましては、総合会館構想の中に貸し館的なものではなく、いわゆる教育基本法の七条にうたわれております社会教育振興の場であるような施設をお願いしてまいろう、かように思っております。

○ 19番(大谷昌幸君) 過日のある日刊紙の調査によりますと、校内暴力とかが発生した50の中学校長にアンケートを出しております。その集計を見ると、これは学校長に出したアンケートですからちょっと一面性があるかも知りませんが、この暴力の根源が家庭にあるというのが3分の1、学校にあるというのが3分の1、社会を含めたその他であるというのが3分の1、大体このような感じで分かれておるわけなんです。ということは、家庭教育がいかに大事であるかということが、これによって如実に示されておると思います。そういうわけで私、重ねて公民館設置を要望するわけです。

これも去る2月28日の日刊紙の記事を拝見しまして、そして午前中だけ参加したんですが、大阪府の公民館振興協議会の阪南ブロック大会が熊取町でございました。阪南地区ですから、堺を除いた以南の大会なんです。市長、特に考慮していただきたいんですが、このブロック大会に加盟していないのが、当市と忠岡町の一市一町だけなんです。というのは、私どもの市には、公民館法に基づいた公民館がないということになるんです。これだけ福祉云々と言われる時代になりましたら、金がどうのこうの、という事情はよくわかるんですが、あえて申し上げたいのは、公民館法に基づいた公民館の一館ぐらひは、人口13万人になろうとする当市に速やかに設置してもらいたいということを痛切に感ずるわけなんです。

御承知のように公民館活動というのは、市民に能動的に文化活動的な面で働きかけていただく設備なんです。そして、ここには当然人が必要になります。やはり教育というのは人対人、いわゆるマン・ツー・マンです。そこでヒューマン・リレーションというか、人間関係が起こってくるのが教育なんです。

理論的に飛躍があるかも知りませんが、当市の社会教育課を見たとき、社会教育係と青少年対策係の二つの係、合わせても十人もおらない。一見、たくさんおるように見えますが、この人たちはあくまでも正規職員さんではなく、パートと申しますか、事務のお手伝いしていただいております。これでは人間対人間の教育の世界にあって、わずかに一けたしか社会教育課にはおらないということは、人的な面から見ても非常に残念に思うわけなんです。

聞くとところによりますと、特に大阪市なんかは大きいということもあります。55年度から社会教育課と言うのかははっきりわかりませんが、その中に文化推進の担当職員を何名か置いたということも伺っております。そういう面から考えましても、人員すなわちそれが市の経費につながることは万般、百も承知しておるんですけど、あえて今後、この人員、担当職員さんをどのよ

うに配置されるおつもりか、お伺いいたしたいと思います。

- 指導部次長（竹田明郎君） 先ほど議員さんから物的な整備について述べられましたが、それとともに高度の活動を進めるためには、やはり指導者の充実というものは不可欠でございます。現在社会教育課では職員7名と、大阪府から派遣されております社会教育主事1名、市の指導主事1名、計9名をもちまして、御指摘のありました社会教育と青少年対策に携わっております。私たちといたしましては今後、指導者の確保が一番問題だろうと思っております。やはり専門的な高度な知識を必要とするセクションでございます。そのようなことから、社会教育主事の確保等に努めてまいりたいと存じます。

それからもう一つは、いま、各種団体が非常に積極的に文化活動を展開していただいておりますが、これらの実情に即応した民間での指導者、いわゆる民間ボランティアの発掘等も積極的に働きかけ、市の文化高揚のために努めてまいりたい、かように思っております。

- 19番（大谷昌幸君） 私の記憶で勘定したら7名と思いますが、2名のギャップは位置づけの違いかもしれません。いずれにしても二ケタなんです。そこで、指導部次長もお考えのいたされたんですが、現在、美術館の問題が起こってまして、いよいよ建設に近々かかるとも承っております。これは当然、社会教育課の担当になっておりますので、この面で事務の打ち合わせとかで頻繁に行き来しているように見受けれます。そういった点から見ても、この私の考える7名の人員では、とても対応しきれないと痛切に感ずるわけなんです。せめてあと二、三名、十人程度の人員配置、二ケタにさせていただくお考え御計画をお持ちでしょうか。

- 参与（西川喜久君） お説のとおり、美術館関係については、まだ一定の期間を有するわけでございますが、やはり美術館開館に向けての職員の配置等については、ただいまわれわれの事務レベルで検討中でございます。やはり社会教育は充実していかなければならないと考える中、教育委員会とも十分協議して職員の配置に努めてまいりたい、かように考えております。

- 19番（大谷昌幸君） 総合会館という面から見ましても、担当課が幾つにもわたってきますので、割合に人のロス、ダブリ等が出て、人員はおるが活動が十分できないという面が出てくると思います。たとえば当市で公民館活動ができるような設備を持つてるのが勤労青少年ホームですね。現在、当市の勤労青少年の数はつかんでありませんが、大企業がほとんどないと言っている当市にとって、勤労青少年ホームもそう活発な動きはないんじゃないかと予想しながら、その利用状況をお伺いしたいと思っております。

- 産業衛生部次長（角谷泰夫君） お答え申し上げます。

54年度中の資料でございますが、クラブ活動等で使用、利用いたしました延べ人員は1,899名、講座関係で1,790名、その他卓球、ギタークラブ等そういうごく少数のグループで利用

したのが2,260名、総数5,949名という、8千名近い勤労青少年が利用しております。

- 19番(大谷昌幸君) それを果たして現在の勤労青少年ホームの収容力あるいは活動能力から考えて適切かどうか、時間の関係もあるのでよろしいですが、現在、市民会館で一週間に一回ですか、生け花教室をやっておりますが、料理教室で生け花教室をやっているんで、ちょっとイメージがピンとこない。こういう面から考えても、勤労青少年ホームももう少し利用しやすい、利用効率を高めるような方法を考えていただけたらと思います。

しかし、現在のままでは管理が産衛部、青年学級は教育委員会、おのずから一線があります。私の記憶では、たしか三階まで、もう一階上へ上げてもええだけの基礎をしてあると聞いておりますのでこの面を何とか考えていただき、もう少しせっかくの設備が十分使えるように対応していただきたいと思います。

先ほど申し上げました熊取町の公民館ブロック大会の資料を見ますと、熊取町では、公民館と勤労青少年ホームを同時に利用しているという、クラブの会長さんの記事が載っております。どういふふう利用してるか、私も午後の部でしたので承っておりませんし、この記事では具体的にわかりませんので、どちらかの部で今後御研究していただくこととして、勤労青少年ホームももう少し何とか充足していただけるようなおつもりがあるかどうか、御答弁いただきたいと思います。

- 産業衛生部長(広岡史郎君)

お答え申し上げます。

勤労青少年ホームは、勤労青少年福祉法に基づいて設置されたものでございます。もちろん、利用される方々の自主的な活動、レクリエーション、クラブ活動、グループ活動の場として行事が行われております。それに加えて教養講座を設けてるということでございます。昨年、ちょうど本施設が五ヶ年経過し、満五周年の記念行事が、勤労青少年ホーム利用の皆さん方の自主的な参加によって行われております。昨年から本年に向けて利用される人員が大幅にアップしてまいり、自主的な活動に利用されております。

なお、隣接の体育館にもバレーボールやバドミントンなど七種目のスポーツ活動を含め自主的な活動に参加されております。今後、皆さん方が気軽に広く利用される方法をPR等を通じて懸命に努力してまいりたいと思います。

- 19番(大谷昌幸君) 結局、私が先ほどから予想して申し上げておりますように、担当部課が違うのでいまのような答弁になります。産衛部長としてはそれで結構ですが、私の申し上げるのは、利用する側から、市民の立場から見た場合、市民はそんなことは関係ありません。俗にいわれるなわ張りかどっちであっても、要は、気持のええところを気持よく使わせてもろうたら一番ええわけです。そういう面から利用しやすい方法を考えてほしい。各部のなわ張りがあるって、

無理は十分承知しておりますが、あえてお伺いしてるわけです。私の心情をお察しただけなら幸いかと思えます。

市長さんが、今後の目標の中で掲げていただいていることは大変結構です。敬意を表するとともに感謝申し上げたい気持ちです。今後、乏しい財源の中から総合会館建設の調査費を盛り込まれた積極的な姿勢に対してもお礼申し上げたいと思います。しかし、いま申し上げましたように、各部にわたるなわ張りのようなものがありますので、総合会館というのは、国の補助その他の面から見てかなりむずかしいものがあると思うんです。しかし、私が先ほどからお願いしておりますように、いわゆる市民の文化活動、即これは人間のコミュニケーションを高める場所であり、和泉市をより住みよくするための一つの方策であると思っておりますので、かような観点から重ねて恐縮ですが、市長からもう一度抱負をお聞かせいただければ幸いに存じます。

- 市長（池田忠雄） 大谷議員さんから社会教育振興についてのお尋ね、担当各部長からお答えさせていただいておりますが、議員さん御指摘のとおり、確かに社会教育振興のための施設が少ないという御指摘ももっともでございます。何とか乏しい財源の中、意欲をもって市民の皆さんにおこたえさせていただかなければならないことは、私も痛感しておるわけなんです。

その意味合いで国際障害者年を契機として、福祉センターの要望もいろいろ強うございます。また、議会、各種団体を通じて市民会館、文化会館等の要望もいただいております。総合的な行政の中で、乏しい財源の中からのいかんしてこれらにおこたえするか、私たちの苦衷のあるところでございます。乏しい予算であっても、何らか総合的な機能を合わせ持つ、多目的な社会教育の振興あるいは福祉施策の振興等、各般をらんだ総合会館をつくっていかなければならないという考え方に立っておるわけでございます。しかしながら、乏しい財源の中でいかにしていくか、非常に苦慮するところでございます。福祉あるいは社会教育あるいは公民館的なものといういろんな要望を何とかミックスさせていけたら…、というのが私たちの苦しみの中から生まれた発想でございます。

それはなかなか機能が違いますので、一つにしていくことについては、いろんな角度から調査しなければならぬだろうと存じまして、乏しい中ではございますが、調査費だけは計上させていただいております。幾つもつくれ、とおっしゃられても、いまの財政の中では至難でございますので、これらの機能を合わせ持つ総合会館を今後の検討課題にさせていただきたい。御指摘のものも含めた、欲深うございますが、何とかいろんな御要望におこたえいかなければならないと存じております。今回、調査費を計上させていただき、抜本的な検討をさせていただいて実現に向けて対応してまいりたい、このように存じております。議員さんから社会教育施設の乏しい現状を憂えていただき、御意見を賜っておりますことを厚く御礼申し上げますとともに、御趣旨を

十分体して今後対応してまいりたいと存じますので、御協力、御指導をよろしくお願いの申し上げたいと存じます。

- 19番(大谷昌幸君) 市民の要望が非常に多い中で大変むずかしいことはよくわかります。冒頭に申しあげましたように、46年以降、当市に住みついた人が半分になんなんとする現在、その方々に当市に根をおろしていただき、そして、私どもの人間関係を深めていき、住みよの和泉市にしていくことは、われわれも含めて行政、市政に携わる者の責務やと思います。その意味からもひとつ期待しておりますので、できるだけ早急に私の要望を満たされますよう御努力のただけのことを重ねて要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

- 議長(貝淵博治君) 次に、16番・赤阪和見君。

- 16番(赤阪和見君) 質問通告に従い要旨の説明をいたします。理事者におかれましては、簡潔明確な答弁をよろしくお願いいたします。

まず、第一点目の出張所の設置についてでございますが、過去にもわが党の横田議員が要望課題として取り上げ、また、他の議員からも幾多の質問が出されてきたところでございます。

55年度予算にも調査費が計上されてきたことでありますが、過日の厚生文教委員会において、所管部長より設置について報告があったと聞き及んでおりますが、その内容についてお伺いいたします。

まず第一点目として、広範な市域から見て、どの地域に何カ所設置するのかどうか。

二番目にはその事務内容、取り扱い事務はどの程度までか。住民票、戸籍関係、国民年金関係、福祉の各申請、また納金の関係、すなわち水道、税金その他どこまでの範囲で取り扱おうとするのか。

三点目、鶴山台連合会自治会サービスセンターの取り扱いはどのように対処していくのか、お願いしたいと思います。

次に、国際障害者年の具体的取り組みについては、市長の市政方針の中にも述べられておりますが、ことしは特に障害者年として予算計上されていることについて二、三お聞きしたいと思っております。

障害者という言葉はだれにとっても当てはまる、と言え言ひ過ぎかもしれませんが、しかし、いつどこでどのようになるかは、世の中のだれ人たりともわからないことであります。たとえば競馬界のホープであった福永騎手は、当時競馬ファンはもちろんのこと、競馬の中身を知らない人までも福永の名を知るほど名騎手と言われましたが、落馬事故という不慮の災害に遭い、幸い命は取りとめたものの現在も障害を持つ身となったのであります。まだリハビリテーションを受

けている事実は、だれもが知っていることであります。皆さんの身近にも、そのような例は少ないことと考えるものであります。ことわざの中に「今日人は人の上、明日はわが身の上」という実感がこみ上げてくるのも不思議ではないでしょう。

1976年の国連総合において全会一致で決議され、5年間の準備期間を経て、ことしを初年度にわけて十年間の目標を立て国際障害者年と定め、テーマも「障害を持つ人の社会への完全参加と平等」を掲げ第一歩を踏み出したことでもあります。昨年より国・府においても各首長、各市長が本部長に国際障害者年推進本部が設置され、各種施策を協議検討し、事業の推進方針が発表され、方向づけがなされたと聞くとともに、本市においても市長を本部長とする会合が開かれたと聞き及んでおりますが、どのようなメンバーで構成されておられるのか。また、推進本部の協議内容、方針がどのように決まったのか。先ほどの並河議員さんの質問の答弁の中では種々言われておりますけれども、これは観点を変えて今後十年間、どのように取り組んでいくのか、その点をお伺いしたいと思います。

三点目に、推進本部での協議が56年度予算にあらわれているとすれば、「完全参加と平等」をテーマに取り組む以上、総務費、民生費はもちろんのこと、衛生費、商工費、土木費、消防費、教育費等の各セクションに見合った精薄者（児）に対応できる予算が盛り込まれていると思うが、その点どのような措置が配慮されているのか、答弁していただきたいと思ひます。

四点目として、身体障害者の数的な集計であります。この推進本部の中では、やはり和泉市にはどれだけの身障者、すなわち総数は何人で、視覚障害、聴覚障害、平衡機能、音声・言語障害、肢体不自由児、内部障害等について、障害者（児）別に分けての数も把握されてると思ひますので、その点お聞かせ願ひたい。また、精神薄弱者児の重度、中度、軽度に分けての数もあわせてお伺ひたい。また、精神障害者数は和泉市全市でどのくらい、精薄手帳云々は別ですが、その点をよろしくお願ひたい。思ひます。

次に、学校施設充実については、人口急増で学校施設の多大な予算については一定の了解をするところではあります。それ以上に義務教育の重要性はそれをはるかに越えるところであると思ひます。現況の石尾中のマンモス解消については関係者の頭の痛いところであり、旧校舎が残って運動場の拡張もままならず、伸び伸びとできない南松尾小学校、また、中学校の中で二校しか設置されていないL1教室、各校の格差はいろいろと複雑であります。そのような実態を踏まえ、今後の施策充実についてどのようなお考えか、御答弁を願ひたいと思ひます。

詳しく内容を申し上げますと、石尾中学のマンモス解消とプール使用についてであります。

二番目には、中央丘陵開発に伴う（仮称）第二石尾中の見直しについてであります。

三点目には、南松尾小学校運動場拡張について。

四点目は、LL教室の全校設置について。

五点目に、小中学校特別教室の普通教室転用と今後の見通し、充実について。

以上の教育関係施設についてお願いいたします。

最後に、ごみ公害についてであります。特に今回は質問の第一回目として、不燃物の中でも空きかん、空きびんについて、減量、資源化、美観、節税についての取り組み、基本的な考え方、行政と市民協力、市民参加による行政とのコミュニティの拡大、発生源等について、実りある実践の方向づけをともに考え、この問題に対処しなければならないと思います。答弁はいままでの域を出ない発想であれば一歩も前進しないと考えますので、この機会に発想の転換をしていただきたい。

まず第一に、本市の一般家庭ごみ、不燃物大型ごみの収集運搬、その他一切のごみ処分に係る55年度経費、56年度予算の総額は幾らになるか。事務職員、委託費、収集職員の給料の総額も含めてお願いしたいと思います。またその中で、55年度はトン当たり何円かかっているか。それとともに一立米当たり何円かかるか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、発生源のすべてではないと思いますが、自動販売機の実数は和泉市内でどのぐらいか、及びその周辺から出る空きかんは、すべて一般の家庭ごみもしくはその販売個所で収集され、ビニール袋あるいは段ボール箱へ入れられて不燃物収集場へ持ち込まれていると思うが、数量的にどのぐらいになるか。また、空きかん一個当たり経費は本市でどれぐらいかかっているか、概算があればお聞きしたいと思います。

三点目には、本市に空きかんを収集しているボランティアグループはないのか、また、しようとする動きはあるのかなのか。

四点目に、各市の空きかん、空きびん対策はどのようにしているか、掌握している範囲で御答弁願いたいと思います。

五点目に、昨年六月から八月にかけて環境庁が全国8千8百市町村を対象にした空きかん問題のアンケート調査をしているが、本市としてどのような回答をされたのか、お聞かせ願いたいと思います。

六点目に空きびんについて、不燃物として収集しているが、どれぐらいの量で、どのようなものが出されているか。また、ある業者が採算を無視した形でボトルリサイクリングをしているが、その制度に乗っている場所は和泉市内で何カ所、年間何トンぐらいリサイクルされているか、掌握しておればお願いしたい。今後、市行政との協力はできないものかどうか、あわせてお願いいたします。

以上で質問通告要旨の説明を終わります。答弁のかんによっては再質問の権利を留保して終わ

ります。

○ 議長(貝淵博治君) 理事者答弁。

○ 市民部長(富田宏之君) お答え申し上げます。まず、第一点の出張所の件でございますが、三点の御質問に一括して御答弁申し上げます。

本件に関しましては、過日開催されました厚生文教委員会協議会におきましても一定の御報告を申し上げたところでございますが、その内容につきましてお答えをいたしましたと思います。

御存知のとおり、昭和55年度におきましては設置調査費を計上いたしまして、先進都市の実態調査を行うなど積極的に取り組んでまいったわけでございますが、模写電送方式については、機械導入費、運営費等かなりの財政負担を要します。それに対する行政効果の点から見た場合、現時点においては困難であるとの結論に立った次第でございます。今後の本市における行政需要の増高等を見きわめつつ、引き続き検討していきたいと考えております。

しかしながら、本市の地理的条件を考えた場合、遠隔地住民の行政サービスの向上を図ることは緊急の課題でございますので、当面は委託等の簡便な方法により、事務取次所として市民課関係の交付業務を行う予定で、当初予算で所要の予算措置をいたしましたものでございます。

設置基準といたしましては、まず、市役所との距離がおおむね8キロ以上離れ、交通手段を利用しても片道30分以上を要する地。また、二つといたしましては、人口が集中しており、かつ市役所との交通利便が比較的悪い地域であること——の二点を設置基準といたしております。

なお、取り扱い業務につきましては、市民課の窓口を中心とする住民票交付、戸籍謄抄本交付、印鑑証明書の交付、その他市民課で取り扱い諸証明の交付等であります。

なお、鶴山台関係につきましては、ただいま設置基準の中で御説明申し上げましたが、二点の設置基準の中で南北松尾谷で一カ所、南横山、横山を含む南北池田谷で一カ所、大きく信太校区方面で一カ所という考え方を持っておりますので、現在行われております鶴山台自治会運営の取次所についても、その中で検討課題としておりますので、もししばらく時間をいただきたいと思っております。

以上、簡単ですが、現在までの考え方を御報告させていただきます。二番目については、次長の方から御答弁させていただきます。

(議長退席、副議長着席)

○ 16番(赤阪和見君) 委託事務方式で8キロ以上、交通30分以上という設置基準の範囲が出されたわけですが、たとえば国分特ぐらひに一カ所設けると仮定しての話ですが、申し込みに来て帰り、また取りに行かなければならないという二重の手間がかかる。それとも、その場で取れないのなら配達するのか。そういう観点から言えば、これやったら市役所へ来る方が早い。ま

して印鑑証明なら、まずカードを持って行かんとくれないが、そんな点どうするのか。

鶴山台関係のサービスセンターについては、あちら方面でという形の中で了解いたしますが、この事務取り扱いの方法については、そういう形であれば利用率がぐんと減るんじゃないかと私は考えるのですが、その点で先にちょっと答弁していただきたい。

○ 市民部長（富田宏之君） 先ほども申し上げましたが、住民サービスの点から申し上げますと、理想といたしましては、複写電送方式導入がより一番ベターだと考えておりますが、現在の財政事情並びにいろいろの設置場所等の問題もございまして早急には発足しかねるわけでございます。現在考えております委託方式につきましては御指摘のとおり、利用される市民の方々は、二度足を運んでいただくという結果になることは事実でございます。

○ 16番（赤阪和見君） これでは三カ所設置されたとして、同じような土地の形であれば、本当にごく一部しか利用価値がない。仮に横山農協へ設置されるとすれば、父鬼の人はバスで来られるか、とことこ歩いて来てまず申請し、翌日また来なくてはいかん。これでは本当にその周辺だけしかメリットがないんじゃないか、そういう制度ならやめとく方がましです。大きな予算、どれだけかわかりませんが、本当に一部しか利用できない。それなら旧村に各一カ所ずつぐらい設置しても無理な形ではないと思います。そういう点では、再度一考願わないと利用率はぐんと減ります。それなら三カ所以上設置を考えたいただかなければ、この出張所としての値打ちは全くないと思うんです。その点での基本的な考え方について、市民部の所管かどうか知りませんが、市全体としてどのように考えてるのか。先ほどの答えだけですか。それやったらそれで私の提案だけで終わっておきますが、もしあれば言うてください。

○ 市民部長（富田宏之君） 御指摘の点十分われわれも理解しておりますが、何分にも真の市民サービスという問題で、初年度はこの方法で出発したいという考え方でございますので、その一年間の経過の中で、住民の方々、利用者の方々の御意見等も踏まえながら前進していくように努力してまいりたい、かよう考えておりますので、その辺御理解いただきますようお願い申し上げます。

○ 副議長（田中包治君） 次。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 国際障害者年の問題についてお答えいたします。

まず、第一点の推進本部のメンバー構成でございますが、これについては市長を本部長とし、助役、収入役、教育長を副本部長、部員については病院長、と両参与、各部長、理事合計18名で構成しております。

二点目の国際障害者年の方針でございますが、まず、三点の基本目標といたしまして、第一点は、地域社会の障害者への理解と協力を得るための啓発活動。二点目は、国際障害者年としての

記念行事。三点目は、障害者の自立と社会参加の施策の充実強化——、この三点に分けて現在検討を加えております。

その骨子を申し上げますと、第一点の啓発活動、この詳細については午前中、並河議員さんの候質問に答弁させていただきましたので、内容は省略させていただきます。

第二点の記念行事についても、詳細は省略させていただきます。

第三点の障害者の自立と社会参加といたしましては現在、五点を設定しております。第一点は、市庁舎の整備でございます。これは市庁舎に障害者用のエレベーターと障害者用のトイレの設置並びに一階フロアの整備を検討しております。

第二点目には、簡易心身障害者通所授産所の施設の拡充と運営助成の増額でございます。

第三点目には、障害者、主として精薄障害者に対する雇用促進と職業訓練を目的といたしまして市の業務、これは現在検討しておりますのは、公園もしくは児童遊園などの清掃、除草等の委託経費を検討しております。

四点目には、市立図書館における障害者用備品として、弱視者用の拡大読書機の購入を中心とする施策でございます。

五点目には、社会福祉協議会が、本来の社会福祉協議会としての活動を行えるような活動助成の充実という点を現在検討しております。これが現在の方針でございます。

それから三点目に、今後十年間の取り組みといたしましては、現在、これらについては、まだまだ推進本部並びに幹事会の中でもっと討議していく必要があるわけですが、われわれ事務局レベルで検討しておりますのは、障害者福祉都市の指定を将来、できるだけ早い時期に受けていきたいと考えております。障害者福祉都市というのは、国あるいは府から一定の補助金等の事業費を導入することによって、それぞれの市町村でそれに伴う障害者等の生活環境改善事業、障害者福祉サービス事業、心身障害者早期療育推進事業、市民啓発事業、この四つの事業を組み込むとなっております。これらについては今後、十年間の事業計画の中でさらに検討を行っていきたいと考えております。

それから、56年度の国際障害者年に伴う予算関係でございますが、これは来週の予算委員会でご審議のただけと考えておりますが、概略申し上げますと、総務費の中で庁舎管理費として、先ほど申し上げましたエレベーター、トイレ等の設置で一定金額を計上させていただいております。

それから、民生費関係につきましては、啓発、記念事業、授産所建設助成、それらに伴って一定の金額を計上させていただいております。

それから、教育委員会関係におきましては、教育委員会の図書館費で弱視者用の拡大読書機等

の購入と一部障害者用図書の購入で一定の金額を予算計上しております。

最後の身障手帳の所有者と精薄関係の手帳の所有者数でございますが、身体障害者と児の区別の数字は現在持っておりませんので、トータルで御了解願へたいと思います。まず、身体障害者手帳所有者でございますが、視覚障害者が455名、聴覚障害者が247名、音声・言語障害者22名、肢体不自由児1,623名、内部障害者146名、合計2,493名でございます。

次に、療育手帳の所有者でございますが、これについては重度が147名、中度39名、軽度17名、合計203名という数字でございます。

- 16番（赤阪和見君） この中で先ほども並河議員さんからのいろいろ質問があって答弁を聞いてますので重複するところは避けますが、推進本部ができて、本年度の予算には総務費、民生費、教育費、これはあたりまえのことです。その所管するところですからね。市長、今回のテーマは完全参加と平等なんです。そうであるならば、消防を一つ例にとってみますと、ぐあい悪いかもしれませんが、障害者がどのように消防に関係するのか、そこを詳しく厳しく見詰めていただきたい。障害者で寝たきりの人が火事に遭った。自分では見動きできない、火がわかりながらね。しゃべれない、どうすることもできないということがあるんです。それを扶養する家族に対して防火対策や防火の方法を知らしめる。また教育する講習会を開くとか、そういうことが一体なされているのかを聞いてるわけですよ。また土木費でもそうです。

大阪府が「旬刊ふちょう」というのを発行してますね。また「福祉和泉」ですか「社協和泉」ですか、発行している中に、国際障害者年は五つの大きな目標を掲げ、その達成のためにやってみる。その中に四番目として、障害者が政治、経済、社会の多くの分野で活動し貢献する権利のあることを一般の人に知らしめよう、とあります。先ほども穴瀬議員の質問の中で指導部長が答えておりました。子供には子供の役割があるんだ、それを家庭で教えていくんだと。それと全く同じ考え方であるならば、完全参加と平等という以上は、もろもろのところに細かい配慮のある本年度の予想でなかったらいかん。

私は今回、予算委員と違うので総括的に質問させていただいてますが、衛生、商工、土木、消防、特に教育費で図書館云々と言っていました、教育費の中でもプールの問題について、ことしの夏も市民プールを開放していきますが、その中で身体障害者が車椅子で泳ぎに来たとき一体どうするのか。完全参加と平等というならば、そこに配慮があっても当然ではないかと考えるわけです。そういう点で再度御答弁願いたい。

それと、身体障害者の数でございますが、これは大阪府の「ふちょう」には、大阪府下の身体障害者の総数からいま、私が質問した内容をすべて網羅しております。この数は、和泉市が報告して初めてわかったのではないかと思います。和泉市も大阪府の中ですからね。それとも、これ

は大阪府でつかんでる数字なのか。和泉市は抜けてるんか、その点お答え願いたいと思います。

- 市民部次長(中川鉄也君) 前段の問題につきましては、障害者年の推進本部あるいは幹事会の中で短期的なものというか、少なくとも、昭和56年、1981年に取り組むものを中心に検討されたわけです。したがって今後、先ほど御指摘いただきました問題を含めた長期的なものについては、推進本部あるいは幹事会で検討する予定であります。

幹事会については、特に関係主務課長によって構成しておりますが、それらについては現在、五つのセクションに分かれ、それぞれ主管の課長等が入って検討しております。今後、さらに御指摘された問題も含めて検討させていただきたいと考えております。

それから、障害者数については、まことに申しわけないんですが、現在、手元にはそれしか持っておりませんので…。

- 16番(赤阪和見君) 下にあるんですか。
- 市民部次長(中川鉄也君) あります。後でまたお渡しいたします。
- 16番(赤阪和見君) 今回の質問通告とも、国際障害者年について三人の議員さんから出るんです。まして、ことしは国際障害者年の初年度、本部長が市長です。そして、本部員の皆さんが各セクションのトップクラスであるというならば、それに対する提出資料として、当然、和泉市には言語障害の人はこれだけ、障害児の方はどうだ、新年度の一年生には何人入る、中学へは何人行く、また、タクシーの借上げもしなければならぬので養護学校へは何人行く、とすべてわかってるはずだと思うんです。

市長、助役、その点で市の最高責任者、また国際障害者年の推進本部長としてまとめる立場から言えば、そういう資料はすべて出ると私は思うんです。基本的な考え方をはっきり披瀝していただき、そして、先ほど私が申し上げましたように、私たちのあすの身がどうなるかわからない、なるともならんとも言えない現況、すべての者が障害を背負っているという立場、これを考えたとき、予算がない中で、その人たちの完全参加と平等を実現しようとするならばどう努力していくのか、根本的な見解を出しといただきたい。そのように思います。

- 市民部長(富田宏之君) 御指摘痛み入ります。推進本部を11月末に設置いたしまして正式に二回開催いたしました。その中では一応、国際障害者年の国連から出されているテーマについて総論的な検討をしたわけでございまして、御指摘のように、細かい数字等の発表もまだいたしておりません。先ほども次長から御答弁申し上げておりますが、担当の課長を中心に幹事会を設置しておりますので、その中で資料の収集並びに具体的な施策の推進の検討を加えてまいりたいと考えておりますので、本日のところは、総論的な御答弁にかえさせていただきたいと思っております。
- 16番(赤阪和見君) 後にまだ問題があるので、余りこれでくどくどやっていると肝心のごみ

問題に入れないんですが、市長の市政方針の中に、「特に本年は「国際障害者年」に当たり、障害者の「完全参加と平等」の下に地域社会の連帯意識に支えられ、自立と生きがいのある生活の輪を広げ、障害者福祉の一層の拡充を図るべく各種の対策を講じてまいるものでございます」、とあるならば、その実数がわからなくてなぜそう述べられるのか、その点お答え願いたい。それで終わって次へいきます。

- 副議長（田中包治君） わからんならわからんとはっきり答弁してやれ。
- 市長（池田忠雄君） いろいろ御指摘いただいておりますが、先ほど来、担当部長、次長からお答えいたしておりますように、国際障害者年を契機として、本市としてもできる限りの取り組みをさせていただきたい。このような基本姿勢でいろいろと検討させていただいております。とりあえず昭和56年度、まず足元からということで庁舎の改善を初めとして、いろいろお祭り騒ぎでなく、市民啓発なり宣伝の行事はさせていただいて市民の御理解を得る。それとともに一歩ずつミニ授産所の改善を初め、いままで論議されておりながら手がつけられなかった問題についても、まず第一歩から始めさせていただきたいというのが私たちの基本姿勢であります。

後のいろんな御指摘の事項がございますが、推進本部でシビアに検討し取り組みをさせていただきたいと思っております。御指摘を胸にいただき、対応させていただきたいと思っております。

- 16番（赤阪和見君） それで結構です。真剣に第一年度という自覚を持って取り組んでいただきたい。

もう一つは提案ですが、啓発活動については、和泉市の封筒等に81障害者年度、地域の皆で助け合おうとか、テーマなどを刷り込んでいただき、いろんな形の中で各部で使うものすべてがそうなるとか、いろんな方法を使っていただきたい。

それと福祉のガイドですが、近隣各市では出しております。大阪府の施策など、先ほども難病対策のところでも答弁もありましたが、これも和泉市のこういうところへ行けば、保健所のどこそこへ行ったらいい、こういう病気はこうなるんだ、というりっぱなものをつくっていただきたい。そして、2千人になんなんとする障害者にとって、和泉市が本当に市長の言う「住んでよかった」、和泉市になるより築いていただきたいと思っております。

- 副議長（田中包治君） 次。
- 教育次長（杉本弘文君） 御質問いただきました教育関係についてお答え申し上げます。

まず第一番目は、石尾中学校のプールについてでございます。このプールにつきましては昨年、学校用地の整備によりまして、整備いたしましたところが以前の埋め立て地でございます。一部地盤がゆるんでプールの方へずれましたので危険を感じ、昨年は、石尾中学校のクラブのみ使用し、全般的には中止してまいりました。

この中で本年度、危険個所の工事について早々着工いたしまして、使用できるように対応いたしたいと考えております。

二点目の第二石尾中学校についての進捗状況でございますが、石尾中学校における地域開発に伴い生徒が年々増加し、現状満杯ということで対応が無理な状況となっております。私どもといたしましては、新設分の計画用地取得に取り組んでおります。加えて、市の将来の町づくり計画とも関連する中で、将来における校区問題等も考え合わせ、用地についてもいろんな角度から検討してまいりました。

しかし、御承知の中学校用地となりますと、少なくとも、七、八千坪の面積を必要とします。適地となるとなかなかむずかしい面もございます、思うに任せない実態でございます。しかし、一定の希望用地を定め現在、所有者との間で話し合いを進めております。私どもも気持だけはあせておりますが、まだ具体化しておりません。職員挙げて積極的に取り組んでる現状でございます。

次に、学校施設の中で南松尾小学校運動場の拡張問題でございますが、58年度に御議決をいただきまして増改築を図ってまいりました。56年度予算におきまして、増改築計画についての予算措置をお願い申し上げております。この事業計画によりまして、実施でき得ますならば現行木造校舎の整備を行い、あわせて運動場用地の拡張も図ってまいりたい、かように考えております。現状、運動場が3千50平米ぐらいでございます。木造校舎の敷地が約五百〜六百平米あると思われまので、それらを整備いたしまして運動場の拡張に当たってまいりたい、かように考えております。

それから、LL教室でございますが、この問題につきましては、議員さんからかねがね御質問をいただき、検討課題として取り組んできているわけでございます。現状、LL教室を実施しておるのが本市で二校でございます。現状の学校施設でLL教室を実施する場合、施設そのものの改装を含め経費が相当額に上ってくるわけでございます。私どもで調整部門あるいは編集部門、配線等の工事だけで簡単な概算見積もりをしても、一校設置するのに1,200万円相当が必要と出てございます。現状の財政面から非常にむずかしい段階でございます。また、指導者についても相当の技術を要します。議員さんから強い御指摘をいただく中でございますが、さらに検討課題としてお許しいただきたいと思っております。

それから最後に、特別教室の転用等の問題でございますが、現状建設しております学校においては一部普通教室を転用しておりますが、校舎完成に伴って解消を図るとともに充実をしてまいりたい、かように思っておりますので、よろしく御了承のほどをお願い申し上げます。

○ 16番（赤阪和見君） 二点だけ。問題の中央丘陵開発に伴う石尾中の（仮称）第二石尾中の

見通し、場所等については、これだけ大きな開発ができてくると、その周辺の開発がまた促進されるのでその点の見通しもあると思うんです。そういう点でどのように検討されておるのか。本当に57年度開校がいただけるのかどうか。

それと、LL教室の件ですが、それでは、第二石尾中学校はつけられるのかどうか。改装に非常に金がかかるということですが、当初から設置しておけば改装は要らん。光明台中学校はつけられてないということならば、今度の第二石尾中学校はつけられるのかどうか。その方向をお持ちかどうか、お願いいたします。

- 教育次長（杉本弘文君） 場所等につきましては、現状、まだ地主さんとの話し合いも具体化していない中で、お答えを控えさせていただきたいと思います。

なお、LL教室につきましては、第二石尾中の建設の段階におきまして検討させていただきま

- す。
- 副議長（田中包治君） 次。
- 産業衛生部次長（角谷泰夫君） お答え申し上げます。

一般から排出されておりますごみ、不燃物等の総額的な経費につきましては、56年度見込みで約7億2,590万円程度、年間の一般家庭から排出量が約2万7千トン、トン当たり処理費は2万6,900円程度でございます。

- 16番（赤阪和見君） 一立米当たりですか。
- 産業衛生部次長（角谷泰夫君） トン、立米の関係ですが、泉北環境では重量トンで計算しておりますので、立米換算については後刻、また御報告申し上げます。

それから、自動販売機数は残念ながら、把握いたしかねております。

空きかんに対するボランティア組織等々については、今後、取り組まなければならない根本的課題と考えておりますが、現在はございません。

空きかん等一個の必要経費につきましては、算出いたしかねております。

空きかん、空きびんの処理につきましては、空きびんについては、酒びん、コーラのびん等につきましては、業者、メーカー等で回収しておりますが、問題のビールの空きかんとかについては大部分は野放しで、一般ごみとして泉北環境で処理されてる実態でございます。

環境庁のアンケートにつきましては、予算の歳入面では鉄のみ約三百トン、回収売却しております。

空きびんの量につきましては、うちの方で収集して不燃物として出ている中でのごみ構成率ですが、空きかん、金属類等が11.9%、びん、ガラス37%、可燃物が49.6%、全く埋め立て処理しなければならないものが1.5%という率で出てまいっております。空きびんにつきましては

は37%、うちの可燃物収集の中に含まれております。総重量約1,500トンの中で3.7%でございます。

(副議長退席、議長着席)

- 16番(赤阪和見君) 非常に不満ですね。ごみ公害についていろいろ言われてるわけですが、いま内容を聞かせていただいてトン当たり2万6,900円につく、一立米当たり何円につくか聞きたいのは、空きかん、空きびんですから、びんを割れば割合体積が小さくなります。空きかんの場合、360CC、もしくは200CCのかんをびんをびんを割ってほかす、半分をびんを割ったとして試算してませんが、何個で一立米ぐらいになるかです。

一立米当たりの埋め立て地が幾らにつきますか。すべて焼却されてるといよりも不燃物としてほかさされてるといところで、最初に要旨を説明しましたように、いままでの域を出ない発想の答弁では困る、発想の転換してもらわなければ困ると申しておきましたが、答弁の内容を聞くと、一立米当たり何ほかわからない。ボランティアをしようとしている人はいない。しようとする動きもないのか、という質問に対しては別に答えはなかった。各種の空きかん、空きびん対策はどのようにしてるか、これの答弁もしてません。

五番目の昨年六月から八月にかけての環境庁の全国調査でも、うちは鉄のみ売却してる、という答弁だけです。環境庁がこれだけ全国の資料としてまとめているのですから、和泉市は完全に出してるはずなんです。それをしっかり教えてほしい。その上立って最初に申し上げたように、ごみの減量化、資源化していく。美観上でも、観光に来て、和泉市は美しいな、と言われるようにね。また、節税にもなる。空きびん、空きかんが減ることによって莫大なごみの量が減ることにはわかってます。1,500トンの37%がびんでしょう。この37%のびんをなくする方法を講じようとしな、怠慢だと思うんです。

和泉市内の酒屋さん、もしくは酒屋さんの近くにドラムカンを二本置いて、一本は色のびん、すなわちワンウェーボトル、ウイスキー、オロナミンC等のびんをほかす、もう一本は白色、透明のびんをほかすところと、二本のドラムカンを置いてどんどん入れていく。それを山村硝子が引き取りに来る。代金はただですが、うちの会社が続く限りボトルリサイクリングをやる。ということで、松原市や町田市においてもいろんな方法でやってきてるわけです。和泉市はまだほかすところがたくさんあるという感覚で考えられたら非常に困る。もうないんですからね。そういう点、ひとつ真剣に取り組んでいただきたい。把握しておればそれを教えてください。

- 産業衛生部長(広岡史郎君) 確かに議員さん御指摘のように、日増しに複雑化する生活様式とともに、ごみ処理問題はますます深刻化しております。あわせて社会的問題として真剣に取り組まなければならないと十分理解しております。省資源化、減量化の問題についても、空きびん

が8.7%、空きかんについても1.9%という大きな比率で、これだけを取り除いても、少なくとも、六割程度に減ってしまうという実態から、ぜひ大いに今後、これらの問題に取り組んでいきたい。特に泉北環境が三市共同でいろんな事業を実施しておりますが、三市間でもいろいろ検討を加してまいりますとともに、むしろボランティア的なことも必要でございますが、ぜひひとつ市民の皆さん方、各種団体の協力を得、何とか有効なリサイクリング運動とあわせごみの減量化に前向きに取り組んでいきたいと考えております。

- 16番(赤阪和見君) ここに広域行政圏計画策定のための住民アンケート調査報告がありますが、地域行事活動への参加意向というところで、今後参加したいもの、という中で、地域の盆踊りとかいろんな運動会、文化祭の行事、各種講習会、また自治会、町内会活動、趣味や娯楽などのグループ活動、スポーツなどのクラブ活動、地域の美化、清掃や緑化活動などが取り上げられております。和泉市を見ると、今後参加したい、というのが8.7%あります。四市一町の平均7.3%よりも群を抜いて多い。そういう活動場所があれば積極的に参加したい、というのが、よその三市一町を抜いて多いわけです。であるならば、行政が先頭に立っていき、また、それを指導していく、ボランティアを育成していくという姿は、十分にかん公害、びん公害等においてもやっていけるんじゃないか。

そしてもう一つは、よく参加している、という中にもあるんですが13.1%、これも地域の美化、清掃活動には十分市民の人たちがよその市町に比べても参加してるということが伺えるわけです。そういう素地はあるが、どういふ活動をしていかわからないという点もあるので、もっとやはり真剣に取り組んでいただけるようお願いしたい。

それと、京都市が業界と合意を集め、町田市でも、あるいは三鷹市ですか、大きな形で前向きに、前向きに取り組もうとしておる。しかし当市では、空きかん、空きびんはすべてに焼却場へ運んでるということは、税金のむだ遣いもはなはだしいと思うんです。私たちが知ってる団体がアンケート調査しました。自動販売機のそばにかんが入れてある。アルミとスチールの区別をして置いてあるが、その店の人に「集まったものはどこへ出すんか」と聞くと、全部40日に一回の不燃物処理場へ持っていくんだ、ということです。すでにそこでかんだけ集まってるのを、わざわざ横へよけてあるものを山へ埋め立てる、ここに問題があるんじゃないか。ごみというのは、ごちゃごちゃに混るからごみ、一つ一つ選別すれば資源という感覚を持てば、そのようなことは絶対にないんじゃないか。

山村硝子のボトルリサイクリングについても、そういうものを見たことがある。現実利用したいという声がたくさんありました。そういうガラスびんをほかすところが酒屋さんとかスーパー等ですが、そこに置かれておれば利用したいということです。なるほど山手の方は、40日に

1回でも50日に1回でも広いところに一定期間置く場所がありますが、アパートや市内のごみごみした、空地のないところでは非常に困る。困るから一般家庭ごみと一緒に収集していただき、その収集したものが泉北環境の処理場へ行くが、空きかんや空きびんはすべて残ります。それが高い金を払ってはかさせていたでいる黒石へ持ち込まれる。結局は、和泉市へ持ち込まれてるわけです。

だから、三市で協力し合っただけのころではなく、和泉市がリーダーシップをとる形でなければ、三市の泉北環境の運営自体うまくいかないんじゃないか。まして、12万という、いまや13万になろうとする市民を抱え、よその市の倍はないにしても、倍近い人口を抱える和泉市が、兄貴分として率先して市民啓発を呼び起こすこと以外に解決の方法はないと思います。その点、何回も市長に聞いて悪いが、一体どうするのか。所管は産衛部ですが、市長の音頭一つでまた変わってくると思いますので、よろしく願いたい。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） お答え申し上げます。

不燃物及び可燃物の収集に当たりましては、それぞれ週二回、40日に1回という形で収集いたしております。現状、可燃物の中にもびんなり空きかんが入っており、不燃物として収集するものの中にも、空きかんなり空きびん等が含まれております。各家庭で出される場合、今後品目を定めて有機物、無機物にして、それぞれ資源化、減量化にいろいろ対応していかなければならないと考えます。

ボランティア活動等を通じていろいろPRし、協力をお願いするという方途もございますけれども、これら地域に定着した組織の中に組み込まねばならない、半永久的にお願いしなければならぬと手法、小さい輪を大きくして皆様方の理解を得、それぞれの中で取り組んでいく方途も考えられます。

なおまた、三市の泉北環境でも、その市の主体から三様でございます。特に高石なんかでは燃えるものと不燃物を十分区分し、空きびん、空きかん等を別途省エネ化、資源化等を図って対応されておりますけれども、泉大津市は業者扱いで、不燃物、可燃物を混合収集しており、本市の場合は可燃物は業者に委託、不燃物は市の直営でして、それぞれ三市とも形態が違います。過日の部長会の中で、今後、三市同様の形で可燃物、不燃物の取り組みをやっているのではないかとということで協議も進めてまいっております。当然、分別収集等によって資源化、省エネを図っていく、また、減量化を目指すことが基本でございます。いろいろな対応のため、各般にわたって調整等をしていかなければならないと思っておりますが、今後の宿題として取り組んでまいりたい。かより思いますので、よろしく願います。

○ 16番（赤阪和見君） この「ボトルリサイクリング、その歩みの展望」というのが送られて

きてますね、御存知ですね。本当にごみに困っておるならば、そういうものに目ざとく資料収集していろいろやっていくと思うんです。和泉市はやっていない。近隣の三市でやっていないとか、阪南八市五町ではやってないとか、大阪府ではやるのが初めてやとか、初めてでもかまわない、それがいいとするならば、全国どこの都市にも先がけとするのが前進的な行政、それが市民に資する「住んでよかった和泉市」と言われるものが生まれてくるんだということをとらえていきましょうや。終わります。

以上でございます。

- 議長（貝淵博治君） 暫時休憩いたします。

（午後 2 時 3 2 分休憩）

（午後 2 時 5 0 分再開）

- 議長（貝淵博治君） 休憩前に引き続きまして一般質問を行います。10番・天堀 博君。
- 10番（天堀 博君） 通告に基づいて趣旨の説明を行います。中身は、市長の市政方針と、56年度の予算全般にわたっておりますので非常に膨大なものとなっておりますが、私の後に私どもの原、直村両議員がそれぞれ通告しておりますような内容で質問をいたしますので、私は日本共産党議員団を代表いたしまして、その部分を除いた、それ以外の全般的な問題について総括的に質問をいたします。

さて、自治省の内勤と言われる通達あるいは市長の市政方針でも述べられておりますように、諸般の情勢には非常に厳しいものがありますけれども、昭和56年度の国の予算も自民党政府の赤字国債の大量発行や軍事費の増額、これらのつけが国民に回され、減税なし、実質増税という事で、国民の生活はますます苦しくなっております。まさに軍事費を削って福祉や教育を、ということは国民多数の要求であります。

その悪政下のもとでの地方財政計画も、また、各種の手数料、使用料値上げの指導が強化されるなど、国民収奪を強めてきているのが現状であります。また、政府が逆に進めようとしておる広域市町村圏等につきましては積極的な措置がとられ、自治体のいわゆる自治権が失われ、侵される危険も出てきている現状であります。しかもその事業そのものも、地方自治体の負担になる地域総合整備事業債に頼っているのが現状であります。

そのような状況のもとで、身近で市民の暮らしに役立ち、それを支えるために精いっぱい努力をするのが地方自治体としての和泉市の果たす役割ではないでしょうか。本年度予算では、果たして市長が言うように、午前中も出ております「住んでよかった和泉市・住みたくなる和泉市」ということになっているでしょうか。私は、市長の市政方針の前文と四つの指標を中心に、具体

的な側面にも触れて種々お伺いをしたいと思います。

市長は市政方針の前文で、54年度は所期の目的とする単年度黒字を達成、引き続き55年度も同様になる見込みだと述べ、しかし、54年度末で13億円の累計赤字を抱え、脆弱な財政構造自体改善されていない、と言っておりますが、大きな赤字が出、また、公債費の増大に対する要因の基本的な解明がなされないまま、市税収入の増額や公共料金引き上げによる市民収奪を強めることによって財政の自主再建を進めてきております。

市長の言う、公共料金の値上げは抑えた、その市民向けポーズは本当にそうなのではないでしょうか。まず第一点目の具体的な質問に入りますが、54年度、55年度の一般会計における公共料金値上げ分と、市負担減によるものとの実質総額はそれぞれ幾らになっているのか。さらに、56年度の見込みも合わせてお伺いしたいのと、これは特に54年度は大幅公共料金の引き上げが軒並みやられたということもありますので、53年度に比べていわゆる54年度、55年度、56年度、それぞれ平年化して幾ら増収になるのか、お聞かせ願いたいと思います。これにはいま言いましたように、たとえばくみ取り料金の市の負担分減額等による歳出減がされておりますが、そういうものも合わせた額としてお答え願いたいと思います。

さらに、参考のために本年、昭和56年度一般会計予算による中での同和関係予算・人件費も含む額と割合、幾らになっているのか。さらに、国・府それぞれの支出金は幾らになっているのか、あるいは起債、一般財源その他のものは幾ら出ているのかをお聞かせ願いたいと思います。あわせて普通建設事業費の中で占めている同和関係事業費の額、割合をお聞かせ願いたいと思います。

次は、第一の指標の中で一つは、芦部小学校、南松尾小学校の増改築工事の財源内訳、予算書にも出ておりますが、改めてお聞かせ願いたいと思います。

二つ目は、先ほどの赤阪議員さんの質問にもありましたが、(仮称)第二石尾中学校の問題であります。石尾中学校の用地取得に加えて、本年度は校舎の建設もあわせて債務負担行為が組まれておりますが、果たして本当に57年度開校できるかどうか疑問であります。ここであわせてお伺いしたいことは、先ほどの質問の続きになりますけれども、宅地開発公団がやろうとしておる今回の和泉中央丘陵等の大規模開発の中での用地云々の問題も出てきますので、以前にお伺いしたこともございますが、トップ交渉その他でその辺とのかかわり合いの話は進んでいるのか、お聞かせ願いたいのであります。

三つ目は、その他に教育関係で債務負担行為はたくさん組まれております。かなり多くのメニューは盛りだくさんの感じがするわけでございますが、果たして昭和55年度の実績等を見まして実行されるのかどうかという点をお聞かせ願いたいと思います。

次に、第二の指標の中での病院問題であります。三人、四人、六人等のベッド差額料の廃止が

厚生省の指導等で踏み切ったということにされております。新聞報道等も非常にこの点では大きく取り上げております。市民的には、差額は取られないで済む、こういう解釈をしているわけですが半面、財源確保と新旧それぞれ両館の格差の公平を、ということで、施設利用料というものを規則で新設しようとしておりますが、このことは、公表されていないわけでありまして。市民がこの和泉市民病院に入院した場合、このことが問題になることは当然であります。差額を取られるのと同じことになるわけでありましてから、この点での規則の新設を断念する考えはないかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、第三の指標に移りますが、緑道や緑地についても公社、公団等の依存率、建てかえ施行というか代位施行が非常に多いわけです。市独自の身近な公園、児童遊園等の整備が非常に弱いという予算の中身も見られます。これはそういう点での意見だけを述べておきます。

さらに、ごみ問題につきましては、一つは、納花町の産廃問題についてお伺いしたいと思います。先日の産衛の協議会の席上で報告がございましたが、今回の地元との問題について、市長は地元に対して、単に公有化の問題や反対というだけでなく、具体的にこうしてほしいということを書いてきてくれ、そうでないと府との間と取り合いができないという話をされたと聞いています。私は、市民を代表する市長の立場として、まず、三者会談なり四者会談と言われ、全市民がテーブルにつけられる努力、指導力を発揮するのが当然ではないかと思うわけでありまして。市長のそういう見解は、地元住民に対して、いわゆる市民を代表する側に立っていないというふうに考えられますので、その点の考えいかにお伺いいたします。

二つ目には、松尾山の不燃物処理場その他の問題についてでございます。松尾山の不燃物処理場の予定地がなかなか話が前へ進まないという現状でございますけれども、すでに和泉市の不燃物集積地あるいは処理場が満杯になり、非常に困ってきおることは焦眉の急であります。そこで松尾山の処理場についての考え方あるいは今後の方向を改めてここで示していただきたいと思っております。

さらに、不燃物の集積場所を忠岡池に持っていくことが、せんだっての産衛協議会で言われておりますが、公園あるいはグラウンド等の予算との関連もありましてどういふふうに対処されているのか、お聞かせ願いたいと思います。

さらに、この第三の指標での三点目でございますけれども、市政方針には含まれておりませんが、第三の指標に含まれると思っておりますので改めてお聞かせ願いたいのは、先ほど赤阪議員さんの質問の中にもございました出張所、いわゆるサービスセンター問題であります。私は、これの所管がどこにあるのかということを変更してお聞かせを願いたいと思います。サービスセンターについてはそれだけです。

次は、第四の指標であります、中央丘陵開発問題です。「都市計画づくりの手續に向けて一連の諸準備を」と言われておりますが、現在での対策委員会は、土地集約をするための対策が中心になっております。そこだけの地元要求が出されるとい形になっております。全般の町づくりということにならないということでもあります。また専門のコンサルタントに依頼して全体の絵をかいてると言われておりますが、広範な市民参加による町づくりという姿勢や態度がどうしても出されていないと思うが、その点をどういふふうにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。さらに、56年度の職員配置は何人であるか、お伺いをしたいと思います。

次は、農業振興についてであります。国の施策に乗ったものは、予算的にも多く示されております。その点については努力も必要であります、きめ細かい対策として、市単独土地改良事業等にもっと予算を注ぎ込むべきであり、総額あるいは条例上で改正が必要であります、限度額の大幅な引き上げが必要であります。

近年、農業用水路が下水道化してきている中で、下水道課の現課としても、単にそれが農林課所管ということで済まされないのであるが現況であります。そのため一定の水路費の増額が本年度されておりますが、しかし、実質上の減額という状態になっているのが現課からの報告で聞いております。さきの市単独土地改良事業の増額とあわせて積極的にこういう水路費への増額にも取り組む必要があると思っております、その点についての所信をお伺いしたいと思います。

また現在、農業問題について、重要な宅地課税の問題が出てきております。農業委員会等からそれについての国への要望もされておりますが、これについて市長はいかにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

最後に、本市の総合基本構想の見直しですが、われわれもその必要はないとは申しません。しかし、問題点は幾つかあります。その一つは、さきの中央丘陵のところでも申し上げましたが、絵にかいたもちになってはならないと考え、また、そうさせてはならないためにも、広範な市民参加が必要だと考えますが、どのような体制で見直しをするのか、単に専門的なコンサルタントに依頼をされるのか、お聞かせ願いたいと思います。

二つ目は、現基本構想は毎年あるいは何年かに一度のローリング、すなわちふるいにかけて中間総括や点検をしてきたか、であります。

以上、数点にわたり質問の要旨を説明いたしました。答弁によりまして再質問させていただきますので、よろしく願います。

- 議長(貝淵博治君) 理事者答弁。
- 財務部長(麻生和義君) 最初の問題につきましてお答え申し上げたいと存じます。

今回の市長の市政方針の中に、56年度は公共料金、使用料、手数料等でございますが、それ

の引き上げについては見送らせていただいた、という表現でございます。本件につきましては、具体的には、前年度の公共料金と比較して56年度は引き上げを行わないということでございます。実はただいま御指摘のとおり、54年度、55年度の公共料金は、議員各位の御理解並びに御協力を得て引き上げ等をさせていただいております。

その具体的な額でございますが、いわゆる歳入面での料金の引き上げに加えまして、歳出面での支出増を削減した、いわゆる屎尿のくみ取り料金の市民負担を求めたものを含めまして、昭和54年度1億1千9百余万円、55年度もそういった引き上げ分でございますが、53年度と差し引きいたしますと1億6千5百余万円と、いずれも屎尿くみ取り料金の歳出部分を含んでおります。それから56年度、昨日御提案申し上げました予算の中に含んでるのが1億6,679万2,000円と積算いたしまして、それらを勧案して予算措置を行い御提案したのが実態でございます。

それから、予算の二点目の昭和56年度一般会計予算のうち、いわゆる同和对策関係の額、割合、財源内訳並びに建設事業費の内訳等の御指摘でございます。同和对策の分類の仕方については、いろいろ議論が分かれておるところでございます。そういったことを踏まえ、いわゆる毎度答弁しているところでございますが、財政当局で交付金なり助成金、起債等の額を分析、関連部分すべてを含んで、ということでは、一般会計では49億1,470万3,000円の歳出予算を計上しているということでございます。歳出総額221億4,300万円の2.2%を占めてございます。

それから、この財源内訳でございますが、国庫支出金12億4,300万円、府支出金6億2,500万円、地方債につきましては6億4,500万円、税等の一般財源23億3,800万円、あとその他の財源6,300万円というのが、当初予算に計上してある同和对策経費でございます。

次に建設事業費の関係でございますが、一般会計の普通建設費総額が42億3,400万円ですが、そのうち同和对策関係の普通建設費につきましては19億9,600万円ということで計上いたしております。

以上でございます。

- 10番(天堀 博君) 市長が値上げを押えたということですが、果たしてそうなってるかどうかという点での具体的な質問をさせていただいたわけでございますけれども、いま財務部長から答弁がありましたように、53年度に比べて54年度の実質的な公共料金その他での増が1億1千9百余万円、さらに55年度が1億6,000万円、56年度が見込みとして1億6,600万円と言われております。これを見ると、すでに54年度が財政再建初年度と言われましたが、すでにベースができてるわけです。言うてみたら、54、55年度で限度ぎりぎりまでできてますし、保

育課やいろんなところでかなり努力もしていただいて値上げをしないよう苦勞していただいている点は、私は一定の評価はしたと思いますけれども、全体としては、やはり56年度も引き続き市民に対して大幅な公共料金引き上げをやってると同じような理屈が成り立っていると思うんです。この点をはっきりしておかんと、何かことし抑えたから非常にりっぱやと聞こえますが、その点をはっきりしておきたいと思います。

この前、和泉がなぜ公共料金が高いかについて、産衛の協議会で出された資料をここで改めて言うておきますと、屎尿くみ取り料金について阪南各市を見ると、いわゆる業者に支払ってる分については、堺市が315円と非常に大きな数字ですが、これを除いてはほとんど250円、255円、260円、高石、泉大津、岸和田以南のそれぞれの実態であるわけです。堺市が315円業者に支払ってますが、市の負担が約半分の165円、そのため市民負担が150円になっているわけです。これから言うのも全部56年度に改定検討しているところもありますが、55年度までの実績でそうなるということなんです。それ以外で泉南市が市負担60円、市民負担が200円とちょっと高いです。それから貝塚が65円、195円、この辺が高いですが、それ以外は、ほとんど市民負担が125円です。ところが和泉市だけが240円と非常に高い。これを見ていただければ、いわゆる公共料金の市民負担が和泉市は特別に高い、業者に支払う総額はそう変わらんが、市民負担が各市に比べ高くなっていることは明らかですね。

それから、各年度別の屎尿くみ取り収集料金のアップ率が表でこれも出されておりましたが、この中で52年度、53年度、54年度は改定されておらないですが、52年度から54年度の場合、業者へのアップ率が5円、2.2%ということですが、市民負担分は、それまでの46年度から51年度まではほとんど2.30%の上げ幅できたのが、53年度から54年度のアップ率が7.0%と非常に大幅になっております。ここにいわゆることしは値上げをしていないと言われても、それをしなくてもいけるだけの大きな値上げが行われてきたという根拠なんかを示されていると思うんです。いま、部長から答弁をいただきましたので、再質問ではなく、そういう点を明確にしておきたいと思います。

さらに他方、依然として同和関係の経費が当初予算でも22.2%、普通建設費の中で占める割合が47.2%と大きな額を占めておりますので、その点の中身を十分改善していかないと、一方で市民収奪をそのまま引き続き行い、他方ではそういう不公正な行政が行われている状況は、本年度の予算でも引き続き見られるわけです。そういう点での私どもの考えは意見として明らかにしておきたいと思いますので、次の答弁に移っていただきたいと思います。

○議長（貝淵博治君） 次。

○教育次長（杉本弘文君） まず教育関係の第一点、芦部小学校、南松尾小学校の財源内訳でござ

います。今56年度で予算化をお願いしております芦部小学校の事業費が、端的にお答え申し上げて1億8,769万3,000円でございます。財源の内訳でございますが、国庫補助金が7,176万3,000円、起債7,150万円、一般財源が4,443万円でございます。

南松尾小学校につきましては、事業費総額3,773万1,000円。財源の内訳は、国庫補助が1,065万5,000円、起債1,750万円、一般財源が957万6,000円となっております。

二点目の石尾中学校問題についてでございますが、宅地開発公団との関連で議員さんからのいろいろ御心配にあずかっている件でございます。現在、教育委員会として考えておりますのは、もちろん町づくり計画とも関連する中で、将来を見通しての用地選定を考えております。しかし、現在の宅建公団の事業は今後の進捗状況を見きわめてまいらなければなりません。現状、石尾中学校の生徒急増の中で、開発を待つことは時間的な問題もございます。しかしこの点は、あわせての御検討をお願いしておりますところでございます。私どもといたしましては、将来の町づくりを見通しながらも、現在話し合いをし、検討を進めておりますものは、一応、開発地区外でもって話し合いを進めている現状でございます。

三点目の債務負担行為が実行できるのかどうかということでございます。債務負担行為が実行できるのかどうかということでございます。債務負担行為として、用地取得について予算化をお願いしておりますが、この中で一部55年度において話し合いを進め、御理解、御協力を願っている分もございます。しかし、何分にも先祖伝来の土地を割愛いただくことでございますので、価格もさることながらいろんな御事情もございまして、まだ具体化していない点もございます。御承知のように今日、土地利用の高度化、多様化される中で適切なる土地を求めることの困難さもございますが、課せられた仕事でございますので鋭意努力をしておりますので、御了承いただきたいと存じます。

○10番(天堀 博君) 私、改めて芦部小学校、南松尾小学校の増改築事業の点で財源内訳をなぜ聞いたかと言いますと、やはり国の補助裏とか起債に大きく頼っているわけです。こういうものがついたものは積極的に建設をしていこうということで目玉として出てきてますが、実際には、もっと細かな学校の維持管理費とかは、なかなか予算の中で十分出されていない。こういうことですので、新聞報道で公共料金を上げないとか学校建設をやるとか、池上小学校でプールをつくるとか、いいことづくめで言われております。そういうものばかりの骨組の予算であることを一つは指摘するために出してもらいました。

石尾中学校の問題は、赤阪議員の質問もありましたのでそう深く申しませんが、開発地域外で話を進めているということです。要望としては、早く進めていただくと校舎の債務負担行為も組まれておりますが、実質上、57年度開校に間に合わなくなりますので早急に進めてもらうとい

りことと、それから、区域外となると、いろいろ適正就学の地域自体で校区編成の問題が出てく
ると思います。どうしてもいまの立地条件から言えばそういうことが考えられますので、その点
では十分考慮していただく必要があるのではないかというのを、意見として言うておきます。

それから、債務負担行為のメニューが多いという点では、大盤振る舞いの形に見えますが、予
算委員会等でも中身の点でいろいろ論議をいただかないかと思いますが、非常にいいかっこう
はされているが、實際上、いまの答弁でも用地取得に非常に苦勞するのが実態です。そういう点
から、果たしていけるのかどうか疑問点も持っておりますので、しっかりかかっていってもらう
必要があると思います。意見として言うときます。

○議長（貝淵博治君） 次。

○病院事務局長（内田 繁君） 第二の指標の市立病院の今回新設いたします施設利用料の問題で
断念する気はないか、というお尋ねでございます。確かに公的病院の事業使命から広く市民の方
々に御利用いただくということから、負担もできるだけ軽減していかなければいかんという認識
は持っておりますが、今回、私どもの病院におきましては御存知のとおり、53年に新館を新築
いたしまして、もともとの古い本館は、これとの設備関係もかなり違っております。そういうこ
とで、入院時に新館に振り向けるか、旧館に振り向けるか ある程度トラブルが生ずることも考
えられます。いわゆる本病院のみの事情によって今回、施設利用料をちょうどいするということ
でございますので、いままでの差額ベッドよりもかなり下げていただくようにいたしておるわけ
でございますので、ひとつ御理解賜りたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

○10番（天堀 博君） 新館にするか、旧館にするかでトラブルが起きるかわからないというこ
とですが、ほかの病院でもあるわけです。そう極端な差があるわけじゃない、旧館の方も改造と
いって改善をしましたですね。そういう点を理由として挙げておりますが、果たしてそんなのか
ということとはちょっと疑問なんです。

しかも、大幅に下げたと言われるが、大幅に下がってるかどうかとも疑わしい。6人部屋が300
円を200円にしているが、そう大幅に下がったとは思えない。3人部屋が市内の人で1,000円が600円、
逆に本館の4人部屋、これは実態に合わせてこうなったと思うが、これまでなしだったのが市内
300円、市外500円と新設されてるわけですね。

この間の産衛の協議会の資料では、いわゆる差額料を廃止する改正で、年間収益の見込みが約
1,500万円マイナスになるといわれておりますが、施設利用料を取ると約1,000万円の収入、
実質上は500万円か600万円ぐらいの減にとどめられるという計算をされてるわけです。

私がここで言いたいのは、なぜこんなものをやめとけと言うか、差額ベッドを廃止したと言
うことで、市民はそのつもりで入院される。ところが、請求するときは利用料を取る。そこで逆に

トラブルが起きると思う。新聞発表も一切抜きでしよう。それを言われたのに新聞記者が勝手に書いてないのか知らんけど、毎日、朝日、読売、サンケイのどれを見ても施設利用料を取るとは書いてない。この辺にインチキがあるわけです。病院の局長だけを責めるわけではないが、市長の姿勢として、この辺をはっきりさせておくとトラブルが起きる。言ってみたら、かっこのええことだけではぐあい悪い。同じように差額料を取るんじゃないですか。その点をはっきりしていただきたい。

これを取り下げないと言ふんなら、規則ですから議会に諮って条例で決めなくてもいい。勝手に何ほでもつくれるわけですが、やめないんなら、その点をもっとはっきり公表する手段をとるのかどうか。病院のサイドだけでなく、市長部局の答弁をお願いしたいと思ふんです。

○病院事務局長（内田 繁君） 確かに規則関係は議会にかける必要はないということからこのう形で行うわけですが、私の方の実施面につきましては、このような利用料をいただくということも公表の形でやっていたかなくてはいけないと思っております。

○10番（天堀 博君） それやったらそれで、いま言ったように病院サイドだけでなく、市長部局としてどんなふうに公表するのか。これははっきり事前に周知徹底しておくと、差額料を取らへん、と言っておいて、たとえば朝日でも「春から3人室以上廃止、市立病院の差額ベッドで提案へ」となっておりまして、四月から全部差額ベッド料は取らないと市民は理解しております。ところが来てみたら、いま言ったように差額ベッド料を取るわけです。名目的には差額ベッド料になっていないだけで実質上は同じ、その点での周知を事前にする必要があります。病院へ大きく張り出すのか知りませんが、病院サイドだけの考えでなく市長部局の考え方で、報道関係は公室長ですか、違いますか。どこでされたんか知らんが、その辺について助役さんか市長さんのお考えをはっきり聞いておきたいと思ふます。

○助役（坂口礼之助君） 私からお答えいたします。

条例上の室料差額を今回、3人室以上についてはゼロ、それにかわると言つては語弊があるんですが、本館と新館の設備の違い等々から生ずる入院患者に対する考えの中で、施設利用料としていただきたいということを規則で定めようと考えております。お説のように新聞報道では、室料差額ゼロ、ということで報道されておりますが、4月1日以降、施設利用料をいただくとなりましたら、入院患者との間にトラブルが起きるといふ御指摘もとてもでございます。市の方でも当然、施設利用料をいただくという規則を制定いたします。ということは公表すべきだと考えております。病院側とも十分協議し、公表の方法等につきましては、担当部局あるいは広報担当課と協議いたしまして、少なくとも、4月1日以前に全住民に知らせる措置をとらせていただきたい、かように存じております。

○10番(天堀 博君) ぜひそうしていただかんと、われわれ議員が議会で審議するという形になってますから、どないなってるんや、と大変おしかりを受けるし、病院そのものの中でもトラブルが起きますので、その辺ははっきりしておいていただきたい。そうでなければ、取り下げてやめてもらいたいと思います。

○議長(貝淵博治君) 次。

○産業衛生部長(広岡史郎君) ごみ問題について三点ばかり御答弁申し上げます。

まず、第一点目の納花町産廃問題でございますが、現時点での打開のため今後の取り組みはどうか、というお尋ねでございました。過日、地元四町会と合同対策委員会の委員長をお招きし地元との間で六者会談を開き、今後、この現状をどう打開していくかで膝を交えていろいろ御相談がございました。席上、市長さんが、「名案はないでしょうけれども、取り消し処分と公有化を除く案でもって互いに理解されるものであれば、十分府の方へ強くかけ合ってみようではないか」ということで別れております。

この席上には、ある町会長さんとある対策委員長さんは欠席でございましたので、私、その翌々日、兩名の方に会談内容をよくお知らせいたしまして、今後の対応等について地元で十分協議されたいと申し上げております。そして、申し出をいただいたら地元と再度協議し、府に申し出てまいりましょう、という態度を持っております。

二点目の松尾山不燃物処理場の経過と今後の方向のお尋ねでございます。昭和52、53年度の一般会計で約4万8千平米を6億円で買い上げております。当時市では、不燃物埋め立て処分場として計画を立て、府の補助金等とも合わせていろいろ協議してまいりましたが、当時より府の指導といたしましては、広域行政として取り組んでいけないか、という強い指示がございました。現状の財政実態、また、泉北環境の意思からも、組合方式で不燃物埋め立て処分場として利用させていただきたいという申し出も受けておりますので、それらの実態も十分踏まえて今後の方向づけに対応してまいりたいと思います。

市で買収し、そういう形で将来、最終の不燃物埋め立て処分場として利用してまいる限りは、本施設組合なり組織等がございます。地元の方々に高石、泉大津市を含めての埋め立て処分場であるという説明会を一回開いておりますが、今後、鋭意それらの協力、理解を得られるように取り組んでまいらなければならないと考えております。

それから三点目、不燃物集積場として忠岡池を予定しているが、公園計画の施行と今後の対応ということでございます。計画課とも十分協議を詰めておりますが、本市の現状の埋め立て処分場は、和気南池が来月半ばごろでもって完了するので、その後の対応として一時、忠岡池の北西部の一隅、約2百平米ばかりをお借りいたしまして、そこで集積、分別等の作業を進めたいとして

おります。過去3、4年間、小田町の町会長さんとも十分協議し、一応、昨年末で埋め立て処分が終わっておりますが、引き続きあと数カ月ばかりその場所をお借りしたいということで、契約等について鋭意進めてるところでございます。

それから、市単独土地改良事業の引き上げ等については、農林課長からお答えいたします。

- 農林課長（谷 俊雄君） 農業振興上の土地改良事業につきましてお答えいたします。

市単独土地改良事業の予算の増額あるいは限度額を増額する必要があるのではないかと御質問でございます。農業振興上の基盤整備事業につきましては、国・府の事業を積極的に導入して現在、整備しているところでございますが、その要件に満たない小規模な土地改良事業は、市単独でやっているところでございます。

予算額につきましては、55年度は230万円計上しておりましたが、56年度は若干上積みして、250万円計上させていただいております。また、上限額の引き上げにつきましても、昭和50年度に50万円から100万円に上積みしております。しかし、5年間経過し、また、建設資材等の高騰もございまして、現在、現課で検討しているところでございます。

以上でございます。

- 10番（天堀 博君） ちょっと答弁があっちこちにまたかりましたが、産廃関係でいきたいと思っております。市長は、いわゆる産廃問題で一つのテーブルについていくこと、取り消しの処分あるいは公有化ばかりを言ってたら府とも話し合いがでけへんから、もうちょっと建設的な意見を持ってきてくれ、そしたら府とも取り合いもしていこう、という解釈をしております。もちろん地元の方々も、いまのいろんな法的なむずかしさは十分理解されていると思う。しかし、心情的にはやはり許可の取り消しをしてほしいということです。これがどうしても前面に出るのは当然だと思います。いままで何回か話をされてきたわけですが、住民の側に、そんなことばかり言うたかてあきまへんよ、と蹴ってしまっちはあかんと思う。やはり市民の代表である市長として、その辺でひとつ指導力を発揮され、まず、一つのテーブルにつけていく努力をしなかつたらいけない。それを蹴ってしまうことになつたらぐあい悪いと思う。その点で市長はどうお考えなのか、お聞かせ願いたい。

- 市長（池田忠雄君） 本件につきましては、非常に議員皆様方にも格別の御心労を煩わしております、まことに恐縮に存じている次第でございます。非常にむずかしい問題でございまして、その中でどうして打開していくか、私なりに心労を重ねているわけでございます。ただ、産廃委員会でもう聞きになったかは別といたしまして、私が申し上げた意味は、蹴ると申し上げたわけではございません。非常にむずかしい問題なので、地元もよくお考えをいただきたいということとは率直に申し上げたわけでございます。また、市としても考えましょ、ということも申して

おります。ただ、テーブルにつく、つかないということについての情勢はむずかしい時点であることは、地元の方々も思っておられますし、私も思っております。こういうことでして、決して話し合いをすることはやぶさかではないわけでございます。

ただ、地元で仮処分なり訴訟も辞さないという、いろんな動きもあるやにお聞きしております。府当局としては、許可処分は取り消さない、買い取れと言っても買い取らないという態度ははっきりしております。こういう中で、地元の情勢もある中で、非常にむずかしい問題だということはお案内のとおりでございます。したがって、決してこうでなかったらこうだ、ということだけで回答申し上げたわけではございません。流動化している情勢の中でどう対処していくか、非常に苦慮しているところでございます。決して市が知らないということでは、これではいかん、ということで話し合いはしていないということだけはひとつ御理解いただきたいと思います。今後ともむずかしい問題ではございますが、いろんな情勢の中で話し合いの努力をしていかなければならないと存じておりますので、よろしく願いの申し上げます。

- 10番(天堀 博君) いわゆる蹴ったんではないというお話ですけど、実質上はいろいろ形になってしまっただけじゃないんですか。仮処分を申請するとか片方でやって、取り消し処分を求めたり、公有化を要求するばかりではあきませんよ。言葉では、ある一面ではそうかもしれませんが、たとえ地元がそうであっても、府との間に入って仲介の労をとり、いろんな政治的な指導力を発揮していくのが市長としての役割だと思うんです。その点では、そういうすぎないことを地元と言わないで、もっと努力していくべきだと考えるわけです。それはこれぐらいのおいときます。

それから、不燃物処理場ですが、これが山へ乗ったままで日時だけが経過していく。ところが他方、部長からも答弁がありましたように、産廃処理地そのものについていま困っている状況にあるわけです。泉北環境にこのことをやっていくかどうかのいろんな意見はあろうと思いますが、いずれにしても時間はかかりましようけれども、積極的にひとつ不燃物処理地について市長も力を入れていただき一定の見通しを立てるように、あるいは科学的なデータも公開していくように、そういう方面から地元の御理解を得るよう努力し対策を立てていかなかったら、先ほどの赤阪議員の質問にもあったように、都市問題、社会問題としてのごみ問題を軽々しく見るわけにはいかんところに来るので、十分心して当たっていただきたいと思います。

それから、市単独土地改良事業費のアップ問題ですが、上限額については条例の問題でも十分検討していただき、早期に対策を立てていただきたい。

それから、いま答弁がなかったが、下水道関係でも実質上、前年度当初なり現計に対して本年度予算は増額になっているが、かなり要望が強かったりして、いろんな形での流用していただき、

どうにか要望に何ほかこたえられるという状況です。農業用水が下水路化しているのは、山間地でも市街地でも一緒です。大変な状況です。ちょっと雨が降ってもすぐつかぬ。下水路化されるために農業用水路として使えない実態が起こっておりますので、そういう面も救っている財政的な対策をぜひとも立てていただく必要があると思っておりますので、予算委員会でそれらを十分論議していただきたいと思っております。

あと残りののはサービスセンターの所管問題と宅地並み課税について、中央丘陵の問題、関連して総合基本構想の問題について答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 市民部長（富田宏之君） お答え申し上げます。

昭和56年度の当初予算につきましては、総務費の戸籍住民基本台帳費の中で予算措置をしております。市民部が所管しております。

以上でございます。

○ 10番（天堀 博君） 先ほど赤阪議員さんからも話があったように、厚生文教委員会で報告されております。現課は市民部市民課の窓口ですから、担当は厚生文教委員会ということはわかるんですが、その取次所の問題だけがひとり歩きしてますのか、その辺を聞きたい。いままではこちらから提起すると、以前の総務委員会等でも非常に問題のあった件もあるんです。鶴山台の問題も含めてね。私が質問すれば、答弁は企画課長なり公室長からされておったんです。ところが、これを抜いてしまって現課やから、ということで、取次所の予算がそうだから厚生文教委員会協議会で報告された。市民部長からね。この席上に総務委員長さんもおられるのではなはだ失礼ですが、ぼんと総務委員会を抜いて厚生文教委員会へ飛んでる。だから、ひとり歩きしてるんかと聞いている。それをはっきりしてほしい。

○ 参与（西川喜久君） お答え申し上げます。

この問題についてはいろいろ経過がございまして、当時、総務委員会で取り扱われました。鶴山台に和泉市出張所の看板があがったことも記憶しておりますが、その時点で総務委員会云々ということで協議されたのであります。総務委員会の所管となりますと、サービスセンターの設置とか市の出張所とか、きちんと市の出先機関と位置づけられるもの、すなわち条例改正によって位置づけられるものが総務委員会の所管である。今回は、市民部市民課の一部事務を先方さんに委託しようという内容のものでございまして、当然、市民部長がお答えしたように市民部市民課の所管であり、常任委員会としては、厚生文教委員会の所管である。このように存じております。

○ 10番（天堀 博君） 理屈はそうなのですが、だから、ひとり歩きしてるんかと聞いている。赤阪議員に対する答弁、厚生文教委員会の報告の中でも、大体三カ所考えている。二つの谷と北

信太方面だ。鶴山台はどうするんや、と言うと、その中で検討していく、ということですね。

そこで問題が発生してくるわけです。全然こんなもん、ひとり歩きでも何でも無い。まだ親がついてる。子供だけひとり歩きさせるのは間違いや、と言ってる。総務委員会なら総務委員会で論議していただくなり、あるいは一定の経過を踏まえて、今度はどうしてもこれだけしかできない。取次所は市民部市民課の所管だから厚生文教委員会で取り扱い報告しましょう、というのが順序じゃないですか。この点が抜けてる。こんなもんだけひとり歩きさせて結局また問題が起こる。いままでの事務改善小委員会では電送システムがええとなったが、それができないからこれにきた。その辺をはっきりしておいてほしい。

公室長、あなたが言われる理屈だけでは通らん。逆にそんな経過があるから言ってる。議長さんにもお願いしたいんですが、こういった間違っただけの順序をとっておるので、総務委員長さんもおられるので、事後の問題として、予算の中であらわれてきた問題だけをとらえずに十分検討していただきたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 市長（池田忠雄君） 宅地並み課税の問題につきまして、お答え申し上げたいと存じます。

この件につきましては先般、和泉市農業委員会の会長さん初め三役さんが、総会の決議文、要望ということでお見えいただいております。趣旨につきましては、るるお聞かせいただきました経過がございます。本市の立場からは、現行制度で今後とも推移していただきたい、このように存じておるわけがございます。和泉市の農林行政の発展という観点からいたしましたならば、現状の制度の中で今後とも継続を望んでいるということで、農業委員会会長さん初め皆さんにもお返事申し上げた経過がございます。そうした立場で今後とも対応させていただきたいと存じております。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 参与（林 徳次君） 二点ほど中央丘陵事業の御質問がございましたので、端的にお答えいたします。

職員数につきましては本年度予算と同様、予算上44名を張りつける予定でございます。プレハブ現地事務所の配置は現在、32名でございます。若干の増員につきまして協議中でございますが、ただいまはさだかではございません。

それから、従来から一般質問を通じまして、いわゆる町づくり計画の今後の取り組みにつきまして、これを広く市民に周知徹底し、住民参加の声を求めて民主的な町づくり計画をまとめていく用意があるか、そうすべきではないか、という御要望、御指摘をいただいていたところがございます。かって、私から本会議の席上、助役も含めて今後の取り組みについては御趣旨を体して

やりたい、とお答え申し上げたところでございますが、その考えは全く変わりございません。

なお、蛇足ではございますが、現在、所管委員会等でも御協議、御報告申し上げておりますように、取り組みについて簡単に申し上げますと、まず、和泉市の庁内におきまして、計画委員会という、関係所管いたします責任者を網羅いたしまして、商工、教育あるいはごみ処理、消防、それから都市計画上の諸問題では建設部などの部課長をあげての組織の中で専門部会等も設置し、ほぼまとめの過程に入っております。もちろん、これは和泉市の意見をまとめ上げる機関でございます。これを元にいたしまして、まず、宅建公団関係機関との協議、さらに都市計画に係る大阪府総合計画課が窓口でございますが、道路公団、泉北鉄道関係機関との調整も行うということでございます。

それから、御質問の焦点である今後の地元に対します取り組みの過程を申し上げますと、こういった諸般の準備を取りまとめましたら、いわゆる素案、原案をまとめまして、御指摘ございましたようにコンサルは絵をかくのみでございまして、コンサルにこういった重要な案そのものを本質的にかかす考えは毛頭持っておりません。この素案を元にして、議会に設置されてございます所管の特別委員会等、あわせて議会の皆様方にまず御報告申し上げ、御意見を賜るのが第一順位ではないかと考えております。

それ以降、従来御報告申し上げます地元の対策委員会、特に周辺整備なり土地利用計画なり、あるいは農業問題等のきめ細かい周辺も合わせた整備計画の地元の問題は、地元町会部会を中心とした対策委員会にも直接素案をお諮りいたします。並行して従来から申し上げております市民の皆様方に何らかの形でこの全貌を周知徹底させていただき、この意見をもとに最終的なまとめをいたしたい。

なお、専門的には都市計画審議会がありますが、また、農業委員会なり各種の機関がございまして、かわりのあるそれぞれの機関につきましては、法の示す範囲で必要な取り扱いをさせていただき、すべて並行的に来年度を中心に取り組みが進められる時期まで進んでまいるという自覚をいたしております。

舌足らずではございますが、一応、全体の流れを想定してお答えいたします。

- 議長（貝淵博治君） 次。
- 参与（西川喜久君） 基本構想見直しの考え方につきまして、私からお答え申し上げたいと存じます。

まず、根拠法令ですが、御承知のとおり、地方自治法第2条第5項に「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない」と規定されております。

それらの中で理由といたしましては、昭和56年度の市政運営方針にも述べられているように、本市の総合基本構想は昭和48年に策定されておりまして、以後町づくりの指標として活用しておりますが、石油危機による社会経済情勢の大きな変動に伴う高度成長から安定成長への移行に加えて現在、中央丘陵整備事業が進行しつつあり、さらには、関西国際空港もいよいよ地元の協議段階に入ろうとしております。

このような状況に対処するため、基本構想の一定の見直しを行いまして、さらに長期的展望に立った行政全般の指針といたしたく、56年度から見直しの着手に取りかかってまいりたい、かように考えるものでございます。

それらについての組織でございますが、まず、策定委員会を主として学識経験者で組織し、企画委員会の意見を聞き基本構想案を策定する。企画委員会は主として部長会メンバーで構成してございまして、策定委員会に意見を述べ、市の意思を基本構想に反映していく。必要により、主として課長クラスより構成する専門部会を設置する計画でございます。

スケジュールといたしましては、策定委員会、企画委員会等の組織づくりはまずしなければなりません。次に、基礎資料の収集なり整理分析あるいは市民意識の調査等の実施、それと、基本構想案の策定をいたしまして総合計画審議会に諮問、答申をいただくわけでございますが、その後におきまして審議会に御提案申し上げ、議決を賜りながら推進をしてまいりたい、かような計画で進めておるものでございます。

その中で現在、八年経過する中で、ローリングによる年次計画を立ててきたか、という御質問でございましたが、その時点では、その都度その都度一つ一つの計画について進めてございまして、基本構想そのものについてのローリングによる計画は立ててきておらなかったのが現実でございます。

以上でございます。

- 10番(天堀 博君) あとは予算委員会で十分私どもの委員もおりますので審議していただきたいと思いますが、意見としてずっと聞いておりますと、骨格的なものがそれぞれ目玉として出されておりますが、実質上は、市民負担、市民犠牲の財政再建がやられ非常にしんどい。結局、骨のところへ着物を着せただけで実がついてない形になってますので、十分審議をしていただきたいと要望して、終わります。

○ 議長(貝淵博治君) 次に、8番・原重樹君。

- 8番(原 重樹君) 発言通告に従いまして一般質問を行います。時間もおそいので簡単にしたいと思います。

まず、第一にスーパー問題でございますけれども、現在、この和泉市にはダイエーを初めニチイ、ライフなどの出店計画があり、また、行政区は違いますが、泉大津市にはイズミヤがあり、増改築の計画があると聞きます。こうした大型スーパーの進出は和泉市の商圈に大きな影響を与え、大型スーパーの当初の計画からいけば、ことしの秋にも開店する予定になっておるなど、定期的に大変押し迫った大詰めになっております。こうした大型スーパーに関連して質問したいと思います。

この和泉市には長年、和泉府中駅を中心として商業の集積圏をつくり、和泉市の経済発展に大きく寄与してきた和泉市内の小売り業者は、現在、この大型スーパーの進出によって大きな不安にかられておるわけです。また、環境問題からいっても、和泉市では大きな問題が起ると予想されますが、第一番目として、和泉市の経済発展に貢献してこられた小売り業者の役割をどう考え、どう評価しているか、最初に明らかにしていただきたいと思います。

二点目として、56年度予算にも新たに大型店進出対策調査費ということで50万円計上してありますが、市として大型店進出問題をどう考えてるか。そして、これに対してどのように取り組んでいこうとしているのかも明らかにしていただきたいと思います。

そして三つ目として、大型店の出店となると商工業者だけの問題ではなく、地域住民にも大きな影響を与えるかと思いますが、議会の中でも以前より交通問題等がいろいろ言われておりますが、こうした点についてどのように考えているのか、また、どのような点を考慮しているのか、明らかにしていただきたいと思います。

次に第二点目、国際障害者年問題ですが、この問題につきましては午前中、並河議員、赤阪議員さんの方からも質問もされておりますので、簡単に質問いたしたいと思います。結局、国際障害者年が始まって初めての予算編成という56年度予算になるわけでございますけれども、まず第一点目として、この56年度予算案の中で国際障害者年の取り組みにかかわる総予算はいかほどになっているか。もちろん、民生費等は、障害者対策という意味ではいままでの分はあるでしょうが、もとの分以外で、特別に国際障害者ということで予算に組んだ分を明らかにしていただきたい。さらに、そうしたそれぞれの取り組みの財源はどうなってるかも明らかにしていただきたいと思います。

最後に、この問題は、もちろん和泉市だけの問題でもありませんので、あるいは財政上からも国に対して要求していくことが必要かと思いますが、国や府に対して何か具体的に要求しておるのかどうか、要求しておったら、その具体的な内容を教えていただきたいと思います。

以上ですが、再質問を留保して終わりたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） スーパー問題についてお答え申し上げます。

まず第一点目に、既存の和泉市小売り業者の過去果たしてきた役割があるということからどう対応するか、というお尋ねでございます。御指摘のように、過去、既存の小売り業者があらゆる角度から対応されて苦しい中、消費者の購買力等も合わせて、新鮮な物資提供に努めてまいっておられます。本市の発展にも大きく寄与されてきたことは、私たちも十分理解しております。

今回、大型スーパーとしてダイエー、ニチイ、また泉大津市域内でイズミヤが増改築計画も聞いております。もちろん、大型店進出に対しましては、地元商工会において周辺の中小小売り業者に著しい影響があると認める場合、商業者、消費者、学識経験者等によって構成されております商業活動調整協議会でいろいろと意見調整を図るわけでございます。その中に通産局なり大阪府、私もそれに参加いたしております。もちろん、ニチイ、ダイエーの進出に当たりましては、商調協でいろんな意見を出す中で、店舗面積、休業日数、閉店時間、開店時間について論議されるものと存じております。

現状、ニチイが進出しようとして本年早々、市のトップに御相談がございました。開発の取締役でございましたが、いろいろ市とも御相談させていただき、誠意をもって対応していくというごあいさつがございました。その後、地元の既存商店街の方々に、いわゆる事前調整という形で協議に入っておられます。一方、ダイエーは市新跡地へ進出しようとしておりますが、何らその動きは現在のところございません。現状、商調協の協議にかかっているのはライフでございまして、いずれニチイ等から、地元との調整が整った段階で三条なり五条の申請が出てくるんじゃないかと考えております。

二点目の新年度予算で調査費を組んでおるが、今後、どういう形でとらえていくのか、ということでございます。現状、既存業者の方々の商業活動等の内容を業者の皆様方の協力を得て率直に出していただき、過去十年前の小売店舗売り場面積等、どういうふうに商業活動が変わってきているか。また、大型スーパーの進出によって今後、購買客がどう移動していくか、それらの動向調査も含めて先進都市の実態等もあわせて検討し、既存業者と大手スーパーの進出に伴う共存共栄が図れる形での協議を進めてまいりたい、かより考えております。

三点目に、環境問題を含めてのお尋ねがございました。過日、建設を中心に各課長さん方にお寄り願ひ、大型スーパー二店の関係者を呼び、いま、あなた方が和泉市へ進出する場合、周辺環境、道路交通公害を含めてどういうことをやっていただけるのか、ということを示してくれ、ということていろいろ協議に入り、それらに対応して、こういうところはこうさせていただきます、といういろいろ出させていただいております。それを現課の課長にお持ちいただき、近く内部で協議するわけでございますが、それらの対応の姿勢について、一応の確認を図るための会議を持

ったことでもあります。それ以上にいろいろと私らの要望も含め、交通公害問題とか下排水、浸水対策など環境を含めた問題についての対応も必要ではないかと思えます。

いずれにしても、現時点で市の方で積極的に取り組むことについては、既存業者との政治的な問題もあり、業者自身も、それならどう、といういろんな形の対応もございますので、それらも十分精査しながら、現段階では慎重に取り組んでるということでございます。いずれ大型スーパー進出問題が商調協に出た限りは、積極的・集中的にそれらの問題も含めて対応に取り組んでまいりたい、かよう思っております。

以上、お答え申し上げます。

- 8番(原 重樹君) 先ほど売り場面積の問題が出ましたが、共存共栄を図っていただけるように調査も含めて考えていきたいということですが、実際計画どおりになるかどうかは別として、計画で見ましたら、こちらの調査でも、和泉市内にある総売り場面積は6万5千平米と聞いており、そのうち第一種の大型店舗が約1万7千平米、全体の約26.1%あります。その上に出店計画、ライフは別としてダイエー、ニチイも入れると全体で11万3千平米、そのうち大型店舗の売り場が6万5千平米、なんと57%、60%近くなり、まさに大変な占有率といわなければなりません。人口12万6千の小売り業者の現状を見ても、このまま計画どおりに大型店が出店するかどうかは別として、そういう計画がある以上、現在の小売り業者の営業が破壊されることは、まさに火を見るよりも明らかだと思います。先ほど積極的に、というよりも慎重に、と言っておりますが、三条申請等が出るかっこうになればすでに手遅れというりわざもあり、実際に全国的な事例を見れば流れてきます。慎重を期することは確かですが、市の態度も積極的になっていくことも必要だと思います。

そこで、ちょっと聞きたいんですが、ライフ等も含め和泉市内に出店計画のある、それに関係する商店街なりから意見書あるいは要請等といったものが市にあがっておるのかどうか、その点だけはっきり聞かせていただきたいと思えます。

それと、環境問題ということで三つ目に言いましたが、具体的に言えば大きな考えは幾らもあろうかと思えますが、交通問題一つとっても、各議員さんからいままでも取り上げられましたが、鳳ウイングス、岸和田のトークタウンの例を見ても明らかのように、たとえば鳳ウイングスなどは、南海バスで2時間運行のところ、あれができたので4時間かかるということで大変な迷惑をこうむってるわけです。町づくりでも、計画どおりなれば大変狂ってしまうという状況にもなっているようです。こうした交通問題についてどういふ考えを持っておるのか、明らかにしていただきたい。

もう一つは、大きな問題として、午前中も社会教育という点で青少年の暴力問題等が言われま

したが、青少年の非行問題です。まさにスーパーというの非行の温床になってるとい統計も出ております。ここに大阪府警が出した少年による万引き事犯の実態調査がありますが、犯行場所を統計でとったのがありますが、これでいくと、53年度の青少年の万引きの場所でスーパーマーケットが67%、7割に近い状況が出ております。また、各スーパーでも人件費を安くするわけですから、実際に万引きされる方が人件費よりも安いという経営方針をとってるといことを聞いたことがあります。いわゆる青少年の教育問題、非行問題に伴う市の対応について十分配慮してもらいたいという要望書をいただいております。

二点目に、交通問題をどのようにとらえていくのか、でございます。現状の敷地内へ進出しよとする大型スーパーの売り場面積等、また、駐車場の設置等によっていろいろ環境の変動がございましょうが、現状でも交通停滞等が出るとしても大変大きな問題にかかわると思っております。その辺である程度の考えを持っているのかどうか、お伺いいたします。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） 三点ばかりのお尋ねでございます。まず、第一点の既存商業者の商工組合等から要望書、陳情書が出るかどうかですが、昨年来、市長あてにそれぞれ大型スーパー進出じゃないかという憂いは十分にございます。今後、商調協などで売り場面積、休日などの精査がなされる段階で、きめ細かいシビアな対応を考えていきたいと思っております。

それから、青少年の非行問題につきまして、大型店の進出は非行の温床になるではないかといお尋ねでございます。もちろん、いろいろ資料でお示しいただいたことは私たちも了知しておりますが、これらについては、社会的な大きな問題でもございまして、進出に伴う今後の対応等については、教育委員会とも十分協議も必要だと思っておりますので、それらの中で取り組んでまいりたい、かよう思っております。

- 8番（原 重樹君） 商調協の方で、と言われておりますが、実際、私たち共産党と民主団体が先日、和泉市の大型スーパーの出店問題ということで通産局と交渉した経過があります。その中で流通課長の中村さんだったと思っておりますが、いわゆる地元の市長が、こうした問題で過度の出店ということで判断すれば通産局も指導しやすい、動きやすい、という意味のことを発言しております。

今回、市長の市政方針の中でも、いわゆる大型店の進出問題に関して適切な指導を推進していきたい、とわざわざ述べておりますが、具体的に和泉市の出店問題はどうか判断するか。過度の出店と判断しているのか、どのように行政指導をしていこうとされるのか、ぜひとも市長の方から決意なりいろいろ含めて聞かせてほしいということです。

もう一つ、非行問題でちょっと触れましたが、まさにスーパーがなくなっても大変な問題だと思っております。この点で教育委員会の方では、このスーパー問題に関連して検討するということが出

てましたが、お考えがあれば述べていただきたいと思います。

- 指導部長（高橋貞良君） 御質問のスーパーと非行問題の関係につきまして、教育委員会の考え方を申し上げます。

御指摘のように、大型店における販売システムが、少年たちに万引きしやすい構造になっております。そのことから、子供たちに万引きの行為をさせやすくしているというのが実態でございます。そういうことで先ほど申し上げましたように、各生徒指導担当の研修会を月一回必ず実施しておりますが、そこには少年防犯の方も御出席いただきいろいろ意見を述べていただき、そこから各スーパーへの連絡、生徒指導、育成という観点から注文をいたしておるところでございます。極力そのような悪に走る芽となる万引き等が起こらないように今後も注意してまいりたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） スーパー問題についてのお尋ねでございます。先ほど担当部長からお答えいたしましたとおりでございます。ただ、この問題はむずかしゅうございまして、基本的にはいろいろあるわけなんです。既存の地元商店との共存共栄が果たして可能かどうか、これらについては、大店法に照らし合わせて、地元の商工会あるいはその中にある商調協で十分に御協議いただくこととなると思います。

また、そうした協議を経て建物を建てるという段階を将来迎えた場合には市としてどう対応するかでございます。いまおっしゃるように、基本的には、交通問題が中心になるでありましょうし、あるいはまた、万引きその他の青少年の非行化も問題になろうかと思えます。ただ、いまの時点、いろいろ御指摘もいただいておりますが、まだダイエー当局の動きは全然ないわけです。商工会に出店計画があるということを申し入れた段階から現状、出ておらないということが、基本的ないまの態度と聞いております。

したがって、地元の市長として考えることは、御案内のとおり、大店法という法律からして、だれが反対したからこれがつぶれる、つぶれんという法律ではございません。通産局の課長がどうおっしゃったか聞き漏らしましたが、地元市長の意見によってどうこうなるものでもございません。総合的な行政を抱える本市として、商店街もあれば12万の消費者もあり、これらの中で、いかにして地元商店との共存共栄が可能かどうか、こうした点を配慮しつつ対応してまいりたい。そのためには、商工会あるいは商調協との密接な連携の上に立って判断をしていかなければならないと存じております。道路問題あるいは青少年の非行化問題が、そうした協議を経た上に立って動く問題であるとはらんでおりまして、これらについても十分対応でき、行政指導ができるようによく検討、考えてまいりたい、このように存じております。

- 8番（原 重樹君） いままで質問してまいりましたが、商店にしてみたら死活問題であるわ

けです。おっしゃるように、町づくり、交通問題を中心にして、市としても大変な問題になりますし、また、非行の問題も大変だと思います。先ほど市長は、法律的には市長が反対してどうこうとおっしゃってますが、ここ数年、全国的な経験からスーパーの問題は大きく出ておるわけです。そういった中で、市長の態度等が大きく左右していくことも事実だと思います。市長のおっしゃるように、市長だけが反対してうまくいくものか、そうでもないことは、法律的にははっきりしてるだろうと思いますが、かといって、地元市長を中心にして商工会、消費者が意見を集約する中で反対していかなくてはいかんと思うんです。もう一度本当に12万市民サイドに立った形で、婦人会、消費者、商工会などの諸団体と懇談会を持つなどして意見を集約し、市として困るところはこうだ、という意見を通産局とか商調協へピッチとあげていくことが必要だと思います。そういうふうに本当に前向きな姿勢で市民サイドに立ってやるのかどうか、決意も含めてもう一回答弁をお願いしたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 先ほどお答えをいたしましたとおり、むずかしい問題でございますけれども、それなりに私たち行政といたしましては、各般にいろいろ検討を重ねながら取り組んでまいりたい、このように存じております。商工会初め関係の皆さんとは特に緊密な連携をとらせていただきたい、このように考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

○ 8番（原 重樹君） 時間もないのでこのぐらいにしておきますが、最後に、大変な問題であることだけは認識されておるようであり、市政方針にもあるとおり、行政指導ということも述べてますので、本当にただ書いてあるだけ、予算もある程度つけただけにならないように、市民サイドに立った形で意見を集約して先頭に立っていただきたい、こういうことで、この件は終わっておきます。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 第二点目の国際障害者年についてお答えいたします。

第一点は、昭和56年度予算の中で国際障害者年関係の予算は幾らか、という御質問であります。これについては、総務費、民生費、教育費にわたって6,410万円計上させていただいております。

二点目は、これの財源内訳でございますが、起債が3,290万円、一般財源が3,120万円、国・府の補助はございません。

三点目の国際障害者年に関して、国・府に対してどのような要求、要望を行ってるか、という御質問だと理解いたします。これについては、大阪府市長会を通じて現在要求しておりますが、三点の項目にわたっております。第一点の基本としては、国際障害者年に当たる本年に限らず、今後も長期的な展望に立った総合計画の樹立を行ってほしいということ。二点目は、障害者施設

設備の整備を国・府の手で行ってほしいということ。三点目には、障害者医療制度の充実強化を国・府の手で積極的に行ってほしいということでもあります。

以上です。

○ 8番(原 重樹君) 6,410万円組まれておるといことですが、実際の56年度予算編成に当たって、国際障害者年に関連して予算をどうしようか、と当然検討された結果がこれだと思いますが、一つお聞きしたいのは、障害者手帳交付者が2千5百人弱と聞いてますが、こうした障害者の人たちは結局何を一番望んでるか、こういったものを把握した上で検討されたかどうか、56年度予算についてはね。

○ 市民部次長(中川鉄也君) 事務局レベルでは現在、非公式には、そういう方々との話し合いはしてきておりますが、公式には今後、市長と障害者との懇談会あるいはもっと規模を大きくした事務局との懇談会等を三月半ばぐらいから行っていきたいと考えております。

○ 8番(原 重樹君) 障害者年の初年度でいろいろやることはありますけれども、もちろん、予算には限度もあります。障害者の一番必要なことあるいは緊急課題というか、そういったものから予算化してお金をかけていくのが通常の方ではないかと思えます。その辺で本当にそういうかっこうになってるかどうか、ちょっとお聞きしたかったです。

私も予算を見ましたが、言葉は悪いが、エレベーターばかり目についた予算になってはしないかという気がします。エレベーターをつくるな、と言ってるものではありませんが、本当に必要度、緊急度からいって、エレベーター建設等が一番望まれていたものだとは判断したわけですか。

○ 市民部次長(中川鉄也君) われわれとしても、障害者年の最も大きな課題は、基本テーマ「完全参加と平等」といった趣旨をいかに12万市民に徹底していくかと理解しております。そういうことからまず、地域社会への理解と協力を得るための啓発活動、二点目に国際障害者年の記念事業が一番大事な事業ではないかと考えております。

率直に申し上げまして、いままで障害者問題については、積極的な啓発啓蒙活動は避けて通ったのが、行政としての反省点であるわけです。これを機会に本年第一年度として、そういうものに積極的に出ていくという点で力点を置いて考えていきたい。予算規模の総枠の中でエレベーターの占める割合は大きいのですが、われわれ担当者としても、可能な限り啓発啓蒙、記念事業等を通じて全市民に徹底、理解を得るよう取り組みを考えていきたいと思えます。

○ 8番(原 重樹君) この問題については相当言われてきたので、深くは申しません。一つ、赤阪議員も強調されたように、十年の計画の中の一年目にして、この一年で終わるわけでもないのですから、障害者の実態把握も含め、単に手帳交付者だけでなく、そうした面で関係者とよく相談した上で、予算も今後続いていくわけですから、予算にも反映させていくことも必要ではな

いかと思います。市長と障害者との懇談会も十分やっていただいたと思いますが、先ほど事務局レベルでもやってくと言われましたが、その辺を重視して、本当に障害者の声を把握、一番やってほしい、緊急度の高いものから予算化していただきたいと強く要望して終わります。

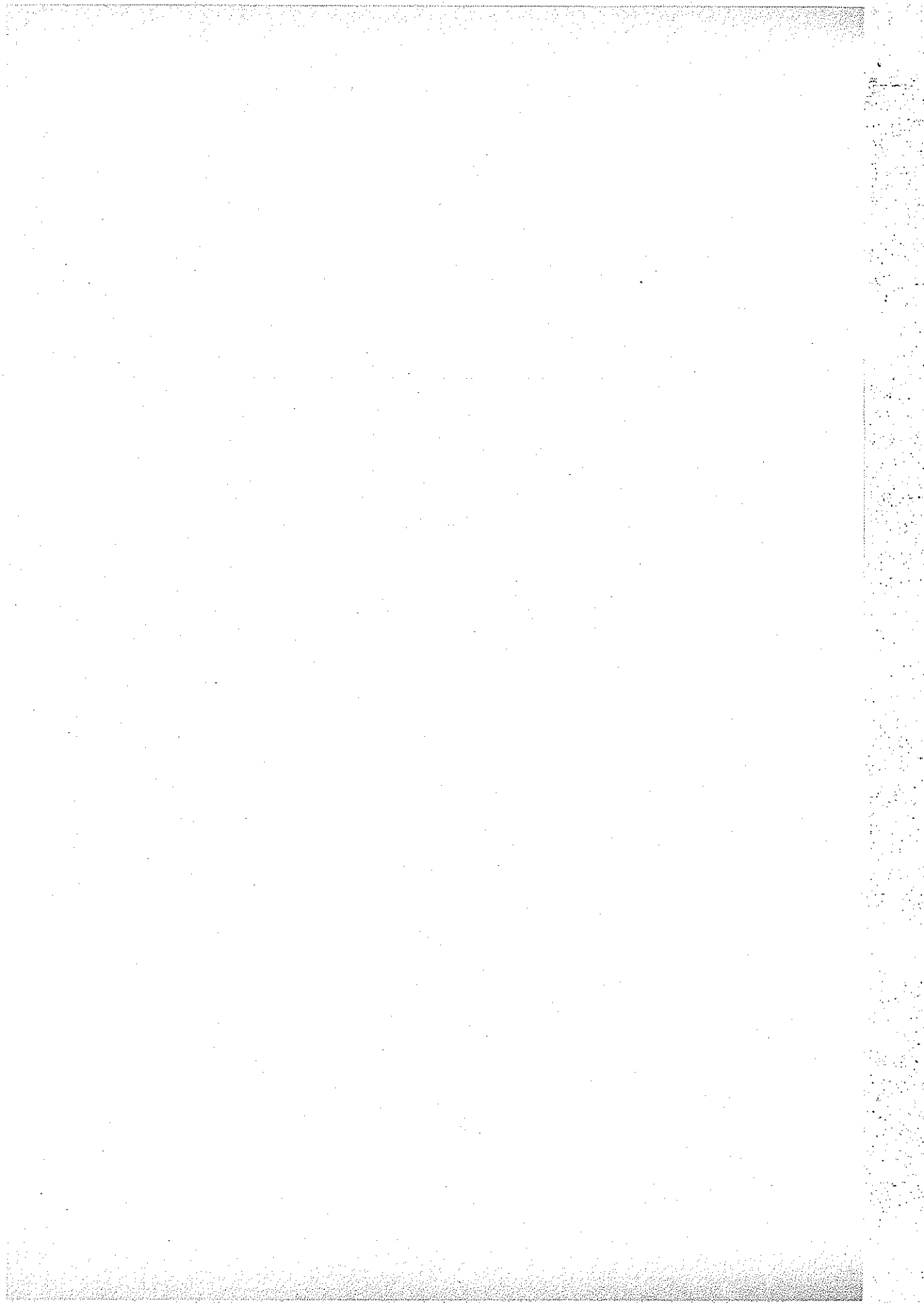
○

- 議長（貝淵博治君） 本日はこれにて散会いたします。明日も引き続いて一般質問を行いますので、定刻御参集をお願いいたします。長時間ありがとうございました。

（午後4時40分散会）

○

第 3 日



昭和56年3月5日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番 若 浜 記久男 君
 2番 竹 内 修 一 君
 3番 辻 村 靖 英 君
 5番 田 中 包 治 君
 6番 三 井 正 光 君
 7番 勝 部 津喜枝 君
 8番 原 重 樹 君
 9番 直 村 静 二 君
 10番 天 堀 博 君
 11番 成 田 秀 益 君
 12番 横 田 憲治郎 君
 13番 並 河 道 雄 君
 15番 穴 瀬 克 己 君

16番 赤 阪 和 見 君
 17番 橋 本 佳 行 君
 18番 松 尾 孝 明 君
 19番 大 谷 昌 幸 君
 20番 出 原 平 男 君
 21番 池 辺 秀 夫 君
 22番 飯 坂 楠 次 君
 23番 田 中 昭 一 君
 25番 奥 村 圭一郎 君
 26番 仁 井 明 君
 27番 柳 瀬 美 樹 君
 28番 貝 淵 博 治 君

欠 席 議 員 (1 名)

29番 藤 原 要 馬 君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池 田 忠 雄	同 和 対 策 部 長	橘 本 昭 夫
助 役	坂 口 禮 之 助	同 和 対 策 部 理 事 兼 放 送 総 合 セ ン タ ー 所 長 事 務 取 扱	生 田 稔
収 入 役	中 塚 白	市 民 部 長	富 田 宏 之
参 与 兼 市 長 公 室 長 事 務 取 扱	西 川 喜 久	市 民 部 次 長 兼 福 祉 事 務 所 長 保 育 課 長 事 務 取 扱	中 川 鉄 也
参 与 兼 都 市 整 備 部 長 事 務 取 扱	林 德 次	産 業 衛 生 部 長	広 岡 史 郎
秘 書 広 報 課 長	石 本 博 信	産 業 衛 生 部 次 長	角 谷 泰 夫
財 務 部 長	麻 生 和 義	建 設 部 長	逢 野 一 郎
財 務 部 次 長	北 野 敦 雄	建 設 部 次 長 兼 土 木 課 長 事 務 取 扱	吉 田 日 出 男
財 政 課 長	大 塚 孝 之	都 市 整 備 部 理 事	中 山 重 光

職 名	氏 名	職 名	氏 名
都市整備部理事	門川 祿 朗	教育委員 長	堀内 由 延
都市整備部次長兼 用地第4課長事務取扱	萩本 啓 介	教 育 長	葛城 宗 一
都市整備部次長	青木 孝 之	教 育 次 長	杉本 弘 文
改良事業部長	西川 武 雄	管 理 部 次 長	逢野 博 之
改良事業部次長兼 改良総務課長事務取扱	前田 守 正	指 導 部 長	高橋 貞 良
病 院 長	竹林 淳	指 導 部 次 長	竹田 明 郎
病院事務局長	内田 繁	指 導 部 次 長	明坂 貞 士
病院事務局次長兼 管理課長事務取扱	藤原 光 夫	選挙管理委員会委員長	味谷 日 吉
水 道 部 長	田中 稔	選挙管理委員会事務局長	岸田 秀 仁
会 計 課 長	赤田 備 信	監 査 委 員 長	久光 喜多男
消 防 長	松村 吉 堯	監査事務局 長兼 公平委員会事務局長	向井 洋
消防本部次長兼消防署長	湯川 行 夫	農 業 委 員 会 会 長	坂上 國 治
用地担当理事	平野 誠 蔵	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信田 種 行
土地開発公社事務局長			
用地担当参事	岩井 益 一		
土地開発公社事務局次長			

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野 満 男

○
本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	吉 岡 昭 男
次 長	吉 田 種 義
議 事 係 長	西 井 正
議 事 係	佐土谷 茂 一
議 事 係	川 崎 政 勝

○
本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和56年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月5日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		一般質問について	

昭和56年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月5日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
2	(昭和55年) 第3号 認定	昭和54年度和泉市歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
3	監査報告 第1号	例月出納検査結果報告(収入役扱昭和55年9月分)	P. 1
4	監査報告 第2号	例月出納検査結果報告(収入役扱昭和55年10月分)	P. 11
5	監査報告 第3号	例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和55年10月分)	P. 21
6	監査報告 第4号	例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和55年11月分)	P. 27
7	監査報告 第5号	例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱昭和55年10月分)	P. 33
8	監査報告 第6号	例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱昭和55年11月分)	P. 38
9	監査報告 第7号	例月出納検査結果報告(収入役扱昭和55年11月分)	P. 43
10	監査報告 第8号	例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和55年12月分)	P. 53
11	監査報告 第9号	例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱昭和55年12月分)	P. 59
12	報 告 第2号	専決処分の承認を求めることについて(交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について)	P. 43
13	議 案 第14号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 29
14	議 案 第15号	財産取得について(市立光明台中学校校舎)	P. 32
15	議 案 第16号	財産取得について(市立光明台南小学校校舎)	P. 34
16	議 案 第17号	市道の路線認定について(今福団地1号線)	P. 36
17	議 案 第18号	市道の路線の廃止及び認定について(北池田40号線他3線)	P. 38
18	議 案 第19号	市道の路線変更について(上代伏屋線)	P. 40
19	議 案 第20号	昭和55年度和泉市一般会計補正予算(第5号)	追加 P. 1
20	議 案 第21号	昭和55年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)	追加 P. 22
21	議 案 第22号	昭和55年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)	追加 P. 38
22	議 案 第23号	工事請負契約締結について(旭第一団地3期建設工事)	追加 P. 54

(午前10時4分開議)

- 議長(貝淵博治君) おはようございます。議員の皆さんには連日の御出席、ありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長として報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されておる議員さんは18名でございます。欠席の議員さんには藤原要馬議員さん。遅刻届の議員さんは田中昭一議員さん。出原議員さんでございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思われまふ。現在、18名でございます。

- 議長(貝淵博治君) ただいまの報告どおり、出席議員数18名をもちまして議会は成立してまいりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(貝淵博治君) それでは、日程第1「一般質問について」を行います。9番、直村静二君。

- 9番(直村静二君) 一般質問の通告どおり質問の要点を申し上げますので、市長初め理事者は十分聞いていただいで的確な御答弁をお願いしたいと思っております。

私の質問の第1番目は「同和行政について」と書いてまして、④地区協の運営⑤施設利用——です。初めに、和泉市の立て直し、つまり財政再建が叫ばれておりますが、やはり重要課題である同和行政は公正で民主的に行ってこそ、真の再建ができると考えております。

そこで、池田市長が就任以来、毎年、赤字をつくってまいりました。50年度で3億円、その後4億、5億、2億と合わせて14億円を突破し、再建団体に転落寸前という厳しい状況の中で、54年度は大幅な値上げをして単年度の黒字9,000万円ほど出した。だから、池田市長就任までは、少なくとも千数百万円の黒字でした。今日の和泉市の赤字は池田市長がつくった。莫大な借金と赤字、これをいまだう再建するかが問われておりますが、公正で民主的な同和行政を確立しない限りできません。しかし、できないかと言えば、私はできると確信しております。

また、市長自身は市政の基本の中で、市長選挙や広報で明るい同和行政をやる。こういう表明をしております。したがって質問の第1点は、池田市長はいまも明るい公正な同和行政をやるという決意を持っておるのかどうか、それを第1に改めてお尋ね申し上げます。

第2は、私が昨年12月議会で取り上げました同和対策事業の中の個人給付について、地区住民であり、しかも同和問題の意欲が十分あり、昭和52年、53年、54年度と個人給付が実施されておったのが、55年度については支給しない。この点を追及したところが、何とか年内に

支給したい。という答弁がございました。私は、必ず実施しなさい。部落差別は人権差別だ。結婚や就職、さらには、市政上同じ市民でありながら行政上の公金の支給はできない。させないという行政差別をしてはいかん。市民権の行使を保障せよ。と追及したんです。ところが、いまだにこれが実施されていない。年内支給どころか、現時点においても支給されておらないが、これはいかなる態度か。不当な扱いをするな、と強く申し述べたいし、直ちに実施せよと迫るものです。その点での明快な答弁をお願いします。

第2点は、市長並びに同対部長は同じ態度で何とか年内支給したい。しかし、これは地区協がある。地区協との協議が必要だ。現在の地区協のメンバーは5人、そのうち2人が市の協議員です。それが議会で明快に支給せないかん。協議して前向きに支給する。と言っておりましたが、いまだに支給しないところを見ると、あとの3人の協議員は一体何をクレームをつけておるのか。どんな言い分で支給をとめておるのか。いやしくも、この地区協は市民の公金で運営されてるんです。市長や同対部長が議会で答弁したのに、それについてクレームをつけるとなれば、いかなる法律根拠で出してはいけないと言ってるのか。明快に市長なり同対部長から地区協の市の協議員以外の協議員の発言の内容、いかなる法律的根拠でクレームをつけたかどうか、お答え願いたいと思います。

次に、解放センターの施設でございます。また、王子、幸会館は隣保館としてのこれも施設でございます。この施設が広く市民に利用されるよう、同和対象地区住民ひいては地区外の住民との交流、コミュニティセンターの意味で広く利用されてしかるべきだと思っておりますが、なかなかこれが実現していない。

昨年、私どもが使用申し込みいたしました、これにクレームがつきましていまだに返事がない。これも議会で取り上げ追及すると、貸さないとはいいません。いろいろ検討、研究してて前向きに……。と言ってますが、いまだに返事がない。また、私の知ってる団体も申し込んだが、これも利用させない。この利用させる、させないは、一体どういう基準でやってるのか、その点明快にお答え願いたい。

第2点では、この解放センターに限って言いますが、昨年の申し込み件数、使用件数と金額の実績、断った件数、さらには、申し込み件数の中で無料で使用し件数で、通常のコストであったら何は収入があるか、その点明快にお答え願いたい。

3点目としては、この解放会館並びに隣保館の運営の目的、運営主体、運営方法等についても、ひとつ市民全体が利用できるように、地区住民の方も真に利用できるようにひとつ改正をお願いしたいという点で、まず、中立公正にやるということのお答えを求めておきます。

次はガーデン・ハウス、旧森田紡績寄宿舍跡を公団に昭和53年に売却、話が出てきて、われ

われが話を聞いたのが昨年、いろいろ説明を受けました。ことしになってわかってきましたが、「ガーデン・ハウス和泉みたて山」という名称になっております。そこで私たちは、このみたて山の周辺に住んでおります住民の1員ですので、通称「みたち山」ですが、公団の名称は「みたて山」ということです。これは一面、通称の呼称なのか。それとも「みたて山」が本当なのか、その点をはっきりきちんと統一したものにしてほしいということで、この点の根拠のあるお答えを求めたいと思っております。

次は、公団住宅ですが、たかだか84戸という小規模の開発団地です。これにつきましては現在、市の開発指導要綱の網を張っておるのか、こういう団地には張らないのかどうか。今回の予算で約8億の指導要綱収入がっておりますが、もし、このガーデン・ハウスに指導要綱をかぶせるといかにどの金があがってくるようになってるか。あわせてそれをかぶせた場合、地域の関連公共施設整備についてはいかにいただくのか。しかも、それは全くいただくのか。それとも、後で返していく性質のものかどうか、この点を明快にお答え願いたい。

さらに現在、北側の道路を進入路として使っておりますが、工事関係につきましては進入路と同時にこの着工、あわせて周辺整備、下排水などの問題が当然起こってきて地域住民との関係、1つは、現在行おうとしておる中で地元合意が得られてるのかどうか。特に下排水についてはどのような合意を得ているのか、この点をお尋ねしお答えを願いたい。

さらに、細かい点に入りますが、昭和47、8年ごろでしたか、雨水排水計画の中で、府中町5丁目付近は府中の排水区域から外された。ちょうどみたち山の北の水路などは、単費でも浸水対策を立てないかんということで確約させておりますが、今回、これに乗ってきました。いままでも浸水が多く、しかも地形的には、みたちの北通りから西へ行ってちょうど泉井上神社のところで直角に突き当たり、それを北へ回ってニチイの前を通過して府中北幹線の築造工事のところにおさまるといことでございます。私は、逆流する恐れがあると心配していますが、十分これは絶対に溢水して地域に浸水しないよう、確かな計画でやってるのかどうか、その設計図は仕上がってるのか、あれば御提示願いたい。

以上、幾つかの点について質問の要点を申し上げましたが、明快な市民のためになる答弁、ごまかしのない答弁を強く求め、質問の要旨を終わります。答弁によっては再質問させていただきます。

○ 議長（貝渕博治君） 現事者答弁

○ 市長（池田忠雄君） 直村議員さんから同和行政についての基本的な姿勢のお尋ねでございますが、その点私からお答え申し上げ、あとの1、2点その他については担当部長よりお答え申し上げたいと存じます。

国民的課題である同和行政、何百年の日本の歴史的な所産と言われているこの問題は、民主主義を口にするならばやはりあってはならないものでございまして、基本的人権を確立するという中で同対審答申が出され、特別措置法が制定されて今日に至っております。すべての日本国民として、差別をなくしていくという。しかも同じ日本人でありながら、いわれのない差別に苦しんでこられた方々の差別をなくしていくためには、実態的差別の解消として環境改善あるいは心理的な、何かしら言い伝えられてきているもやもやしたものが腹にある差別、この両面をなくしていくことが正しい日本の民主主義達成の観点であり、市民的人権の確保の観点から、国民的課題として同和事業が大きく全面的に行われ、本市は全員でも有数の対象地区を抱え、いろいろ指摘はございますけれども、議会の御協力、市民の方々の御協力をいただく中、同和行政を進めさせてきているのが現下の実態でございます。

そうした中で、基本的には先般の議会で御議決いただきました同和对策特別措置法の附帯決議の早期実現に関する要望決議も決めていただきました。これは先般、3年間の期限延長の際、衆参両院で附帯決議が行われておりますが、この法の有効期間中に実態把握に努め、速やかに法の総合的運営の改善について検討する。2点目は、同和对策事業を実施する地方公共団体の財政上の負担軽減。3点目は、国民の理解を深める啓発活動の積極的充実——。以上の3点が国会で決議されながら有効な作用をしておらないということで議会でも御決議をいただき、いま、政府に対して猛運動中でございます。

いわゆる同和对策事業の財政上の負担等が原因となっていていろいろ超過負担が論議される中、国民的課題である国の責任、国と地方自治体が相ともに携えて差別を解消しなければならない。その中で、地方自治体が法の命ずるところを一生懸命やることによって財政負担が大きい。とりわけ、大規模対象地区を抱えた本市に対しては、国も府ももっと目を開いて強力な援助をもらわなければ困るということでいま、猛運動を展開中でございます。

その中で、本市の同和行政は財政苦しい中、いろいろ議員皆様方の御理解、御協力をいただきつつ市民の合意も得るべく努力しながら推進してまいっております。こうした実態につきましては、議員の御理解をいただいていることと存じます。本市としても、この同和行政を重点施策として推進してまいっております。この点の基本的な考え方として申し上げ御理解をいただきたい。このように存じます。細部は担当部長からお答えさせていただきます。

- 9番(直村静二君) 私は、明るい公正な同和行政を行うという表明をしていただきたいということで質問し、お答えを待っておったんです。この前の決議について多数決、私の方は別に文書を出してる。あなた方がああいう態度をとるのはわかっていますよ。しかし、私どもの出した文案も公正で明るい同和行政推進の確信を持って言ってるのです。基本的に明るい公正な同和行

政をやるのかどうかという端的なお答えを求めているんです。あなたのいまの答弁は、その点を理解していただきたい。ということですが、私は理解していますよ。明るい公正な同和行政についての決意表明を再度やるか、と聞いているのですね。時間のむだです。

○ 市長（池田忠雄君） いろいろ表現等の違いはございます。しかしながら、少なくとも国民的課題の解決に向けて一生懸命行政なりに努力し、議会初め市民の皆さんの御理解、御協力をいただきつつ推進していただきたいと存じております。今後もそうした点で本市の同和行政、私はえらい不明朗な、不公正だとは思っておりません。いろいろな御指摘をちょうだいしながら不備を補い、市民の合意、議会の御理解を深めていただきつつやってみたいという基本的な姿勢を持っておりますので、その点御理解をいただきたいと存じております。

○ 9番（直村静二君） 意見だけ。余り決議のことを言うからちょっとひっかかったんです。あの決議では、私どもは同特法の問題点の改正を行って、そして延長をせないかんと書いてます。私によれば認識不足でも何でもありません。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 同和対策部長（橋本昭夫君） 御質問の個人給付の件につきましてはお答え申し上げます。

去る12月議会で、私の方から個人給付で55年度申請の方々につきましては、何とか年内に支給させていただくようめどをつけた。という御答弁を申し上げました。いろいろ申請者の方々あるいはそれに所属する運動団体の方々も含めてお話を進めてまいったのが実態でございます。

なおかつ、本件に関しましては、地区協議員会における協議並びに推薦を前提とした制度でございます。その間、いろいろ地区協議員の方々にも御迷惑をおかけしておるわけでございますが、最終的には一応、協議が成立いたしまして、年度内のできるだけ速やかに申請の方々に対して、制度の支給の実行に移りたいということの基本的な了解をいただいたわけでございます。確かに先生御指摘のように、協議が遅れるということ、市民権の行使について若干問題があるという御指摘は御指摘として胸に秘めまして、今後とも個人給付の円滑な実施に向けて全力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、よろしく御願申し上げます。

なお、地区協では、申請者の方々の所属する運動団体の御意見もございました。また地区協としては、地区協議員さんの推薦基準もござります。いわゆる原則として、要求者組合に加入すること、この議論をめぐりまして、申請者の方々との協議がいままでかかっているわけでございます。

なおかつ、大阪市の和解の裁判の問題経過等もあり、非常に時間がかかったのでございますが、最終的にはいま申し上げましたように、55年度の申請書の方々につきましては、年度内のできるだけ速やかに支給すべく基本的な了解をいただいたということでございます。

○ 9番（直村静二君） 55年度については、基本的な了解を得て実施に踏み切るということで、

実施の期日は、私は年内と言ったが、年度内ということで3月いっぱい、きょう答弁してるんですから、待たした上で、なおこれ以上待たさんとはっきり支給してあげたらええと思います。

地区協についてちょっと御意見を求めたかったのは、どこが問題なのかということです。いまの答弁のあったとおり、原則として要求組合に入ること、要求組合に入らないと公金は支給しない。支給できないとなるんではないか、それはあかんと言ってる。いやしくも市民権の行使、公金は要求組合に入らんと支給しないという支給の要件は、規則でも法律でも何でもなし。今後ともこれにひっかかると思うので十分検討していただきたい。

第2点は、地区協というのは、少なくとも同和事業並びに公金支給は地区住民に等しく与えること。地区住民が等しく意欲を燃やす。地区出身者である。この2点で完璧だと思います。それが地区協の役目ではないか。先ほどのあなたの答弁では、今後とも個人給付は円滑にやっていたいただきたいということですが、要求組合に入らないかんとするとね。要求組合はだれが指導してるんですか。解放同盟でしょう。先般の解放同盟の大阪の機関誌では個人給付については、要求組合として、今後とも高い地元の指導をしていかないかんとはっきり言ってるんです。

そりゃ、団体が何をしようとかまいませんが、地区協と名前がついた以上は、少なくとも解放同盟と違う。解同地区協ではない。あくまでも、地区住民のための地区協ですからね。その中であと3名は解放同盟の執行委員で占めてるんだつたらだめです。町会の連合会とか各種団体を入れてもらわんと解同地区協になってしまう。そして、要求組合に入れと全部解同の指導を受ける。文書がなくても口で指導する。言うことを聞かんだら金出さ。市長と同対部長は公金やと言ってもあかん。ですから、地区住民の声を代弁する地区協の人事でないと困る。

それでないと、地区協をやめてもらって、市と解放同盟の2つだけで何でもやったらよろしい。名前は全部外してね。地区協と名前がつく以上は公金ですから、円滑に個人給付をしようとするれば、推薦基準は当然今後の課題となってくるので、あわせてこの前の私の質問の引き続きとして、55年度の支給は早くせよ、ということです。いままでも推薦を受けて出してきた。あなたから要求組合という問題が出たので、それを指摘してこの件は終わっておきますが、ただし、直ちに実行してもらいたいという点を再度答弁してください。年内が年度内やからね。

- 同和対策部長（橋本昭夫君） いま答え申し上げましたように、年度内にできるだけ可能な限り速やかに支給できるよう努力いたします。
- 議長（貝淵博治君） 次。
- 同和対策部理事（生田稔君） 施設利用につきましてはお答え申し上げます。

御質問の趣旨は、どういう基準でやってるのか、ということですが、解放総合センター開設当初から、設置目的に沿って、政治的団体とそれに関連する団体の利用につきましては、

従来から御遠慮願ってきたということでございます。したがって、設置目的に沿いまして、われわれは運営してまいったのが現状でございます。

それから、昨年の使用件数でございますが、合計60件、60回ということで、その中で断ったのは幾らか、昨年の4月時点で国会報告ということで1件、最近では民商が申し込まれてこれもお断りした2件でございます。

次に、減免の総額が幾らかでございますが、5・6年1月現在で209万5,650円の減免額となっております。したがって、60回という形の中で総計の歳入と仮定いたしますと、489万8,400円と相なろうかと思えます。減免率47.6%と相なっております。

それから、これからの運営方法でございますが、先ほども申し上げた設置目的に沿って私ども、解放総合センターを運営するわけでございますが何を申しまして、解放総合センターの目的外使用につきましてはかねてから問題となっております。この問題につきましても、いわゆる設置目的に沿って今後、12万市民に広く深く浸透させることが解放総合センターの使命であると考えておりますので、全力を挙げて会館の運営に当たっていきたく考える次第でございます。

はなはな簡単でございますが、答弁にかえさせていただきます。

- 9番(直村静二君) 政治的なもの、それから、それに関連するものは断ったということですね。これね。撤回しなさい。いま運動団体で政治的に関連しない団体はないでしょう。解放センターで春闘学習会、また、知事選挙の集会とかいろいろやっていますな。減免でただのものもあるしね。日本共産党については政治的だと言ってもあかん。参院選挙についてはかめへんのか。そんな答弁は撤回しなさい。そして、舌の根も乾かんうちから12万市民のために広く使っていくたい。日本共産党と民商はお断り、それを除いた12万市民、そういうことでええのか。泉州労連から社会党一党主義、春闘学習会やるでしょう。

解放総合センターは隣保館の延長でしょう。中立公正ではなかったらいかんと、ちゃんと厚生省から出ますがな。その扱いについては、地域の住民と同和地区外の人々との交流の場にせないかんということです。同和地区内でも共産党も自民党も公明党、民社党も皆おるやないですか。しかも、同和問題については、国会で各党を回ってお願いにいつてる。同和問題の速やかな解決に資さない政党の排除をしておいて政党にお願いするんですか。その政党の中で共産党だけ外す。どこに規定があるんですか。もう一遍。

- 同和对策部理事(生田稔君) 御遠慮願ったという問題につきましては、公的施設と設置目的との接点ということで、われわれはいま問題を整理している最中でございます。この問題につきましても、申し込まれた時点、時点におきまして、その都度検討してまいったものでございます。したがって、いま御指摘の問題についても、われわれが申し上げてる設置目的と公的施設という

観点から、十分に整理していかなければならないと考える次第でございますので、その点よろしくお願い申し上げたいと存じます。

- 9番(直村静二君) 言うときですが、目的は、地区住民、近隣地区住民の理解と信頼のもとに、生活上の各種相談を初め社会福祉保健衛生、そして、社会的、経済的、文化的な向上を図る。しかも、市が運営するんでしょう。また、運営の方針につきましては常に中立公正を旨とする。せうせないかんということでしょう。そこから外れた運営をしてもらったら困るということです。

そこでもう一つ、別の観点から再質問させていただきますが、あの解放センターは使いにくいという。なんでや、申し込みに行ったら、市の責任で貸してくれるんやなく、やはり運営委員会、解放同盟の意向によって頭を下げて貸してもらわないかんということ。だから、厳密な意味では、解放総合センターでなく解同センターだ。こういう印象が強いと市民から聞いてます。あなた方は、共産党と民商を除いた12万市民に使っていただいていると言うが、それが使いにくいと言ってる。一特定の民間団体の解放同盟の意向によってそれに頭を下げんことには使えない。こういう点からも改めてもらいたい。

はっきり申し上げて、本来隣保館の延長であるセンターは地区内になかったらいかんのではないか。私は、外はいかんとは言っていないが、原則として、対象地区住民の生活相談、文化的水準の向上を目的としているんでしょう。現在、王子、幸の両会館があり、その上に伯太町6丁目307番地に出てきたということは、より一層仲よく使っていただくという目的ではなかったんですか。市長、そうですね。この解放総合センター設置のとき、地区外にあるから、地区内だけでなく、できるだけ地区外の方々にも使っていただく。そうしないと、膨大な費用を使ってね。管理費が3,700万円要ってる。使用料400万円の半分は減免、減免はかめへんけど、電気代やら相当なもんです。それを使わさんという。そんなことで市民のためになるんですか。福祉の向上、住民のコミュニティセンターになるんですか。仲よくしていけるんですかね。

そこで、使いにくいという市民の声を聞いているので、使いやすくしてもらうために提言しておきます。あの大ホール、私も20周年記念で初めて会館へ行かしてもらったが、ほんまに使いにくい。大ホールとあの建物を切り離しなさい。人口も12万になったので、1つの団体が使う場合でも千人、2千人です。解同の意向を伺ってせんでもええように、自由に公共施設として使えるようにね。そのために市民文化大ホールと名前をつけたんやないですか。あれを切り離してもう1つ横に集会室をつくって、真中を車通してね。管理運営もちゃんと分けて、会議室、大ホールはじゃんじゃん使っていただく。同和問題の研究調査のために大いに使ってもらうためにね。そうしてもらわんと、いつまでたっても使いにくい。各議員さんなり理事者なりが参加している運営委員会がありますから、そういう声が上がってるということで十分検討してもらいたい。使

にくいということ、使わせないということも撤回してもらわんと、本当の差別解消、同和問題の解決の推進にはならない。むしろ特権を与えて逆差別の恐れが十分あるので、この点市長、私の提言について十分心しかかっていたかどうかということで、ちょっと感想を言ってください。

- 市長（池田忠雄） 同和行政推進のメッカとして、解放総合センターを設置目的をもって設立をさせていただいた次第でございます。いま御指摘のように、できるだけ多くの方々に御利用いただき、同和問題の本質を御理解いただく、これが市民大ホールには、とりわけその使命があるかと存じております。その意味では、今後とも使いやすい会館として努力をしていかなければならないと存じます。

ただ政党関係関連について、センター運営について御協議をいただいておりますセンター運営協議会でいろいろ御審議をいただいているわけでございます。その中で政党関係の御使用については、検討課題としていまなお検討いただいている途上でございますので、そうした中で、日本共産党なり民主商工会につきましては、検討中につき御遠慮いただきたいということで申し上げたことがあろうと存じます。そうした意味で検討中でございますので、できるだけ多くの方々に御利用しやすい会館として運営させていただくようやってみようと思っております。

- 9番（直村静二君） 私は引き下がろうと思ったが、確認をしておきたい。日本共産党とか他の団体とかの名前を挙げて論議されてしまうと、たとえば明確に自民党はだめ、公明党、民社党、新自由クラブ、社民連もだめ、社会党もだめ、そういう政党関係については貸さんと明言すればそれなりに筋は通るが、関連という場合、民主商工会だけ挙げて泉州労連はどうなのか。

- 市長（池田忠雄） 私が申し上げたのは、お申し出をいただいておりますので御遠慮いただきたいというのが2つあったので申し上げておりますので、政党関係の御利用は検討課題ということでございます。たまたまお申し込みいただきたいのでお返事を申し上げたのでして、御理解いただきたいと思っております。

- 9番（直村静二君） そうでないと、差別をなくそうといって差別を確認することはあってはね。きっちりしておかんといけないと思っております。関連なんて言っても、インチキで名前だけ変えて出したらしまいでしょ。何ぼでもありますよ。地方自治法で公共施設使用の原則は中立公正と決まってるんですから。地域外との交流を全面的に図って解放せないかんという立場に立って、しかも、使いやすいように提言もしてるんです。その点は矛盾せんように……。

しかも、検討課題というのは、どこからか声があったが、検討課題とつければ永久です。私の任期中はまだ、共産党が議会におる間もだめ、日本がつぶれるまでだめ、これは極論ですが、去年出したやつもいまだに返事がない。きょう言ってきた返事を迫ってるのではなく、昨年に出したんです。ちょっと検討と言って、1年たってもまだ検討です。国民的課題ですので、国民全部

融合して仲よくできるようにする責任があるということを強く要望しておきます。私も予算委員会に入るので、お答えの不十分な点は、またその場でやっていきたいと思えます。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 企画課長（神藤恒治） 「ガーデン・ハウスみたて山」について、数点の御質問にお答えいたします。

まず、第1点の名称についてでございますが、当初、（仮称）「公団府中団地」と呼んでましたが、住宅供給公社がすでに和泉府中団地の名称を使用しており、それと混同するくらいがございましたので、住宅公団に対しまして、正式名称の検討を申し入れたところ、本市から適切な名称を示してほしい。という要望がございました。そこで検討いたしましたのが、当該地周辺で呼ばれております。「みたて山」というのがいいのではないかと思います、和泉市史など文献を調べましたところ、奈良時代以後、ここに官舎の敷地があり、すなわち「みたて山」と称されていることがわかりましたので、呼び方については、地元では「みたち」と呼んでるようですが、正式には「みたて」か「みたち」かちょっと判断がつかなかったものですので、公団の主体性で決定してほしいと通知したわけでございます。

その後、「ガーデン・ハウス和泉みたて山」と決定したわけでございますけれども、ただいま議員さん御指摘のとおり、われわれもごく最近になってその他の文献、辞書、広辞苑などを調べましたところ「みたち」となっており、また、地元住民の方々も「みたち」と呼んでおりますことから、変更のするような公団に申し入れたく考えております。現時点では、変更は十分可能であると判断いたしておりますので、後刻、結果を御報告いたしたいと存じます。

次に、第2点目の開発指導要綱との関係についてでございますけれども、民間開発事業と異なりまして、日本住宅公団の場合は大半が大規模開発でございまして、本市の宅地開発指導要綱での集会場保育所、義務教育施設整備等の公共施設整備に関しましては、50戸ないし100戸以上の開発規模については別途市長と協議することとなっておりますが、日本住宅公団とは別途、協議を行ってのものでございます。

これは公団が独自の優良な住宅建設の計画等を持っております。また、都市計画法上の取り扱いについても、開発行為の許可は国や地方公共団体の場合と同様、許可の手続は不要となっております。したがって、公団の場合は、日本住宅公団法第84条で市の意見を聞くことになっておりまして、この段階で住宅開発計画にあわせまして、公共公益施設の整備についても協議を行ってまいったわけでございます。これらの協議につきまして、市は、団地等の建設に伴って必要となります関連公共公益施設を短期間に大量に整備する必要性が生ずることにより、これらの施設整備に要する費用は、市に大きな財政負担をもたらすことにもなりかねないところから、1戸当

たり30万円にとどまらず、これ以上の施設内容の充実を図るべく、公団の住宅団地開発区域のみならず、その周辺整備についても、関連事業として、国庫補助の申請や公団自体の負担金を合わせまして施設整備の充実を図る方向で進めてるものでございます。

以上のような理由によりまして、日本住宅公団の住宅団地開発に対しましては、本市開発指導要綱上の公共公益施設整備費等1戸当たり30万円の開発負担金によらないものでございます。

次に、第3点目の地域整備資金の関係についてでございますけれども、負担金につきましては、総額7500万円の内訳につきましては、水道関係が3,775万円、道路関係1,360万円、下水道関係は2,365万円、こういった事業実施に伴い負担金の導入を図る予定になっております。

また、教育関係負担金につきましては公団のシステムによりまして関公をもって充足いたしております。その内容を申し上げますと、国府小学校の工事費として5,408万1,000円、国府小学校体育館増改築事業3,782万3,000円、和泉中学校改築工事費が6,729万2,000円、合わせまして1億5,919万6,000円の関公費の導入を図ることになっております。

次に、第4点目の地元合意について、その経過を御説明申し上げますと、55年1月19日府中北町会会館におきまして役員さんを対象といたしまして説明会を実施いたしました。説明の内容といたしましては、計画の概要、雨水、汚水の放流ルート、その他関連の周辺整備等一定の説明をさせていただきました。引き続きまして、府中央町会の役員さんを対象として同様な説明を中央町会会館において実施。

また、開発地に直接接する住民の方々との協議も2度ばかり実施。開催をいたしております。そういった経過に基づきましてごく最近、府中央、北、東の3町会の方から汚水放流の同意書をいただいております。

なお、第5点目の雨水、汚水等の計画につきましては、建設部の方からお答えいたしたいと思います。

以上です。

- 9番(直村静二君) ちょっと議長、あらかじめ時間延長をお願いいたします。
- 議長(貝淵博治君) 次。
- 建設部次長(吉田日出男君) ただいま御質問いただきました周辺整備の雨水排水整備計画につきまして、建設部からお答えいたします。

御心配、御迷惑をかけてまいったことにつきまして、今後、逆流等のないよう浸水対策を含め、地元代表の方々の一応の意見を聞きながら、一定の設計ができ上がっております。

なおまた、工事着手につきましても、3町会あるいは関係の方々の御協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。

- 9番(直村静二君) 企画課長の答弁の中で、関公費1億5,000万円ぐらいになるんだということ

とですが、このうち何は返さないかんのか、全額返すのか、その辺のところをちょっと聞いとかなと、えらいもうけた。という感じじゃなく返すものは返す。もらうものはもらうと……。

- 企画課長（神藤恒治君） お答えいたします。

これは関公費でございますので、全額お返しをする金額でございます。

- 9番（直村静二君） くれたのは7,500万円だけやね。

- 企画課長（神藤恒治君） ただ返還につきましては、若干有利な金と申しますか、それと据え置き期間があつて相当長期にわたるので、市の財政に大きく貢献できるといったことがあると考えます。

- 9番（直村静二君） 安い金利やから得やという。本来、市がせないかんのをやってもらうだけ得や、市がやるには単費が要るということですか。それでいいとしましょうか。

吉田次長の答弁、簡単過ぎますな。前からあそこの浸水対策は頭が痛うてね。パイプが15センチぐらいでいつもあふれるので夜中に起きて行かないかん。直角に曲がるので逆流する。一面では、あの権現さんの水かて府中全体の消火活動を助けてくれてるという問題がからんできてますのでね。浸水対策の全体の計画は結構ですが、利用している住民の心配は、やはり市は十分聞いてもらわんといけな。先ほど基本設計ができたということですが、この前、僕が聞きに行ったら、いや、あれは暗渠だ。あとはまだ……ということでしたが、どないできてますね。

- 下水道課長（大浦行男君） 若干、私の方から技術的な説明を申し上げます。

御質問ございました御心配のセントラルの前の通りの御官さんの鳥居の直角のところ、そこから上流、御館山公園の東側、市道阪本線の横断通路のところまで約300メートルありますが、全面改修の計画を持っておるわけです。現在の水路の幅は約1メートルですが、非常に浅くて350～400、特に御館山公園の付近は浅いわけです。これを平均1メートル100から1メートル300に改修全面暗渠にしたいと現在考え、設計しております。

それと、伊藤医院の横にヒューム管が通ってますが、辻村さん、泉井上神社の東の鳥居さんのところで750ミリ、こういうかっこうですが、一定の幅に改修し暗渠にします。従来、開溝でごみ等の投棄によって各所で停滞、浸水の原因になりましたが、そういう維持管理についても十分今後注意し、考えていきたいと思うわけです。いまの直角のところは700ミリのヒューム管が入ってますが、全部取り除きまして、円滑に水が流るように改修したいということです。途中にいろいろ障害物があるところは全部取り除き、浸水の被害が起こらないように十分考えてまいりたいと思います。

- 9番（直村静二君） 一般質問ですから余り細かい点はやめますが、地元合意を得た。町会単位でやった。それはいいと思いますが、さらに隣接の周辺の人に関心が高いので、工事したら必

ず、どないなるんや、と出てきます。こういう問題はなかなかどいぐらいにね。それで委員会に出すのか、と聞いたら、所管の課長は、これは全然委員会には出しません。報告しません。と言うから本会議できっちり確認せんとぐあい悪い。地元の住民の関心も高い。設計はできてる。というが、実際は佐野さんの前から御館山公園はヒューム管はどのくらい、自然流量でどこへ流すか。現課で十分詰めていただきたい。公団からごつつい金をもらってるので、後で苦情のないよう要望しておきます。

さて、一般質問を終わりますが、市長の最初の答弁、私は若干意見を言いましたが、あなた自身、何も暗い同和行政だとは思ってない。ということですが、私らはそうは思ってません。住民の意見を十分聞いて、本当に明るい公正な同和行政をやらせないかん。ということで終わっておきます。



○ 議長（貝淵博治君） 次に、1番・若浜紀久男君。

○ 1番（若浜紀久男君） 通告に基づきまして一般質問を行います。質問の内容は「施政方針について」と「交通安全対策について」とこの2点でございますけれども、昨日来、この市政方針については、他の議員さんから多く質問がなされておりますので、この重複部分を外しまして質問をさせていただきたいと思っております。内容は非常に簡単でございますので、賢明なる御答弁をお願いしたいと思います。

まず初めに、昭和56年度の国家予算からみましても、政府、自民党は、財政危機を理由に福祉行政の切り下げ、大衆増税、公共料金の相次ぐ引き上げなど、国民生活への大きな犠牲を強望しておるわけでございます。一方では、米国の要請による軍事費の増大と憲法改悪の意図を公然化して、その反動的な政策は地方財政の圧迫となつてしわ寄せされてるのは明らかでございます。

このような状況の中で、本市において非常事態の財政危機のもと、市の市民が一体となって3年計画で自主再建に取り組んだ。こういう中で、54年度に約1億、55年度においても同程度の黒字が計上されるとの見通しで非常に厳しいわけでございます。しかしながら、なお18億程度の累積赤字がある中でまことに厳しい状況下、公共料金一切を抑制したことについては、池田市長就任以来初めてのことであり、評価するわけでございます。

しかしながら、浮かれてばかりおるわけにはまいらないわけでございまして、次年度にこの抑制したことがしわ寄せされないのか、非常に心配するわけでございます。これらについて、私どももこの健全財政については惜しめない協力をするわけではございますけれども、そういう点を含めまして、市長の次年度に向けての決意のほどをお聞きしたいということでございます。

さて、基本目標の教育環境の充実と社会教育の振興についてお尋ねいたします。特に昨日から

他の議員さんからもお尋ねのこともありましたので、芦部小学校に限定してお尋ねする次第でございます。

今度の予算に芦部小学校の増改築予算が計上されております。私たちが長年、P T A活動、住民活動を通じて要望してまいったことが実現に向かったということで、評価をするわけでございます。このことについてまず第1点、増築・改築の内容はどのようになっているのか。2番目に、着工はいつごろか、具体的に明らかにしてもらいたいということ。

それから、校内暴力、非行化についてであります。これについても昨日来、いろいろお尋ねもありますので、端的にお伺いをいたします。校内暴力については、本市においては大きなトラブルは起きてない。と昨日、指導部長から御答弁があったわけでございますが、これは認識不足ではないかと思うのでございます。生徒間同士のけんかは別にしても、脅喝事件、先生をやっつけてやろう。殴ってやろうとか、そういう言葉が日常茶飯事に言われておるのが事実でございます。これらも主に中学生であり、高校生の犯罪から中学生に移ってきておるということで、凶器にしても刃物や鉄パイプ、木刀などで武装集団、凶暴化しておるという事実でございます。実際に起きていなくても、すでに起きておると考えても不思議ではないと思うわけでございます。すでに和泉警察署においても、幾つかの学校の何人かの生徒がリストアップされてるという事実も聞いております。これらの背景はどこにあるのか、これらについてどのような具体的な対策を立てていかなければならないのか、この2点をお聞きしたいと思えます。

それから、国際障害者年について、すでにこれについても昨日3人の方から質問がございましたので、それ以外について2点ほどお聞きをしたいわけでございます。

この市政方針の中に、通学タクシー、また、補助教員で養護教育の充実ということで盛りだくさんな政策が掲げられておることは、社会的にハンデを背負って生きていかなければならない人たちにとって大きな朗報に違いないわけでございます。

国際障害者年ということで、各国が特別措置として国及び地方のしべんで活動の企画あるいは促進の施策の総合化のための行政機関を設置せよ、となっておるわけでございまして、各自治体も大幅に予算を計上していると聞き及んでおります。1年のお祭り行事で終わることなく、真に社会的なハンデを背負っておる人たちに喜んでいただけるような、定着した政策でなければならぬと考えるわけでございます。そこで、養護教育の補助教員の考え方はどうなってるのかということをお聞きしたい。

もう1つは、雇用の促進について、いわゆる一定の学業を修められ、そして、社会に出て行くことになりましても、受け入れてくれる企業が非常に少ないわけでございます。こういう中で、地方自治体にとって、彼らのためにも率先してそういう場を設けてやる必要があるのではないかと

と思うわけでございます。

先日、私たちの集会の中で、ある身障者をお持ちのお母さんが見えられまして、私たちが生きる間は何とかなる。しかし、私たちが死んだ後には………と言って絶句をされたわけでございます。こういう人たちのために本当の施策がいま一番必要ではないかと考えておるわけでございます。

それから、体育振興の件についてお尋ねをいたします。

市民の健康を守るためにスポーツを、と考えておられる市長と私は全く同じ考えでございます。しかし、残念ながら、本市においては、スポーツ人口が多いのに比較いたしまして、練習をする。試合をする場所、施設が非常に少ないわけでございます。こういうことにおきまして、市民の不平等、不満が多いのも事実でございます。しかしながら、場所の本市独自で確保となると非常に無理なことは承知の上でございますが、これをほっておいては、市民の不満はつるばかりだと考えるわけでございます。

そこで一つ、これらの施設、いわゆるグラウンドの開放等についての基準などがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。それから、いわゆる民間の持つておる遊休地の活用、これから先の行政を考える場合。これらを活用しなければ何もできないのではないか。それには何らかの形で行政のペースで助成していく。これらについて考えがあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

もう一つは、私、さきの総務委員会をお願いをしておいた大阪市立の青少年センター、キャンプ場でございますが、これらの窓口業務を本市に持つてきてもらえないかということをお願いをしておいたわけでございますが、この件についてどうなっておるのかをお聞きしたいと思います。

それから、これは市政方針とは直接には関係がないわけでございますが、非行という面については若干のかかり合いがあるかと思っておりますので、ひとつお聞かせをいただきたいんですが、同じ信太山にございます藤沢会館の件についてお尋ねをするわけでございます。私、地元の人たちの要請によりまして、藤沢会館を外からながめさせていただいたわけですが、鉄格子の門扉というか、あれが破られて中に入って見たわけでございますが、いわゆるシンナー遊びの袋というかタバコの吸いがら、それから、俗に言われる暴走族の単車の進入とかで悪の温床になってるということで、和泉署の方でもそういう話は聞いているということでございます。これらについて、本市のどこの所管になるのか知りませんが、管理体制はどうなっておるのか、全くほったらかしになってるのかどうかについてお聞きをしたいと思います。

それから、交通安全対策についてお聞きをいたします。

和泉中央線と泉大津粉河線の交差する市立病院付近の交差する部分でございますが、日中を通じ

ての非常に混雑ということで多くの市民の方からの指摘があるわけでございます。さきの議会においても、この件については質問があったかと記憶しておりますが、非常に何とかしてくれ、という要望が強うございますので、これらの具体的な考え方をお聞かせ願いたいと思います。

もう1点は、芦部小学校への観音寺、弥生町付近からの通学道路の件でございます。この道路は危険道路として、学校、PTAサイドからすでに本市、警察にも強い改善の要求が提出されておるわけでございます。こういう非常に危険な状態でございますので、これらについて、本市ではどのように考えておられるのかを具体的にお聞かせを願いたいと思います。

それから、黒鳥観音寺線でございますけれども、これの延伸について、具体的にどのように話が進んでるのか、ということをお聞かせ願いながら、私の一般質問の要旨の説明を終わらせていただきます。答弁のいかんによっては、再質問を留保させていただきたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 若浜議員さんの質問のうち市政方針の公共料金のことにつきまして私からお答え申し上げ、あとの諸点につきましては、担当部長から答弁をさせていただきたいと存じます。

いろいろと一般質問を通じて御指摘もいただいてまいりましたが、56年度の公共料金の問題につきましては、政府あるいは大阪府等におきましても、かなりの引き上が見込まれているようなくあいでございます。これが市民生活家計に与える影響を考えた場合、本市としても台所は非常に苦しいでございますが、いままでいろいろと市民の皆さん方に御協力をいただいてまいったところでございますので、56年度につきましては限られた財源の中で精いっぱい努力をし、創意と工夫をこらして何とか引き上げずに予算編成を行った。こういうことでございます。若浜議員さんから姿勢がよろしい。とおほめをいただいて恐縮いたしておるわけでございます。

それでは来年度はどうか。というお尋ねでございます。56年度はそういうことで精いっぱい努力、予算編成をさせていただき、議会、市民の皆さんの御協力をいただきつつ市政運営をさせていただきたいと存じますが、来年度のことにつきましては、今後の社会経済情勢の問題もございまして、それを見合わせて配慮をしながら対応してまいりたい。このように存じております。今日の時点で57年度はどうか。という御質問につきましては明確に申し上げにくい。その時点の社会経済情勢を勘案しながら対応させていただきたい。明確な答弁にならずに恐縮でございますが、御了承賜りたいと存じます。他の諸点は担当部長からお答えさせます。

- 1番（若浜記久男君） 実は、57年度の決意ということで申し上げたわけですが、そこに問題があるわけではなく、正直言って、本当に値上げせずにやっていって次年度に値上げされることになれば、これは非常にまた問題がややこしくなるので、そういうことを聞いたかったわけでございます。

市長が就任されてから常に値上げ、値上げ、もちろん赤字をつくってきたという責任は若干あるにしても、オイルショックを初め地場産業の長い構造不況の中での税収の伸び悩み等の状況があったと思いますので、これについて市長を責めるんじゃなく、前向きにこれから先、健全財政を含め市政担当について評価をしているわけでございますので、これはこれで結構でございます。

○ 議長（貝渕博治君） 次。

○ 教育次長（杉本弘文君） それでは、2点目の芦部小学校増改築事業につきましてお答えいたします。

現在の木造校舎は、昭和24年から29年の間に建設されたので老朽も進み、今回、増改築すべく56年度予算として計上させていただきました。木造校舎は3棟ございまして、この施設を国庫補助対象としての採択を得て増改築しようとするものでございます。

増改築する施設の構造及び規模でございますが、鉄筋コンクリートの2階建、床面積1,347平米、普通教室5教室、特別教室2教室と管理諸室等でございます。この事業によりまして芦部小学校における木造校舎の解消が図られると考えております。

2点目の着工はいつごろになるか、という御質問でございます。56年度でもって改築すべく予算を計上させていただきました。あわせて56年度国庫補助対象としての採択を得るべく事業計画の手續をいたしております。しかし、補助対象としての採択の認定申請は5月に行い、認定通知のまいるのが6月の終わりか7月ごろになるわけでございます。これらを見きわめた中で工事着工する工程となりますので、御要望のようにできる限り早い時期に着工してまいりたいと考えておりますが、着工の時期については、それらの工程の中で現在、明確にお答えすることはちょっと控えさせていただきたいと思っております。御了承いただきたいと思います。

○ 議長（貝渕博治君） 次。

○ 指導部長（高橋貞良君） 御質問の校内暴力、非行化の背景とその具体策並びに障害者年における養護教育補助教員の考え方の3点につきましてお答え申し上げます。

先ほどの御質問の中で、昨日、お答え申し上げました中で、本市の実態認識が不十分ではないかという厳しい御指摘をいただきました。まことに痛み入る次第でございます。しかしながら、私が申し上げたのは、隣接市町におけるいろんな大きな非行問題に比べまして、本市は比較的安定しているけれども、さりとて、本市の学校がそういう要因を全然はらんでいないのかどうかについては、十分にその芽をはらんでるわけでして、その芽を摘むべく全力をあげてまいりたいということを申し上げたところでございます。

ところで、御質問のそのような中学生が非行化している背景でございますが、これにつきましては、さまざまな複雑な要因があるところでございます。1つには社会的要因と見られるもの、

すなわち高度に発達した経済社会の中で、児童生徒がものを大切にできる態度や欲求を自制する力を弱めていること。また、都市化の進む中で地域共同体における連帯感が希薄になり、問題行動を看過したり放置していること。また、現代社会の一部に見られる大人のモラハの低下や無責任の行動が、児童生徒に好ましくない影響を及ぼしているということ。また、高度に発達した情報社会において、映像文化や出版物などから服装、言動、考え方に大きな影響を与えているということ。また、商業社会が生み出した営利主義により不健全な娯楽施設の増加とか、モータリゼーションの発達により児童生徒を刺激し誘発しているといった背景が考えられると思います。

2番目には、教育的要因と見られる教育に対する親の課題な期待と過保護が甘えを生み、依存心を強め、自主性、自立心の育成に影響を与えているということ。2番目は、家庭生活の変化によって家庭の果たす役割や機能が低下して、望ましい生活習慣や基本的な生活態度の形成がなされていないということ。3番目には、学習内容の不消化や学習意欲の喪失が学校生活を充足感のないものにしていくということ。4番目には、指導体制の不統一や一貫性を欠くことが教師不信や学校不信につながっていくということ。しかも、連帯感の乏しい社会の中であって、利己的、排他的になりやすく、集団の持つ教育的作用がゆがめられているといったこと。並びに児童生徒の発達の特徴である精神のバランスがアンバランスになりまして生徒の悩みや不安をなし、閉鎖的、衝動的行動に走りやすくなっていること——等の要因が背景になっているものと思われま

す。そういうことで起こってくる暴力行為に対しまして、具体策としてどうするのか、ということでございますけれども、まず、私ども教育委員会としましては、学校に対して今後なお一層指導を強化し、1人1人の生徒にとって有意義な学校生活にすること。教師間の強力的な指導体制を確立すること。生徒の集団の動きに十分留意すること。ささいな暴力行為であっても安易に考えないこと。暴力の被害者に対する配慮を行うこと——等を指導、一層の生徒理解に努め、生徒指導の充実高揚を期してまいります。あわせて家庭や地域との連携を密にし、協力して指導の実をあげるよう努力する所存でございます。

以上、非行化の背景と具体等について申し上げます。

次に、養護教育の補助教員の考え方でございますけれども、現在御承知のように、市内の小中学校におきまして養護学級が設置されまして、そこにかかなりの重度の心身障害者の子供さんが入ってきております。その中で、特に学校教育の中で行われる諸活動の中で、子供の生命の安全という点と、もう1つは、発達を助成するという2点から介護が必要であるというふうに認められる児童生徒に対して、最低限の介護教員をつけていきたいと考えているわけでございます。

以上、お答え申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 国際障害者年に関連いたしまして、社会的ハンデを背負っておられる心身障害者の雇用促進についてのお尋ねでございます。

現状、3月1日現在で和泉市民の心身障害者で職安を通じて各種企業、事業所で就職されている方々を調査いたしますと、総数164名でございます。そのうち男子が92名、女子が72名となっております。なお求職活動中の方は、年齢78歳から29歳、身障等級5級から2級で男子25名、女子2名、計27名の方々が就職志望され、いろいろと活動されております。

御承知のように、過去の高度経済成長から1次、2次にわたる石油ショック以来の経済安定成長とともに、各企業、事業所における合理化、減量経営の厳しい求人条件の中で、私たちは心身障害者の皆様方とともに、職安を通じての就職あっせん等について懸命の努力を払っているわけでございます。

そして、市の施策についてのお尋ねでございますが、市は、市の名のもとに職業のあっせん等は許されないものでございます。心身に障害のある方々に対しての就労あっせん等につきましては、職安法第11条の規定による公共職業安定所とも連絡を密にし、雇用促進を図っていくべきだと考えております。なお一層努力いたしまして、心身障害者の就職あっせん、安定した職業あっせんの形での努力を払ってまいりたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 指導部次長（明坂貞士君） まず、第1番目の民間事業所の遊休地活用問題でございますが、現在私どもといたしましては、伯太町の奥にある寺下グラウンドを効率的に使用させていただいております。この助成につきましては、税の減免を実施しております。さらに1件、同じお話もさせていただいております。こういった意味から、民間の遊休地活用につきましては今後、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、学校体育施設の開放でございますが、学校教育法、社会教育法、スポーツ振興法等によりまして、学校運営に支障のない限り開放させていただいております。今後も引き続き市内の小中学校、和泉工業高校、また横山高校も従来どおり開放していただくことになってございます。さらに、整備の成りました伯太高校グラウンドについても、56年度から開放をお願いするよう協議、内諾も得てございます。

次に、大阪市立青少年センターの問題でございますが、同青少年広場は、大阪市教育委員会市立中央青年センターの管理下にございます。利用につきましては、1昨年まで地元市民の方々が比較的自由に使用されておりましたが、この青年センターが、野外活動センターの整備事業を始めました。したがって、この広場の周囲にネットフェンスを張りまして、かぎのかかった門扉が設置されました。

こういった状態になりましたので、私ども昨年12月、中央青年センターに出向き、広場使用

についてお願いかたがた協議の場を持ったわけでございますが、大阪市の見解といたしましては、大阪市内に自然環境に恵まれた施設が非常に乏しい。だから、正式に和泉市に開放することは今後、なお検討することになるであろう。ということと、さらに、開放できても現在整備計画がある以上、いつ中止せざるを得ないかもわからない。また、この広場は野球場ではございません。キャンプ場ですので、水道の施設、便所、ごみ処理の設備は全くございません。3分の2は非常に荒れてございまして、急に使うとなるとけがの恐れもございまして、そういった関係から、管理運営面における責任の所在を明確にしなければならない。また、予算面でも非常に問題があるということが提起されました。しかしながら、私どもといたしましては、比較的自由に地元の方に使っていただけるようお願いしてきたわけでございまして、それが昨年12月の実態でございます。

さらに、先月に入りまして、私、直管理事務所に外向き、実態を調査してきたんですが、現在では、管理事務所に1週間前に申し込んでいただければ、地元の鶴山台、信太、幸、伯太各校区の野球、ソフトボールチームの方々が利用できる状態になってございます。たまたま、私が行ったときも日曜日でございまして、鶴山台セブンホワイトスターといった4チームの方々が練習試合を行っておられました。こういった現状でございまして、窓口の問題につきましては、最適な方法で今後実施していきたいと考えます。

最後に、藤沢会館の問題でございまして、もちろん管理面につきましては、大阪市教育委員会の中央青年センターの管理下にございます。この整備計画の一還といたしまして、古い藤沢会館は今月中に取り壊すことになってございます。

以上でございます。

○ 議長（貝淵博治君） 次の答弁。

○ 建設部次長（吉田日出男君） 泉大津粉河線の交差点の混雑問題、黒鳥観音寺線の延伸等につきましてお答え申し上げます。

まず、中央線と粉河線の交差点の混雑ですが、府中4団地の関連等から、大阪岸和田南海線の早期着工を目指して、56年度から中央線西側の用地買収計画がございまして、

2点目の黒鳥観音寺線の延伸でございまして、府道泉大津粉河線かう和泉中央線に至る約590mですが、府の補助採択等諸般の事情からおくれてるのが実態でございまして、

これらの解消につきましては、まず、第二阪和の供用開始も間近く、また、大阪岸和田南海線ができることによって混雑の緩和を図ってまいりたいと考えております。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

産業衛生部長（広岡史郎君） 交通安全対策の中で、市道黒鳥観音寺線、芦部小学校へ通学さ

れるる弥生町、観音寺町の児童の交通安全についてのお尋ねでございます。

・ 芦部小学校から毎年、いろいろと御要望等がございまして、警察、教育委員会、交通公害課がいろいろ協議を進めてまいりまして、それなりの回答と、交通安全施設整備等について努力を払ってございます。御指摘の観音寺橋周辺でございますが、要望の中にガードフェンスの延長等の申し入れもございまして。地元住民の方々の御同意を得た上での回答ということで、諸車の通行等を考えて改良もいたしてまいっております。過去、周辺のカーブミラー等の施設整備については、かなり取り組んでまいってございますが、なお残る問題は、住民の理解も得ながらそれらに対応してまいりたい。かよう思っております。

○ 1番(若浜記久男君) 芦部小学校の内容についてはわかったわけですが、講堂の改築計画は入っていないわけですね。御承知かと思うんですが、芦部小学校の講堂は耐用年数ぎりぎりまできておるといことで痛みもひどいわけでございます。グラウンド等も非常に水はげが悪く、2、3日も体育ができない状況にあるわけでございます。児童、先生、保護者からの強い要望で、何とか体育館を兼備した講堂をつくってくれということも出されるわけですし、これらについての考え方があるのかどうか、お聞かせ願いたいと思うわけでございます。

・ 特に梅雨に入ると全く体育の授業ができない。かわいそうなことですが、子供たちは教室に閉じこもって自習なり校舎内で遊んでる実態でございますので、この点をひとつお聞かせ願いたいと思うわけです。

○ 教育次長(杉本弘文君) お答えいたします。

まず、体育館についてでございますが、現在、芦部小学校は旧来の講堂的な施設でございます。これは鉄骨造りをして昭和28年に建設され、現在、28年を経過しているところでございます。屋内運動場ということでの増改築の御要望は、以前から本会議を通じてもいろいろといただいたところでございます。十分排膿しておりますが、国庫補助対象基準に照らしまして、今後、事業認定を得る中で進めてまいりたいと存じております。

・ なお、グラウンド整備につきましては、新校舎の建設が完了後におきまして旧校舎の撤去等を図り、運動場の整備をしていくわけでございますが、その時点で学校排水等について検討してまいりたいと考えております。

○ 1番(若浜記久男君) いろいろむずかしい問題もあろうかと思えますけれども、国庫の補助金については、私どもは若干の抵抗もあるわけでございますが、現状においては、金を分捕ってくることにについては、職員や市長の行政手腕だと考えておるわけございまして、なるべく前向きに実現の方向に向かって取り組んでいただきたいと思います。

・ それから、校内暴力について簡単に言わせていただきますが、確かにいろんな家庭の問題ある

いは社会的な背景があると思うんです。実は最近のある新聞で、先生が教材費を生徒に請求したところ、そんなものは、先生がもらったリベートの一部から支払ってください。という笑えない記事がございました。KDD、ロッキード、グラマンの問題など社会的な腐敗の中から出てきてくることもあろうかと思うわけです。そういう面で国が取り組んでいかなければならないわけでございます。

また、言葉は非常に悪いですが落ちこぼれという、そういう戦後の教育の中での数回にわたる改定で、暗記力とか思考力中心の学習の中からそういう面に乏しい生徒彼らを高校受験に巻き込んでいる背景もあろうかと思うわけです。こういう面について、私どもは全員一致して取り組んでいかなければ解決しないであろうと考えるわけです。

それから、1つお聞きしておきたいんですが、私ども先日、ある若い先生と一杯飲んだわけですが、その中で、いわゆる教職員と管理者の対立というか、そういう問題。それと、先生同士のイデオロギーの対立があるやに聞いているわけですが、これについても、やはり非行、校内暴力の一因になるのではないかと考えるわけでございます。本市においてそういう事実関係というか、そういうものがあるかないかということもちょっとお聞きしたいと思います。

○ 指導部長（高橋貞良君） おっしゃっておられます管理職と教員の件でございますけれども、すべて先生も校長も教育に対して熱意のある方でございますので、それぞれの意見を持っておられ、意見の違いはありましようが、対立抗争というようなものはございません。また、イデオロギーによる対立についても、もちろん教職員もいろんな思想信条を持っておりますが、子供を中心に考えていく中での共通理解をするよう常々指導しております。非行問題でも、思想信条を越えて子供のためになる学校をつくっていくという指導をしまいたいと存じております。

○ 1番（若浜記久男君） そういうことがなければ幸いですでございますが、やはり個人的な感情とかの問題があつては子供もかわいそうですので、本来の教師の姿でそういうしがらみを乗り越えて、先生たちがお互いの自己啓発を進めるよう研修などをしていただくことをお願いをしておきます。

それから、国際障害者年問題については、先ほどの答弁で結構でございますけれども、先ほども体育の振興について、民間の遊休地などの活用を図っていくようお願いをしたところ、すでにやられているということで非常に喜ばしいことと思います。やはり新興住宅地で他市から移り住まれた方々は、スポーツをやる場合がないという要望を私たちに持ってこられるわけです。グラウンドを借りてくれんか、という状況の中で、私たちも走り回ってるわけですし、ぜひそういう助成の道もあれば、各地域でどしどし進めていただきたいと要望しておきます。

それから、藤沢会館ですが、今月中に取り壊すと言われましたが、現実に非行の温床になって

るのは事実でございます。ここで藤沢会館が火事になった場合。市の消防は当然出動しなくては
いかんわけですね。地域の人々も本来、大阪市から金を十分もらってるんじゃないかという話も
ありまして、私も固定資産税が入るとるんじゃないかといういろいろ調査しましたが、地方自治法に
よって税を課することができない。全く金は一銭も入ってない状況で問題が起きた場合、市の行
政が走り回らんといけない。実際に起きてないからいいようなものの、起きた場合、その経費は
請求できるわけですか。不勉強でわかりませんので、教えていただきたいと思ひます。

○ 助役（坂口礼之助君） 私からお答えいたします。

和泉市城内にあるそうした公共的な他市の施設が火災等起きた場合、諸経費を請求することは
ございません。一切市の経費でもって賅っていくということでございます。

○ 1番（若浜記久男君） そうだろうと思ったんですが、非常に大都市の構構というものがあら
われてるんじゃないかと思ひます。そこで、過去の経過についてはおぼろげにしか聞いていない
ので、詳しいことはわかりませんが、大阪市の土地建物について、本市に何とか払い下げてもら
えるような話し合いの場を持ったかどうか。それが不可能なら、本市の代替地みたいなものとの
交換とか、そういう考え方があるのかどうか、ひとつお聞きしたいと思ひます。

○ 助役（坂口礼之助君） いま、御提案ございましたように、確かに大阪市所有のあの辺一帯の区
域は、青少年グラウンドとか、いろんな面での利用価値もございまして、かつて本市の方から、
何とかあの区域を和泉市に譲っていただけないか、という話し合いを何回か持ったことがござい
ます。しかし、譲るということについては非常な抵抗もございまして、それ以外に何回か交換地
を提供してでも譲っていただけないか、ということでもかなり熱心に交渉したわけですが、不成功
に終わっております。恐らく現時点でも、大阪市としては、いわゆる自然に恵まれた貴重な土地
であるという考え方を依然お持ちだと考えますので、なかなかこの交渉はむずかしいと推測され
るわけでございます。

○ 1番（若浜記久男君） そういう本市に代替地があるのかないのか、これは答弁がなかったの
ですが、それで結構です。いろんな施設について、大阪市サイドでの利用度は非常に少ないわけ
です。こういう面でひとつ考えていただき、再度、交渉の場を設けていただきたいというふうに
考えます。要望としてお願いしておきます。

それから、交通安全対策の黒観線については、全く進展していないということですが、いろん
な条件はどういうことなんでしょうか。

○ 建設部長（逢野一郎君） 黒観線は幅員8メートルでございますので、現状の計画道路に当て
はまらないことが1つの条件でございまして、非常にむずかしいと思ひます。

○ 1番（若浜記久男君） ということは、これは15年前に計画してるわけですね。15年も何
も手を打たなかった。ということは計画中止ということですか。

○ 建設部長（逢野一郎君） 計画が中止になるということではございませんが、15年前には計画決定を打ったんですが、府の財政事情の悪化もございまして、採択が非常にむずかしい要素があったわけでございます。8メートルの幅員という形では、非常にむずかしい要素がございます。その辺についても、今後十分われわれとしては府にも要望して、採択をお願いしたいと考えております。

○ 1番（若浜記久男君） 交通公害課にも、何とかしてくれ、という申し入れがあり、非常に1番悪い状況にあるわけです。この問題は何ら進展しないと考えられるわけですが、大阪岸和田南海線ができる若干でも緩和されると思いますが、これについては、具体的にどうなってるのか、もう1度お願いしたいと思います。

○ 建設部長（逢野一郎君） 岸和田南海線は、松尾川から中央線までは、55年度で測量は完了しており、56年に買収の予定でございます。それで、中央線から泉大津中央線、俗に言う泉大津阪本線ですが、この間は56年に測量をし、買収に入っていただくよう、鳳土木とも協議を行っております。

なお、中央線から病院につきましては、かねがね御指摘をいただいておりますが、この件についても鳳土木と協議し、現在、泉大津粉河線の買収を交差点から13号線まで行ってるわけでございます。これらについても55年から買収、現在、約40%程度完了してありますが、今後も引き続いてこの買収を早期にやりたいと考えております。

○ 1番（若浜記久男君） 簡単に言われますが、あの一带は、人家の密集地域でございます。とてもやないが、簡単にできるとは思われないうです。いずれにしても、黒観線の延伸も、こっちもだめだ、両方だめになるということは、通学のために危険を背負っていかなければならないとなりますので、私の考え方、要望として、いずれかができ上がれば、半分は解決すると思っておりますので、これについて十分プッシュしていただくというか、実現の方向に向けてお願いしておきたいと思っております。

いろいろまだお聞きしたいんですが、時間も過ぎておりますので、また、その都度お話をあがりますので、よろしく願いをしておきまして、これで終わります。

○

○ 議長（貝淵博治君） 以上で、皆さんの御協力をいただきまして、一般質問は予定よりも早く終了いたしましたことを厚く御礼申し上げます。

引き続き、本当にお疲れのところ恐れ入りますが、過日の議会運営委員会で御了承を賜っておりますので、9日の議案審議を午後からに繰り上げさせていただきます御審議を願いたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

それでは、1時まで休憩いたします。

(午後零時7分休憩)

(午後1時4分再会)

- 議長(貝淵博治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。午後の議事日程は、お手元に印刷配付してあるとおりでありますので、御了承賜りたいと存じます。

それでは、これより日程審議に入ります。日程第2「昭和54年度和泉市歳入歳出決算認定について」を議題といたします。本決算については、昨年12月第4回定例会におきまして決算審査特別委員会に付託となっておりますので、審査の経過並びに結果の報告を柳瀬委員長をお願いいたします。

(決算審査特別委員長報告)

- 決算審査特別委員長(柳瀬美樹君)

昭和55年12月開会の第4回定例市議会におきまして、昭和54年度一般会計並びに特別会計決算が上程され、その審査を決算委員会に付託となり、慎重に審議いたしました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめ御報告いたします。

去る2月5日に委員会を招集し、市長初め助役、収入役、教育長及び関係部課長の出席を求め、一般会計の歳出より款を追って審査に入ります。

まず、議会費と総務費を一括して諮りました。まず議会費については、56年度より議員行政旅費を一括して個人の分として計上するのか、また、それに伴い規定とか申し合わせ等について説明を、それと、この決算書の配分について説明されたい。との質問に対し、56年度に向けての旅費の規定はございません。今後、実施いたす分については、正副議長さんとも御協議願っています、何らかの形をつくっていかねばならないと存じます。54年度につきましては、1名、5万円の行政視察旅費が支出され、その内訳については、五月会5名、友誠会3名、共産党4名、公明党4名、政友のクラブ8名社会党2名、新風会3名市民クラブ2名、こういう形で行政視察を行っていただいた、との答弁がありました。

総務費については、昭和56年度予算編成にからみ、取次所あるいは出張所設置について、鶴山台問題も含み、具体的にどういう考えを持っているのか。第2点、広報いずみの配布手数料一部幾らか、町会に入っていないところはどのようにするのか。第8点、総務費非常勤嘱託員報酬、同和対策総務費非常勤嘱託員報酬、隣保館運営費非常勤嘱託員報酬について、それぞれの課で組んでいるが、何人で、どういう仕事をしているのか、また、指揮命令権はどこか、とのそれぞれの質問に対し、第1点の出張所については、現時点では、2、8カ所を考えており、いまやっ

いる方法が即、そのままとは考えている内容とはかなり違っております。したがって、電送システムを一挙にやるということはいろいろ問題もあり、行く行くは電送システムを設置するんだという前提において検討中で、鶴山台問題の取り扱いについても慎重に検討してまいりたい、との回答がありました。

第2点として、配布手数料については、一部4円の割合でお願いしており、町会に加入されていない人たちについては、郵送なりアパートの代表者、そのグループ代表をお願いして広報を配布いたしております。

第3点の非常勤嘱託員については、現課に組んである分については、診療所の医師、その他職員さんでやめられた方々を一定の必要性に応じて措置してあるのが14名で、同和対策分については13名、合計27名であります。指揮命令権については市である。との回答があり、議会費と総務費を終わりました。

次に、民主費と衛生費を一括審査に入り、第1点、生活福祉資金貸付金で支出済み十万円であるが、余り利用されていない。その貸付限度額と利用数について。第2点、南池田第1保育園、土地の確保もできているのに、建てかえはなかなかできない。その理由はなにか。

第3点、医療ヘルパー報酬の不用額が多い。前回の定例会でヘルパーの増員をお願いいたしましたが、なぜこれだけの不用額を出したのか、今後、ヘルパーの増員を考えているのか。

第4点、保育所維持補修費で、ひまわり保育園のガス洩れ修理費は、建築してまだ日が浅いのになぜガス漏れができたその理由と、工事はだれか。

第5点、成人病予防費で各婦人会が検診に成人病センターへ行くのに早期に行き、おそくまでかかるのとことと、市はそれの対策をどう考えているか、とのそれぞれの質問に対し、第1点の資金貸付金については、限度額が5万円で、54年貸付は2件である。旨の答弁があり、第2点の南池田第1保育園の建てかえについては、市の財政状況の厳しい中、現在まで御辛抱願っておりますが、56年度建てかえを前提として現在検討中であり、いましばらくの時間をいただきたい。旨の答弁がありました。

第3点のヘルパーの不用額については、昭和54年度より発足するということで予算計上し、準備等の都合で年度末の2月よりヘルパーの派遣事業を行ったもので不用額が多くできたわけで、現在2名のヘルパーで、約40世帯を対象に支障のないよう実施している。旨の回答がありました。

第4点のひまわり保育園のガス漏れについては、床下にガス管を入れており、鉄筋1部3階建ての建物で、地盤が不十分だったことで地盤沈したわけでガス管が痛み、ガス漏れの原因となったものであり、業者は大阪ガス鳳営業所で、地下埋設している分を全部やり直したのが実態であ

る。旨の答弁がありました。

第5点、成人病検診については、市は直接やっておりません。府の保健所が成人病に関してあつせんして連絡を取り実施している。旨の答弁があり、民生費と衛生費を終わりました。

次に、労働費、農林水産費、商工費を一括審議に入り、第1点に、ため池改修で老朽が多い個人のため池で受益者の少ない池等で国、府に乘らない分を改修するに、市単独の枠が厳しいので、防災対策という点から実施せねばならないと思うが、55年度は幾らか、56年に向けて増額する考えはないか。第2点、金融対策費で市の融資対策であるが、毎月1件であっても審査会を開いてほしい。申し込んでもいつになるかわからない現況であるので、PRとか改善方法はどのようにするのか。第3点、消費経済費の委託料の内容は何か、とのそれぞれの質問に対し、第1点のため池改修については、市単独土地改良事業の100万円の限度額については、資材、物価の高騰によって若干オーバーする事業も出てきており、国、府の事業に乗せていくよう取り組んでいるところであり、100万円の市単の事業も必要であり、55年度では300万円で、今後、予算の許す限り検討してまいりたい、との答弁がありました。

第2点の融資については、審査委員会の中で、PRをもっと積極的にすべきとの意見が出まして、市の広報課にお願い申し上げ、毎月市政だよりの下にマスを設置して広告し、月末締め切りで、翌月の審査に間に合うよう市民の方にPRを行い、また、商工会と市が共同発行しておる商工ニュースにおいても記載し、双方を利用して市民皆様の利用の円滑化を図ってまいりたいと考え現在も取り組んでいる。旨の答弁がありました。

第3点の委託料については、和泉市青果物商業協同組合、150名で組織されております法人団体に、日常市民の方が多く消費される食料品を中心に毎月1回、第1土曜日に協同仕入れ販売をやり、金曜日にチラシを入れて販売する印刷、宣伝に対する助成である。との答弁があり、労働費、農林水産費、商工費の一括審議を終わり、次に、土木費の審議に入り、第1点、光明池和田線はかねてから問題になっているが、現在までの進捗状況。第2点として、住宅管理費で黒鳥第2住宅一部用地問題に係る和解金の内容について、とのそれぞれの質問に対し、第1点の光明池和田線については、従来からの交渉から、昨年ようやく明示の同意を得まして、一応道路の明示もできましたし、水路の明示につきましては、町会と話し合いも測量の段階まで至っており、1日も早く解決すべく努力を重ねている。旨の答弁がありました。

第2点の和解金については、これは黒鳥市宮住宅の用地買収が出てきた中で、土地所有者が亡くなられ、第3者から市の住宅撤去問題もからんできて訴訟となり、昭和54年4月和解の成立が見られ、それに対する和解金である。旨の答弁があり、土木費を終わりました。

次に消防費については、異議なく終わり、教育費につきましては、第1点として、サマースク

ール講師謝礼、何名の講師で何をするのか。第2点として、和泉市進路保障協議会委託料で何を委託するのか。第3点として、行政協定により児童委託料、小、中学校で何名で、金額は幾らか、とのそれぞれの質問に対し、第1点のサマースクールについては、地域の高校生、大学生27名を夏休み約30日間、小、中学生を指導活動します。その指導員の補助である。旨の答弁がありました。

第2点の進路保障協議会委託料については、市内の幼稚園保母小、中学校の職員がそれぞれ会員となって、子供達の進路保障についていろいろ研究し、子供たちの将来に対する研究をするために講師を招き、見学、研修することに対する補助である。旨の答弁がありました。

第3点として、行政協定による児童委託料については、行政協定による単価はいろいろありますが、経常経費から基準財政需要額を引いて、それを総児童数で割るのが一般化してきているもので、各市間の開きもあるようですが、小学校については、泉大津11,854円、堺市20,000円、中学校、堺市25,000円、高石47,614円、泉大津市21,062円で各市間まちまちである。との答弁があり、次に、横山幼稚園の進捗状況はどうかに対し、昭和55年債務負担行為として用地買収費を計上し、計上いただいた後、一定の候補地を教育委員会内部で検討いたしまして、現在接触を重ねており、できるだけ早期に買収を行いまして、施設の整備を図っていききたい、旨の答弁があり、教育費を終わりました。

次に、公債費、予備費、前年度繰上充用金、災害復旧費を一括審議に入り、第1点として、公債は年々大きくなっているが、54年、55年、56年の率と、56年度元金利息はどのようになっているのか。第2点として、開発公社への9,000万円、歳入の方で毎年、帳簿上こういうようにしているが、いつ返済され、どう処理するのか。第3点として、歳出総額の中で、同和関連、いわゆる同年対策費の総額と、その財源は、とのそれぞれの質問に対し、第1点の公債比率については、54年度19.9%、55年度は19.6%、56年度については、あと数カ月の出納、収入支出の期間があり、見込みとしては19.6%になろうかと思えます。56年度の見込みで償還金総額で30億程度であろうかと思う。との答弁がありました。

第2点の開発公社の件ですが、これは大阪府都市整備協会から低利の資金を導入いたすについて、対象事業費の3分の1相当分を一般会計でめんどろを見ようというもので査定基準の中に条件があるわけで、その条件を満たすため一般会計より貸し付け、単年度処理をもって継続して措置をしているものである。旨の答弁がありました。

第3点の歳出総額の中の同和関連分については、同和対策経費の分析の方法については、いろいろと議論されているところでありますが、特別交付税獲得あるいは起債の獲得、財源獲得の面から分析した数値ということで御承願いまして、54年度の場合、一切含めまして47億9,000

万円、国、府の支出が20億7,000万円、起債が8億9,300万円である。との答弁があり、歳出を終わりました。

引き続き、歳入を一括して審議いたしました。

第1点として、解放センターの利用状況と職員数について。第2点として、税収入の中で固定資産税の一斉調査はいつまでやるのか、どれだけの成果があったのか。第3点、葬儀使用料、保育料の値上げをしたが、前年度からしてどのぐらいの伸びになったか。第4点として、中央丘陵整備調査委託料とはどんなものか。第5点として、預託金利子とはどういうものか。

まず、第1点の解放センターの利用状況については、市民文化ホール36件で、収入126万4,050円、大会議室96件18万4,800円、和室267件で7万9,300円で、合計152万8,150円で、職員数は、幸会館、王子会館、解放センター全体を含め、54年4月1日現在30名で、解放センターだけで26名である。と答弁がありました。

第2点の固定資産税の一斉調査については、全地域を地区別に区分し分担を決め、調査対象件数44,576件で、52年、53年、54年、55年12月までの4年間で55%の消化で、25,882件を調査実施したもので、52年度の当初、固定資産税と都市計画税を合計いたしまして5億3,600万円であり、昭和56年度当初調定の見込みといたしまして9億8,200万円、率にいたしまして83%の増である。旨の答弁がありました。

第3点の値上げについてですが、葬儀分として53年度収入額が4,197万5,800円で、これに伴い54年度の収入は5,892万円、伸びにしまして7.7%であり、約1,600万円の増であります。保育料については、人員差もありますが、53年度1人当たり6,256円であったのが、54年度7,455円、伸びにしまして19%増で、約4,200万円の増である。との答弁がありました。

第4点の中央丘陵の委託料については、中央丘陵の都市整備部の受託事務は、昭和54年度分に限り、11月から公団と協定を結び一定の特別会計を位置づけし、議会の議決をお願いし執行してまいった旅費、委託料、備品購入等である。旨の答弁がありました。

第5点の預託金利子ですが、和泉市単独の事業融資資金であり、6,000万円を2行、3支店に預託し、その5倍をもって融資あっせんをお世話しているもので、1年定期で各銀行にし、件数または、融資あっせん等に接分預託しているものである。との答弁があり、その他、歳入、歳出にわたり数点の質疑がありましたが、それぞれ回答があり、また、意見、要望もあり、一般会計決算の審議を終わりました。お諮りいたしましたところ、反対意見があり、採決の結果、賛成多数で認定することに決した次第であります。

引続いて、国民健康保健事業特別会計の歳入歳出を取りまとめ申し上げます。

第1点として、改定された保険料でどのくらいの増収か。また、繰入金ですが、53年、54年、55年と一般会計からのいかほどか。第2点として、不納欠損額の内容の説明を、との質問があり、第1点の保険料の改定により増収分については約2,500万円の増収で、繰入金については、53年度分は5,000万円、54年分につきましては、運協等いろいろ御協議いただきまして7,000万円、55年度につきましても54年度と同様、7,000万円措置している。旨の答弁がありました。

第2点の不納欠損の内容説明ですが、これは滞納繰越金で、差し押さえ物件等売却いたしましたもの1件、それと、生活保護に加入して保険料の免除をしなければならなくなった者が45件、他市へ転出して不明分が158件、住民票が和泉市に置きながら居住不明の分が68件、以上が不納欠損の内容である。との答弁があり、国民健康保険事業特別会計の審議を終わり、本決算を認定すべくお諮りいたしましたところ反対の声があり、採決の結果、賛成多数により認定することに決した次第であります。

次に土地区画整理事業特別会計決算については、特に質疑も無く、本決算を認定することにお諮り致しましたところ、全員異議なく認定することに決しました。

次に、公共用地先行取得事業特別会計決算については、別に質疑もなく、本決算認定につきお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定することに決しました。

次に、公共下水道事業特別会計決算認定についても、別に質疑もなく、本決算認定につきお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定することに決しました。

次に、和泉中央丘陵整備事業特別会計決算認定については、開発公団の委託であるが、いよいよ買収に入るが、どの程度進んでいるのか、との質問に対し、地元対策委員会等54年度末に組織化をお願いしておりましたのがまとまり、55年1月以降評点の作業に入り、5月に評点案を作成し、5カ月程審議をお願いし、引続いて立木の補償基準、一定の縄延びが見られる当該用地の対策案、それから買収の条件等について、11月ごろまでに対策委員会に御提示申し上げ、御審議を願ったところであり、大きなところは、評点と単価のみが残っており、5月まで詰めておりましたが、本年1月26日、連合対策委員会の権利部会の席上、1点評価の発表をさせていただき、そのまとめに現在、集約にかかっている段階である。との答弁がありましたが、宅地開発公団より業務を委託してやっているものであり、和泉市の現況なりを考えると、非常に大きく左右されるにもかかわらず、特別委員会で意見を言って対応しているが、町づくりするにも、開発が進められている状況の中で、経理を明確にするため特別会計を組んでやっているわけであり、そういう点では非常に疑義を感じるので、これからの状況を見ていきたい。との意見を付して保留するという発言があって、お諮りいたしましたところ、異議なく、本決算を認定することに決

した次第であります。

以上が、本決算特別委員会で審査した結果の概要であります。何とぞ速やかに本決算を認定せられんことをお願いいたしまして、私の報告を終わります。

- 議長（貝渕博治君） ただいま決算委員長より詳細な審議の経過並びに結果の報告がありました。

お諮りいたします。委員長報告に対する質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、討論に入ります。反対の方からお願いいたします。

- 7番（勝部津喜枝君） 共産党議員団を代表いたしまして、ただいまの昭和54年度決算審査特別委員会委員長報告に対する反対意見を申し上げます。

昭和54年度一般会計決算は、財政自主再建の初年度ということで、各種公共料金の引き上げ及び補助減額を大幅に行って市民に大きな負担を強いた内容のものであります。黒字決算というものの、それは市民本位の財政再建ではなく、市民負担の結果としてあらわれたものと考えます。

一方、同和行政関係につきましては、一部特定団体の市政介入と市長の自主性のなさから、依然として各種のむだな経費の支出や言いなりの行政が行われております。こうしたこととあわせまして、当初予定しておりました一部見直しについても、それ自体一定の問題はあったとはいうものの、一たん議会で議決されたにもかかわらず、市長が選挙の終わった途端に逆に見直しを提案するなどの実態であります。

以上、重要な決算内容をもった54年度につきまして、上記のような理由から認定には反対をいたします。

また、他の特別会計につきまして国民健康保険事業会計には反対、土地区画整理事業、公共用地先行取得事業、公共下水道事業につきましては賛成、中央丘陵整備事業特別会計につきましては、年度途中の発足でもあり、事業の進展につきましては、いまなおはっきりとしないものもあって、果たして市民本位の町づくりがなされるかどうかという点もあり、この決算認定につきましては、保留の態度といたします。

以上のようなことから、一括しての委員長報告には反対をいたします。

- 議長（貝渕博治君） 次に、賛成の方お願いいたします。
- 26番（仁井明君） 私は、昭和54年度和泉市一般会計並びに各特別会計決算について、賛成の立場から意見を申し述べたいと存じます。

まず、一般会計決算については、本市の財政状態は、昭和50年度以降大幅な赤字が累増し、

53年度末には実質収支比率がマイナス19.4%となり、財政再建団体指定寸前の最悪の事態を見たのは、周知の事実であります。

昭和54年度においては、再建団体職落回避を至上目的とした自主再建計画に基づく地道な努力、また一方、税、地方交付税等の増額にも起因すると考えられますが、46年度以来8年ぶりに単年度において9千5百十余万円の黒字決算を見たことは、理事者の努力並びに関係各位の協力のたまものと評価するものであります。

地方財政を取り巻く環境は厳しく、加えて本市は財政基盤が脆弱な体質であるため、今後の財政運営に当たっては、財源の拡充強化とその獲得に向けて格別的手段を講ずるとともに、1日も早く累積赤字の解消とあわせて財政構造の改善に対応していただきたい。また、今後とも財源の効率的配分により、住民福祉、教育、都市整備等の財政需要に対応するための積極的な努力を傾注することを強く意見として申し述べるものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計については、被保険者負担の改正等により、前年度に引き続き若干の黒字決算となっているものの、年々増高する医療費に対し、抜本的な国民健康保険制度の改革を図るよう強く国に要望し、健全な運営が保たれることを望むものであります。

次に、公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び和泉中央丘陵整備事業特別会計については、計画事業達成のため、所期の目的に向けて漸次遂行されているものと評価いたします。今後とも鋭意努力されんことは期待いたします。

以上、各会計予算について意見を申し上げ、本決算については、賛成を表明するものであります。

以上でございます。

○ 議長（貝淵博治君） 以上で討論を終わります。

反対意見がありますので、採決を行います。昭和54年度和泉市歳入歳出決算について、委員長報告どおり認定するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

賛成多数でありますので、昭和54年度和泉市歳入歳出決算は認定されました。委員の皆さんには、御審議本当に御苦労さんでございました。ありがとうございました。

○
○ 議長（貝淵博治君） 日程第3より日程第11までは、いずれも例月出納検結果報告でありますので、一括議題といたします。

表題のみ朗読させます。

（市会事務局長朗読）

監査報告第1号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和55年9月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年1月22日

監査委員 久光 喜多男

同 成田 秀益

記

1 検査実施日 昭和56年1月22日

2 検査の対象 昭和55年9月分の出納状況

3 検査の結果

9月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第2号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和55年10月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年1月22日

監査委員 久光 喜多男

同 成田 秀益

記

1 検査実施日 昭和56年1月22日

2 検査の対象 昭和55年10月分の出納状況

3 検査の結果

10月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第3号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和55年10月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年1月22日

監査委員 久光喜多男

同 成田秀益

記

- 1 検査実施日 昭和56年1月22日
- 2 検査の対象 昭和55年10月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業第31条による10月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第4号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和55年11月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年1月22日

監査委員 久光喜多男

同 成田秀益

記

- 1 検査実施日 昭和56年1月22日
- 2 検査の対象 昭和55年11月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による11月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第5号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67条）第235条の2第1項の規定により、昭和55年10月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年1月22日

監査委員 久 光 喜多男

同 成 田 秀 益

記

- 1 検査実施日 昭和56年1月22日
- 2 検査の対象 昭和55年10月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による10月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第6号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和55年11月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年1月22日

監査委員 久 光 喜多男

同 成 田 秀 益

記

- 1 検査実施日 昭和56年1月22日
- 2 検査の対象 昭和55年11月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による11月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第7号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和55年11月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年2月23日

監査委員 久光 喜多男

同 成田 秀益

記

- 1 検査実施日 昭和56年2月23日
- 2 検査の対象 昭和55年11月分の出納状況
- 3 検査の結果

11月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、11月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第8号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和55年12月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年2月23日

監査委員 久光 喜多男

同 成田 秀益

記

- 1 検査実施日 昭和56年2月23日
- 2 検査の対象 昭和55年12月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による12月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第9号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和55年12月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。
その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年2月23日

監査委員 久光 喜多男

同 成田 秀益

記

- 1 検査実施日 昭和56年2月23日
- 2 検査の対象 昭和55年12月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による12月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

- 議長（貝淵博治君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第1号より第9号までの報告を終わります。



- 議長（貝淵博治君） 次に、日程第12「専決処分の承認を求めることについて」（交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について）を議題に供します。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

昭和56年3月8日提出

和泉市長 池田 忠 雄

専決第1号

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、交通事故によ
る損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

昭和56年1月27日専決

和泉市長 池田 忠 雄

市は、交通事故による損害賠償につき、次のとおりその額を決定し和解する。

1 損害賠償及び和解の相手方

泉大津市我孫子79-5

金 延 泰 基

2 損害賠償の額

550,000円

3 和解の要旨

市は相手方との間に起こした交通事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支
払うことで和解する。

報告第2号参考資料

(I) 損害賠償等の原因である交通事故の概要

1 日 時 昭和55年12月5日午後1時20分頃

2 場 所 和泉市万町171番地

市道琴の坂石尾線と市道焼津池田下線の交差点

3 事故の概要

昭和55年12月5日午後1時20分頃、2トンパッカー車（泉88さ34-27）で万
町の不燃性廃棄物を満載し、埋立地へ搬送するため、市道琴の坂石尾線を進行し、市道焼津
池田下線との交差点にさしかかったところ、突然道路横断者が現れ、それを避けるため、急
ブレーキをかけ、ハンドルをとっさに左に切ったところ、市道焼津池田下線を進行してきた
相手方の泉大津市我孫子79-5金延泰基氏の車（泉45さ31-62）に当たり前部車体
を破損させたものである。

(II) 損害賠償額の内訳

総 額 550,000円

車輛修理代 550,000円

全国市有物件災害共済によるてん補 550,000円

○ 議長（貝淵博治君） 報告の説明を願います。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） お許しを得まして、ただいま御上程いただきました報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」、去る1月27日、専決第1号で専決処分させていただきました「交通事故による損害賠償の額の決定及び和解」につきまして、専決の理由及び事故の概要並びに和解の内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、専決の理由でございますが、和解の成立に伴いまして、相手方の自動車の修理費のため、賠償額支払いの必要が生じたため決定させていただきます。

次に、事故の概要でございますが、昭和55年12月5日午後1時20分ごろ、運転者の環境整備課職員が塵芥収集車、2トンパッカー車を運転し、不燃物収集日程に基づき万町の不燃性廃棄物を満載し、埋立地へ搬送するため、市道琴の坂石尾線を進行し、市道焼津池田下線との交差点にさしかかったという。突然道路横断者があらわれ、それを避けるため急ブレーキをかけ、ハンドルをとっさに左に切ったところ、市道焼津池田下線を進行してきた相手方の泉大津市我孫子79-5、金延泰基氏の車に当たり、前部車体を破損させたものであります。

和解の内容といたしましては、相手方車の破損部分の前面修理費55万円の損害賠償額を支払うことにより、和解が成立いたしましたものでございます。

なお、当該金額につきましては、全国市有物件災害共済による保険金で全額補てんいたすものでございます。

以上で事故及び和解の内容説明を終わらせていただきますが、人身事故に至らなかったことは不幸中の幸いでもありましたが、事故発生の原因はいかであれ、相手方に全面的賠償を行わねばならない事故を起こし、御迷惑をおかけしましたことはまことに申しわけなく、深く、おわび申し上げますとともに、今後、かかることのないよう嚴重注意いたしますので、何とぞ本専決処分について御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にないようでございますので、報告第2号を承認することに決めます。

○ 議長（貝淵博治君） 次に、日程第13「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題に供します。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第14号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和56年3月3日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項を次のように改める。

給料は毎月21日に支給する。ただしその日が休日、土曜日又は日曜日(以下これらの日を「休日等」という。)であるときは同日前でかつ同日に最も近い休日等でない日とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

給与支給事務の実態にかんがみ、給与支給日の一部変更をする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第14号参考資料

和泉市職員の給与に関する条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
(給料の支給期日) 第9条 給料は毎月21日に支給する。ただしその日が休日、土曜日又は日曜日(以下これらの日を「休日等」という。)であるときは、同日前で、かつ、同日に最も近い休日等でない日とする。	(給料の支給期日) 第9条 給料は毎月21日(その日が休日であるときは順次前日に繰り上げる。)に支給する。
2 略	2 略

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 参与（西川喜久君） お許しをいただきまして、ただいま御上程いただきました議案第14号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。議案書29ページでございます。

現行給与支給日におきまして、その支給日が土曜日となったときは、勤務時間は午前中のため、事務を短時間に処理しなければならないのと、市内全域にわたる各施設の職員の給与支給についても、一定の時間に支給をしなければならないため、給与支給事務が非常に混雑化いたしておる現状でございます。これらの解消を図るべく給与支給日の一部を改正する必要があるものでございます。

その内容でございますが、第9条第1項におきましては、給料は毎月21日に支給し、その日が休日であるときは順次前日に繰り上げて支給することとなっておりますものを、給料支給日が毎月21日であるが、その日が休日、土曜日又は日曜日になるときは、それらの前日で、それらの日でない日に支給しようとするものでございます。

次に、附則でございますが、以上申し上げました改正につきましては、公布の日から施行するものといたしております。

以上、簡単でございますが、議案第14号の提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜り、原案どおり可決御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 16番（赤坂和見君） ちょっとお聞きしたいんですが、この件については別に問題はないと思うんですが、出先等の機関で給与を取りに来る場合、幸いに当市では事故はありませんが、他市では、保育園の計算間違いとか窃盗があったとか、いろんな問題が起こってます。多額なお金を扱うわけですから、本庁以外の機関では、振り込み制度をどういうふうにかえられるか、そうする方が安全かつ正確であると考えられますが、予算的にはどんなものか、その点。
- 議長（貝淵博治君） 答弁。
- 参与（西川喜久君） お説ごもつともございまして、給与を市の方へ取りに来て万が一、盗難に遭った場合には、盗難保険に入っておりますが、御意見ごもつともな点でございますので、ひとつ今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。
- 議長（貝淵博治君） 他に質疑御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第14号を原案どおり可決いたします。

○議長（貝淵博治君） 次に、日程第14「財産取得について」（市立光明台中学校校舎）と日程第15「財産取得について」（市立光明台南小学校校舎）を一括議題に供します。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第15号

財産取得について

市立光明台中学校校舎として次の建物を取得するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

昭和56年3月3日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 場 所 和泉市光明台一丁目28番1号
2. 構造及び面積 鉄筋コンクリート造3階建 1,323㎡
3. 取得予定価格 159,347,526円
4. 契約の相手方 東京都千代田区九段北一丁目14番6号
日本住宅公団
大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
日本住宅公団関西支社
理事・支社長 松下良一

議案第16号

財産取得について

市立光明台南小学校校舎として次の建物を取得するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

昭和56年3月3日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 場 所 和泉市光明台三丁目8番1号
2. 構造及び面積 鉄筋コンクリート造3階建 1,558㎡
3. 取得予定価格 172,269,852円
4. 契約の相手方 東京都千代田区九段北一丁目14番6号

日本住宅公団

大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

日本住宅公団関西支社

理事・支社長 松下良一

○議長（貝淵博治君） 提案理由の説明をお願いします。

○教育次長（杉本弘文君） お許しをいただきまして、ただいま御上程いただきました議案第15号及び議案第16号の「財産取得について」、提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本案は、日本住宅公団の建てかえ施行により建設し、すでに供用を開始いたしております市立光明台中学校及び光明台南小学校の建物を相手方、日本住宅公団との契約によって取得するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の御議決をお願いするものであります。

それでは、議案第15号より内容の御説明を申し上げます。

本件の光明台中学校校舎は、すでに昭和53年3月完成し、供用を開始いたしており、本年度国庫補助金7,386万5,000円の交付を受け、市有財産として取得するものであります。

構造及び面積は、鉄筋コンクリート造3階建、1,323平米で、普通教室5教室、特別教室、管理諸室、給食室等で、取得価格は1億5,934万7,526円を予定しております。

財源内訳といたしましては、国庫補助金7,386万5,000円、起債4,910万円、一般財源3,638万2,526円でありまして、国庫補助以外の一般財源相当額については、昭和58年度より昭和77年度まで、年利6.5%で半年賦元利均等払いで償還することといたしております。

次に、議案第16号は、光明台南小学校校舎でございます。本件の光明台南小学校校舎もすでに53年3月完成し、供用を開始いたしております。本年度国庫補助金1億3,837万7,000円の交付を受け、市の財産として取得いたすものであります。

構造及び面積は、鉄筋コンクリート造3階建1,558平米で、普通教室2教室、特別教室2教室、管理諸室、給食室等で、取得価格1億7,226万9,852円を予定しております。

なお、財源内訳は、国庫補助金1億3,837万7,000円、起債3,600万円、一般財源3,243万2,852円で、国庫補助以外の一般財源相当額につきましては、昭和58年度より昭和77年度まで年利6.5%、半年賦元利均等払いによって償還することといたしております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第15号及び第16号を原案どおり可決いたします。

○議長(貝淵博治君) 次に、日程第16「市道の路線認定について」(今福団地1号線)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第17号

市道の路線認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

昭和56年3月3日提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
今福団地1号線	608.72	7.00~8.00	和気町36番地先	和気町93番地の1先	

議案第17号、議案第18号及び議案第19号参考資料

道路法(昭和27年法律第180号)抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で市町村長がその路線を認定したものを用いる。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3~5 略

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することがで

きる。路線が重複する場合においても、同様とする。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代るべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代え、路線を変更することができる。
- 3 前2項の規定により路線を廃止し、又は変更しようとする場合の手続は、路線の認定の手続に準じて行わなければならない。

○議長（貝淵博治君） 提案理由の説明をお願いします。

○建設部長（逢野一郎君） それでは、お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第17号「市道の路線認定について」提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本路線は、大阪府住宅供給公社が今福団地開発に伴い造成工事がほぼ完了いたしましたので、近畿財務局との間に里道の水路のつけかえ確認協議が整いましたので、住民の交通の利便に供するため、今回、市道の認定をお願いするものでございます。

内容でございますが、位置は、起点が和気町36番地先、すいせん保育園前から終点は和気町93番地の一先、父鬼和気線のボーリング場まででございます。延長は608.72メートル、幅員7メートル～8メートルでございます。

なお、団地内の支線につきましては、団地完成後追加確定をお願いしようとするものでございます。

なお、本路線の維持管理につきましては、団地完成まで住宅供給公社が管理を行うようになってございます。

以上、簡単でございますが、よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○12番（横田憲治郎君） この路線の現況は、まだ建設途上ではないんですか。恐らく建設委員会協議会に報告、協議があったらうは想像はしますが…。

もう一つは、この路線を中心として築造工事が供給公社の事業主体で行われるわけですね。そういう状況と、一応、市道路認定後供用開始となる。ところが建設途上で、住宅建設が始まるわけですね。認定されたら、公の市道として通用する。ところがまだ建設中、その道路を中心として開発行為が行われているという形で市道認定が出発していいものかどうか、どういう見解を持っておられるか、伺っておきたいと思います。

○議長（貝淵博治君） 理事者答弁。

○建設部長（逢野一郎君） 御指摘の件ですが、現在、御上程をお願いいたしました区間については、築造工事が完了いたしております。御指摘のとおり、今後、建設工事にかかるわけでござい

ますので、この区間については、やはり市道の破損等も考えられますので、管理については、住宅供給公社にお願いしたいと考えておるわけでございます。

○12番(横田憲治郎君) 意見だけ。移管されるのは近い将来、という表現でいいかわかりませんが、いま、建設工事に使うのでつぶされるかもわからんという。それであれば、きちっと建設も行われて移管される時点で認定し、市が責任をもっていくのが本筋であると思う。市道に認定しておいて移管は先、その間につぶれたらあっちで直してもらうということですね。いろいろ財源的な他の面もあって、先に市道認定しとかんとかん理由があるのかどうか、それを聞いたかったんです。それはどうもなさそう…、あるんですか。あるんやったらはっきりしてください。

○建設部長(逢野一郎君) 先ほども提案理由で申し上げましたように、供給公社と近畿財務局との間に里道水路のつけかえという形で協議がなされておったんですが、今回、確認協議が整ったわけですので、今回、市道認定をしれいということでございます。

○議長(貝淵博治君) 他の質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第17号を原案どおり可決いたします。

○議長(貝淵博治君) 次に、日程第17「市道の路線の廃止及び認定について」(北池田40号線他3線)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第18号

市道の路線の廃止及び認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条及び第10条の規定により、次のとおり市道の路線を廃止し、及び認定する。

昭和56年3月3日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 廃止する路線

路線名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要なる経過地
北池田40号線	476.30	1.40~2.80	伏屋町188番地先	伏屋町589番地先	
北池田41号線	295.00	1.40~1.70	伏屋町237番地先	伏屋町198番地先	
北池田48号線	520.00	1.60~4.00	伏屋町198番地先	伏屋町301番地先	
北池田44号線	568.00	1.50~4.30	伏屋町400番地の3先	伏屋町674番地先	

2. 認定する路線

路線名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要なる経過地
北池田40号線	591.30	4.00~9.24	伏屋町188番地先	伏屋町202番地の1先	
北池田41号線	81.90	4.00	伏屋町237番地先	伏屋町202番地の1先	
北池田43号線	480.50	4.00~6.90	伏屋町198番地先	伏屋町316番地の1先	
北池田44号線	455.10	3.40~6.90	伏屋町400番地の3先	伏屋町364番地の1先	

○議長（貝淵博治君） 提案理由の説明をお願いします。

○建設部長（逢野一郎君） それでは、お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第18号「市道の路線の廃止及び認定について」、提案理由並びに内容について御説明を申し上げます。

本路線は、いずれも大阪府企業局が新住宅市街地開発法に基づき泉北ニュータウンを開発したことに伴い、周辺整備事業として現市道の整備が完了いたしましたので、従来の市道を廃止し、新設された道路の認定をあわせてお願いするものでございます。

次に、内容の御説明を申し上げます。まず、位置ですが、四路線とも伏屋町内、和田福泉線から泉北4号線間の市道整備でございます。北池田40号線は、起点は伏屋町188番地から終点は伏屋町589番地先までの延長476.30メートル、幅員1.40メートル～2.80メートルを廃止し、改めて北池田40号線として、起点は伏屋町188番地先から、終点は伏屋町202番地の1先までの延長591.30メートル、幅員4メートル～9.24メートルを認定しようとするものでございます。

同北池田41号線は、起点は伏屋町237番地先から、終点は伏屋町198番地先までの延長295メートル、幅員1.40メートル～1.70メートルを廃止し、改めて起点は伏屋町237番地先から、終点は伏屋町202番地の1までの延長81.90メートル、幅員4メートルを認定をお願いしようとするものでございます。

また、北池田43号線は、起点は伏屋町198番先から、終点は伏屋町301番地先までの延長520メートル、幅員1.60メートル～4メートルを廃止し、改めて起点は、伏屋町198番地先から、終点は伏屋町316番地の1先まで、延長480.50メートルを認定をお願いしようとするものでございます。

また、北池田44号線は、起点は伏屋町400番地の3先から、終点は伏屋町674番地先の延長568メートル、幅員1.50メートル～4.30メートルを廃止し、改めて起点は伏屋町400番地の3先から、終点は伏屋町364番地の1先までの延長455.10メートル、幅員3.40メートル～6.90メートルの認定をお願いするものでございます。

これらの路線はいずれも泉北4号線へ接続しており、付近住民の交通の利便に利便に供するものでございます。

また、今回御上程いただきました認定につきましては、泉北4号線以西の周辺についてお願いしようとするもので、4号線東側の道路につきましては、堺市との協議が終わった後、追加提案をお願いしようとするものでございます。

以上、簡単でございますが、内容の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、

原案どおり可決御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案番18号を原案どおり可決いたします。

○

○議長（貝淵博治君） 次に、日程第18「市道の路線変更について」を議題に供します。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第19号

市道の路線変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項及び同条第3項の規定により、次のとおり市道の路線を変更する。

昭和56年3月3日提出

和泉市長 池田忠雄

新旧の別	路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
新	上代伏屋線	4,001.00	7.00	上代町132番地の3先	尾井町1257番地先	伯太伏屋線・府中信太山線・いずみ霊園
旧	上代伏屋線	4,001.00	7.00	上代町130番地の3先	尾井町1257番地先	伯太伏屋線・府中信太山線・いずみ霊園

○議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。

○建設部長（逢野一郎君） それでは、お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第19号「市道の路線変更について」、提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本路線は、上代から伏屋への幹線道路として計画され、工事中でございまして、市道として御認定をいただいているものでございます。その後、協議検討いたしまして今回、路線の一部の変更をお願いしようとするものでございます。

次に、内容でございしますが、起点は上代町130番地の3先であります。これを同町132番地の3先に変更し、終点は尾井町1257番地で変更はございません。延長は4001メートル、幅員は7メートルで、途中いずみ霊園横を通り、防衛庁演習場内を南北に通過しておりますこと

は、いままでと変わりません。

以上、簡単でございますが、内容の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第19号を原案どおり可決いたします。

○

○議長（貝淵博治君） 次に、日程第19「昭和55年度和泉市一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第20号

昭和55年度和泉市一般会計補正予算（第5号）

昭和55年度和泉市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ342,610千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23,848,925千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

昭和56年3月3日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

L. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		127,300	5,529	132,829
	2. 地方道路譲与税	40,800	5,529	46,329
7. 分担金及び負担金		485,341	△ 40,840	444,501
	2. 負担金	463,573	△ 40,840	422,733
9. 国庫支出金		4,752,055	11,471	4,763,526
	1. 国庫負担金	2,216,434	8,000	2,224,434
10. 府支出金		2,499,044	3,471	2,502,515
	1. 府負担金	1,509,697	43,909	1,553,606
		142,983	2,000	144,983
	2. 府補助金	1,211,077	38,749	1,249,826
11. 財産収入		1,201	8,160	4,361
	1. 財産運用収入	120,582	17,941.7	299,999
		8,524	179,41.7	187,941

12. 寄附金		493,833	12,500	506,333
1. 寄附金		493,833	12,500	506,333
14. 諸収入		3,570,862	122,224	3,693,086
3. 貸付金元利収入		329,045	107,000	436,045
4. 受託事業収入		20,000	1,324	21,324
5. 雑収入		3,190,960	13,900	3,204,860
15. 市債		1,888,833	8,400	1,897,233
1. 市債		1,888,833	8,400	1,897,233
歳入合計		23,506,315	342,610	23,848,925

2. 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		6,116,710	18,000	6,134,710
L. 福会福祉費		2,340,756	18,000	2,358,756
4. 衛生費		1,576,638	269,905	1,846,543

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1. 予 防 衛 生 費	684,876	142,771	777,647
	2. 環 境 衛 生 費	871,385	127,134	998,519
6. 農 林 水 産 業 費		398,846	3,997	402,843
	1. 農 業 費	390,469	3,997	394,466
8. 土 木 費		4,251,752	27,316	4,279,068
	2. 道 路 橋 梁 費	410,584	42,476	453,060
	3. 河 川 水 路 費	203,110	10,000	213,110
	4. 都 市 計 画 費	1,880,345	△ 25,160	1,355,185
9. 消 防 費		524,886	12,810	537,696
	1. 消 防 費	524,886	12,810	537,696
10. 教 育 費		3,178,926	10,582	3,189,508
	2. 小 学 校 費	1,622,780	5,361	1,628,141
	3. 中 学 校 費	658,371	1,571	659,942
	4. 幼 稚 園 費	294,119	3,650	297,769
歳 出	合 計	23,506,315	342,610	23,848,925

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8. 土 木 費	5. 住 宅 費	改良住宅建設事業	804,567 千円
合 計			804,567

第3表 地方債補正

	補 正 前			補 正 後						
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
環境改善 道路整備 事業	千円 32,800	普通貸 借又は 証券発 行	年8.5% 以内	政 府 行 銀 行 そ の 他	25年以内(内据置 3年以内)ただし、 市財政の都合により 据置期間及び償還期 限を短縮し、もしく は繰上償還又は低利 に借換えすることが できる。	千円 41,200	普通貸 借又は 証券発 行	年9.0% 以内	政 府 行 銀 行 そ の 他	25年以内(内据置 3年以内)ただし、 市財政の都合により 据置期間及び償還期 限を短縮し、もしく は繰上償還又は低利 に借換えすることが できる。
計	1,988,888					1,997,233				

○議長（貝渕博治君） 提案理由の説明を願います。

○財務部長（麻生和義君） お許しを得まして、ただいま御上程いただきました議案第20号「昭和55年度和泉市一般会計補正予算（第5号）」について、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回、計上いたしました補正予算は、一部事務組合、市立病院に対する補助金を初め、一部事務事業の補助認承等を勘案し補正の必要が生じたので、御提案申し上げた次第でございます。

それでは、予算書に基づき御説明申し上げます。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に3億4,261万円を追加し、歳入歳出予算の総額を238億4,892万5,000円と定めるものでございまして、補正後の款・項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、繰越明許費でございまして、翌年度以降に使用できる経費を定めるものでございまして、第2表のとおり、改良住宅建設事業費8億4,567万7,000円と定めるものでございます。

第3条は、地方債の補正でございまして、限度額等の変更でありまして、第3表のとおりでございます。

以上が、予算の条項でございます。

続きまして、事項別明細書に基づき内容の御説明を申し上げます。

まず、歳出予算の民生費でございますが、老人医療費1,800万円の追加でございます。

次に、衛生費でございますが、病院事業補助金3,577万1,000円、同貸付金1億700万円並びに泉北環境整備施設組合分担金1億2,713万4,000円のそれぞれ事業見通し等を勘案いたしましたの追加計上でございます。

次に、農林水産業費でございますが、水田利用再編推進特別交付金並びにため池整備費の追加でありまして、合わせて399万7,000円計上いたしました。

次に、土木費でございますが、換地造成事業費3,997万6,000円、上代伏屋線整備事業の追加250万円、水路改修事業費1,000万円の追加。

また、都市計画費といたしましては、室堂地区の調査委託390万円。

浸水対策費として、北池田幹線排水路1,200万円、伏屋幹線排水路等の更正減4,106万円、差し引き2,906万円の更正減額でございます。

次に、消防費でございますが、防火水槽の新設工事費追加と、指定寄附金に伴うポンプ自動車購入費1,281万円を計上いたしました。

次に、教育費でございますが、隣接市との行政協定に基づく小学校児童と幼稚園児の委託料を初め、小、中学校の給食関係経費の追加で、1,058万2,000円の追加と相なる次第でございます。

ます。

以上が、歳出予算の内容でございます、総額3億4,261万円と相なる次第でございます。

次に、歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。7ページでございます。

地方譲与税につきましては実績を勘案し、5,529,000円を追加いたしました。

分担金及び負担金につきましては、負担金4,084万円の更正減。

また、国府支出金1,147万1,000円、府支出金4,390万9,000円それぞれ追加計上いたしました。これは歳出予算に相關連いたします各補助金の追加計上でございます。

次に、財産収入につきましては、公共施設整備基金の利子収入として、1億7,941万7,000円を計上いたしました。

次に、寄附金ですが、消防ポンプ自動車購入指定寄附金として、1,250万円計上いたしました。

諸収入につきましては、病院事業貸付金収入等1億2,202万4,000円追加計上いたしました。

最後に、市債でございますが、土木債840万円の追加計上でございます。

以上が、歳入予算の内容でございます、総額3億4,261万円の追加と相なる次第でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○12番（横田憲治郎君） 簡単に1、2点だけ。

歳入の公共施設整備基金運用利子収入ですが、現在、どういう内容になってるのか。1億7,000万円計上されてるわけですが、いずれの時点での利子のトータルになるのか、その辺ちょっと基金の運用内容をこの際、きちっと説明しておくのが当然やないかと思えます。

それと2点目は、14ページの予防衛生で病院事業貸付金、もちろん、歳入歳出で出てますが、これの性格をちょっと説明願っておきたい。

以上です。

○議長（貝淵博治君） 理事者答弁。

○財務部次長（北野敦雄君） 公共施設整備基金の利子の内容でございますが、現在、基金積み立てをしております公共施設整備基金9億9,000万余円の利子でございます。今回、補正の金額につきましては、昨年の55年5月24日までの利子、基金積み立て以前の利子、それから、基金以後の利子を合わせて1億7,941万7,000円を計上したわけでございます。55年5月24日以降の分につきましては現在、元本は定期で運用しております。来る5月24日に定期の

満期日になりますので、その分につきましては未計上でございます。

○議長（貝淵博治君） 次。

○財政課長（大塚孝之君） 病院の貸付金の性格についてお答えいたします。

市立病院の方では従来、病院増築に伴いまして企業債を発行いたしておるものでございますけれども、それに対しまして一般会計の当初予算段階では、企業債の利子及び元金の3分の2相当額を、繰出金と貸付金で病院当局の方へ補てんしておったものでございます。

しかしながら今回、24ベッドの増床に伴いまして、現在、市立病院では不良債務を抱えておる状態の中では、地方債を申請する段階では、大阪府あるいは自治省の行政指導等によりましての不良債務を抱える企業会計が起債を発行するに当たっては、当然、企業債の元利償還全額を一般会計で負担すべきである、こういった一つのルールが示されまして、それに伴って今回、それぞれの企業債の元金、利子を再計算いたしまして、長期貸付金として1億700万円を計上させていただきます次第でございます。

以上でございます。

○12番（横田憲治郎君） 整備基金の運用収入ですが、5月24日が一定の定期運用の満期日ということですが、数字面を合わせて24日までの分を計上したのか、その辺の運用自体の問題にもちょっとわからない点がありますので、再度お答え願いたい。5月24日までと、基金制度以前からということであれば、いつからの分であるのか、そこまで説明を求めていますので、していただきたい。

それと、いまの病院貸付金、不良債務の分でどういう計算になるのか聞いています。あんたの答弁では、補助金の名目で補てんする性格のように聞こえるが、これは貸付、補助金と貸付金の2本立てで出てるが、これのバランスなり背景、この説明をしてもらいたいと言ってるんです。

○財務部長（北野敦雄君） 公共施設の関係ですが、期日は定期満期日ということで金額的に合わせたわけでございます。今回計上いたしました1億7,900万円は、当初の収入いたしました51年10月13日以降、昨年55年5月24日までの利子でございます。

○財政課長（大塚孝之君） 病院貸付金について再度、御説明させていただきます。

当初予算では、病院当局が1年間の利子、元金の起債償還をいたしますその3分の2相当額を一般会計で措置せよ、という考え方で計上させていただいたものでございます。しかし、今回補正させていただいておりますのは、病院当局の元利償還分相当額全額を一般会計で負担する。ただし、負担の割合につきましては、それぞれの細かい項目を全部積み上げまして、今回、貸付金の部分1億700万円、補助金の追加分3,500万円を計上させていただいた次第でございます。

○12番（横田憲治郎君） そこがわからないので、別の機会に聞かせてもらいます。

1点目の運用収入の利子配当ということで崩したというか、一部使ってますが、基金の運用目的ということで当初からいろいろ意見が出てたわけですが、今回は利子を出したわけですね。基金利度の目的からいけば、利子も元金も同じ性格やと思うんです。そういうことやなく、利子は利子で自由に使う、元金はそうやないんだ、こういう解釈の仕方をされているのか、その辺の見解をちょっとお伺いしたい。

○財務部長（麻生和義君） お答え申し上げますが、御指摘の公共施設整備基金の關係でございますが、設置段階で元金相当分の取り崩しと、その基金そのものから発生する果実、利子については一般会計へ歳入して経理を行うということで基金条例の中にうたわせていただき、御議決を賜ってるという観点から今回、利子相当分1億7,900万円を一般会計へ歳入させていただいたわけでございます。5月24日というのは、定期の期日ということで御了承願いたいと思います。

○12番（横田憲治郎君） 私の聞いてることに答えてくれないな。

○助役（坂口礼之助君） 私から補足説明をさせていただきます。

公共施設整備基金条例の設定をいたしまして、従来、収入役の方で保管していただいております9億余の金額は、正式に公共施設整備基金として設置する御議決をいただいた経過がございます。その条例制度の段階で担当部課長からも御説明申し上げたと存じますが、公共施設整備基金は、いわゆる元金に相当する金額でございますので、基金から生ずる利息、条例上では「果実」という表現を使っておりますが、それは即利息という意味でして、その利息は一般会計で収入し、一般財源として使用させていただく、そういう条例になってございます。

今日まで留保しておったのですが、今回の補正予算の財源としてどうしても引き当てざるを得ないという財政事情から、昨年5月24日以前の利息をここに補正予算として計上させていただいたということでございます。御理解をお願いいたします。

○議長（貝淵博治君） 他に、直村君。

○9番（直村静二君） 関連で1つやっておきますが、この整備基金は市民のために使うんだ、基金の利子は果実だから、全部一般会計で使うということになれば、先ほど天堀議員の質問に対する答えの中で、54年度の単黒9,000万円、55年度も1億ぐらいいけるということですから、この1億7,900万円はり込めば、結局、果実の分だけとなります。3月議会で入れれば赤字にならん。満期が5月24日ですから、6月議会も9月も12月もあるのに補正を出さなくていまごろ出てくる。そういう扱ひ方が疑念を持ちます。元金は当然地域整備に使う、利子も一般会計へ入れて使うということが理屈は通ってますがね。

意見として、何に使おうといいんだが、できるだけ地域整備に使うというたてまえにしとかんといかんと思います。

それから、9ページと16ページにあります換地造成事業補助金、公有財産購入費、どこをかうんですか。ひとつお答えを願いたい。

○議長（貝淵博治君） 答弁。

○改良事業部次長（前田守正君） 換地対策事業の今回追加させてもらってる分については、御存知のとおり、解放センター横の開発公社がすでに造成しております宅地の売買に伴いまして、その際に現在、公有地となっております道路分を府の単独事業で補助していただくということで府と協議が成った分でございます。今回は、その10区画分の面積について、459.38㎡を買い戻しする支出、歳入を補正させてもらったわけでございます。

以上でございます。

○9番（直村静二君） ちょっとわかりにくいのは、10区画分と言うからね。道路分を買い戻すとか、10戸分とはどういうことですか。10区画を売るためにその道路が必要なのか、もうちょっと…。

○改良事業部次長（前田守正君） 補助制度というか、府の方で地区内の環境改善事業によって家屋等を買収させてもらうわけですが、その換地対策でして、その当該年度に宅地造成を計画しておりました解放センター横を買い戻した部分のみの道路に供用している部分を補助対象とするとなっておりますので、いわゆる1区画のうちの道路分に供している部分、これをその当該年度で買い戻しするということになってございます。

○9番（直村静二君） 前々から解放センター横の換地については、49とか言ってましたが、全部売れたのか、売れてないのか。売るためにこうしたのか。確実にいけるのか、その辺もあわせて答弁願いたいですね。

○改良事業部次長（前田守正君） この区画につきましては、全体で48区画ありまして、54年度で8区画、今回が10区画、計18区画が換地として提供できる分でございます。残る25区画は、今後の換地対策事業として消化し、内訳についても、当該年度で買い戻しさせていただくということでございます。

○議長（貝淵博治君） 他に。

○16番（赤阪和見君） 指定寄附ですが、この寄附していただく元、出していただくところと、消防ポンプということで、いろいろとそれまでに消防署と話があったと思うんですが、こちらからお願いにあがる性格のものか、それとも、向こうから何かしたいが、こういうものを買うてほしい、というディスカッションがあったと思うが、その内容を聞かせていただきたい。

○議長（貝淵博治君） 答弁。

○消防長（松村吉堯君） 消防費の寄附金のごことでございますので、お答えいたします。

実は、昭和36年4月1日に発足いたしました和泉市幸農協が、本年4月1日で満20周年を迎えるに当たり、記念事業の一環として、何かお役に立つものとしてお申し出いただいた分でございます。

○16番（赤阪和見君） 消防署へですか、市へですか。

○消防長（松村吉堯君） 消防署の方へおいでいただきまして、その購入資金として、現金で御寄附するというところでございます。

○16番（赤阪和見君） 寄附ですから、こちらで拘束できるものではないと思うんです。しかし、市の行政の中の消防の熱意もあって、そういう結果になったと思うんです。

ただ、ここで提案でもないんですが、他の市町村を見ると、テレビで24時間チャリティなんかで寄附を集め、寝たきり老人に対して浴槽車を寄附しようとか、あれなんか、テレビ会社なり団体が市町村からの申し出を受け入れてるわけです。その中でいろいろ審査しながら、今回は岸和田とかどこそと全国で何箇所かに寄附されます。盲人用信号機とかのものもそうです。

福祉行政の中で、寄附のお申し出をいただいても運用できないということもあるので、引っ込み思案になってるんじゃないかということもありますので、そういう点もアンテナを張っていただき、もらえるものは何でももらえ、とは言いませんが、緊迫した財政を救う意味から、着実な運営をやっていただきたいとお願いしておきます。

○議長（貝淵博治君） 天堀君。

○10番（天堀博君） 今回の補正予算は、歳入歳出で同じ項目で出たり入ったりしてるのが多いんですが、12ページの雑入で室堂地区整備調査事業収入、水路整備事業収入が出てまして、歳出の委託料で室堂地区整備調査委託料として同じ金額が出てます。水路整備事業収入もそれぞれ室堂地区の分も合わせて、どこからの収入であるのかということです。

それから、水路分については、その答えの中で出てくるかもわかりませんが、北池田幹線の分のいわゆる地元負担金とかになるのかどうか、お聞かせ願いたい。

もう1つは、14ページの泉北環境整備施設組合分担金追加ということが出てますが、理由とトータルで55年度は最終の金額だと思うので、幾らになる予定か、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（貝淵博治君） 答弁。

○建設部次長（吉田日出男君） 歳出の方で申し上げますが、室堂地区の整備につきましては、市道北池田35号線、いわゆる関西電力の横を通過して堺市の方へ入っております道路の拡幅調査測量費でございます。府の企業局から入ってまいります。

次の水路費ですが、室堂の北池田5号線、室堂粉河線の信号から伏屋の方へ上がるところの水

路ですが、泉州山手線の整備に係る水路改修の費用でございます。府の企業局から歳入されるものでございます。

○議長（貝淵博治君） 次。

○財務部次長（北野敦雄君） 泉北環境の組合分担金でございますが、1億2,713万円追加してございます。55年度の組合に対する分担金総額は、5億3,113万4,000円でございます。これは下水の関係は別で、一般会計で計上しておりますのは、ごみ、屎尿の関係でございます。当初予算で4億4,000万計上し、不足額を計上したものでございます。

○10番（天堀博君） いわゆる府の企業局とずっと以前の約束か何かで、私の記憶違いなら訂正をしますが、泉大津粉河線まで延伸する、そこまでの分のいろいろな付帯工事等の整備事業の金、それを市が受託してかわりに執行するということですか。そう説明してもらったらもっとわかりやすい。いま聞いてると、そうと違うのかな、と思ったので、こっちから説明して確認しておきます。水路の追加1,000万円はそういうことですか。北池田幹線の排水路の整備工事費の分は関係ないということですか。

泉北環境の分も次長からの答弁では、5億3,100万円の不足分の追加ということですが、理由があれば教えてくれということですか。

○財務部長（麻生和義君） お答え申し上げますが、全体の分担金は、6億4,613万4,000円必要ということで、すでに環境議会の議員さんも御承知のとおり、先般の補正等で決定しております。今回、出しておりますのは、一般会計で負担する5億3,000万円、公共下水道特別会計で1億1,500万円負担しますので、合計6億4,613万4,000円ということで、泉北環境施設組合全体の一般会計相当分18億9,880,000円の3.59%を当市が負担するわけでございます。負担割合は、人口割り、規模割り、面積割りとかあることは御案内のとおりでございます。それらを積算して出した割合でございます。そういう資料がまいてございます。そのうちの一般会計で負担すべき額を今回、補正予算に計上させていただいたのが実態でございます。

○10番（天堀博君） なぜこれを聞くかと言うと、私も泉北環境組合議員として出向してしますので、ある程度中身はわかるんです。ただ、泉北三市でやってる中で、いろいろ意見を交してがらばるわけです。我田引水ではないが、三市全体のことを考えてやるんですが、和泉市もどこの市も損せんようにやらんといかんとするんです。

いま、足らんようになったら、各市で分担金を出したら、ええという性格になってるところが非常に問題なんです。一般質問で出ましたように、ごみ問題とかでは市長、あなたは副管理者として出られるわけですので、松尾山不燃物処理場問題とか破砕機の問題、空きかん、空きびんが混っている問題等、相当真剣に取り組んでいかんと、この金がまだまだふえてくる。その

点で質問したわけで、しっかりやっていただきたいと意見を言うときです。

○議長（貝渕博治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第20号を原案どおり可決決定いたします。

○議長（貝渕博治君） ただいま一般会計補正予算（第5号）が可決されましたことに伴い、財務部長から昭和56年度予算書の地方債の残高見込みの表を修正させていただきたいという旨の申し出がありますので、これを許可します。

○財務部長（麻生和義君） 貴重な時間を許可いただき、ありがとうございます。

今回の55年度の補正予算で市債を増額いたしてございます。この結果、56年度予算書の234ページの地方債現在高の見込みに関する調書を、お手元に配付いたしました印刷物に差しかえていただきたく存ずる次第でございます。

内容につきましては、55年度の市債を840万円増額しておりますので、それぞれ該当箇所を修正いたしましたものでございます。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。終わります。

○議長（貝渕博治君） 暫時休憩いたします。

（午後2時33分休憩）

（午後3時20分再開）

○議長（貝渕博治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20「昭和55年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第21号

昭和55年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 昭和55年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 昭和55年度水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1項4号中「11,500千円」を「0」に「21,000千円」を「12,300千円」にそれぞれ改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予算額)	(補正予算額)	(計)
収		入	
第1款 水道事業収益	1,461,092千円	△ 29,300千円	1,431,792千円
第1項 営業収益	1,326,462千円	△ 34,600千円	1,291,862千円
第2項 営業外収益	134,530千円	5,300千円	139,830千円
支		出	
第1款 水道事業費用	1,533,344千円	△ 26,336千円	1,507,008千円
第1項 営業費用	1,242,170千円	△ 22,586千円	1,219,584千円
第2項 営業外費用	289,874千円	△ 4,000千円	285,874千円
第3項 特別損失	300千円	250千円	550千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予算額)	(補正予算額)	(計)
収		入	
第1款 資本的収入	513,510千円	△ 57,000千円	456,510千円
第1項 企業債	225,000千円	△102,000千円	123,000千円
第2項 工事負担金	284,000千円	45,000千円	329,000千円
支		出	
第1款 資本的支出	526,407千円	△ 43,700千円	482,707千円
第1項 建設改良費	429,462千円	△ 43,700千円	385,762千円

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額中、配水管整備事業「11,000千円」を「0」に、水道施設等整備事業「193,000千円」を「102,000千円」に、利率「85%」を「9.0%」にそれぞれ改める。

第6条 予算第7条中原水及び浄水費「521,441千円」を「473,441千円」に、支払利息及び企業債取扱諸費「289,824千円」を「285,824千円」にそれぞれ改める。

第7条 予算第10条中「190,118千円」を「164,498千円」に改める。

昭和56年3月3日提出

和泉市長 池田忠雄

○ 議長(貝渕博治君) 提案理由の説明をお願いします。

○ 水道部長(田中稔君) それでいただきます。上程されました議案第21号、「昭和55年度和泉

市水道事業会計補正予算（第1号）」について、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

今回補正いたします主な理由は、決算見込みに基づいて営業収支を、また、企業債確定に伴い資本収支をそれぞれ補正せんといたすものであります。

内容について申しますと、第2条の主要な建設改良事業中、配水管整備事業につきまして、本年度事業がなかったことにより、1,150万円全額減額するとともに、水道施設等整備事業費2億1,000万円を1億2,300万円に改めるものでございまして、第4条及び第5条と関連いたしますものでございます。

なお、配水管整備事業費のすべてを減額補正いたします理由は、計画路線の本年度予定事業が翌年度に繰り延べ施行されるためであります。

次に、第3条は、収益的収入及び支出について補正するものであり、第1款水道事業収益既決予定額14億6,109万2,000円について、2,930万円減額補正するものであります。

その内訳といたしましては、営業収益で受託工事収益等4,040万円追加いたしますが、給水収益で7,500万円減額いたしますので、差し引き3,460万円の更生減となるものであります。

なお、給水収益の落ち込みにつきましては、春から梅雨時の雨量が例年より多く、最大需要期である夏場におきましても、長雨と冷夏という異常気象に見舞われ、年度当初に予測した水量が大きく下回ったものであります。

次に、営業外収益では、受取利息及び配当金430万円と雑収益1,100万円の計1,530万円追加し、加入金について千万円減額いたしますので、差し引き530万円の追加補正となります。

以上の結果、補正後の水道事業収益は、14億3,179万2,000円と相成るものでございます。

一方、支出につきましては、第1款水道事業費用の既決予定額15億3,334万4,000円について、2,633万6,000円減額補正するもので、その内容としましては、営業費用におきまして、給水収益更正減に伴い、受水費、動力費、薬品費及びその他費用6,600万円減額するとともに、配給水管移設及び取り出しの受託工事費3,850万円、有形固定資産取得に伴う減価償却費、その他の営業費用4,91万4,000円、計4,341万4,000円追加しますので、差し引き2,258万6,000円減額するものであります。また、営業外費用では、資金収支好転による一時借入金減少により、一時借入金利息400万円減額するものであります。

次に、特別損失では、過年度損益修正損として25万円追加し、補正後の水道事業費用を15億700万8,000円といたす次第であります。

次に、第4条は、予算第4条に定めた資本的収支の補正でありまして、第1款資本的収入の既

決予定額5億1,851万円に対し、5,700万円減額いたすものでございます。その内容といたしましては、企業債について、許可予定額が確定したことにより1億200万減額、宅地開発等の増加による工事負担金4,500万円の追加であります。

以上の結果補正後の資本的収入は、4億5,651万円と相なるものでございます。

また、支出につきましては、第1款資本的支出の既決予定額5億2640万円について、建設改良費で4,370万円補正減しようとするもので、内容といたしまして、配水管整備事業費1,150万円、水道施設等整備事業費8,700万円、光明台水道施設建設費2,070万円の計1億1,920万円を減額するとともに、開発に伴うもの及び既施設の増改良工事で改良工事費7,550万円を追加いたしまして、補正後の資本的支出を4億8,270万7,000円といたすものでございます。

次に、第5条でございますが、本条は、起債の目的、限度額、利率等を定めておりますが、起債許可予定額の確定に伴い限度額を変更するものであり、配水管整備事業債千百万円をゼロに、水道施設等整備事業債1億9,300万円を1億200万円にそれぞれ改めるとともに、企業債の利率につきましても、一部繰上債が予定されますので、年8.5%以内とあるを9.0%以内に改めるものでございます。

次に、第6条は、予算第7条に定めた各項の経費の流用できる金額の補正でありまして、今回の補正により、原水及び浄水費5億2,144万1,000円を4億7,344万1,000円に、支払利息及び企業債取扱諸費2億8,982万4,000円を2億8,582万4,000円にそれぞれ改めるものでございます。

次に、第7条は、予算第10条に定めた棚卸資産の購入限度額1億9,011万8,000円を、今回の補正により1億6,449万8,000円に改めるものでございます。

以上が、今回上程させていただきました水道事業会計補正予算の概要でございますが、これら詳細につきましては、34ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議くださいまして、原案御可決くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 本件について質疑・御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑・御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第21号を原案どおり可決いたします。

○ 議長（貝淵博治君） 次に、日程第21「昭和55年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第22号

昭和55年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 昭和55年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 昭和55年度和泉市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお事業運転資金にあてるため一般会計から114,623千円を借り入れる。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 病院事業収益	2,863,425千円	39,414千円	2,902,839千円
第2項 医業外収益	1,002,17千円	39,414千円	1,396,31千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	3,096,261千円	△ 2,266千円	3,093,995千円
第2項 医業外費用	369,129千円	△ 2,266千円	366,863千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	4,852,31千円	△ 1,430千円	4,838,01千円
第1項 出 資 金	90,131千円	5,648千円	95,779千円
第2項 他会計長期借入金	2,030,000千円	△ 7,623千円	1,953,777千円
第4項 貸付金返還金	0千円	545千円	545千円
	支	出	
第1款 資本的支出	5,240,81千円	200千円	5,242,81千円
第4項 投 資	0千円	200千円	200千円

第4条 予算第10条中、たな卸資産の購入限度額「895,995千円」を「893,629千円」に改める。

昭和56年3月3日提出

和泉市長 池田忠雄

○ 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。

○ 病院事務局長（内田繁君） お許しを得まして、御説明に入ります前に恐縮でございますが、39ページに1つの条項が脱落しておりますし、50ページの説明書の金額が誤っておりますので、お手元の正誤表のとおり御訂正いただきたく、不手際をおわびいたしますとともに御了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ただいま御上程いただきました議案第22号「昭和55年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）」につきまして、提案の理由並びに内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、年度末を迎え事業収支について調整いたしました結果、国及び府からの補助金追加等による収益増と、一般会計からの繰入金並びに長期借入金の追加等により補正が必要となったため、御提案申し上げるものでございます。

次に、内容について御説明申し上げます。38ページでございます。

補正予算第2条は、収益的収入及び支出の予定額の補正でありまして、今回は、医業外収益のみ3,941万4,000円の追加であり、その内容につきましては、一般会計からの繰入金3,012万3,000円、国、府補助金4,87万8,000円、預金利息等622万8,000円のそれぞれ追加と、患者外給食収益の給食者数減による補正でございます。

支出では、収入と同様医業外のみでございます。患者外給食材料費236万6,000円の減額と、雑損失10万円の追加、差し引き226万6,000円の減額補正でございます。患者外給食材料費の減額は、患者外給食材料購入減による減額補正をするものと、雑損失10万円の追加は、医師住宅解約による敷金解約損による追加補正をお願いするものでございます。

補正後の収益的収支状況は、事業収益29億283万9,000円事業費用30億9,399万5,000円、収支差し引き1億9,115万6,000円の欠損と相なるわけでございまして、当年度末累積欠損額は約23億700万円、累積不良債務約14億4,800万円と見込まれます。

なお、本年度において多額の不良債務を抱えこいることから、一般会計との間に経費の負担区分について調整いたしました結果、事業運転資金に充てるため、一般会計から1億1,462万3,000円を借り入れることになった次第でございます。

次に、補正予算第3条は、資本的収支の補正でございます。資本的収入では143万円の減額補正をし、補正後の収入を4億8,308万1,000円にするものでございます。その内容は、一般会計からの出資金564万8,000円医師住宅解約による貸付金返還金54万5,000円それぞれの追加と、一般会計からの長期借入金762万3,000円を調整の結果、減額補正をいたすものでございます。

支出につきましては、資本的支出20万円を追加補正し、補正後の支出を5億2,428万1,000円といたすものでございます。内容につきましては、和泉市医師会が医師会館建設用地購入を

予定されておりますが、これに対する医師会への投資として追加補正をお願いするものでございます。

補正第4条は、一般会計からの補助金でございまして、予算補正に伴いまして、1億2,246万円を1億5,258万3,000円に改めようとするものでございます。

第5条は、予算第10条中に定めたたな卸資産の購入限度額を、今回の患者外給食材料費の減額補正に伴って、8億9,599万5,000円を8億9,362万9,000円に改めるものでございます。

以上が今回上程させていただきました病院事業会計補正予算の内容でございます。これらの詳細につきましては、40ページ以下に記載しておりますので御参照賜り、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑・御意見ありませんか。
- 9番（直村静二君） いま、医師会館の用地とか言ってましたが、もう少し詳しく場所とか規模について御説明願いたい。
- 議長（貝淵博治君） 答弁。
- 病院事務局長（内田繁君） 場所等は、まだ私の方ではっきり確認してませんが、医師会からの申し入れもございまして、医師会とのつながりもございまして、20万円を出資したものでございます。
- 9番（直村静二君） 市長から答えてほしいが、20万円は何に使うのか。20万円出して何ぼくるのか、構想があって出してるんでしょう。
- 市長（池田忠雄君） 和泉市の医師会には、何かと学校、衛生関係、休日急病診療所等で御協力を賜り、地域医療の推進に御挺身いただいておりますことは御案内のとおりでございます。今回、医師会が医師会館を初め医師会の発展のため、ということで用地取得を立案されまして、現在進行中と聞いております。医師会との緊密な連携のもと市民病院を運営しておりますので、用地取得のための一定のこうした措置であろうと私も理解しております。その意味合いでの予算措置であると御理解を相賜りたい。病院会計でいろいろ市民病院としての運営の中での一つの措置であると存じますので、御了解を賜りたいと存じます。
- 9番（直村静二君） 何もあかんと云ってるんじゃない。病院会計から20万円出ていく、それが用地取得のためという。一般会計から医師会に対する補助金その他が組まれてるわね、55年度もね。その辺で、どちらが主体となっているのか。病院会計で出すのはどんな理由かということですよ。
- 病院事務局長（藤原光夫君） いわゆる病院の医師、院長が医師会のA会員として加入しており、医師会員であるということで、開業医さんの医師会員もおりまして、この方々の理事会に

おきまして、医師会館の建設用地の費用として、病院を開設しているところが20万円、そして、開業医さんが5万円の出資ということで決定したものでございます。一会員として出資するという意味合いでございます。

○ 9番(直村静二君) だんだん聞いていくと、医師、院長が医師会員に加入しているので、そのつき合いで20万円出すということですか。それをはっきりしとかんとね。

○ 議長(貝淵博治君) 他に質疑・御意見ないものと認め、これを終わります。お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第22号を原案どおり可決決定いたします。

○

○ 議長(貝淵博治君) 次に、日程第22「工事請負契約締結について」(旭第一団地三期建設工事)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第23号

工事請負契約締結について

旭第一団地3期建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和56年3月3日提出

和泉市長 池田忠雄

- | | |
|----------|----------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 旭第一団地3期建設工事 |
| 2 契約者 | 和泉市長 池田忠雄 |
| 3 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 265,500,000円 |
| 5 契約の相手方 | 和泉市旭町37番地の4
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内博文 |
| 6 工期 | 自 昭和 年 月 日(議決の日)
至 昭和57年1月20日 |
| 7 契約保証金 | 13,280,000円 |

- 8 保証人 和泉市箕形町437番地の4
小野林建設株式会社
代表取締役 小野林 徳 一

議案第23号参考資料

旭第一団地3期建設工事概要

- 1 工事場所 和泉市山手町地内
2 敷地面積 2,509.16㎡
3 工事種別 新築
4 構造 ・住宅棟 鉄筋コンクリート造地上4階建1棟 住宅16戸
延床面積1,055.86㎡
・店舗付住宅棟 鉄筋コンクリート造地上3階建1棟 住宅12戸 店舗5戸
延床面積790.32㎡
・附帯工事一式

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
○ 改良事業部長（西川武雄君） お許しを得まして、ただいま御上程いただきました議案第23号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件は、環境改善整備事業の一環として建設しようとする旭第一団地三期建設工事で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

その内容は、契約金額2億6,550万円で、契約の相手方は、和泉市旭町37番地の4、株式会社竹内建設代表取締役竹内博文と契約しようとするものでございます。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和57年1月20日までといたしたく存じます。保証人は、和泉市箕形町437番地の4、小野林建設株式会社代表取締役小野林徳一でございます。

工事場所は、和泉市山手町地内、旭温泉北側で、敷地面積は2,509.16㎡。構造及び規模は、鉄筋コンクリート造地上4階建1棟で、住宅16戸、延床面積1,055.86㎡、鉄筋コンクリート造地上3階建1棟、住宅12戸、店舗5戸、延床面積790.32㎡、その他附帯工事一式でございます。

以上で議案第23号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 質疑・御意見を承ります。
○ 9番（直村静二君） 本件で仕上がる総戸数は幾らか。それから、店舗戸数も今回で何ぼになるか、その点お答え願いたい。

もう一つは、この請負金額に対する財源内訳、これもお答え願いたいと思います。

それから、請負契約につきましては、市内業者への発注という点からいくと、竹内建設は市内業者ですが、同時に同和建設業者という位置づけですね。そうすると、和泉市内では大体四社と聞いておりますが、今回の入札に市内の同建業者が何社入札に参加したか。それから市外の業者が何社参加したか。ひとつ業者の名前を報告してくれますか。

○議長（貝淵博治君） 理事者答弁。

○改良事業部長（西川武雄君） 今回の住宅建設に伴いまして建設いたします総戸数につきましては、856戸になります。店舗につきましては、77戸でございます。

財源内訳につきましては、次長の方から御答弁申し上げます。

なお、今回の入札に際しましての指名業者の問題でございますが、かねがね地元業者の指名につきましていろいろ御指摘いただいておりますが、市内の業者でBランクで同建協会に加入しておる業者は一社でございます。今回も地元業者の指名についていろいろ努力したわけですが、同建協会に加入していないということで指名できなかったものでございます。今後、引き続きまして、地元業者の指名について努力していきたい、かように考えるものでございます。

なお、今回指名いたしました業者につきましては、同建業者として7社でございます。

○9番（直村静二君） 業者名を言ってくださいよ。

○改良事業部長（西川武雄君） 業者名につきましては、株式会社安部工務店、株式会社榎並工務店、志真建設株式会社、杉本建設株式会社、株式会社竹内建設、多奈川産業株式会社、中西建設株式会社、以上7社でございます。

○議長（貝淵博治君） 次。

○改良事業部次長（前田守正君） 本工事に対します補助金等の内訳につきましては、国庫補助1億7708万円、府補助で3451万円、10分の8補助対象となっております。

なお、残りの8400万円は、起債等の充当でございます。

○9番（直村静二君） 一通り聞いたんですが、関連しているんですが、あとで予算委員会でやりますが、店舗が77戸になってきた。これは一番当初から家賃はまだ改定されてないと聞き及んでます。まだしてまへんな。住宅については、この前の見直しの段階でやった、してあれば、してあるということで結構です。

それから、市内業者優先といったら、和泉市内では竹内建設だけ、同建業者はない。市外から6社入ってるということですね。そうすると、和泉市内の同和関係の請負は、すべて竹内建設にいかざるを得ないですね。和泉市内の業者が最優先せなしようがない、こういうルールの確立がこの際改めてなった、その感が非常に強いわけです。後から入ってくる市内業者は、わしは市内

業者や、と言われたら遠慮せないかん。そういうたぐいになることはどうしても否みがたい事実です。こういうことで今後いくということなのか、まず、それを聞かせてもらわんと、後が言いくい。

○改良事業部長（西川武雄君） 先ほども御答弁申し上げましたように、市内業者で同建協会に加入しているのは1社だけでございますので、今後、これらの指導も含めまして、地元業者も指名できるよう努力を重ねていきたい、かよう思うわけでございます。

○9番（直村静二君） これは市長からお聞きしたいが、これから何とか市内の他の業者も同建協会に加入させるんだと言うが、加入するには条件があるんだし、あなたは来年退職するということも聞いてるので、それまでにできるかどうか。通り一遍の答弁になるのでね。何も西川部長にいやみを言うてませんが、努力はされてるんやから認めないわけにいかんが…。

これやったら、市内業者優先で他の同建業者も遠慮せないかん。そうすると、和泉市が発注する同和事業は竹内建設が第一優先となる、そうでしょう。それに対する答弁は、今後、何とか直していきたい、ということですが、直す手だてはあるのかどうか。どないしても優先になりますよ。市内業者で参画したのが1社だけ。市外から6社が来ても、市内の同建業者が第一の優先になるんやないか。そういう認識でよろしいか。今後、直していかないかん、改善していく、と言うが、来年あんたは退職だから、市長に答弁してくれと言ってるんですよ。

○市長（池田忠雄君） いろいろ御指摘をいただいておりますが、担当部長からお答えをさせていただきます。何社か指名する中で安いところが落としていく。指名競争入札です。これは原点であろうかと思ます。したがって、優先かどうかの点は即断できませんが、問題は過般もお答えしたとおり、同和事業についての同建協議というものが、本市だけでなく、大阪府下同和対象地区を抱える各市とも、いろいろ同建協会と協議して決定していく、こういうルールが大阪府下同様でございます。

その中で、本市の同建業者4社あるとお答えしておりますが、Bランクに属する大きな仕事のできるのは、竹内建設1社であるという答弁でございます。改良部長が申し上げた趣旨は、同建協議の趣旨からして、同建業者以外の市内業者でBランク的なところが何社かございますが、これらの方々も同和事業に参画できるように、いろいろ同建協会と協議を進めていることは事実でございます。しかしながら、同建協会の方針もシビアであるように聞いております。いわゆる協議が至らず、同建業者7社を指名、入札を行った結果、地元竹内建設が落札したという経過でございます。したがって、今後とも同和業者以外の一般のBランク業者も同和事業に参画できるよう努力してまいりたい、こういうふうに改良部長も申し上げておりますので、なかなかシビアな問題ですが、今後とも努力を重ねてまいりたい、かように存じております。

○9番(直村静二君) 私が確認しておきたかったのは、くどいようですが、和泉市内の同建業者でBランクは1社だけ、他市の業者が来ても、わしは市内業者や、と言うと第一優先権を与えるのではないかと認識せざるを得ない、こういうことですね。いまの答弁では、同建ルールはシビアだが、何とか改善…と言ってますがね。

2番目は、市内の同建業者が同和建設事業をしない場合、どうも竹内建設はほおぼってるという場合、市外の同建業者が必ず入札していくという原則がここで改めてまた出てくるので、その点はどうされますか。市外の岬町の業者が入札したのも同建業者ですね。竹内建設がしない場合、市外の同建業者が入るというルールもできてくるんやないかということです。

だから、市長が答弁してくれたように、できるだけ市内の同建業者でない業者にも何とか発注したいと言っても、2番目の原則からいけば、地元の竹内建設がほおぼってるとか、何らかの理由で入札が安くいかなかったか、それよりも低い入札があったとすれば市外の同建業者に入る。いまの同建ルールでは当然そうなる。

3番目に、市長の答弁があったように、何とか市外の一般の業者も入れようとする、そういうことがあるんじゃないか、できるかどうか、希望的観測しか出てこない。当然そうなります。その辺のところを聞いてます。

○市長(池田忠雄君) いろいろと直村議員さんなりの感覚で御指摘をいただいておりますが、指名競争入札ですので、本市だけでなく、大阪府下どこも同じことです。同建ルールに従って同建協議をして指名を確定して競争入札する。それで安いところが落とすというのは、指名競争入札ですから、指名を受けたところが落としてもいいわけです。安いところへ落札させる、こういうルールでございます。したがって、地元を優先させるか、業界内部のことは私もわかりませんが、少なくとも、そうした点があるかないかは別として、安いところへ落ちることになるというのが私の考え方です。直村議員さんがおっしゃるようなルールになるかどうか、行政としては指名した以上、どこに落としてもらっても安いところに落ちるということに相なります。

その中で改良部長が答弁しておりますのは、同建ルールがうちだけでなく、大阪府下のどこの市の同和事業でもそれに従って協議し、事業を行ってるということでございます。その中で、同建協会以外の一般業者というか、Bランクの業者も指名に入れることについて同建協会と協議を重ねている。地元業者の育成の観点からして、地元の一般業者も同和事業に参画させるべく、むずかしいことではございますが、いろいろ同建協会と協議を重ねている、こういう経過を申し上げております。それが2番手になるか3番手になるかは、行政の立場からは申し上げられません。優先順位云々については、直村議員さんの御指摘もございますが、そうした問題については、行政としては努力していく中で今後ともやっていきたい、こういう意味で申し上げております。お

答えになったかどうか、ひとつ御理解いただきたいと思います。

- 9番(直村静二君) これは議長、「論より証拠」でして、小学校の子供でもわかっています。証拠は歴然としている。一貫して竹内建設が同建業者としてやってきてますからね。だから、1番目では竹内建設優先、2番目は、市外の同建業者、3番目は市内の業者が入るんじゃないか——ということですよ。

部落解放は神聖な行為ですよ。来年3月で満60周年を迎える水平社、特権を持ったらいかん。和泉市の業者は仲よくやっていかないかん。余りほおばったら困るということです。

そこで議長、この件からちょっと離れますが、竹内建設が同和事業以外の一般の事業、市の発注でどれとどれをやってるか、参考までに答えてください。

- 建設部長(逢野一郎君) お答え申し上げます。

土木関係では泉大津阪本線。これはほぼ完了近くまでやってます。引き続き府中北幹線につきましては、約60%完了。鳥池排水路は60%完了。それから、池上小学校の体育館でございますが、これがあと残すところ外構の整備だけでして、約100%でございます。和泉中学校は95%ぐらいの出来高、病院では5%の出来高でございます。

以上でございます。

- 9番(直村静二君) それだけ仕事をしている。大体60か80まで来た。ほんなら次のをもらおうか。となる。そして、岬町から業者を入れたのは、どうほおばっていたからか知らんが…。市長は、入札だから安いところが落とす、と言いますが、そんなことは世間で簡単に通りまへんぜ。だから、「論より証拠」やと言ってる。こんな仕事はわかっていますからね。何も一般の仕事に出ていったらいかんとは言ってますせんが、自分を取りたいものは取る、好きなところへは出ていく、同和事業はもらう、一般の業者は締め出しですな。相手は「片腹痛い」と思うてるでしょうが、市長はきっちりやってもらわんといかん。

この点は、平行線になるかもしれませんが、これは私一人ではなく、議会の中でもかなり厳しい見方をしておられる人もおり、年を越してやったこともあります。少なくとも、市長に申しわけない。真の部落解放、国民的課題でやってるのに、こんなことでは困ります。まして、役員になってるんでしょう。これは子供さんの名前ですが、和泉市同促の副会長でしょう。市民に対してもきちんとした態度をとってもらわんとね。公正な同和行政をやってる、暗いとは思ってません、と言ってるが、現実には暗い、きっちりやってもらわんといかん、ということも言われてます。納得のいく政策をやってもらいたい。市長はよう聞いてもらわんと、議会の数が減ってきたと思わんときっちりしていただきたい。

以上で終わっておきます。

○議長（貝淵博治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第28号を原案どおり可決いたします。

○議長（貝淵博治君） 以上をもちまして本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

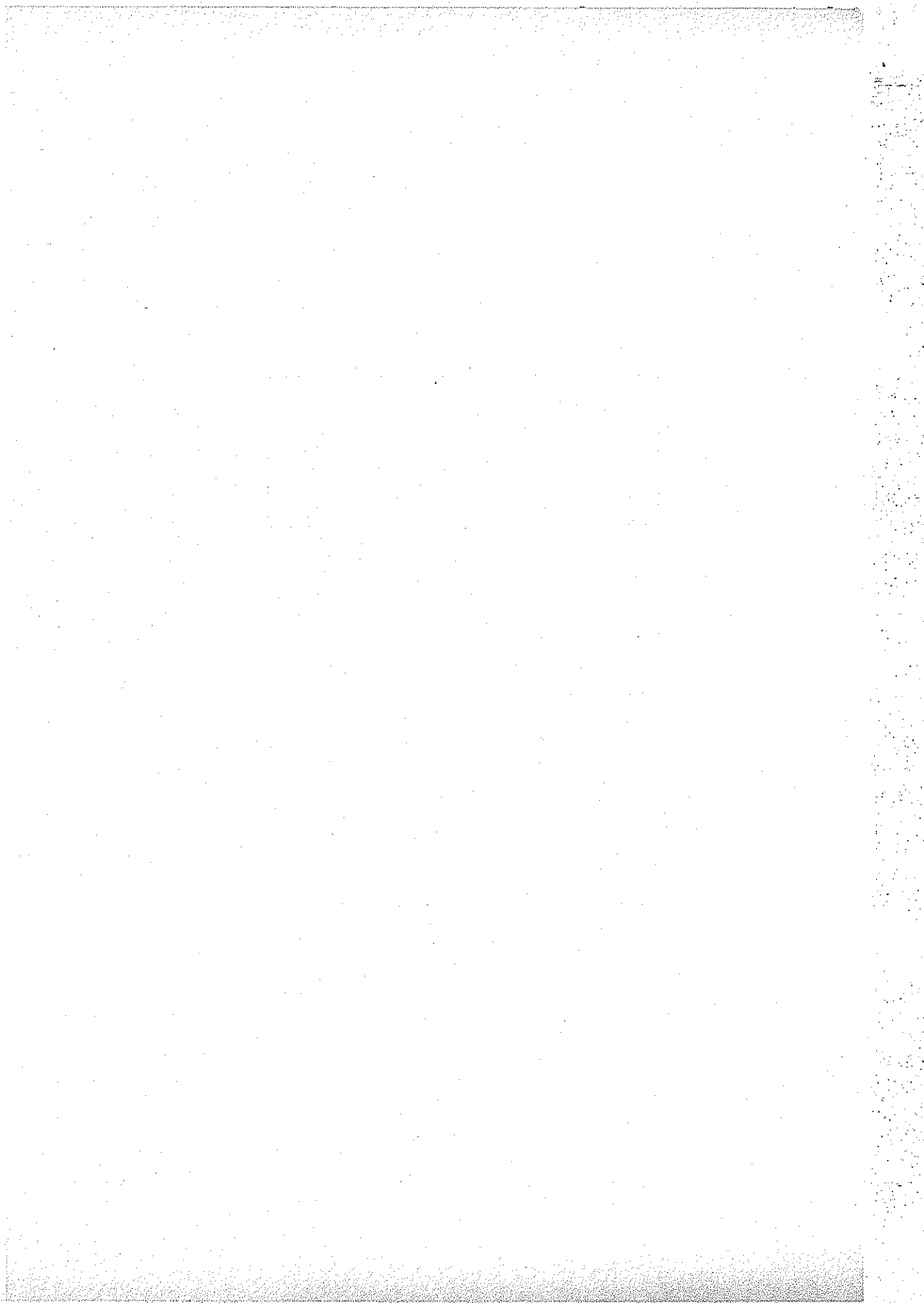
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

なお、6日から8日までを休会とし、来週からの予定になってますが、予算委員長が欠席ですので、多分9日からとっていただいで結構だと思います。予算審査特別委員の皆さんには、大変お疲れのところまことに御苦労でございますが、よろしくお願い申し上げます。まことに長時間御協力ありがとうございました。

（午後3時45分散会）

最 終 日



昭和56年3月19日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番 若松 記久男 君	16番 赤阪 和見 君
2番 竹内 修一 君	17番 橋本 佳行 君
3番 辻村 靖英 君	18番 松尾 孝明 君
5番 田中 包治 君	19番 大谷 昌幸 君
6番 三井 正光 君	20番 出原 平男 君
7番 勝部 津喜枝 君	21番 池辺 秀夫 君
8番 原 重樹 君	22番 飯坂 楠次 君
9番 直村 静二 君	23番 田中 昭一 君
10番 天堀 博 君	25番 奥村 圭一郎 君
11番 成田 秀益 君	26番 仁井 明 君
12番 横田 憲治郎 君	27番 柳瀬 美樹 君
13番 並河 道雄 君	28番 貝淵 博治 君
15番 穴瀬 克己 君	29番 藤原 要馬 君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市長	池田 忠雄	同和対策部長	橋本 昭夫
助 役	坂口 禮之助	同和対策部理事兼解放 総合センター所長事務取扱	生田 稔
収入 役	中塚 白	市民部長	富田 宏之
参与兼市長公室長取扱	西川 喜久	市民部次長兼福祉事務所 長・保育課長事務取扱	中川 鉄也
参与兼都市整備部長取扱	林 徳次	産業衛生部長	広岡 史郎
参与兼事務取扱	石本 博信	産業衛生部次長	角谷 泰夫
秘書公報課長	麻生 和義	建設部長	逢野 一郎
財務部長	北野 敦雄	建設部次長兼 土木課長事務取扱	吉田 日出男
財務部次長	大塚 孝之	都市整備部理事	中山 重光
財政課長			

職 名	氏 名	職 名	氏 名
都市整備部理事	門川 祿 朗	教育委員長	堀内 由 延
都市整備部次長兼 用地第四課長事務取扱	萩本 啓 介	教 育 長	葛城 宗 一
都市整備部次長	青木 孝 之	教 育 次 長	杉本 弘 文
改良事業部長	西川 武 雄	管理部次長	逢野 博 之
改良事業部次長兼 改良総務課長事務取扱	前田 守 正	指 導 部 長	高橋 貞 良
病 院 長	竹林 淳	指 導 部 次 長	竹田 明 郎
病院事務局長	内田 繁	指 導 部 次 長	明坂 貞 士
病院事務局次長兼 管理課長事務取扱	藤原 光 夫	選挙管理委員会委員長	味谷 日 吉
水道部長	田中 稔	選挙管理委員会事務局長	岸田 秀 仁
会計課長	赤田 儔 信	監 査 委 員	久光 喜多男
消 防 長	松村 吉 堯	監 査 事 務 局 長 兼公平委員会事務局長	向井 洋
消防本部次長兼 消防署長	湯川 行 夫	農 業 委 員 会 会 長	坂上 國 治
用地担当理事 土地開発公社事務局長 用地担当参事・土 地開発公社事務局次長	平野 誠 蔵	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信田 種 行
	岩井 益 一		

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野 満 男

○

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	吉岡 昭 男
次 長	吉田 種 義
議事係長	西井 正
議事係	佐土谷 茂 一
議事係	川崎 政 勝

本日の議事日定は、次のとおりである。

昭和56年和泉市議会第1回定例会議事日定

(3月19日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第8号	青年学級の開設について(予算審査特別委員長報告)	P. 1
2	議案第9号	和泉市自転車駐車場条例の一部を改正する 条例制定について(予算審査特別委員長報告)	P. 3
3	議案第10号	和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する 条例制定について(予算審査特別委員長報告)	P. 6
4	議案第11号	和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等 に関する条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P. 10
5	議案第12号	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例制定について(予算審査特別委員長報告)	P. 20
6	議案第13号	和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P. 25
7	議案第1号	昭和56年度和泉市一般会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
8	議案第2号	昭和56年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	"
9	議案第3号	昭和56年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	"
10	議案第4号	昭和56年度和泉市公共下水道事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	"
11	議案第5号	昭和56年度和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	"
12	議案第6号	昭和56年度和泉市水道事業会計予算 (予算審査特別委員長報告)	"
13	議案第7号	昭和56年度和泉市病院事業会計予算 (予算審査特別委員長報告)	"
14	報告第1号	和泉市土地開発公社昭和56事業年度事業計画書類の 提出について	P. 41
15	意見第1号	国民健康保険に係る療養給付費の国庫負担率の引き上げ と傷病手当、出産手当等の給付制度の確立に関する意見 書	別紙

(午前10時開議)

- 議長(貝渕博治君) おはようございます。議員の皆さんには年度末何かとお忙しい中御出席ありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長として報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは24名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員はございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思われま。現在、24名でございます。

- 議長(貝渕博治君) ただいま報告のとおり、出席議員数24名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

-
- 議長(貝渕博治君) 本日の議事日程は、お手元に印刷配付してあるとおりでございますので、御了承賜りたいと存じます。

それでは、日程審議に入ります。

日程第1「青年学級の開設について」より、日程第13「昭和56年度和泉市病院事業会計予算」までの13議案を一括議題に供します。

本件につきましては、去る3月3日、その審査を予算審査特別委員会に付託し、9日より慎重御審議をいただいておりますので、その審査の結果並びに経過を藤原委員長より報告をお願い致します。

(予算審査特別委員長報告)

- 予算審査特別委員長(藤原要馬君) 去る3月3日の本会議におきまして、昭和56年度和泉市一般会計予算、国民健康保険特別会計予算、公共用地先行取得事業特別会計予算、公共下水道事業特別会計予算、和泉市中央丘陵整備事業特別会計予算、水道事業会計予算、病院事業会計予算並びに関連諸議案6件についての審議を予算審査特別委員会に付託されました。慎重審議いたしました経過につきまして、その概要を取りまとめて御報告申し上げます。

3日の議会終了後委員会が開れ、正、副委員長の互選が行われたのでありますが、その席において、不肖、私が委員長に、橋本佳行氏が副委員長に選任され、その日の委員会を終りました。

3月9日、10日、11日の3日間、委員出席のもと理事者の出席を求め、審議の進め方についてお諮り申し上げましたところ、一般会計、特別会計、企業会計並びに関連議案の順に行

うことで賛同を得、一般会計の歳入から審議に入りました。

まず第1点として、国有提供施設等助成金、今後の増額に当たり、国有地との格差等評価を掌握されているのか、第2点として昭和56年、同和起債が残るが地方税プラス同和救済措置は今年度はいかほどか。第3点、昭和54年度から始まった再建計画の中で、本年度の予算をどのような観点にそれを察知すればいいのか。第4点、昭和56年固定資産税の同和減免は幾ら見込んでいるのか、とのそれぞれの質問に対し、例年自治省に向けて陳情し、また、要望も重ねてきており、配分の権限は自治省にあり、予算総額の75%は台帳価格に基づいて自動的に配分されることになっており、自治省の裁量による配分は、残り25%しか及ばないところであり、昭和56年度は国有財産台帳の5年に1度の改定年度に当たっておりますので、積極的に陳情要望を行いたい、旨の答弁がありました。

第二点の同和起債ですが、同和対策の救済措置は、現在のところ制度上で確立しているのは、10条指定分、元利償還に対する10条指定債であり、その8割が地方交付税に算入されております。昭和56年度で算入額は1億1,400万円で、地方交付税で元利償還分と算入され、府の補助金といたしましては、公債費、元利償還分と言うもので、公債費に対する補助が3億5,400万円計上しており、特別交付税はまだ決まっておりますが、大阪府全体の中で本市は府下の3番目で、市長を中心として要望続行中である。との答弁がありました。

第三点として、昭和54年度からの経常収支比率は、99.6%といった経常収支比率でありまして、55年度の経常収支は少し前進いたしまして、98.5%ぐらい決算に持っていきたい努力をしているわけで、昭和56年度については、経常収支比率の目標は98%ぐらいに持っていき、歳出の経費の削減も当然必要で今後とも経常収支比率の改善に努力してまいりたい、旨の答弁がありました。

第四点として、同和減免については、昭和55年度につきましては2,900万円で、56年度予算編成時には、評価負担調整もあがり、人数も若干増してくるの見込み、55年実績の10%増の3,100万程度である。旨の答弁があり、その他各委員より数点にわたる質問が出されましたが、それぞれ回答を得て一般会計の歳入の審議を終りました。

続いて歳出の審議に入り、議会費と総務費を一括審議に入り、議会費については、旅費はいかほどか、また、どのように、取り扱うのか、との質問に対し、旅費については、12万円掛ける26名で312万円組ませただき、その割り振りにつきましては、決算委員会並びに議会運営委員でも要望を受け、議長さんの御配慮を賜りまして、3月5日代表者会議を持っていただき、申し合わせ事項として決定していただきました。その申し合わせ内容は、議員行政視察として、8万円掛ける26名で208万円、常任行政視察として、4万円かける26名

で104万円、合計312万円である、旨の答弁がありました。

総務費では、職員研修費についてその内容について質問があり大きく分けて2つになりますが、その一つは内部研修で職員の資質向上のためもろもろの研修を計画し実施しているもので、主な支出経費は講師の謝礼で、また、旅費については職員が先進地を視察したり研修会に参加し、自己の能力開発に努めるために予算化している、旨の説明がありました。

次に、人件費の各項目に特殊勤務手当が組まれているが、その内容について質問があり、特殊勤務手当は著しく危険、不快または不健康な勤務に関し、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるときについて支出しているもので、例えば運転手手当、生活保護指導手当である、旨説明がありました。

広報費について、広報の作成料、配布手数料は幾らか、また、ページ数の企画についての質問に対し、作成料は平均6ページ建て、1部当たり13円で月に4万部を発行の予定で、配布手数料は1部当り8円で、年間369万6,000円であること。また、ページ数の企画については、現課から提出のあった原稿をもとに企画編集し、その都度決めていく、旨の説明がありました。

これに対し、今後、色刷りを採用していただきたい。また、企画面では、消防記事のような場合はその紙面を厚手の紙を使い防火の標語を盛り込み、後でも使えるようにミシン線を入れておく等創意と工夫がほしいこと。また、広報の配布は遅れ気味なのでもっと早く配るよう要望がありました。

次に、市民相談費について増額されているがその中味はどうか、との質問に対し、増額された主なものは法律相談の委託料で、月2回から3回にするため、の旨の説明があり、それでは、報償費がふえているのは、との質問に対し、憲法、人権週間等における記念講演の講師の謝礼及び市長への手紙を出す週間や、一定のテーマを設定し、市民から意見を求めるものを企画しており、それら御提案いただいた市民の方への謝礼も含んでいる旨の説明がありました。

車両管理費の需要費中、燃料費と修繕料の内容と取り扱い方についてどうか、との質問に対し、燃料費は、公用自動車のガソリンで市内契約業者より購入しており、また、修繕料については、自動車の定期検査受及びその他修理費であり、定期検査の場合は委託業者で、故障時の場合は、最寄りの業者で修理している、等の説明がありました。

本庁及び解放総合センターの庁舎管理の各種委託料について、金額その他契約内容についての資料提出の要請がありました。

歳入のところで経常収支比率の説明があったが、総務費だけの経常収支比率はどのくらいになるのか。また、印刷製本費は予算全体を通じ多いが、印刷はどのようにしているのか、との

質問があり、経常収支比率とは、経常的に入ってくる財源に対し、経常的に支出する経費に充てた経常的財源の占める割合であり、この数値が低いほど財政に弾力性があります。総務費の経常収支比率はどうか、ということについては、経常収支比率は、予算を性質別に分類して算出する仕組みになっており、総務費という目的別には算出することにはなっていないので、御了解を賜りたい。

また、各種の印刷については、本庁内での委託契約業者による内部印刷、外注印刷を通じ、繰り返し節減に努力したい、旨の答弁がありました。

次に、企画費について、まず 総合計画策定委託料に関連して、総合計画策定上必要な組織並びに審議会のメンバー等どのように考えているか。また、現行の基本構想との関連性はどうか、との質問があり、これに対し、現時点では、具体的な検討段階に至っていないが、事務レベルの考え方としては、部課長クラスで構成する企画委員会並びに学識経験者等で組織する策定委員会が中心となり、市民の意識調査等も実施しながら基本構想(案)の策定を進めるとともに、審議会に諮問し答申を得まして、最終的に議会の議決を願う方法を考えております。

また、審議会のメンバーについては、本市総合計画審議会規則では、市議会議員を初め関係団体の代表者、学識経験者、市の職員等で組織することとなっておりますので、おおむねそのような構成になるものと考えている、旨答弁がありました。

また、現行の基本構想との関連性については、「人間回復のまちづくり」は、昭和48年以降のまちづくりの指標として活用してきたものであるが、今回、社会経済情勢等諸般の要因により見直しを行う中で、大きく変更される部分もあろうかと思われませんが、いずれにいたしましても、新計画が策定された際には、当然、本市の行政全般の指標となり、前構想に変わるべきものである、旨回答がありました。

この他意見、要望として、単に計画が策定された段階で審議会に諮問するというのではなく、見直しの重要事項等、事前に議会に示されたい。さらに、計画策定上必要な組織については、従来の概念に固執することなく、将来を担う青少年等の意見も取り入れるよう検討するとともに、計画についても、単なる理念よりも実現可能なものとされるよう強い要望がありました。

次に、職員提案規程に関し、経過と実態について質問があり、昭和36年に「職員提案規程」を設け、当時、活発に提案を行っていたが、その後、低調になり、いまではほとんど活用されていないが、財政窮迫の今日こそ、職員の創意と工夫により、業務能率の向上をあわせて市民サービスの向上を図るべき時期であると考えており、本制度をより積極的に活用するために、

若干ではあるが報償費を計上した、旨答弁がありました。

また、行政境界適正化協議会負担金については、経過の結末、今後の進め方、協議会開催の時期並びに負担金について、対泉大津市との調整度等数点に及ぶ質問があり、これに対し、過去一連の経過があるが、今年度はより一層取組みを強めるため、対泉大津市とも事務段階で見解の一致を見たので、協議会の開催経費あるいは実態調査等の経費として所要の負担金を計上したものであり、事務レベルの検討案が整い次第、協議会を開催いたしたい、旨の答弁がありました。

次に、泉北地域広域行政推進協議会負担金に関連して、附帯決議の趣旨を十分認識し、議会の意思を反映するよう、経過等について議会全体に明らかにされたい、との意見があり、これに対し、圏域の基本構想並びに基本計画（案）については、過日の総務委員会に報告済みであり、また現在、審議会が三回開かれ、間もなく答申が出されることとなるので、計画書については近く全議員に配付したい、旨答弁がありました。

交通安全対策費については、市道と泉中央線、今福団地一号線の安全対策及び自転車駐車場に関連した質問に対して、和泉中央線の照明については、農作物被害の問題はあるが、中央分離帯とともに関係部局と十分協議し、早期実施を図りたい。また、終点部分三差路の改良については、引き続き用地買収に向け努力したい、とのことであり、今福団地一号線については、実情調査の上関係者間で対処したい。

また、信太山駅前自転車駐車場は近日着工し、北信太とともに5月開設を目標としており、管理人の採用については、現下の状況を考慮して委託先と協議してゆきたい。自転車駐車場の収益金は、今後の整備拡充資金に充当したい、旨の答弁がありました。

住居表示整備費について、この中に負担金300万円が計上されているが、これがどこから入り、どこを計画しているのか、との質問があり、これについては、大阪府住宅供給公社が開発する府中今福の四団地を計画しており、住宅供給公社から負担されるとの回答があり、このことについて、公社の関係だけでなく、その他の地域での地番整理について積極的に取り組むよう、との要望意見がありました。

同対策費については、支部助成金及び活動補助金の内容と、支出方法はどのようになっているのか。また、地区協の地元協議員の氏名と制度支給の見通しについて。次に、非常勤嘱託員の人数と報酬はいくらか、の質問がありました。

第一点の支部助成金の内容といたしましては、事務費、会議費、活動費などで、54年度からは、議会を初め運動団体の理解を得まして、2,005万円と極力経費の節減を図ってきており、その支出方法は、4月と10月の2回に分けて、和泉市市費単独補助金交付事務取扱規程にの

つとり適正に支出しております。

また、活動補助金につきましては、支部助成金と性質が異なりまして、地域住民の自主的、組織的活動を促進するとともに、社会的、文化的生活の向上を図り、地域の低位性をなくするため、17団体の自主的な要求組織の学習及び文化、スポーツ活動を促進する事業に対して補助している、旨の答弁がありました。

第二点の府同促地区協議員には市長と橋本佳行氏、西口秀光氏、幸校区連合町会長の西口佐利さんの四名であり、今月中旬をめどに支給手続等を踏んでまいりたい旨の答弁でありました。

第三点の非常勤嘱託員の人数につきましては13名で、月額報酬12万5,000円となっており、解放センター内に勤務している、旨の答弁があり、最後に、非常勤嘱託員の制度について整理整頓するよう要望があり、議会費と総務費の一括審議が終了しました。

次に、民生費について審議に入りまず第一に簡易心身障害者通所授産所設置工事費の内容等について質問があり、これについては現在、手をつなぐ親の会が運営している通所多目的ミニセンターを市が建設することにより、その内容を充実させるものであると答弁がありました。

次に、身体障害者解放会館の利用実態、老人解放センターの地区外の利用者数並びに両施設の運営に関する国、府の補助についての質問があり、身体障害者解放会館については現在、27名の障害者が利用しており、今後の利用方法について検討中であるということ。老人解放センターについては地区外は、昭和55年中に1,553名の利用があったということ。また、国、府の運営補助については、現行の諸制度の中では残念ながら、ほとんど対象になるものがなく、今後、強気に働きかけていくと答弁がありました。

次いで、共同浴場に対する市の運営方針はどうか、との質問に対し、昭和55年度の委託料は1,400万円程度必要と考えられますが、3月中旬には、入浴料大人60円を90円に改定する予定で、このため昭和56年度の委託料は400万円に減額なる見込みで、急激な物価高騰のない限り、2年間はこの料金体系で運営したい、との答弁がありました。

次に、助産施設の和泉市立病院のベッド数についての質問があり、現在、ベッド数は3床でこれの利用などについては、今後さらに充実させていく、との答弁がありました。

次いで昭和56年度の保育園の入園申し込み数と入園の見込みについての質問があり、申請状況は、1月末日現在で2,237名、昨年より約70名減少しているのと、また、見込みとしては昨年は待機者が百数十名あったが、今年は数十名の見込みであると答弁がありました。

次に南池田第一保育園の建てかえ計画についての質問がありこれについては、建設補助を得るために国、府と協議中である、と答弁がありました。

さらに、民間保育園に対する市の補助金などについて質問があり、その内容について答弁がありました。

次に、児童遊園の建設場所について質問があり、本年度は、上町と和気南の2カ所に計画している、と答弁がありました。

次に、生活保護世帯数、ケースワーカー数などについて質問があり、保護世帯数は、788世帯、ケースワーカー数は9名、1人平均88世帯で、今後ケースワーカーの増員も検討する、と答弁がありその他民生、福祉関係について要望、意見などが出され、民生費の審議が終わりました。

次に、衛生費と労働費の審議に入り、医療対策協議会の内容並びに結核検診、胃集団検診、年末年始の歯科診療について質問があり、医療対策協議会については、地域医療並びに市民の健康づくりについて協議を行い、委員16名で構成している。

結核検診については、市内39会場で実施、2,301人が受診しました。胃集団検診は18会場で実施952人が受診した旨の説明に対し、予防と早期発見に努めるように、との意見がありました。

次に、年末年始歯科診療については、12月31日より5日間予定しています。連休に当たる休日については、歯科医師会と協議の上検討したい、旨答弁がありました。

次に、国民健康づくりの講師謝礼並びに病院等に対する補助金に関連した質問があり、講師謝礼9万円については、健康教室、講演会等を開く講師の謝礼であるとのこと。

次に、横山農協立病院補助金300万円については、当市の山間部には入院施設等が他になく、公的な病院としての役割をもしているところから補助金を交付しようとするもので、医師会、64万円、歯科医師会24万円の助成金については、公衆衛生の啓発、指導、調査、研究活動に対する助成であり、救急告示医療機関助成金44万円については、年末年始救急病院五病院に支出するもので、休日急病診療所に対する二次、三次の患者受入助成金61万7,000円については、患者受入ベッドの空床費であり、阪南地域救急医療連絡協議会負担金5万円については、広域的救急医療体制を協議するため、7市5町24名の委員で構成し、市が5万円、町が3万円の負担割合である旨、また、公衆衛生協力会20周年記念行事助成金10万円については、昭和36年4月支部を結成し、市民の衛生思想の普及向上に努力を重ねているもので、記念行事に対する助成金である、旨の説明がありました。

病院事業補助金と貸付金についての説明、また、貸付金はどんな条件になっているのか、との質問があり、これに対し、病院事業会計は多額の赤字を抱えており、一般会計としてはそれを緩和すべく病院会計との負担区分をルール化し、まず、病院会計が借り入れた地方債の元利償還を一般会計からの補助金と貸付金で全額負担を行い、他に病院事業の医業収支で賄うのが

至難なもの、例えば高度医療経費とか看護婦養成経費、医師研修経費などそれぞれの項目別に積算を行い、計上したものであります。

なお、貸付金の返還期限は、昭和56年度の出納閉鎖時期までに返還してもらうようになっている、との答弁がありました。

和泉診療所の施設、建物及び運営についての質問に対して、地域住民の健康管理は住民みずからの手で、とする自覚要望を受け、開設当初から同和地域の実態に明るい人達により組織されている運営委員会に施設建物を使用貸与するとともに、運営を委託してまいりました。また勤務職員は医師6名で4科を診療し、薬剤師1名、技師3名、看護婦5名ほか7名で運営しており、地域住民の低位性から60歳以上の老人に対しても医療費の無料化を図っている、旨の答弁に対し、内容を見直すべきではないか、との意見がありました。

し尿くみ取り料金の内容、土砂瓦れきの処理、償還金及び霊園進入の使用料に関する質問に対して、し尿くみ取り料金については、今年度は市民負担を据え置き、市負担により10円引き上げ助成をしたい。

土砂瓦れきについては、昨年末で忠岡池が終り、本年1月から和気南池で不燃物の処理をしています、小さいために土砂瓦れきを受け入れる余裕がなく、関係者多数の協力を得て適地を物色中である。

塵芥処理其の償還金については、松尾山処理地に対する日本住宅公団からの立替資金6億の償還利子相当分であり、本用地の利用について、高石、泉大津両市から泉北環境における共同利用の申し出がある旨答弁。

また、霊園進入路に関しては、防衛庁から借地している道路用地2,261平米に対する使用料であり、無償で借り受けるとか払い下る等に向けて努力してきた経過等の説明がありました。

ごみの減量とリサイクル進動については、不燃物の収集時に鉄、ダンボール程度を回収し、売却している旨。また、泉北環境の焼却灰の中にも多数の空き缶等があることから、3市共同した対策と、市民参加の啓蒙と相まって推進を図りたい、との答弁があり、衛生費と労働費を終りました。

次に、農林水産費と商工費の審議に入り、老朽ため池の改修計画及び都市計画決定をしたため池の事業計画並びにため池管理者への指導はどうしているのか、との質問に対して、改修計画については、早急に改修を要するため池が11カ所あり、事業規模別に早期改修に向け府へ予算を要望しており、都市計画決定をしたため池の事業計画については、計画地区のうち放光池については、昭和56年度用地買収に向け光明池土地改良区と予備協議をしており、前奈池

については、関係先と前向きに協議したい。また、ため池管理者への指導については、毎年5月のため池愛護月間に「ため池管理心得」を作成し、管理者に送付して指導しております。旨の答弁がありました。

次に、ダイエー等大型店の進出についての基本的対応に関する質問に対し、商工会で設置されている商業活動調整協議会に市職員が特別委員として参加しており、店舗面積などについて調整協議を行うことになっております。一方、大型店の出店に伴う環境問題につきましては、庁内関係部課の合同連絡会議をもち、出店企業に対する道路問題、青少年問題等を含め、環境整備について十分協議し指導するとともに、商工会、商調協との連携を密にして慎重に対応したい、との答弁がありました。

続いて、市単独融資の状況に関する質問に対し、銀行預託金6,000万円は、中小企業者に対する市単独融資制度の預託資金であって、市内2銀行3支店にそれぞれ預託しており、昭和54年度利用実績は22件、4,420万円、貸付債務残高は7,456万円であり、制度の活用については、融資限度額を100万円引き上げ400万円に、審査会を毎月初旬に行うほか、融資額150万円以下の事業者には、約定どおり完済した場合、保証料を市が助成する等、中小企業者に対する事業資金融資の充実に努力している。との答弁がありました。

続いて、消費者の会育成助成金11万円及び消費者行政に関する質問に対し、消費生活リーダー養成講座を修了した主婦が中心となり、消費生活向上のため学習と活動を行っており、この組織の育成を図るために助成をするものであり、消費者行政については消費者相談員制度を設け、それぞれの居住地域あるいは市民相談室において、消費者苦情相談の受け付け、あっせん処理に努めている。また、物価モニターを設置し、生活関連物資の価格の動向調査など行っている、との答弁があり、農林水産費と商工費を終りました。

次に、土木費と消防費を一括審議に入り、まず、土木費の道路維持補修費、電気使用料、街路灯設置計画、工事請負費8,000万円の工事計画、防衛施設用辺整備事業費伯太山荘泉の該当地は排水路整備工請負費でどこを整備するのか、との質問に対して、まず電気使用料については、街路灯80基の電気使用であり、街路灯の設置について計画的に実施してまいりたい。

工事費については、市道の付帯工事及び舗装工事等で、これらの中に生活道路の整備も含まれています。

伯太山荘線については、ダルマ荘からの大阪市の老人センター横を通り、府中信太山線の交差点までの間を56、57年度の2カ年で整備します。

次に、市街地排水路について、水路費として4,000万円の予算を計上し、市内一円の水路維持改修工事をしたい、旨の答弁があり、このことに対し、自衛隊の正門前の周辺整備を重点に行

い、あわせて浸水対策を計画的に実施するより要望があり、これを終わりました。

次に、市新、日鉄ロープ跡地の開発に伴う専用排水路、進入路、肥子池公園の整備計画について質問がありました。

市新の専用排水管について、管財人と鋭意話し合いを行い解決してまいりたい。

日鉄ロープ跡地開発による排水問題について、開発者より具体的な協議がありませんが、現在開発地の一部を流入区域として都市下水路府中北幹線工事を行っております。排水問題、進入路については、今後、開発者からの計画を示された時点において、開発地周辺を含め排水進入路について十分検討し、開発業者を指導してまいりたい。

肥子池の遊水地は、近く埋め立てグラウンドにする。グラウンドの部分について施設の整備を行いたい、旨の答弁があり、市新、日鉄ロープ跡地周辺の道路、水路等の調査を十分行い、地域住民の生活環境悪化にならないよう開発業者に行政指導してもらいたい、との要望がありました。

公園について、黒鳥山、松尾寺の自然公園の質問があり、これに対してこれらは管理費用を計上したものである、と回答がありました。さらに自然公園の整備促進要望及び黒鳥山公園の用地買収について質問があり、市長より趣旨を体して取り組みたい、との回答がありました。

次に、住宅管理の工事請負費、市営住宅の建設計画、市営唐国住宅入居者からの要望事項についての質問に対し、第一点の工事請負費については、木造住宅は建設後20年以上経過し、特に、屋根の痛みがひどく、屋根の修理を行いたい。

第二点の市営住宅の建設については、現在、建設計画を持っておりません。

第三点について、入居者からの要望事項について、入居者の方々と十分話し合って対応していく、との答弁がありました。

次に、緑のマスタープラン委託料、都市計画街路航測図化委託料、光明池和田線の予算措置は、との質問に対して、まず、緑のマスタープランは、市全体の緑化計画を策定するものであり、街路航測図化は、計画街路のうち全く測量の行われない路線を測量するものである。

光明池和田線の予算措置について、後日、繰り越しでお願いしたい。また、繰り越しはいつの時点であるのか、との質問に対し、5月の出納閉鎖日までに買収できないときには、6月の定例議会でご審議願いたい。

さらに、街路関係について、泉大津阪本線の計画、和泉府中北通り線の計画及び休日診療所に至る槇尾川架橋計画の質問があり、泉大津阪本線については、買収済みの区域を工事するとともに、終点付近の買収に着手する考えであり、和泉府中北通り線について、55年度先行取得用地の買い戻しを行おうとするものであり、休日診療所横の槇尾川には、56年度中に架橋

工事を完成させ、歩行者の通行を確保してまいりたい。

次に、改良住宅建設事業費関係について、非常勤嘱託員の業務内容、工事費、用地費の内訳建設戸数の現況から残事業年数についての質問に対し、まず、非常勤については、1カ月10万円で運転手として嘱託している。

工事は、住宅46戸、店舗10戸、住宅除去者2戸、会計5億9,707万円、用地費は買収面積8千平米で6億3,435万5,000円であり、物件補償費は、百八戸で5億1,800万円で、この他に債務負担事業に計上されている。残事業は、現状から単純推計で10年余が必要である、旨答弁がありました。

土木費に続いて、消防費については消防団員の出勤、訓練報酬内容についての質問があり、現在、消防団員数は357名で1回当たり手当額は800円、年間延べ出勤回数は、1万1,463回で予算計上している、旨の答弁がありました。

次いで、消火栓の維持管理状況と、危険物施設及び公共施設等一般防火対象物の立入検査状況について質問がありました。

これに対し、和泉市の現在の消火栓総数は1,665個で、月1回の割合で調査し、不良消火栓については、水道部へ修理依頼している。

また、和泉市内の危険物施設は367事業所、一般防火対象物は1,610事業所で、危険物施設と公共建物については年2回、その他については、年1回の立入検査を実施し、火災予防上、不備事項については改修を指導している、旨答弁があり、土木費と消防費の一括審議を終わりました。

次に、教育費の審議に入り、教育指導費では消耗品費718万2,000円が計上されているがその内容について。また、同和教育指導費では、印刷製本費で209万円が計上されているが、その内容は、それと同じく委託料として、同様の名称で3件計上されているが、どのような相違があるのか。また特別就学奨励制度補助金として3,539万5,000円が計上されている内容についての質問があり、これに対し、消耗品、印刷製本費については、個々に詳細な説明があり、また、委託料については、和泉市同和教育研究協議会として、和泉市内全学校園が加盟して同和教育を研究する団体で、次に和泉市同和教育研究会委託料は、市内全学校園職員の個人加盟で、同和教育推進のため自主的に研究協議を行い、民主教育の確立に努めることを目的とする会であり、次いで、同和教育推進協議会は、和泉市全市民を対象に町会連合会長が代表となり、部落差別をなくし基本的人権を確立し、同和問題を市民運動として積極的に推進することを目的としてそれぞれ活動しているとの説明。

続いて、特別就学奨励制度補助金については、地区協の推薦を得て支給するものであり、こ

のことについては今後の検討課題として対処する、旨の答弁がありました。

次に、幼稚園については、入園料、保育料の現在の額、幼稚園の定数並びに56年度の見込み園児数等、今後の運営方針及び私立幼稚園保育料補助金の使途についての質問に対し、入園料、保育料については前年度と同額の6,500円で、定数は1,080名で、56年度見込み園児数は650名となっており、今後の運営方針としては、年々園児数が減少している状況で保育時間並びに対象園児についてもさらに検討する必要がある。

私立幼稚園保育料補助金については、現在、私立幼稚園の運営経費として補助している、との答弁がありました。

次に、社会教育費の留守家庭児童会の本年度の開設状況と、現在の市民会館及び青年の家について、市民が有効の利用を図るための施設設備の改築、改装についての具体的な考えを示すよう、との質問に対し、留守家庭児童会の本年度の開設は、前年度9カ所開設し、56年度は10カ所予定しており、新設の1カ所については、御要望に沿うよう努力してまいりたい。

なお、市民会館の施設設備の改築、改装については、御指摘のとおり、開館以来大々的な改築、改善は行っていないので、冷暖房能力の低下、会議室の不足等による結婚式宴会場等狭小のため、市民の利用に支障を来している現状です。今後、運営していく上で、御指摘の件については、鋭意努力し改善に努めたい。

また、青年の家についても、施設の老朽化が著しいので、補修については、本年度屋根の一部ふきかえを実施するが、今後の課題としては、設備の整った教育効果のある施設とするため、広域行政の中で、また、府の施設誘致を積極的に働きかけていく、との答弁がありました。

次に図書館費で図書購入費として1,200万円を計上しているが現在、蔵書として何冊か、また、今後の増書計画についての質問に対し、現在蔵書として図書館自動車文庫を合わせて約、6万4,000冊の保有があり、今後の増書については、市民の知識向上のため年次的に購入計画を立て増冊を実施したい、との答弁がありました。

次に、保健体育費の役務費でそれぞれ計上している傷害保険料の内容及び市民グラウンド整備費として1,830万円を計上しているが、どのような整備を行うのか。また、財源についてはどのように措置されているのか、との質問に対し、現行の保険政度の中で開催日1日の保険として加入しているもの並びに各チームが独自で加入しているのが現状です。

歳入については、住宅公団より市民グラウンド整備事業収入として受け入れ、従来より計画しているグラウンド周辺排水路及び体育施設の整備を実施したい。ナイター設備に関しては、地域的に困難な事情等があり実施できない。

また、学校体育施設開放により小学校、中学校及び市内府立高校へ開放依頼し、効率よく使

用できるよう努力する、との答弁がありました。

次に、最近学校における校内暴力と、それに関連してスーパーの万引きについて、教育委員会の対処法についての質問に対し、校内暴力については教育委員会、学校長並びに生活指導担当と十分協議し、発生することのないよう指導面等についての研修会を行い鋭意努力するとともに、スーパー万引きについても、本市中学生徒指導主事、協助員の先生方の研修会で十分に検討し、スーパーへの協力を申し入れると同時に校内指導を厳重に行いたい、との答弁があり、教育費を終りました。

次に、公債費、諸支出金、予備費を一括審議に入り、公債費元利償還のうち、一般事業と同和対策事業についてのそれぞれの額は幾らか、との質問があり、長期債の元利償還は、56年度分で30億3,700万円であります。そのうちの同和関連分は15億5,300万円である、との説明がありました。

また、この公債費と職員人件費などを市税と交付税などから差し引いて、市民要望にこたえられる財源はどのぐらいか、との質問に対し、当初予算の財源内訳として一般財源収入は、120億4,100万円であり、公債費、人件費など義務的経費に充当した以外の財源が投資的な経費に充てられる、旨の答弁がありました。

諸支出金の基金費の公共施設整備基金へ3億円の積み立てを行っているが、これまでの利子の内訳もあわせ、基金の状況はどうなっているか、との質問に対し、基金の54年度末現在高は、9億4,444万1,000円であり、55年度10月補正予算で4億3,380万円の積み立てを行い、同時に公共施設整備事業の財源に充当すべく、1億3,700万円を一般会計に繰り入れを行いました。したがって、55年度末の基金現在高は、12億4,124万1,000円となり、今回、56年度予算で3億円積み立てを行い、2億5,400万円を一般会計に繰り入れているので、当初予算での基金現在高は、12億8,724万1,000円になるものであります。

なお、基金の利子については、55年度補正予算で基金設置当初からの分として、初めて1億7,941万7,000円を組ましてもらったものであり、その後の利子として本年5月24日に定期が満期になる分については、8,709万9,000円と試算しておりこの分については、56年度中に歳入歳出予算に計上させていただきたい、旨の答弁があり公債費、諸支出金、予備費の一括審議が終了しました。

以上で一般会計予算の審議が終わり、一般会計予算歳入歳出についてを認定すべくお諮りいたしましたところ異議があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決決定いたしました。

次に、国民健康保険事業特別会計予算の審議の経過と内容について御報告申し上げます。

まず、国保会計の昭和55年度の収支見込みと、昭和56年度の運営について質問があり、昭和55年度の収支は、現時点で約7,500万円の黒字が発生する見込みであり、また、昭和56年度については、医療費の増高等非常に厳しいものがあるが、収支均衡の予算を編成した、旨の回答がありました。

次に、国民健康保険料の遡及賦課について見直す必要があるのではないか、との質問があり、皆保険下においては、資格の異動のあった時点から保険料も納付していただくものであるが、本市においては事情等考慮し、六カ月間遡及している、旨回答がありました。

その他保険料の減免の明確化、優良家庭に対する配慮等についての意見もありましたが、今後、慎重に対処していく、旨の答弁があり国民健康保険事業特別会計予算の審議が終わり、本会計予算をお諮りいたしましたところ異議ありとのことで、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決決定いたしました。

次に、公共用地先行取得事業特別会計予算、公共下水道事業特別会計予算、和泉中央丘陵整備事業特別会計予算の歳入歳出予算を一括して審議に入りました。

公共用地先行取得事業としてどこを先行取得するのか、との質問があり、本年は、すでに借入れを行いました長期債の元金、利子の償還金とその手数料が歳出のすべてであり、本年は用地を先行取得する予定はない、との説明があり、続いて公債費の元利償還はいつまで続くのか、との質問に対し、現在借入れを行っているものについては、63年9月で返済を完了する、との答弁がありました。

流域下水道負担金に起債を仰ぐようになっているが、これはなぜか、また、これの事業主体はどこか、との質問がありました。

これに対し、南大阪湾岸北部流域下水道事業は、大阪府の施行で行っており、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、忠岡町及び岸和田市にまたがる事業で、全体の事業費のうち、一定の割合はそれぞれ各市で負担していく仕組みになっております。そうしたことから事業費に対する負担金であり、起債が認められているものであります、との説明がありました。

小田第二幹線の施行箇所はどこになるのか、の質問がありました。

小田第二幹線は、小田町で55年度施行しております。市道小田軽部と小田牛神線の延伸と、府道大阪和泉南線を小田軽部線の入口から岸和田市方向に向かい2百メートルを施行計画している、との答弁があり、なお、事業債について、小田第二幹線と南大阪湾岸北部流域下水道事業債はどのような内容になっているのか、との質問がありました。

小田第二幹線は、流域関連公共下水道として、市が事業主体として事業を行っており、湾岸北部流域下水道事業は、大阪府で施行されており、その事業費の一部負担に係る事業債であり

ます。との答弁がありました。わかりにくいとの質問があり、助役より湾岸流域下水道については、大阪より処理場と関係市に向って幹線管渠が施行されていますが、本事業について、関係六市一町の事業負担が必要で、国からの一定の起債枠が認められている。旨の答弁がありました。

なお、下水道は、今後大きな行政課題として進めていく必要があるので、専門委員会だけでなくとも協議会において理解が得られるような説明をすること。

なお、事業計画の内容、推進の状況明細を参考資料として提出されたい、との要望がありました。これにて公共下水道事業特別会計の審議を終りました。

和泉中央丘陵整備事業特別会計については、まず、用地買収について、今年度の目標と作業のあらましについての質問があり、現在四項目の主な買収条件を対策委員会を通じて全権利者に周知の段階であり、まだ、最終集約を終わっていないが、3月中には集約していただけると思う。本年度任意買収であるが、理想として実質8割以上のまとめをしたい、との答弁がありました。

次に、職員の配置について、44人を実質張りつけるのかどうか、予備費の内容は何か、との質問があり、職員総数44人は55年度と同じであるが、現地対応に向けて確定していないが、若干の増員を人事当局と協議している。

また、予備費については、人事院勧告に伴う給与費当の財源として計上させていただいておる、旨の答弁がありました。

続いて、職員数と財政援助との関連について本音はどうか。買収予定額は幾らになるか、との質問があり、まず、兼務職員については、対象と都計業務など直接的な分野について公団との間で確認している。54年度は、協定が10月であったため、さかのぼりの例外的な措置となった。

買収予定額については、評点と平均繰延率が連動するが、実測を認めているので、実測見込みによって総事業費が動くので、400億から500億円近いものになるのではないかと、との答弁があり、公共用地先行取得事業特別会計予算、公共下水道事業特別会計予算、和泉中央丘陵整備事業特別会計予算の一括審議が終り、お諮りいたしましたところ異議なく、本予算を原案どおり可決決定いたしました。

次に、水道事業会計予算について、審議の概要を申し上げます。

まず、本年度の工事負担金関係の収入見込み及び徴収基準はどうなっているのか。また、府営水道料金の動向と本市の対応はどうするのか、との質問に対し、工事負担金の収入は、住宅公団及び民間分合わせ2億8,140万円予定しており、徴収に当っては、給水のための工事

費を算定しているので、一戸当たり幾らというような基準は設けておりません。

また、府営水道料金については、56年度当初予算には改正の措置はされておきませんが、今後の動向を見守りつつ本市の料金についても対応したい、旨の答弁がありました。

また、企業債の低利債への借りかえはどうなっているのか。公認業者の指導はどのようにしているのか、との質問に対し、企業債について、一部利率の高いのは銀行より借り入れの縁故債であり証書発行しているため借りかえができがたい。

また、公認業者については、昨年より20店となっておりますが、二カ月ごとに例会を持ち業者の指導育成に当たっている、との答弁があり審議が終了しました。

本予算についてお諮りいたしましたところ異議ありとの発言があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決決定いたしました。

次に、病院事業会計予算並びに関連議案第10号「和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例制定について」を一括審議に入り、まず、三人室以上の入院室料差額を無料とし、その変りに施設利用料として徴収することになっているが、これは厚生省の改善指導に違反しているのではないか。困窮者もあり、総室はとらないよう配慮すべきではないか。

また、本館4人室は現在ないが、改築後、新築して徴収するのかなどの質問があり、これに対して今回の改正については、厚生省の指導により、3人室以上の室料差額を無料にさせていただき、それに伴って本館と新館に格差が生じておりますので、これを是正するため、新しい施設利用料を設けて利用者に負担願うものであり、これは室料差額ではない、との答弁がありました。

次に、関連して差額ベッド廃止に対し施設利用料の創設は、本館と新館とのバランスを考えてのことと思うが、その収益還元について、施設の利用者への還元をどのように考えているのか。また、医師の充足度について、外来、通院及び入院患者数に対する医師数はどうか。外科医師は充足されているが、内科の医師が少ないと思う。内科についても充実をお願いしたい。また、待ち時間における患者に対する対応策をどのように考えているのか。例えば、ビデオを通じて健康百科あるいはパンフレットを用意して知識の高揚を図るなど対応策をお聞かせ願いたい、旨の質問がありました。

これに対し、第一点目の施設の利用者への還元については、今後鋭意検討してまいりたい。

第二点目の医師充足度については、現在、医師数は28名で医療法に基づく入院、外来患者数から充足されております。

第三点目の待ち時間の患者への健康管理については、各病院においても悩みの種であり、現在、本や雑誌など準備中でありまして、今後とも考慮していきたい、旨の答弁がありました。

引き続いて意見、要望があり、第一点目のこれから検討すると言われたが、検討案を持ってほしかった。

第二点目の外科を充実しているため、外科病院と言われることなく、内科診療の充実についても要望する。

第三点目の待ち時間対策についても本だけでなく、年寄りで字の読めない方のことを考えて、目と耳で聞けるビデオなども考えてほしい、旨の要望、意見等がありました。

次に、本館に手術後の回復室として四人室が新設されたというが、いままでなかったのかどうか。また、本館二人部屋はどうか。二点目に、一床当たり国、府の補助金はあるのかどうか。また、要望されているとすれば、要望額をお聞かせ願いたい。第三点目は要望であるが、待ち時間中の子供や妊産婦などの患者に対するたばこの煙の防止について対策を要望する、旨の意見及び質問がありました。

これに対し、第一点目の二人室については現在なく、いま工事中の改造工事完了後できるので、入院加算料金をいただきたい。四人室については、新館に三室あるが、本館には現在なく、改造後一室できます。

第二点目の一床当たり補助金については、国からはなく、府から一床当たり15万円を一般会計を経由していただいております。

なお、要望額については、府に対し、大阪府公立病院開設者協議会から現在、一床当たり、30万円を要望している、旨の答弁があり審議を終りました。

本病院会計予算及び本条例の一部改正についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

次に、一般会計予算と関連する議案5件、議案第8号「青年学級の開設について」、議案第9号「和泉市自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定について」議案第11号「和泉市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第12号「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」議案第13号「和泉市職員旅費条例の一部を改正する条例制定について」を一括審議に入りましたが全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

以上をもちまして当予算審査特別委員会に付託されました議案第1号「昭和56年度和泉市一般会計予算」外12件の審議の結果並びに経過の報告であります。何とぞ速やかに御可決御決定下さるようお願い申し上げます。私の報告を終ります。

○ 議長（貝淵博治君） ただいま委員長より詳細な報告が終了しました。委員長報告に対する質疑を省略いたしまして直ちに討論に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、討論に入ります。反対の方からお願い致します。

- 10番(天堀 博君) 委員長報告は一括しての賛否でありますので、共産党議員団として賛成すべきものあるいはまた反対のものそれぞれございますので、そのこと等も明らかにしながら全体についての反対の討論をいたしたいと思います。

議案の順序でいきますと、議案第8号から13号まで、病院の関係議案も含めまして、この6件については賛成であります。

次に、一般会計であります。まず、歳入からいきますと54年度から財政再建計画ということで当時、議会でも問題になりましたが、その再建案を基本にして進められてきているのが現在の財政再建であります。しかし、これはその当時にも明らかになりましたように、議会にも公表されておられません。そういう点では、非常に市民不在と言いますが、議会を無視した形での厳しい市民負担を強いてくる財政再建計画であります。こういうものにつきましては私ども、了承納得するわけにはいかないわけであります。

あわせて本年、公共料金を値上げしないと言われておりますが、すでに明らかになっておりますように、54年度で大幅な公共料金の引き上げを行いました。そういうことによって高値据え置きということ。そのため明らかになりましたように、本年度は58年度に比べると1億6千余万円の実質増収となっており、市民負担が強められている予算であります。

さらに、開業事業収入を3億円見込んでおりますように、後で大きな負担が生じてくるわけですが、開発優先のやり方で当面の金を取っていくというやり方は大変危険な要素を含んでいるわけであります。

次に、歳出でありますけれども、まず、同和対策につきましては依然として解同支部助成金並びに地区協運営の入員配置など、公正な同和行政を進めていくことにはなっておりません。解放センターの利用などにつきましても、民主団体や解放同盟に関係する政党以外の政党にも使わせないということで、一般市民からの批判も非常に高まってきたときであります。

さらに、市の総合基本構想が見直しをされるということでもあります。そのことによると予算も組まれておりますが、現在までの基本構想についてのローリング、いわゆる見直しやふるいにかけることがされてきておらなかったと言われておりますが、こういう現状の実施状況について、一定の文書発表等も含めて見直しをしていくという基本姿勢が必要だと思います。

さらに意見としては、広域行政ということがいま出され、それぞれ審議委員さんも出ておられますが、事前協議制の確立のための基本構想の議会への公表もぜひとも行っていただきたいこれは意見として述べておきたいと思います。

福祉関係をとりますと、今年から始まる国際障害者年、これは国連決議に基づく勧告によって日本政府も取り組んでいるということですが、笛や太鼓の宣伝に比べて予算審議を通じて明らかになりましたことは、この障害者年の取り組みについての事業に対する国、府の補助金が一切つかないということであり、これは国や府がいかにか冷たい態度をとっているか明らかになっていると思うわけであり、この点については、是非国、府に対しても強い要求をしていただくとともに、国を挙げて、あるいは府、市を挙げて国際障害者年への取り組みに力を入れていただきたいと考える次第であります。

また、身体障害者解放会館の運営等につきましては、地区外利用については非常に問題になっております。内容の充実改善をすること、一般財源で運営されているということにつきましても、国、府に対して積極的に補助を要求していくべきだと指摘をしておきたいと思っております。

次に、衛生関係でございますが、和泉診療所の設置条例がございません。委員長報告の中では、これについては使用貸与しているということでありました。しかし、実質上、予算特別委員会の中での答弁はそうではなく、賃貸契約を結んでるということでございます。しかも、無償ということであり、行政財産という点から見ましたらあり得べからずことではあります。是比市立診療所としての職員に対する管理責任も明らかにし、設置条例を設けて広く市民にも是比利用できるようにすべきであり、また、明確化すべきだと考えるわけであり、

また、60歳からの老人医療無料化など同和施策が要求組合に入らないと資格が得られないというやり方が続いております。同じ地区内の住民でありましても、こういうふうに差別が行われておるといやり方であり、これは容認すべきことではないと考へます。その他の個人給付等も含めて改善をすべきだと考へます。

それから、ごみ問題でございますが、納花町の産廃処理場問題が非常に大きな問題になっております。この問題については、一定の別の形でそれぞれの場所で述べておきたいと思っておりますけれども、しかし、和泉市内の市民から持ち込まれておる土砂、瓦れきあるいは不燃物の処理が場所がないということでやりにくくなって今、非常に困っております。しかし一方では、納花町の産廃処理場では、業者によって投棄が始められております。こういうことで市民の間から、市民が持ち込む不燃物の処理ができないことに対して、そういう産廃の業者による処理とからんで非常に批判が出てきているところでもあります。市民の要求にこたえられない行政として低下をしてきている状況ではあります、ぜひともこういう怠慢行政を改めていく努力が急務であると指摘をしておきたいと思っております。

その他種々でございますが、それぞれ一般会計の予算審議の中で私ども委員が意見を申しておりますので省略いたします、主な点だけを述べましたが、以上、一般会計につきましては、

住民本位が買かれていないこと、あるいはまた開発優先であること。スーパー対策等についても、いわゆる待ちの姿勢で手をこまねているという状況であります。このようなことで将来に大きな危険を含んでいるなどから見まして、当議員団としては、昭和56年度和泉市一般会計予算につきましては反対を表明いたします。

なお、国保会計であります。根本的には国の責任であり、自治体の負担が過重になっていることは理解するわけです。しかし、同時に一般会計からの繰り入れが他市に比べても非常に少なく、減免制度も明らかになっていないなどの点、市民負担は大きなものとなっております。そういう点から、国民健康保険会計については反対をいたします。

なお、他の特別会計三会計、公共用地先行取得事業、公共下水道事業、中央丘陵事業につきましては、委員会の中で意見を述べておりますが、それぞれ賛成をいたしたいと思います。

さらに、水道会計は引き続き福祉料金など低所得者対策がとられていないという点で、非常に高い水道料金でもあります。そういう点で、本年も水道会計につきましては反対を致します。

病院会計につきましては、施設利用料などごまかしを行っております。委員長報告の中にもございましたが、これは差額料ではないということですが、市民にとっては同じことでもあります。こういう点をぜひ市民にもっと明らかにすることと、さらに、廃止も含めた改善を要求します。

しかし、市立病院が大幅に増改築され、あるいはまた新設に近い状態でいま運営されております。各種の機器も取り入れ、市民にとって非常に重要な市民病院としての役割を果たす方向に向いてきております。今後とも、この点での努力を望むわけですが、これからの推移を見守っていきながら、市民の健康、生命を守っていくということで、市立病院会計については賛成を表明致します。

以上、それぞれの内容につきまして賛成、反対の意見を述べました。最初に申し上げましたように委員長報告は一括しての賛否でありますので、委員長報告に対して反対を表明したいと思います。

○ 議長（貝渕博治君） 次に賛成の方お願いいたします。

○ 2番（飯坂楠次君） 私は昭和56年度予算並びに関連議案に対し、賛成の意見を申し述べたいと存じます。

わが国経済は、景気回復のきざしが見え始めたものの、国際石油情勢の先行き不安等まだまだ楽観を許せない現状であります。このような経済環境のもとでの昭和56年度の国の財政運営をながめた場合、行政の減量化と経費の節減、合理化を図るとともに、歳入面では徹底した見直しにより財政再建を焦眉の急としているものであります。

一方、本市の財政は、昭和54年度に8年ぶりに9千余万円の単年度黒字決算。また、55年度見込みにつきましても、単年度収支の均衡が確保できるなど、理事者及び関係各位の努力により財政状況は好転のきざしがあり、大いに期待をしておるものであります。

本年の昭和56年度予算を見ました場合、歳出面では、物件費を中心に一般行政経費を極力抑え、投資的経費については重点的に実施し、また、歳入面では、安易に市民負担の増額を図ることなく、脆弱な財政基盤を克服するため自主財源の拡大を図り、財源確保に努力され、限られた財源の効率的配分に配慮し、市民福祉の向上に努めようとする姿勢が反映されているものと評価するものであります。

地方財政を取り巻く環境は厳しく、今後の財政運営に当っては、国、府に対しては引き続き超過負担の解消、交付税の増額、国有提供施設等所在市町村助成交付金の増額、また、同和対策事業の特別助成措置等、積極的な財源確保を図り市民サービスの向上に努力されるとともに、健全均衡財政を一日も早く確保されることを要望するものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計につきましては、保険料の改定もなく、内部努力がなされているものと評価するものであります。医療費の抜本的改正を国に強く求めることを理事者に要望するものであります。

次に、和泉中央丘陵整備事業特別会計であります。将来の和泉市の町づくりに大きく前進されるよう期待するものであります。

その他特別会計及び企業会計についても適正な予算であると思料いたしますものであります。

以上、本市財政の安定と対応力の回復に向けての理事者の努力を期待するとともに、和泉市民の生活水準向上に鋭意努力されるよう切に要望いたしまして、昭和56年度一般会計、特別会計及び企業会計予算並びに関連諸議案に対し賛成いたしますものであります。

- 議長（貝淵博治君） 意見だけですか、どうぞ。
- 16番（赤阪和見君） 一定の意見表明をさせていただきたいと思料します。

一般総括質問及び予算委員会を通じて審議してきたわけではありますが1つには、脆弱な財政基盤の克服や国、府への交付税の本市の特殊事情への増額要求等、市民負担協力の中で、市理事者は懸命の財政運営の最大努力を払っていただかなければならないということでもあります。特に民生福祉各施策の充実、その中でも国際障害者に当る本年、積極的な取り組みをしていただきたい。

生活環境整備の一連の事業、道路、下水道、公園、また教育施設の充実については、一定の評価はいたしますが、施設内容の格差是正や拡充を図っていただきたい。

社会教育の立場から市民要望の強いスポーツ、運動公園の整備、市民グラウンドのナイター

設備、市民会館の整備等多くの課題により向きに取り組んでいくべきであります。

中央丘陵開発の市民的立場からの合理的かつ将来展望等、周辺住民との融合に誤りなきような運営を強く望んでいきます。

また、国保会計の被保険者への配慮、また、病院運営においても内容の充実、特に予防医療の教育等を要望いたします。

本予算は、全体として問題なしとは決して言えないのでありますが、一定の評価をするものであります。しかし、審議の過程で各議員さん、また、私たちから出しました意見を踏まえ、本年度途中での補正、運営面でより行政効果をあげるべく努力していただきたいという意見を表明いたします。

- 議長（貝淵博治君） 以上で討論を終ります。

それでは、採決を行いたいと存じます。日程第1より日程第13までを予算審査特別委員会委員長報告どおり可決するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

ありがとうございます。挙手多数でありますので、よって、議員第1号より第13号までの13議案は委員長報告どおり可決されました。予算審査特別委員の皆さんには、連日の慎重御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

1時まで休憩いたします。

（正午休憩）

（午後1時5分再開）

- 議長（貝淵博治君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第14回「和泉市土地開発公社昭和56事業年度事業計画書類の提出について」を議題といたします。

（市会事務局長朗読）

議案第 5 号

昭和 5 6 事業年度和泉市土地開発公社予算

(総 則)

第 1 条 昭和 5 6 事業年度和泉市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収 入 支 出 予 算)

第 2 条 収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ 8,903,100 千円と定める。

2 収入支出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表 収入支出予算」による。

(借 入 金)

第 3 条 借入金の限度額は、6,149,800 千円と定める。

昭和 5 6 年 2 月 1 9 日 提 出

和泉市土地開発公社

理事長 池 田 忠 雄

第 1 表

収 入 支 出 予 算

収 入

款	項	金 額
1. 事 業 収 入		2,750,414 千円
	1. 土 地 売 却 収 入	2,750,414
2. 借 入 金		6,149,800
	1. 借 入 金	6,149,800
3. 事 業 外 収 入		2,886
	1. 利 息 収 入	2,500
	2. 雑 収 入	386
合	計	8,903,100

支 出

款	項	金 額
1. 事業費		4,208,319 千円
	1. 土地取得費	4,208,319
2. 管理費		164,229
	1. 財産管理費	20,900
	2. 事務管理費	143,329
3. 借入金償還金		4,527,552
	1. 借入金償還金	4,527,552
4. 予備費		3,000
	1. 予備費	3,000
合	計	8,903,100

○ 議長（貝淵博治君） 報告の説明を願います。

○ 用地担当理事（平野誠蔵君） それでは、お許しを得まして、たたいま御上程をいただきました報告第1号「和泉市土地開発公社昭和56事業年度事業計画」について御説明申し上げます。

当社の運営につきまして、平素から格別の御指導、御鞭撻を賜っておりますことに対し、衷心より厚く御礼申し上げます。

最近のわが国の経済は、原油の異常値上げを背景とした悪材料の中で第2次オイルショック後のインフレを克服し、安定成長を確保してまいりましたが、昨年後半に至って景気の後退幅が拡大し、また、土地情勢についても、高金利や地価の高騰、実質所得の減少から再び需要にかけり減少が見られます。

こうした背景のもとで、公社経営の圧迫要因となっております保有資産の処分につきましては、条件整備を図りつつ、効果的に早期処分に取り組み、投下資金の回収による借入金の返済、金利負担の軽減を図るとともに、経常的収支の改善に向け鋭意努力を重ねてまいる所存でございます。何とぞ一層の御指導を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昭和56事業年度和泉市土地開発公社の事業につきましては、さきに御議決を賜りました昭和56年度和泉市一般会計予算執行方針に基づき、事業計画を策定したものでございます。それでは、内容の御説明を申し上げます。公社予算書1ページでございます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収入支出の総額及び款・項の区分とその金額を定めるものでございまして、予算総額は、収入支出それぞれ89億310万円とし、その内訳は第1表のとおりでございます。前年度予算と比較いたしまして、2億9,501万7,000円の増額で、3.4%の増となっております。

第3条は、借入金の限度額を定めるものでございまして、一般会計予算の債務負担と債務保証に基づき、事業執行に必要な資金を借り入れにより調達するものでございます。本年度は、限度額を61億4,980万円と定めるものでございます。

次に、事業計画について御説明申し上げます。12ページでございます。

まず、公共用地先行取得事業計画でございますが、和泉市の受託分といたしまして、教育施設用地として、学校、幼稚園用地3万5,475平米を18億2,000万円で取得する計画でございます。

次に、環境改善整備事業に係る住宅、道路、公園等の用地として、2万4,233平米を21億1,831万9,000円で取得する計画でございます。

また、一般公共事業では道路、保育所及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づく買い取り用地等、4,848平米を2億5,500万円で取得する計画をいたしており、合計面積、6万4,556平米を41億9,331万9,000円で取得する計画でございます。

次に公社におきましてすでに取得いたしております用地等の譲渡処分計画でございます。13ページでございます。

都市計画街路池上下宮線、泉大津阪本線、和泉府中北通線及び北池田5号線の道路用地として、4,120平米、環境改善整備事業用地として、改良住宅、道路、公園用地8,058平米合計1万2,178平米を16億3,673万7,000円で大阪府並びに和泉市へ譲渡を予定いたしております。

また、公共事業用地取得に伴う代替換地対策事業用地1,521平米を1億1,891万4,000円で権利者へ、一般処分用地は、1万6,115平米を9億9,476万3,000円で売却処分を予定いたしております。

以上、当年度に譲渡処分の予定合計は2万9,814平米、27億5,041万4,000円と相なります。

引き続きまして、これら事業執行に必要な予算の大綱について御説明申し上げます。6ページの支出の部でございますが、第1款事業費といたしまして、和泉市の受託先行取得事業であります教育施設用地、環境改善整備事業用地並びに一般公共事業用地の受け入れ分として42億831万9,000円と相なり、前年度当初予算と比べ7億3,178万4,000円、21%の増と

なっております。

第2款管理費は、用地取得業務及び財産管理業務に関連する経費で、職員給与費など1億6,422万9,000円と相なります。職員給与費は27名の計上で、前年度に比べ2名減員となっております。

第3款借入金償還金といたしまして、45億2,755万2,000円を計上いたしました。うち元金償還36億3,700万円、支払利息8億9,000万円でございます。

第4款予備費は、300万円を計上いたしております。

以上によります支出合計は、89億310万円と相なります。

引き続きまして、この歳出予算を賄う収入予算について御説明申し上げます。4ページでございます。

第1款事業収入は、さきに御説明いたしました事業計画に基づく土地建物、補償等の売却収入として、27億5,041万4,000円を計上いたしておりますが、なお一層収入の増加を図るため、関係機関と協議を重ねてまいりたいと存じます。

第2款借入金は、事業を執行するための必要な資金並びに支払利息等、新規に借り入れる予定でございまして、61億4,980万円を計上いたしてございます。

第3款事業外収入は、288万6,000円の計上であります。

以上、収入合計は89億310万円と相なり、収入支出予算の合計は同額でございます。

なお、11ページに資金計画、14ページ以降に予定損益計算書及び予定貸借対照表を添付させていただいておりますので御参照賜り、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。はなはだ簡単でございますが、報告第1号についての説明を終わらせていただきます。

- 議長（貝淵博治君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。
- 9番（直村静二君） 開発公社の予算でございますけれども、市長にお尋ねしたいんですけどもこれからまだ処分地の処分、結局当初目的から変わった、あるいは、当初目的に利用できないで保有し続けている土地、つまり損して売るのを抱えている。そしてこれが近々に処分せられないかん段階で、具体的に赤字が何億か出た場合、一体だれの責任か、はっきりしておかないといかん。私もたまたま公社の特別委員会におりますし、近々に赤字処分になった場合、理事長として、だれの責任だということ、どのように責任を果たそうとするのかについて聞いておかんと、なかなか今後の運営はむずかしいと思います。その点1つ明快な答えをお願いします。
- 議長（貝淵博治君） 答弁。
- 市長（池田忠雄君） 直村議員さんから御質問いただきましたが、担当の所管でございます開発公社特別委員会でもいろいろと御論議をいただいていたところでございます。また、直村

議員さんにおきましても、公社特別委員会委員長という重責の中でいろいろと御尽力をいただきご指導をいただいておりますことを、この席上をお借りして敬意と感謝を申し上げたい、このように存じます。

御案内のとおり、開発公社は用地の先行取得を業務としておりまして、行政執行がスムーズにいけることが公社設立の目的でございます。いろいろと当初の予定事業、そういうことによります保有財産を抱えておるわけでございます。これが処分につきましては、担当局長から御説明申し上げておりますように、何とかしてそれぞれの条件整備をしながら処分に踏み切ってまいりたいということで、対策委員会でも御協議を重ねていただいている次第でございます。

いろいろ金利等の関係もあるわけでございまして、取得代金に加えて金利の増高の中で、できるだけ条件整備を整えて台帳価格に近づくような処分をいたしたいと考えているわけでございます。地価が急騰しておらない現状では、非常に頭を痛めておるわけでございます。それなりに公社理事会といたしましても、あらゆる手段を尽くして条件整備を行い1日も早く保有資産の処分をしながら、公社の会計を何とか再建してまいらなければいけない。あるいは金利の安いものへの借りかえ等、あらゆる面で努力を重ねてまいりたい、このように存じております。

そうした結果に伴います。直村議員さんの御意見、御質問につきましては、私たち理事会一同の襟を正しながら、可能な限り処分を早急に行っていく中で、金利負担の軽減措置を行ってまいらなければならない、このように決意をいたしております。過般の公社特別委員会でも、いろいろ御指導をいただいているところでございます。そうした中で、あらゆる努力を積み重ねながら、公社経理を軽くしていかなければならないと存じております。

そこから起こってくる差額の問題、むずかしい御指摘はいろいろあろうかと思いますが、現状、理事長初め公社理事会、職員打って一丸となり、保有財産の1日も早く処分を行っていく中で配慮をさせていただきたい。可能な限りの努力を重ねてまいりたい、このように存じております。またいろいろと御指摘の向きごもっともでございます。今後ともその努力の中で対応させていただきたいと存じます。お答えになったかどうかわかりませんが、ひとつ御理解を賜りたいと存じます。

- 9番(直村静二君) 私の言いたかったのは、この開発公社の問題については、これは議会を通るときは報告ということで議決事項ではないわけです。しかし、強いて言えば予算関係と表裏一体のもので、後は公社で一切やる。保有地があって近々に処分する場合、赤字が出ることは歴然としておるが、この責任は議会にはないと思う。全然ないとは言えないが議会に責任があるとすれば10%、90%は開発公社の理事長にあると思う。その辺を明確にってもらわんといかんと思います。後の損した段階はこれから出発していくことですから、責任の取り方を実際の運用面でどうするか、私はこの2つの意味で聞きたかったが、もう1回お考えを

聞かせてもらって、それで終わっておきます。

- 市長（池田忠雄君） いろいろ御心配いただきありがとうございます。私たち理事会の者は、議会の責任云々ということは思っておりません。開発公社の運営につきましては、開発公社理事會が責任を持っております。そうした責任の中で今後精いっぱい努力を積み重ねさせていただきますと存じております。ただ、表裏一体のことでございます。こうした先行取得に伴う公社運営につきましては、議会にも特別委員会を御設置いただき、大所高所からいろいろ御指導、御鞭撻、御協力を相賜りますことを私ども、感謝申し上げております。今後共よろしくお願いたします。

- 議長（貝淵博治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

報告第1号を終ります。

-
- 議長（貝淵博治君） 次に日程第15「国民健康保険に係る療養給付費の国庫負担率の引き上げと傷病手当、出産手当等の給付制度の確立に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

意見第1号

国民健康保険に係る療養給付費の国庫負担率の引き上げと

傷病手当、出産手当等の給付制度の確立に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和56年3月19日

提出者

和泉市議会議員

池	辺	秀	夫
仁	井		明
赤	坂	和	見
飯	坂	楠	次
柳	瀬	美	樹
天	堀		博

国民健康保険に係る療養給付費の国庫負担率の引き上げ
と傷病手当・出産手当等の給付制度の確立に関する意見書

1938年（昭和13年）に農民等を主な対象として、国民健康保険法が制定実施され昭和36年には「国民皆保険制」のもとに国民健康保険の範囲も広げられ社会保障向上に寄与することとなった。しかし、この間社会構造も急激に変化し、国民健康保険の被保険者も、中小業者、零細企業に働く労働者、停年退職後の老人等が多く占ることとなった。

このことは世帯主が病気でおかれればたちまち生計の維持に苦しむ市民がでるなどの社会問題になってきています。このことから社会保険で給付されている傷病手当、出産手当等を国民健康保険にも是非適用してほしいとの要望が市民からあがってきていますので、国民健康保険を真に国民のものとして充実させるために次のことをつよく要望いたします。

- ① 国民健康保険に係る療養給付費の国の負担率を大巾に引き上げること。
- ② 傷病手当、出産手当等の給付を制度化すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により、意見書を提出する。

昭和56年3月19日

大阪府和泉市議会

- 議長（貝淵博治君） 提案の趣旨説明を願います。
- 10番（天堀 博君） ただいま御上程いただきました「国民健康保険に係る療養給付費の国庫負担率の引き上げと傷病手当、出産手当等の給付制度の確立に関する意見書」でございますが、お手元に配付させていただいておりますように、当初、農民等を対象として設立されました国民健康保険でございますけれども、その後いろいろ国民皆保険制のもとに範囲も広げられてきました。いわゆる社会保険に入っていない国民が国民健康保険に入ってその保障を得ていくことになっております。

しかしこの間、社会的な構造も急激に変化してきております。そして、その対象者も当者は農民だけを主な対象者としておりましたが、現在では、中小業者とか零細企業に働く労働者あるいは定年退職後の老人等を多く占めることにもなってきております。例えば世帯主が病気でお倒れすると、たちまち生計に苦しむことになっておるのが現状でございます。そういう点から、是非社会保険等で給付されております傷病手当あるいは現在、出産祝い金として出ておりますが、その大幅な増額を行い出産費用を国民健康保険で賄えるような出産手当などをこういり保険制度に制度化していく、こういうことを要望するものであります。

また、①、②に書いておりますように現在、各市町村に対して非常に大幅な負担が強いられ

ておりますが、国の療養給付費の負担率を大幅に引き上げること。2つ目として、傷病手当、出産手当など先ほど申し上げたものを制度化することを、地方自治法第99条第2項の規定により、国に意見書を提出するもので、議員皆様方の御賛同、御議決を賜らんことをお願いする次第でございます。

- 議長（貝渕博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終ります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、意見第1号を原案どおり提出することに決めます。



- 議長（貝渕博治君） 以上で本定例会に付議されました議案審議は全部終わりました。

長時間の御審議でお疲れのところまことに恐縮ですが、理事者より市税条例の一部を改正する条例の専決処分をお願いするにつき、事前にその内容と理由の説明をさせていただきたいとの依頼を受けておりますので、よろしくお願ひいたします。簡単に説明願ひます。

- 財務部長（麻生和義君） お許しをいただきまして、市税条例の一部改正について御説明申し上げ、専決処分の御了承を賜りたいと存じます。

昭和56年度の地方税法等の一部を改正する法律案は去る2月12日に衆議員へ提出され、現在地方行政委員会において審議中のところでございます。この法律案の概要といたしましては、地方財政の状況にかんがみ、低所得者層について、昭和56年度個人の市民税所得割の非課税措置を講ずる一方、法人市民税均等割の税率適用区分を改め、地方税源の充実と地方税負担の適正合理化を図るための措置を講ずること、等を骨子したものでございます。

本法律改正案が可決成立されますと、本市の市税条例の規定につきまして昭和56年度の市税の賦課から適用することとなり、所要の改正を行う必要が生ずることと相なる次第でございます。この法律案が可決公付されますと、市税条例の一部改正につきましては、地方自治第百79条の規定に基づき、専決処分をさせていただきたく存ずる次第でございます。

それでは、市税条例の一部改正案の内容を申し上げたいと存じます。

まず、市民税の関係でございますが、1つ目は、個人の市民税均等割の非課税の範囲となります算定基礎額を現行22万円から23万円に引き上げること。2つ目は、法人市民税均等割の税率の適用区分については、現行資本の金額または出資金額に新たに資本積立金額を加えて適用するものでございます。

次に軽自動車税関係でございますが、課税事務の合理化を図るため、現行の月割課税を廃止すること。また、電気自動車に係る軽自動車税の軽減措置の適用期限を昭和57年度まで延長するものでございます。

以上が、市税条例の一部を改正する条例案の概要でございますが、よろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。終わります。

-
- 議長（貝淵博治君） お諮りいたします。昭和56年第1回定例会をこれにて閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、昭和56年第1回定例会を閉会いたします。

-
- 議長（貝淵博治君） この際、市長のあいさつを願います。

（市長あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 閉会に当たりまして一言、御礼申し上げます。

去る3日に本年第1回定例会をお願い申し上げ、昭和56年度一般会計予算を初め水道事業会計予算並びに病院事業会計予算と、これに関連いたします条例制定等多数の重要議案を御提案いたしましたところ、議員皆様方には、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず、長時間にわたり慎重御審議を相賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く深く御礼申し上げる次第でございます。また、予算特別委員の皆さん方には、お疲れのところ連日わたり御審議を煩わし深く感謝申し上げる次第でございます。

なお、本会議を通じあるいは予算特別委員会の御審議の過程におきまして、御指摘いただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重いたしまして、私はもちろん職員打って一丸となり遺憾なきを期してまいります。また、予算執行に当たりましては、慎重を期してまいる所存でございます。議員皆様方におかれましても、市政運営につきまして今後なお一層の御支援、御協力をお寄せ賜りますようお願い申し上げます。

いよいよ陽春の候となりまして季節の変わり目でもございます。議員皆様方には、ますます御多忙のことと存じますが、何とぞ御健勝で市政発展のために御尽瘁賜らんことを心から念願をさせていただきます、はなはだ簡単で意をもちませんが、閉会に当たりましての心を込めての御礼のごあいさつといたしたいと存じます。どうも長時間本当にありがとうございました。

(議長あいさつ)

- 議長(貝淵博治君) 閉会にあたりまして一言、御礼とごあいさつを申し上げたいと存じます。

昭和56年度当初予算を初め関連する重要議案等の審議に当たりまして御熱心に審議を賜り本日をもって成立を見ましたことを議長として厚く心から御礼申し上げます。

なおまた、会議を通じまして、議事進行に御協力を賜り、日程内に終了でき得ましたことを重ねて御礼申し上げます。

理事者各位におかれましては、昭和56年度も厳しい情勢の中で審議を通じて各議員より御指摘、御意見、切実なる要望などがありましたが、数々の事項を十分に尊重し、苦しい財源の中より創意と工夫をこらし、適切な運営をもって幾多の困難を克服し、12万市民の信託にこたえられるため努力いたされんことを切望してやみません。

議長として不手際な点が多々あったことと存じますが御協力のおかげをもちまして、本日、閉会の運びに至りましたことを心から感謝申し上げます、まことに簡単粗辞でございますが御礼の言葉といたします。長時間まことにありがとうございました。

(午後2時10分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

同 副 議 長

同 署 名 議 員

同 署 名 議 員

同 署 名 議 員

